

再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設、
加工施設(MOX)保安規定(変更)認可申請書

補足説明資料

2020年7月16日

日 本 原 燃 株 式 会 社

目 次

資料① 品質マネジメントシステムに係る許可整合性について	3
別紙-1 再処理施設 許可整合性説明資料	5
別紙-2 廃棄物管理施設 許可整合性説明資料	56
別紙-3 加工施設(濃縮) 許可整合性説明資料	101
別紙-4 廃棄物埋設施設 許可整合性説明資料	154
別紙-5 加工施設(MOX) 許可整合性説明資料	199
資料② 各施設保安規定【品質マネジメントシステム計画】	
各施設の差異について	229
資料③ CAPシステムについて	274
別紙-1 当社におけるCAPシステムの展開	277
資料④ 各施設保安規定【品質マネジメントシステム計画以外 (主な変更)】比較表	283
資料⑤ 運転管理業務について	318
資料⑥ 施設管理について	331
別紙-1 再処理施設及び廃棄物管理施設における 施設管理の具体的な内容及び保安規定への展開	337
別紙-2 施設管理の概要図 (再処理施設／廃棄物管理施設)	367
資料⑦ 放射線管理等について	368
資料⑧ 核燃料物質等の運搬について	393
資料⑨ 段階的に定める保安規定の制定時期の考え方について	403

品質マネジメントシステムに係る
許可整合性について

1. はじめに

本資料は、本年 4 月 1 日に届出^(※)を実施した各施設の「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(事業指定(又は許可)の本文事項)と保安規定「品質マネジメントシステム計画」との整合性を説明するものである。

(※)4 月 1 日の届出書

施設名	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則
再処理施設	第 5 条第 6 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
廃棄物管理施設	第 5 条第 7 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
加工施設(濃縮)	第 5 条第 1 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
廃棄物埋設施設	第 5 条第 7 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出
加工施設(MOX)	第 5 条第 1 項を準用する第 4 条第 1 項に基づく届出

2. 「届出書」と保安規定「品質マネジメントシステム計画」の記載の考え方

(1)届出書

- ・品質管理基準規則に適合するよう記載

(2)保安規定 品質マネジメントシステム計画

- ・品質管理基準規則および同規則解釈、上記届出書を踏まえた記載
- ・また、要求事項を踏まえたプロセス関連図、品質マネジメントシステムの文書の構成概念図および社内文書を記載

3. 品質マネジメントシステムに係る許可整合性の確認結果

別紙-1から別紙-5のとおり、届出書と保安規定「品質マネジメントシステム計画」との整合性を確認した結果、保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、届出書の内容を網羅していることから、整合性が確保されていることを確認した。

(別紙-1)再処理施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-2)廃棄物管理施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-3)加工施設(濃縮) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-4)廃棄物埋設施設 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

(別紙-5)加工施設(MOX) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画)

許可整合性説明資料

以上

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 1 章の 2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 5 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 1 節の 2 品質保証体制	
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	A. 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)		
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、再処理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 5 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う。	(品質保証計画) 第 4 条の 3 社長は、原子力発電所における安全のための品質保証規程 (以下「JEAC4111-2009」という。) に基づき、品質保証計画を定め、「全社品質保証計画書」として文書化するとともに、品質マネジメントシステムの確立、維持及びその有効性の継続的な改善を推進する。	
4.	(適用範囲)		B. 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	(適用範囲)
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、再処理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、再処理施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第 2 条 この規定は、再処理施設 (第 1 ガラス固化体貯蔵建屋西棟及びそれに係る施設は除く。) の保安に係る運用に関して適用する。	
6.	(定義)		C. 定義	3 定義			
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異		3.用語の定義、関連文書
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業指定本文 9 号との整合箇所を示す。			—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、	2 第 2 項第 4 号に規定する「原				—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	子力事業者等とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。					
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。		—		—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。		—		—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)		—		—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			—		—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			—		—	—
17.			a.再処理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。	(1)再処理施設 法第 44 条第 2 項第 2 号に規定する再処理施設をいう。		—	—
18.			b.組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、再処理施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—
19.				(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記載	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。			
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム			
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項			
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第 16 条に定める組織（以下「組織」という。）は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 各職位は、本計画書に従って、2.2 項の適用規格および規則の要求事項を満たす品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		(イ)再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) a. プロセスおよび各施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	(ロ)再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）			e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) c. 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 d. 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 e. 運転開始後の各施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(c)組織は、再処理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。			4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) 各職位は、次の事項を実施する。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑭	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) b. これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		(ニ)プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d.プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。)			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) c. これらのプロセスの運用および監視の支援をするために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) d. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) e. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	(フ)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に係る潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑯	10 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑰ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。	(エ)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第 4 条の 2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、安全文化の醸成のための活動を第 1 節の 2 に定める品質保証体制に基づき実施させる。 2 各職位は、安全文化の醸成のための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<ul style="list-style-type: none"> ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<ul style="list-style-type: none"> に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 （5）各職位は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4 項の調達のプロセスに基づいて管理する。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 （3）各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			(a)一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。
43.	一 品質方針及び品質目標		(i)品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成活動に係る規程」を含む）

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(0)品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 b. 全社品質保証計画書（本計画書）
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(ハ)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(ニ)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書（手順書）、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する“文書化された手順”および記録
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(b)品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） a. 品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） c. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報
53.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書（本計画書） d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ⑰ ・文書の組織外への流出等の防止	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は、文書の一種ではあるが、4.2.5 項の要求事項に従って管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		⑰ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持⑱		訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)			
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。⑱	(0)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) 室、各本部・事業部長は、次の活動に必要な管理についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑲		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑲	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑱をいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。(「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑲	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。(「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) c. 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		5)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) e. 文書は読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) f. 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							し、その配付が管理されていることを確実にする。
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.4 文書管理 (2) g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(イ)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 4.2.5 記録の管理 (1) 各職位は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 (3) 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能で、検索可能なものとする。
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.5 記録の管理 (2) 室、各本部・事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理についての文書を4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によって示す。
71.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント b. 品質方針を設定する。
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント c. 品質目標が設定されることを確実にする。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。(注) (注) 具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d) E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント d. マネジメントレビューを実施する。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント e. 資源が使用できることを確実にする。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視			
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。			5. 経営者の責任 5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
81.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針	5.3 品質方針			
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 1 1 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質方針の設定) 第 6 条 社長は、次の事項に配慮して、法令の遵守及び原子力安全の重要性を含めた品質方針を設定し、文書化する。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) 社長は、品質方針について次の事項を確実にする。 c. 関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化醸成に関する事項を含む。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 6 条 (1) 日本原燃株式会社の経営方針及び理念に対して適切なものであること。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) a. 組織の目的に対して適切である。 g. 組織運営に関する方針と整合性がとれている。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第 6 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第 6 条 (4) 品質目標の設定及び社長による評価における枠組みを与える。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 d. 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。		第 6 条 (5) 社内全体に伝達され、理解されるようにする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) e. 組織全体に伝達され、理解される。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第 6 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。	5. 経営者の責任 5.3 品質方針 (1) b. 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 f. 適切性の持続のためにレビューする。
88.			d. 計画	5.4 計画			
89.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標の設定) 第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 3 事業部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。 4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかなるべき部門および階層で、品質目標が設定されていることを確実にする。その品質目標には、策定した安全文化醸成活動の取組みのうち特に重要な事項、業務・施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含める。
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをい	(ロ)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況の評価	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質目標の設定) 第 7 条 監査室長は、監査室長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能	5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (2) 品質目標は、その達成度が

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		う。		し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）		な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 2 安全・品質本部長は、安全・品質本部長が実施する業務に関し、前条の品質方針と整合し、達成度が判定可能な品質目標を設定して文書化し、当該業務を行う社員等に周知する。 3 事業本部長は、再処理施設に係る保安業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、再処理事業部の当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。 4 技術本部長は、技術本部長が統括する業務に関し、前条の品質方針と整合する品質目標を設定するとともに、当該業務を担当する各部長に対して達成度が判定可能な品質目標を設定、文書化させ、当該業務を行う社員等に周知させる。	判定可能で、品質方針との整合をとる。
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(イ)社長は、品質マネジメントシステムが D. a. の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。			5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑱	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(ロ)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 〔品質マネジメントシステムの変更〕には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。 5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.経営者の責任 5.4 計画

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	る結果 ¹⁹	実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	結果	結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)			5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		2)品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		3)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
98.	四 責任及び権限の割当て ¹⁹		4)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
99.			C. 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(再掲) 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第 5 条 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 17 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文に管理責任者が定められているため、当該条文を引用		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、監査室長、安全・品質本部長、濃縮事業部長、埋設事業部長、再処理事業部長、技術本部長および燃料製造事業部長を、表 5.5.2 に示す各部署の業務に関する管理責任者に任命する。
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) 管理責任者は与えられている他の責任とかかわりなく次に示す責任および権限をもつ。 a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(ロ)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) b. 品質マネジメントシステムの実施状況および改善の必要性の有無について社長に報告する。
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
109.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
110.	(管理者)	(管理者)	(c)管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。（「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				務を行わせることができる。)			
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
116.	五 関係法令を遵守すること。④		5)関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(ロ)管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。 ⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							(3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会にて審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				—	—
127.			f. マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー			
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(a)一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化	(社長による評価) 第 8 条 社長は、品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上評価を行う。この評価では、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(b)マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。
132.	一 内部監査の結果		(イ)内部監査の結果	a.内部監査の結果		第 8 条 2 (1) 監査の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。）
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(ロ)組織の外部の者の意見	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット a. 監査の結果（内部監査および第三者監査等を含む。） b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(ハ)プロセスの運用状況	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判	(ニ)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検		第 8 条 2	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	査等」という。)並びに自主検査等の結果	査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		(2) 保安検査、施設定期検査等の法律に基づく検査の状況及び法令に定める要求事項の変更	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果ならびに製品の適合性
136.	五 品質目標の達成状況		(ホ)品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況			5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット c. プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)、検査および試験の結果
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(ハ)健全な安全文化の育成及び維持の状況	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット d. 安全文化を醸成するための活動の状況
138.	七 関係法令の遵守状況		(ト)関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況		第 8 条 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、前項の評価に当たり、次の各号の事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を社長に報告する。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット e. 関係法令および保安規定の遵守状況
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(チ)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット f. 予防処置および是正処置の状況
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(リ)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第 8 条 2 (5) 前回までの社長による評価結果に基づく措置の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット g. 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(ヲ)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第 8 条 2 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット h. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(ル)部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案		第 8 条 2 (8) 改善のための提案	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット j. 改善のための提案
143.	十二 資源の妥当性⑬		(ヲ)資源の妥当性	l. 資源の妥当性		第 8 条 2 (7) その他重要な事項(安全・品	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのイン

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						質改革委員会での審議結果等) (8) 改善のための提案	プット i. その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) j. 改善のための提案
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性③	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	(7)保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 2 (7) その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) (8) 改善のための提案	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット i. その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) j. 改善のための提案
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。) を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 (1)品質マネジメントシステムおよびプロセスの有効性の改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット a. 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第 8 条 3 (2)業務の計画および実施に係る改善	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット b. 業務の計画および実施に係る改善
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第 8 条 3 (3)資源の必要性	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット c. 資源の必要性
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。) を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット d. その他、改善が必要な事項
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		5)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項 (関係	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.3 マネジメントレビューからのア

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。)を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	ウトプット d. その他、改善が必要な事項
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。			5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (3) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		第 8 条 3 社長は、第 1 項の評価において、次の各号に定める事項（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。）を決定し、監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に通知するとともに、必要な措置を講じる。ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 20 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第 4 章 資源の管理	F 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保	6.1 資源の確保			
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 ^㉑ 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。
157.	一 要員		(a)要員	a.要員			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.3 インフラストラクチャー 各職位は、保安規定に基づき、原

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							子力安全の達成するうえで必要なインフラストラクチャーを明確にし、提供し、かつ、維持する。
159.	三 作業環境		(c)作業環境	c.作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.4 作業環境 各職位は、原子力安全を達成するために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。
160.	四 その他必要な資源		(d)その他必要な資源	d.その他必要な資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 社長は、室、各本部・事業部長が明確にした以下の事項に必要な資源を提供する。
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	b. 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(a)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 各職位は、以下の事項を実施する。また、室、各本部・事業部長は、必要な力量の設定および必要な力量が持てるようにするために行う教育・訓練についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(イ)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 a. 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員（管理責任者を含む。）に必要な力量を明確にする。
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(ロ)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 （「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 b. 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(ハ)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(二)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 d. 社員が、自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識することを確実にする。
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。			6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 e. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定(19)することを含む。	(a)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 事業部長は、第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章、第 7 章及び第 8 章に掲げる業務を計画し、実施するため、次の各号を含む業務の計画及び実施に係る事項を「再処理事業部全社品質保証計画書運用要則」において定める。	7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b)組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
176.	3 原子力事業者等は、個別業務	3 第 3 項に規定する「個別業務に	(c)組織は、個別業務に関する計画	(3)組織は、個別業務に関する計画	・保安規定においては、品質管理基		7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑱	に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	準規則の解釈を反映		7.1 業務の計画 (2) 各職位は、業務の計画に当たっては、次の事項を明確にする。
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果⑱		(イ)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(ロ)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) a. 業務・施設に対する品質目標および要求事項
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) b. 業務・施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		(ニ)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) c. その業務・施設のための検証、妥当性確認、監視、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) d. 業務・施設のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(ド)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。
183.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス			
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a)個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (1) 業務の計画に当たっては、次の事項について適切に明確化する。また、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に		(イ)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に			7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	必要な要求事項		必要な要求事項	要な要求事項			に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項
187.	二 関係法令		(ロ)関係法令	b.関係法令			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規制要求事項
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		(ハ) (イ), (ロ)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及び b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 e. 組織が必要と判断する追加要求事項すべて
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b)個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項をレビューする。
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(ロ)組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) 各職位は、レビューでは次の事項を確実にする。
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1)当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) a. 業務・施設に対する要求事項が定められている。
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		2)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							(2) c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(ニ)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (5) 各職位は、業務・施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c)組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るために、表 7.2.3.1 に示す方法で情報収集および意見交換を行う。
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
203.			c. 設計開発	7.3 設計開発			
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行	(イ)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(再処理施設の設計) 第 11 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、再処理施設の改造における設計の管理について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 設計管理要領」を定め、文書化する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うこと⑱を含む。		含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）		(1) 各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。	
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(0)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) 各職位は、各施設の設計・開発の計画において次の事項を明確にする。
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) a. 設計・開発の段階
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) c. 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(ハ)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設の設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(ニ)組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (4) 各職位は、各施設の設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 各職位は、各施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							事項を含める。
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		1)機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
217.	三 関係法令		3)関係法令	c.関係法令			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) b. 適用される法令・規制要求事項
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4)その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(D)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に関係する職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないものとする。
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c)設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(イ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(D)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットは次の状態にする。
224.	一 設計開発に係る個別業務等要		1)設計開発に係る個別業務等要	a.設計開発に係る個別業務等要求			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	求事項に適合するものであること。		求事項に適合するものであること。	事項に適合するものであること。			7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット(2) a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット(2) b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。
226.	三 合否判定基準を含むものであること。		3)合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット(2) c. 関係する検査および試験ならびに製品の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット(2) d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設の特性を明確にする。
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) 各職位は、各施設の設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(ロ)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (2) 要求事項を明確にし、適切性をレビューする。 なお、レビューには当該改造に係る職位を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
233.	3 原子力事業者等は、設計開発		(ハ)組織は、設計開発レビューの結	(3)組織は、設計開発レビューの結			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(ハ)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(再処理施設の設計) 第11条 (3) 各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。なお、検証は原設計者以外の者が行う。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(f)設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(再処理施設の設計) 第11条 (4) 使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 各職位は、結果として得られる各施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(ロ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(再処理施設の設計) 第11条 (4) 使用前に妥当性を確認する。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (2) 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、各施設の使用前に、妥当性確認を完了する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (2) 各職位は、変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		(再処理施設の設計) 第 11 条 (5) 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。変更のレビューには、再処理施設に及ぼす影響の評価を含める。	7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (3) 各職位は、各施設の設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価(施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ニ)組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
247.			d. 調達	7.4 調達			
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(イ)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(調 達) 第 12 条 事業部長は、「全社品質保証計画書」に基づき、物品及び役務の調達について、次の各号の事項を含む「再処理事業部 調達管理要領」を定め、文書化する。	7. 業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合している	1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑳ 2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認	(ロ)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(調 達) 第 12 条 (1) 調達製品の要求事項(物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に係る要求事項を含む。)を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査す	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (1) 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。室、各本部・事業部長は、調達プロセスに関する管理についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ことを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。 ⑫	する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	方法及び程度を定める。	める。（「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）		る。	画書運用要則に定める。 （2）各職位は、供給者および調達製品に対する管理の方式と程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。		(調達) 第12条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (3) 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価および再評価の基準を定める。
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ホ)組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(調達) 第12条 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (4) 各職位は、評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（再処理施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.1 調達プロセス (5) 各職位は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法および他の組織と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	該当するものを含めなければならない。						(1) 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) b. 要員の適格性確認に関する要求事項
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) d. 不適合の報告および処理に関する要求事項
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑩		6)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		7)その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。⑪	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(ロ)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の		(ハ)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を		(調 達) 第 12 条 (1) 調達製品の要求事項（物品又は役務の調達後におけるこれらの	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (2) 各職位は、供給者に伝達す

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	妥当性を確認しなければならない。		物品等要求事項の妥当性を確認する。	確認する。		維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に係る要求事項を含む。）を明確にし、文書化し、供給者に伝える前に要求事項の妥当性について審査する。	る前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(二)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (3) 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(c)調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(イ)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(調 達) 第 12 条 (4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定める。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.3 調達製品の検証 (1) 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(調 達) 第 12 条 (5) 供給者先で検証を実施することとした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にする。	7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.3 調達製品の検証 (2) 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。
270.			e. 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理			
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(a)個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、該当する次の状態を含む。
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(イ)再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 （「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 a. 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(ロ)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理 b. 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(ハ)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 c. 適切な設備を使用している。	
276.	四 監視測定のための設備が利用で		(ニ)監視測定のための設備が利用で	d.監視測定のための設備が利用で		7.業務の計画、実施	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。			7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 d. 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ホ)H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 e. 規定された監視および測定が実施されている。
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(ハ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.1 業務の管理、製造 f. 業務のリリースが規定されたとおりに実施されている。
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (1) 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。 d. 記録に関する要求事項
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) b. 設備の承認および要員の適格性確認
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) c. 所定の方法および手順の適用 e. 妥当性の再確認
287.	(識別管理)	(識別管理)	(c)識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (1) 各職位は、必要な場合には、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・施設の状態を識別する。 (2) 各職位は、監視および測定要求事項に関連して、業務・施設の状態を識別する。
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(1)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.3 識別およびトレーサビリティ (3) 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d)組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.4 組織外の所有物(知的所有権も含む) 各職位は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e)調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.5 調達製品の保存 各職位は、調達製品の検証後、受入れから据付け(使用)までの間、調達製品を適合した状態のまま保存する。この保存には、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理			
295.	第四十三条 原子力事業者等は、		(a)組織は、機器等又は個別業務	(1)組織は、機器等又は個別業務			7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。			7.6 監視機器および測定機器の管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視および測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (2) 各職位は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(イ)あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(ロ)校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) c. 校正の状態が明確にできる識別をする。
300.	三 所要の調整がなされていること。		(ハ)所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(ニ)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (3) e. 取扱い、保守、保管において、損傷および劣化しないように保護す

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(d)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。			る。 7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (4) 各職位は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(e)組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (5) その機器および影響を受けた業務・施設に対して、適切な処置をとる。
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(f)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (6) 校正および検証の結果の記録を維持する。
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(g)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。			7.業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
307.	第六章 評価及び改善	第 6 章 評価及び改善	H. 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善			
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。)および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)し、実施する。
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) a. 業務・施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
311.			b. 監視測定	8.2 監視及び測定			
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及	(イ)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の意見を把握しなければならない。	び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。					客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(0)組織は、(イ)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
315.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。監査は、年1回以上行うものとする。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) 監査室長は、本計画書に基づく業務全体について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、年1回以上、客観的な評価を行う部門または外部の組織により内部監査を実施する。なお、監査室長が実施する内部監査は、室、各本部・事業部長が実施する業務を対象とする。
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、2.2項の適用規格および規則の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		(内部監査) 第13条 監査室長は、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、「全社品質保証計画書」に基づき、次の各号の事項を含む「監査室 内部監査要則」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (1) b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(0)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(内部監査) 第13条 (1) 監査員の選定基準	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		(内部監査) 第 13 条 2 監査室長は、安全・品質本部、事業部及び技術本部から独立した監査を行うため、前項の規定に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画を策定して監査を実施する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 a. 監査の基準、範囲、頻度および方法を規定すること。
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) b. 監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		(ホ)組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(内部監査) 第 13 条 5 監査室長は、監査員として必要な教育を受けた者で、対象となる業務を実施した者以外の者に、第 2 項の監査を実施させる。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) c. 監査員は自らの業務は監査しないこと。
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(ハ)組織は、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。」	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (3) 監査室長は、監査の計画および実施ならびに記録の作成および結果の報告について、その責任および権限ならびに要求事項についての文書を「監査室 内部監査要則」として定める。
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(ト)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5 項参照)
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(フ)組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		(内部監査) 第 13 条 3 前項の監査を受けた職位は、不適合が判明した場合及び予防処置を要すると判断した場合は、「監査室 内部監査要則」に基づき必要な措置を講じるとともに、監査室長に報告する。	8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (5) 監査された領域に責任を持つ各職位は、発見された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく処置がとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(c)プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合にお	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動	(イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	いては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	視測定に見合う方法によりこれを行う。	監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)			8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。(14)		(ロ)組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の方法により、プロセスが E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3)組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5)組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (1) 各職位は、各施設の要求事項が満たされていることを検証するために、各施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を記録する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (3) 各職位は、合否判定基準への適合の記録を維持する。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (4) 各職位は、業務の計画で決めた検査および試験が完了するまでは当該施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 〔「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。〕（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(ハ)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.4 検査および試験 (2) 各職位は、検査および試験要員の独立の程度を定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	c. 不適合の管理	8.3 不適合の管理			
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要領」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(不適合管理) 第 14 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、不適合が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限について、次の各号の事項を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (1) 各職位は、業務・施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。室、各本部・事業部長は、不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要領に定める。
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(不適合管理) 第 14 条 (1) 次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) 各職位は、該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (1) ① 検出された不適合を除去するための処置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(不適合管理) 第 14 条 (1) ② 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、リリース又は合格と判定することを正式に許可する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) b. 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)もしくは出荷、または合格と判定することを正式に許可する。
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(ハ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (1) ③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) c. 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(ニ)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(不適合管理) 第 14 条 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をと	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (2) d. 各職位は、外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合によ

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						る。	る影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(d)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		(不適合管理) 第 14 条 (2) 不適合の性質の記録及び不適合に対処した措置の記録を維持する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (3) 各職位は、不適合の性質の記録および、不適合に対処した特別採用を含む処置の記録を維持する。
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(e)組織は、(c)(1)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		(不適合管理) 第 14 条 (3) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (4) 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。
349.				(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(不適合管理) 第 14 条 (5) 再処理施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、不適合の内容を公開する。	8.評価および改善 8.3 不適合管理 (5) 安全・品質本部長は、原子力安全の向上を図る観点から、公開の基準についての文書を「ニューシアおよびニックスへのトラブル情報の掲載管理要則」として定め、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)へ登録することにより、公開する。
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	d. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価			
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(a)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.4 データの分析 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2 項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。			8.評価および改善 8.4 データの分析 (2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(イ)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			8.評価および改善 8.4 データの分析 a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(ロ)個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) ^㊸	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づ	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.4 データの分析 c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設の特性および

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		き、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。		等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）			傾向
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(二)調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力			8. 評価および改善 8.4 データの分析 d. 供給者の能力
357.			e. 改善	8.5 改善			
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。㊸		(イ)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		(是正処置及び予防処置) 第15条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (1) 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に見合うものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することを含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室・各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を4.2.3項の室・各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3 (2) 不適合の発生を防止するため	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						の処置の必要性の評価	8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮⑥ 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) a. 不適合のレビュー b. 不適合の原因の特定
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化②		ii)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(是正処置及び予防処置) 第15条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第15条 (6) とった是正処置の有効性のレビュー 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) f. とった是正処置の有効性のレビュー 8.5.3 予防処置 (3) e. とった予防処置の有効性のレビュー
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。②		4)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) d. 必要な処置の決定および実施 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。②		5)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。			8.評価および改善 8.5 改善 8.5.1 継続的改善 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では	6)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第15条 2 監査室長、安全・品質本部長	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の手順を確立し、実施すること。	原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	手順を確立し、実施すること。	手順を確立し、実施すること。 （「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		7)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 (5) とった処置の結果の記録 3 (4) とった処置の結果の記録	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) e. とった処置の結果の記録 8.5.3 予防処置 (3) d. とった処置の結果の記録
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要領」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、是正処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」において、次の各号を満たすように、安全に重大な影響を与える事象について実施する根本原因分析の方法及び体制について定める。 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.2 是正処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。 8.5.3 予防処置 (3) 室・各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室・各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じ	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(ハ)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAP システム要領」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 なお、安全・品質本部長は、a 項の活動において必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならない。			(「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)		部 不適合等管理要領」において、第 2 項に定める事象以外の事象について蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため必要に応じて実施する根本原因分析の方法及び体制について、第 2 項の各号を満たすように定める。	本原因分析実施要領」として定めるとともに、不適合の未然防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c)未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。㊦	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(イ)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 〔「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。 5 監査室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長は、予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見を活用する。	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (1) 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子力事業者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に見合ったものとする。 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3)必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) c. 必要な処置の決定および実施
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) e. とった予防処置の有効性のレビュー
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 (4) とった処置の結果の記録	8.評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 9 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 9 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							d. とった処置の結果の記録
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(D)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 15 条 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、それぞれ「全社品質保証計画書」に基づき、予防処置について、次の各号を含む「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「再処理事業部 不適合等管理要領」を定め、文書化する。	8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) 室、各本部・事業部長は、次の事項に関する要求事項についての文書を 4.2.3 項の室、各本部・事業部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。	—	—	—		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

廃棄物管理施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画） 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 1 章の 2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 3 条の 4 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 1 章の 2 品質保証計画	
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	A. 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)	(目的)	(目的)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 3 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う	第 3 条の 2 品質保証計画は、廃棄物管理施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、廃棄物管理施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム (以下「品質マネジメントシステム」という。)を規定するものである。	
4.	(適用範囲)		B. 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	(適用範囲)
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 3 品質保証計画は、廃棄物管理施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。	
6.	(定義)		C. 定義	3 定義		(定義)	(定義)
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従うものとする。	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業許可本文 6 号との整合箇所を示す。			—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。		—		—	—
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。		—		—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。		—		—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)		—		—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			—		—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			—		—	—
17.			a.廃棄物管理施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物管理施設をいう。	(1)廃棄物管理施設 法第 51 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物管理施設をいう。		—	—
18.			b.組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、廃棄物管理施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
19.				(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記載	—	—
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	D. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム		第 2 節 品質マネジメントシステム	第 2 節 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	a. 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		(一般要求事項)	(一般要求事項)
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(a)組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第 4 条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 第 5 条に定める各職位（以下「各職位」という。）は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第 26 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 に定める要求事項並びに「特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(b)組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		(イ)廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		第 3 条の 5 1 の 3 (1) プロセス及び廃棄物管理施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影	(ロ)廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在	b. 廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	響の大きさ②	影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	的影響の大きさ	的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）		の検証可能性の程度 （４）作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 （５）操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	(ハ)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 （３）検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 （４）作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 （５）操業開始後の廃棄物管理施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(c)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。			4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(d)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		第 3 条の 5 1 の 2 各職位は次の事項を実施する。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		(イ)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。		第 3 条の 5 1 の 2 （１）品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(ロ)プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	第 3 条の 5 1 の 2 （１）品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。	
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に	(ハ)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めるこ	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 2 （２）これらのプロセスお運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	定めること。⑭	規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	と。	動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。		及び方法を明確にする。	
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		(ニ)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)		第 3 条の 5 1 の 2 (3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(ホ)プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		第 3 条の 5 1 の 2 (4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	(ハ)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 2 (5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		(ト)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		第 3 条の 5 1 の 2 (6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	(フ)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑯	1 0 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑰ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安	(e)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第 3 条の 4 の 3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第 2 節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第 4 条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(f)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。		第 3 条の 5 1 の 5 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程度は、第 3 条の 8 の 4 に定める調達のプロセスの中で定める。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(g)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。 なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	b. 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			(a)一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載	(文書化に関する要求事項) 第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。	
43.	一 品質方針及び品質目標		(イ)品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標		第 3 条の 5 の 2 (1) 保安に関する品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		(ロ)品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第 3 条の 5 の 2 (2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」	
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(ハ)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 5 の 2 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						表 1 の 3 に定める文書	
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		(ニ)品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 5 の 2 (3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である別表 1 の 3 に定める規定	
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(b)品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第 3 条の 5 の 2 2 社長は次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。	
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(イ)品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		第 3 条の 5 の 2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(ロ)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		第 3 条の 5 の 2 2 (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(ハ)品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲		第 3 条の 5 の 2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(ニ)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		第 3 条の 5 の 2 2 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		(ホ)プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	第 3 条の 5 の 2 2 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(c)文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ^⑰ ・文書の組織外への流出等の防止 ^⑱ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ^㉔	(イ)組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第 3 項の 2 に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、第 4 項、第 4 項の 2 及び第 4 項の 3 に規定する要求事項に従って管理する。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ^㉔	(ロ)組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 3 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 (4) 該当する文書の適切な版	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）		が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。	
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑩		1)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		第3条の5の2 3の2 (1)発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑩	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑩をいう。	2)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (2)文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑩	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	3)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (1)発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2)文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		4)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (3)文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		5)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		第3条の5の2 3の2 (4)該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		6)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (5)文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		7)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		第3条の5の2 3の2 (6)品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		8)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		第3条の5の2 3の2 (7)廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(d)記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読み		(イ)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容		第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。 4 各職位は、要求事項への適合	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	やすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4の3 各職位は、記録を読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(D)組織は、(イ)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 5 の 2 4 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	E 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	a. 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		(経営者のコミットメント) 第 3 条の 6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	
71.	一 品質方針を定めること。		(a)品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。		第 3 条の 6 (2) 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(b)品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。		第 3 条の 6 (3) 品質目標が設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(d) E.f.(a)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。		第 3 条の 6 (4) マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(e)資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。		第 3 条の 6 (5) 資源が使用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		第 3 条の 6 (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。 ③		(h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	b. 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視		(原子力安全の重視)	(原子力安全の重視)
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		第 3 条の 6 の 2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	c. 品質方針	5.3 品質方針		(品質方針)	(品質方針)
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 1 1 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(a)組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 3 (1) 組織の目的に対して適切である。 (7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(b)要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第 3 条の 6 の 3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(c)品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第 3 条の 6 の 3 (4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(d)要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。		第 3 条の 6 の 3 (5) 組織全体に伝達され、理解される。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(e)品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第 3 条の 6 の 3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
88.			d. 計画	5.4 計画		(計画)	(計画)
89.	(品質目標)	(品質目標)	(a)品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにし	1 第 1 項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成す	(イ)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。「品質	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならない。	るための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法		目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）		む品質目標が設定されていることを確実にする。	
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(0)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 4 1 の 2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。	
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(b)品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが D. a. の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たった計画が策定されているようにする。		第 3 条の 6 の 4 2 社長は次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第 3 条の 5 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑱	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(0)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 〔品質マネジメントシステムの変更〕には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 4 2 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑲	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	1)品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		2)品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		3)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
98.	四 責任及び権限の割当て ¹⁹		4)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
99.			e. 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		(責任・権限及びコミュニケーション)	(責任・権限及びコミュニケーション)
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(a)責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⁷	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⑦	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(再掲) 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第 3 条の 6 の 5 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(b)品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文で管理責任者を明確にしているため、当該条文を引用	第 3 条の 6 の 5 2 社長は、監査室長を第 5 条第 2 項第 2 号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第 3 号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第 4 号及び第 5 号に定める業務に関する管理責任者に任命する。	
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(イ)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(ロ)品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(ハ)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		(ニ)関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
110.	(管理者)	(管理者)	(c)管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(イ)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。 3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第 4 条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。	
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		第 3 条の 6 の 5 3 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		第 3 条の 6 の 5 3 (2) 業務に従事する要員の業務・廃棄物管理施設に対する要求事項についての認識を高める。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		3)個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		第 3 条の 6 の 5 3 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		4)健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d.健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		第 3 条の 6 の 5 3 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		5)関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		(ロ)管理者は、(イ)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		1)品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		2)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		3)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、		4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	員が、積極的に廃棄物管理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			ヨ 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション ヨ 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(ハ)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション ヨ 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(d)組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメン	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメン	・保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載	第3条の6の5 4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	ることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。	5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				—	—
127.			f. マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー		(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(a)一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化	第 3 条の 6 の 6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1 の 2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(b)マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第 3 条の 6 の 6 2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。	
132.	一 内部監査の結果		(イ)内部監査の結果	a.内部監査の結果		第 3 条の 6 の 6 2 (1) 監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(ロ)組織の外部の者の意見	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(ハ)プロセスの運用状況	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001(ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	(ニ)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		(ホ)品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況		第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(ハ)健全な安全文化の育成及び維持の状況	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況	
138.	七 関係法令の遵守状況		(ト)関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況		第 3 条の 6 の 6 2 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の	(フ)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		を含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。		事象から得られた教訓を含む。)			
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(リ)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第 3 条の 6 の 6 2 (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(ヌ)品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第 3 条の 6 の 6 2 (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(ル)部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		第 3 条の 6 の 6 2 (10) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		(ヲ)資源の妥当性	l.資源の妥当性		第 3 条の 6 の 6 2 (9) その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑭	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	(リ)保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (9) その他重要な事項 (安全・品質改革委員会での審議結果等) (10) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(c)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(イ)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	1)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 3 (1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第 3 条の 6 の 6 3 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		3)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第 3 条の 6 の 6 3 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑮	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて (関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		む。				化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
151.	五 関係法令の遵守に関する改善 ④		5)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 6 の 6 1 の 3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第 4 章 資源の管理	F 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	a. 資源の確保	6.1 資源の確保		(資源の提供)	(資源の提供)
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。㉔	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
157.	一 要員		(a)要員	a.要員		(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。 2 各職位は、次の事項を実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						(2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001の「インフラストラクチャ」をいう。	(b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b.個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(インフラストラクチャー) 第3条の7の3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表1に定める設備等並びに第1章の2第5節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理する。	
159.	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	(c)作業環境	c.作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(作業環境) 第3条の7の4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。	
160.	四 その他必要な資源		(d)その他必要な資源	d.その他必要な資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	b. 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(a)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(b)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の7の2 2 各職位は、次の事項を実施する。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(イ)要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		第3条の7の2 2 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	(ロ)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 2 (2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						の処置をとる。	
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		(ハ)教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		第3条の7の2 2 (3)教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(ニ)要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		第3条の7の2 2 (4)組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		1)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献		第3条の7の2 2 (4)組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		2)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		第3条の7の2 2 (4)組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		3)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		第3条の7の2 2 (4)組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(ホ)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		第3条の7の2 2 (5)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	G. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	a. 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画		(業務の計画)	(業務の計画)
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定(9)することを含む。	(a)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(b)組織は、(a)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」	(c)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の3 各職位は、業務の計画に当	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。(19)	という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)		たつて、次の各事項について適切に明確化する。	
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果(19)		(イ)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(ロ)機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		第3条の8 1の3 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(ハ)機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		第3条の8 1の3 (2) 業務・廃棄物管理施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		(ニ)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		第3条の8 1の3 (3) その業務・廃棄物管理施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		(ホ)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		第3条の8 1の3 (4) 業務・廃棄物管理施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(ド)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。		第3条の8 1の4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。	
183.			b. 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス)	(業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に関するプロセス)
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(a)個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		第3条の8の2 各職位は、次の事項を明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		(イ)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		第3条の8の2 (2) 明示されていないが、業務・廃棄物管理施設に不可欠な要求事項	
187.	二 関係法令		(ロ)関係法令	b.関係法令		第3条の8の2 (1) 業務・廃棄物管理施設に適用される法令・規制要求事項	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原		(ハ) (イ), (ロ)に掲げるもののほか、	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組		第3条の8の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	子力事業者等が必要とする要求事項		組織が必要とする要求事項	織が必要とする要求事項		(3) その他必要と判断する追加要求事項すべて	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(b)個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		第3条の8の2 2 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューでは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(ロ)組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		第3条の8の2 2の2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		1)当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。		第3条の8の2 2の2 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が定められている。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		2)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		第3条の8の2 2の2 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		3)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		第3条の8の2 2の2 (3) 定められた要求事項を満たす能力を有している。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の2 2の3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(ニ)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		第3条の8の2 2の5 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(c)組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の2 3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
201.		・原子力の安全に関連する必要な		c.原子力の安全に関連する必要な	・保安規定においては、品質管理基		7.業務の計画、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	準規則の解釈を反映		7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
203.			c. 設計開発	7.3 設計開発		(設計・開発)	(設計・開発)
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(a)設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑱を含む。	(イ)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の8の3 各職位は、第27条に定める廃棄物管理施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。	
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(ロ)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		第3条の8の3 1の2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		1)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		第3条の8の3 1の2 (1) 設計・開発の段階	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		2)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		第3条の8の3 1の2 (2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		3)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		第3条の8の3 1の2 (3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		4)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(ハ)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		第3条の8の3 1の3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(ニ)組織は、(イ)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。		第3条の8の3 1の4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(b)設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		1)機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		2)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		第 3 条の 8 の 3 2 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		3)関係法令	c.関係法令		第 3 条の 8 の 3 2 (2) 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		4)その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		第 3 条の 8 の 3 2 の 2 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(c)設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(イ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		1)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (2) 調達、業務の実施及び廃棄物管理施設の使用に対して適切な	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						情報を提供する。	
226.	三 合否判定基準を含むものであること。		3)合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な廃棄物管理施設の特性を明確にする。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(d)設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		第 3 条の 8 の 3 4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		1)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		第 3 条の 8 の 3 4 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
231.	二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		2)設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		第 3 条の 8 の 3 4 (2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(ロ)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		第 3 条の 8 の 3 4 の 2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 4 の 2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(e)設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(ハ)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		第 3 条の 8 の 3 5 の 2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(f)設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(イ)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 3 6 各職位は、結果として得られる廃棄物管理施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(ロ)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		第 3 条の 8 の 3 6 の 2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、廃棄物管理施設の使用前に、妥当性確認を完了する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 6 の 3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(g)設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(イ)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(ロ)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		第 3 条の 8 の 3 7 の 2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(ハ)組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		第 3 条の 8 の 3 7 の 3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の廃棄物管理施設を構成する要素及び関連する廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含め	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						る。	
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(二)組織は、(ロ)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 7の4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
247.			d. 調達	7.4 調達		(調達)	(調達)
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(a)調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(イ)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑭ 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(ロ)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の4 1の2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)資材部長(他の職位が実施する事項を除く。)は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	・用いる主語の違いによる差異	第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						価及び再評価の基準を定める。	
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ホ)組織は、(ハ)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の4 1の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。		第3条の8の4 1の5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(b)調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(イ)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		第3条の8の4 2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		1)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		第3条の8の4 2 (1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		2)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		第3条の8の4 2 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		3)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の8の4 2 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	4)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 (「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の4 2 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		5)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		第3条の8の4 2 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑫		6)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		7)その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。④	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(ロ)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(ハ)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		第 3 条の 8 の 4 2 の 2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(ニ)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		第 3 条の 8 の 4 2 の 3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(c)調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(イ)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		第 3 条の 8 の 4 3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(ロ)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		第 3 条の 8 の 4 3 の 2 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	
270.			e. 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理		(業務の実施)	(業務の実施)
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(a)個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。		第 3 条の 8 の 5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(イ)廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 5 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(ロ)手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		第 3 条の 8 の 5 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(ハ)当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。		第 3 条の 8 の 5 (3) 適切な設備を使用している。	
276.	四 監視測定のための設備が利用で		(ニ)監視測定のための設備が利用で	d.監視測定のための設備が利用で		第 3 条の 8 の 5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	きる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(ホ)H. b. (c)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。		第3条の8の5 (5) 監視及び測定が実施されている。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(ハ)品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異	第3条の8の5 (6) 業務のリリースが実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(b)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(イ)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		第3条の8の5 2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(ロ)組織は、(イ)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(イ)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		第3条の8の5 2の2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の5 2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。 (4) 記録に関する要求事項	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		第3条の8の5 2の3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		第3条の8の5 2の3 (1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		第3条の8の5 2の3 (2) 設備の承認及び要員の適格性確認	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	3)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の5 2の3 (3) 所定の方法及び手順の適用 (5) 妥当性の再確認	
287.	(識別管理)	(識別管理)	(c)識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務	(イ)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		第3条の8の5 3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・廃棄物管理施設を識別する。 3の2 各職位は、業務の計画及び	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		務の状態を区別することをいう。				実施の全過程において、監視及び測定の実施に必要事項に関連して、業務・廃棄物管理施設の状態を識別する。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(ロ)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		第3条の8の5 3の3 各職位は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・廃棄物管理施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(d)組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の5 4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(e)調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		第3条の8の5 5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存には、取替品、予備品にも適用する。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理		(監視機器及び測定機器の管理)	(監視機器及び測定機器の管理)
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(a)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		第3条の8の6 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		第3条の8の6 1の2 各職位は、監視及び測定の実施に必要事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第3条の8の6 1の3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	(イ)あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の6 1の3 (1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	する方法)により校正又は検証がなされていること。		する方法) により校正又は検証がなされていること。	する方法) により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)		しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。	
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(ロ)校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (3) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	
300.	三 所要の調整がなされていること。		(ハ)所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(ニ)監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(ホ)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (5) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(d)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(e)組織は、(d)の場合において、当該監視測定のための設備及び(d)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(f)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1)～(5)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・廃棄物管理施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(g)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		第3条の8の6 1の4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	
307.	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	H. 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	a. 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善		(一般)	(一般)
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(a)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(b)組織は、要員が(a)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。 (「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
311.			b. 監視測定	8.2 監視及び測定		(監視及び測定)	(監視及び測定)
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(a)組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(i)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意		(i)組織は、(i)の意見の把握及び	(2)組織は、(1)の意見の把握及び		第3条の9の2 各職位は、品質	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(b)内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(イ)組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。)		第3条の9の2 2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、年1回以上、内部監査を実施する。 なお、内部監査の実施に当たっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。	
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		1)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		第3条の9の2 2 (1)品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第26条の3、4、5、6、7、8及び9の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		2)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		第3条の9の2 2 (2)品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(ロ)組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1)監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(ハ)組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		第3条の9の2 2の2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1)監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(ニ)組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		第3条の9の2 2の2 (2)監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。	
322.	5 原子力事業者等は、内部監査		(ホ)組織は、内部監査員又は管理	(5)監査室長は、内部監査員又は		第3条の9の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		2の2 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。	
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(ハ)組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(ト)組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 2の4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(フ)組織は、不適合が発見された場合には、(ト)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8)監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		第3条の9の2 2の5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(c)プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(イ)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1)組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。⑭		(ロ)組織は、(イ)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2)組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(ハ)組織は、(イ)の方法により、プロセスがE. d. (b)(1)及びG. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3)組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		第3条の9の2 3の2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(ニ)組織は、(イ)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4)組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(ホ)組織は、E. d. (b)(イ)及び G. a. (a)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5)組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。		第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(d)機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		(イ)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(ロ)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 4 各職位は、廃棄物管理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、廃棄物管理施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(ハ)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		第3条の9の2 4の3 各職位は、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を記録する。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(ニ)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		第3条の9の2 4の4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該廃棄物管理施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させること	(ホ)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当た	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 4の2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<p>ができる。</p> <p>3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>		り、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）			
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(ハ)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。		第 3 条の 9 の 2 4 の 2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	c. 不適合の管理	8.3 不適合の管理		(不適合管理)	(不適合管理)
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(a)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないことがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。（「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 3 各職位は、業務・廃棄物管理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(b)組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。（「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 3 1 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(c)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(イ)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(ロ)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(ハ)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (3) 本来の意図された使用又は	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						適用ができないような処置をとる。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(二)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(d)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 9 の 3 1 の 5 監査室長、安全・品質本部長、品質保証課長及び技術管理部長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(e)組織は、(c)(1)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		第 3 条の 9 の 3 1 の 4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	
349.				(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 9 の 3 1 の 6 各職位は、廃棄物管理施設の保安の向上を図る観点から、「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)に登録することにより公開する。	
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	d. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		(データの分析)	(データの分析)
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(a)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(b)組織は、(a)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。	
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(イ)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方	
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(ロ)個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (2) 業務・廃棄物管理施設に対する要求事項への適合	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）②	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	(ハ)機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）（「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び廃棄物管理施設の、特性及び傾向	
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(ニ)調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (4) 供給者の能力	
357.			e. 改善	8.5 改善		(改善)	(改善)
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(a)継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。（「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(b)是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。④		(イ)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		第 3 条の 9 の 5 2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 2 の 2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		1)是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮⑥ 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	i)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 3 の 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
364.	□ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ㉔		ii)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		第 3 条の 9 の 5 3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		2)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		3)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (6) とった是正処置の有効性のレビュー 3 の 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。㉔		4)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。㉔		5)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	6)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。（「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 9 の 5 2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	
370.	七 講じた全ての是正処置及びその		7)講じた全ての是正処置及びその	g.講じた全ての是正処置及びその結		第 3 条の 9 の 5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	結果の記録を作成し、これを管理すること。		結果の記録を作成し、これを管理すること。	果の記録を作成し、これを管理すること。		2の3 (5) といった是正処置の結果の記録 3の3 (4) といった処置の結果の記録	
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(ハ)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。 (「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 5 3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(c)未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。㊲	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(イ)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じることを。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じることを。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。 3 の 2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		1)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (1) 起こり得る不適合及びその	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業指定本文 6 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業指定本文 6 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						原因の特定	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		2)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		3)必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c.必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		4)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (4) とった処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(ロ)組織は、(イ)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 5 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。	—	—	—		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 6 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・インプット・マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティーのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティーと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

加工施設(濃縮) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定		
						保安規定	全社品質保証計画書	
1.			加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 2 章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 章 品質保証		
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	1 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)			
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。) は、加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。) に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 6 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う	(品質保証体制の構築、維持及び改善) 第 11 条 社長は、JEAC4111-2009 に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。		
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲		(適用範囲)	(適用範囲)	
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	(適用範囲) 第 2 条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。		
6.	(定義)		3 定義	3 定義				
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異	本計画書における用語の定義は、JEAC4111 および「品質マネジメントシステム-基本及び用語 (JIS Q 9000:2006) 」(以下「JIS Q 9000」という。) に従うものとする。ただし、JEAC4111 および JIS Q 9000 の双方で定義されている用語および 本計画書で用いる用語については以下のとおりとする	3.用語の定義、関連文書	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業変更許可本文 7 号との整合箇所を示す。			—	—	
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。						—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。						—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。		—		—	—
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。		—		—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。		—		—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)		—		—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			—		—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			—		—	—
17.			(1) 加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。	(1)加工施設 法第 13 条第 2 項第 2 号に規定する加工施設をいう。		—	—
18.			(2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、加工施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
19.				(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記載	—	—
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム			
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第 4 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項			
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1)第 7 条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。（「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質保証体制の構築、維持及び改善) 第 11 条 社長は、JEAC4111-2009 に基づき、加工施設における保安活動の品質マネジメントシステムを構築し、維持及び改善を推進する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。（「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。	
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		a. 加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 (1) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性又は斬新性の程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に	b. 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 2 (3) 検査又は試験による原子力安	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	響の大きさ②	影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	の大きさ	の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）		全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 加工施設の保守及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	（業務の計画及び実施） 第 22 条 2 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 加工施設の保守及び取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。		（関係法令及び保安規定の遵守） 第 3 条 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、関係法令及びこの規定の遵守が適切に行われるようにするための活動を第 11 条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。 4 各職位は、別表 30 に定めるこの規定に基づく文書を遵守しなければならない。	7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		（業務の計画及び実施） 第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b. プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）およびそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。プロセス関連図を図 4.1 に示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。⑭	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 (1) プロセスの運用及び管理を効果的なものとするために必要な判断基準及び方法を明確にすること。	
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (2) プロセスの運用及び監視の支援に必要な資源及び情報を利用できるようにすること。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e. プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (3) プロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析すること。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第 4 項第 6 号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 (4) プロセスについて計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な活動を行うこと。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (2) f. これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第 4 項第 8 号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足の上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑯	10 第 5 項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑰ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われてい	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第 3 条の 2 社長は、加工施設における保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成のための活動を第 11 条に基づく品質マネジメントシステムにて実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		<p>全を考慮した意思決定が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (5) 各職位は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、7.4 項の調達のプロセスに基づいて管理する。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。			4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			4.2.1 一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。
43.	一 品質方針及び品質目標		a. 品質方針及び品質目標	a. 品質方針及び品質目標			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 a. 文書化した、品質方針および品質目標の表明（「安全文化醸成

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							活動に係る規程)を含む)
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b. 品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 b. 全社品質保証計画書に規定(本計画書)
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c. 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 d. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した記録を含む文書
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 c. 本計画書が要求する“文書化された手順”および記録
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) 社長は次の事項を含む本計画書を作成し、維持する。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) a. 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) a. 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報			4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) c. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e. プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載		4.2 文書化に関する要求事項 4.2.2 全社品質保証計画書に規定(本計画書) d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流失等	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		使用又は適切ではない変更の防止 ¹⁷ ・文書の組織外への流出等の防止 ¹⁷ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ¹⁸		の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)		書として、「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づく保安活動に関する記録を維持させる。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ¹⁸	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 文書管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。	
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 ¹⁶		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。 ¹⁶	3 第 2 項第 2 号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第 1 号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること ¹⁸ をいう。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。 ¹⁶	4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及び b.の審査並びに b.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (1) 文書の作成、内容の適切性（保安規定上の位置付けに関することを含む）の審査・承認に関すること。 (2) 文書のレビュー及び更新・再承認に関すること。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (3) 文書の識別及び現在有効な版の管理に関すること。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができる		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができる	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができる		(文書及び記録の管理) 第 21 条	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	るようにすること。		るようにすること。	ようにすること。		2 (1) 文書の作成、内容の適切性 (保安規定上の位置付けに関する ことを含む) の審査・承認に関する こと。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (4) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書の管理に関すること。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 2 (5) 旧版の文書管理に関すること。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		(文書及び記録の管理) 第 21 条 3 記録の管理に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 記録の作成及び維持に関すること。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄管理に関すること。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(文書及び記録の管理) 第 21 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について文書管理に関する文書として、「監査室 文書管理要領」、「安全・品質本部 文書管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 また、記録の管理に関する文書として、「監査室 記録管理要領」、「安全・品質本部 記録管理要領」及び「濃縮事業部 文書管理要領」を作成する。 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、文書管理及び記録の管理を行わせるとともに、第 112 条に基づく保安活動に関する記録を維持させる。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第 3 章 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、そ		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。③		持っていることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。	持っていることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。			性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を次の事項によって示す。
71.	一 品質方針を定めること。		a. 品質方針を定めること。	a. 品質方針を定めること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント b. 品質方針を設定する。
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		b. 品質目標が定められているようにすること。	b. 品質目標が定められているようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント c. 品質目標が設定されることを確実にする。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第 3 号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。（「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント f. 安全文化を醸成するための活動を促進する。（注） （注）具体的な要領については、安全・品質本部長が定める「安全文化醸成活動に係る規程」による。
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d. 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント d. マネジメントレビューを実施する。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e. 資源が利用できる体制を確保すること。	e. 資源が利用できる体制を確保すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント e. 資源が使用できることを確実にする。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視			
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第 10 条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。			5. 経営者の責任 5.2 原子力安全および顧客の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
81.	(品質方針)	(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針			
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第 11 条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれら	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。（「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質方針) 第 14 条 社長は、法令・規則要求事項の遵守及び原子力安全の重要性について、加工の事業に関する業務を行う社員に文書の配付又は	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		の間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥		人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。		配信により周知するとともに、次の各号に定める事項を配慮した保安に関する品質方針（以下「品質方針」という。）を策定する。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第 1 号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	（品質方針） 第 14 条 (1) 日本原燃株式会社の経営方針や理念に対して適切なものとする。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		（品質方針） 第 14 条 (2) 原子力安全の要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		（品質方針） 第 14 条 (4) 管理責任者に品質方針に基づき品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップする。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		d. 要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。		（品質方針） 第 14 条 (5) 社内全体に品質方針が伝達され、理解されるようにする。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		（品質方針） 第 14 条 (6) 品質方針が組織の目的に適切であり続けるために、変更の必要性をレビューする。	
88.			5.4 計画	5.4 計画			
89.	（品質目標）	（品質目標）	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならぬ。	1 第 1 項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。（「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	（品質目標） 第 15 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について前条に定める品質方針に基づき、次の各号に定める事項に留意した関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安に関する品質目標（以下「品質目標」という。）を毎年度策定する。 (1) 品質方針に示される枠組みに基づき、品質目標を策定し、文書化する。	
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならぬ。	2 第 2 項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。（「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	（品質目標） 第 15 条 (2) 品質目標が品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが 4.1 の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ¹⁹	1 第 2 項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 (「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。 (業務の計画及び実施) 第 22 条 2 事業部長は管理責任者として、各課長に保安のための重要度に応じて、「全社品質保証計画書」に定める事項の適用の程度について、次の各号に定める事項を考慮してグレード分けを行わせるとともに、それを設定又は変更させる場合は、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認した上で承認し、実施させる。	
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ¹⁹	2 第 2 項第 1 号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第 23 条第 3 項第 1 号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		c. 資源の利用可能性	c.資源の利用可能性		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						証計画書」を継続的に改善する。 なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
98.	四 責任及び権限の割当て ¹⁹		d. 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て		(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。 なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
99.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション			
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⁷	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(責任及び権限) 第 13 条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第 4 条に、またその責任及び権限を第 5 条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。	
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⁷	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(責任及び権限) 第 13 条 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含めた保安活動に関する組織を第 4 条に、またその責任及び権限を第 5 条のとおり定め、この規定の配付により、加工施設の保安に関する業務を行う社員に周知する。	
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	(責任及び権限) 第 13 条 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。 また、安全・品質本部及び事業部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文に管理責任者が定められているため、当該条文を引用	(職務) 第 5 条 (3) 監査室長は、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査を行うとともに、所管する業務に関し「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(以下	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						<p>「JEAC4111-2009」という。)に定める管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(4) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐（事業部の品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。）及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(5) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、JEAC4111-2009 に定める管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>（責任及び権限） 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全についての認識を高めさせる。</p>	
106.	一 <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>		a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>		<p>（責任及び権限） 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全についての認識を高めさせる。</p>	
107.	二 <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</u>		b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. <u>品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</u>		<p>（責任及び権限） 第 13 条 2 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に品質マネジメントシステムを運用させ、継続的な改善をさせるとともに、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告させる。 また、加工施設の保安に関する業務を行う社員に、原子力安全についての認識を高めさせる。</p>	
108.	三 <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の</u>		c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の	c. <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の</u>			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	確保についての認識が向上するようにすること。		確保についての認識が向上するようにすること。	確保についての認識が向上するようにすること。			ヨ 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
109.	四 関係法令を遵守すること。		d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.2 管理責任者 (2) c. 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。
110.	(管理者)	(管理者)	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。			5. 経営者の責任 5.5.3 プロセス責任者 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
116.	五 関係法令を遵守すること。④		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。			7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセスおよび顧客関連のプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲		(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		掲げる事項を確実に実施する。	掲げる事項を実施する。			5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第 17 条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.濃縮安全委員会	・保安規定においては、具体的な社内会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(内部コミュニケーション) 第 12 条 社長は、品質・保安会議、濃縮安全委員会及び安全・品質改革委員会における品質マネジメントシステムの有効性に関する審議及び報告により、内部コミュニケーションが適切に行われることを確認する。なお、濃縮安全委員会における審議及び報告については、品質・保安会議及びマネジメントレビューにより確認する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会 品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。					
127.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー			
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	5.6.1 一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」とい		(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらか	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」とい	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化	(マネジメントレビュー) 第 17 条 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	う。) を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		じめ定められた間隔で行う。	う。) する。		確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年 1 回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。	
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 前条のマネジメントレビューへのインプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項のとおりとする。	
132.	一 内部監査の結果		a. 内部監査の結果	a. 内部監査の結果		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (1) 監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b. 組織の外部の者の意見	b. 組織の外部の者の意見 (外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づく検査の状況	5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット b. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c. プロセスの運用状況	c. プロセスの運用状況 (「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d. 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づく検査の状況 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		e. 品質目標の達成状況	e. 品質目標の達成状況		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f. 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.6 マネジメントレビュー 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット d. 安全文化を醸成するための活動の実施状況
138.	七 関係法令の遵守状況		g. 関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (2) 法に基づく検査の状況 (3) プロセスの成果を含む実施状況及び検査・試験の結果	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (4) 予防処置及び是正処置の状況	
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (6) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k. 部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		l. 資源の妥当性	l.資源の妥当性		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑬	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (8) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む）は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの有効性の改善	
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善		(マネジメントレビューからのアウトプット) 第 19 条 第 17 条のマネジメントレビューからのアウトプット (関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) は、次の各号に定める事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2)安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		(マネジメントレビュー) 第 17 条 社長は、管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に対して、品質マネジメントシステムが適切で、妥当で、かつ、有効に機能していることを評価、確認すること及び品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価することを目的としたマネジメントレビューを年 1 回以上実施する。 また、安全・品質本部長にマネジメントレビューの結果の記録を維持させる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3)組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。		(マネジメントレビューへのインプット) 第 18 条 (5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	6.1 資源の確保	6.1 資源の確保			
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9 0 0 1 の「インフラストラクチャー」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。	
157.	一 要員		a. 要員	a. 要員		(資源の提供) 第 16 条 (1) 保安活動に必要な要員を提供し、第 13 章に基づき管理責任者である監査室長、安全・品質本部長及び事業部長に要員の力量を確保させる。	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 (2) 第 30 条に基づく加工施設を提供し、管理責任者である事業部長に維持管理させる。	
159.	三 作業環境		c. 作業環境	c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(資源の提供) 第 16 条 (3) 加工施設の保安に必要な作業環境を明確にし、管理責任者である事業部長に運営管理させる。	
160.	四 その他必要な資源		d. その他必要な資源	d. その他必要な資源		(資源の提供) 第 16 条 社長は、加工施設の保安のために必要な次の各号に定める事項の資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第 1 項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。	(1)組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.1 一般 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員には、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				む。)			
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 運営管理課長は、次の各号に定める事項を考慮した保安教育に関する文書として、「加工施設 教育・訓練要領」を作成し、事業部長の承認を得る。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する社員に必要な力量を明確にすること。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第 2 項第 2 号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (2) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとること。	
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価すること。 6. 資源の運用管理 6.2 人的資源 6.2.2 力量、教育・訓練および認識 c. 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (4) 原子力安全についての意識を高め、社員が自らの活動のもつ意味	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						と重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らどのように貢献できるかを認識できるようにすること。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		(力量、教育・訓練及び認識) 第 106 条 (5) 教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を維持すること。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、第 4 条第 2 項第 3 号の事項を考慮して計画を策定 ¹⁹ することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に保安活動を計画させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第 2 項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 ¹⁹	3 第 3 項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 ¹⁹		a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (2) 業務に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		(業務の計画及び実施) 第 22 条 4 (3) その業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査・試験活動並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (2) d. 業務・施設のプロセスおよびその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。			7.業務の計画、実施 7.1 業務の計画 (3) 各職位は、この計画のアウトプットを、組織の運営方法に適した形式とする。
183.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス			
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。			7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセスおよび顧客関連のプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化および製品に関連する要求事項の明確化 各職位は、次の事項を明確にする。
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 b. 明示されていないが、業務・施設に不可欠な要求事項
187.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規制要求事項
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a.b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及び b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	項						に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 e. 組織が必要と判断する追加要求事項すべて
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		(業務の計画及び実施) 第 10 条 2 (2) 業務に対する要求事項について、業務を行う前にレビューするとともに、レビューの結果及びレビューを受けて採った措置を記録する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー 原子力安全に係る業務・施設に対する要求事項のレビューについては(1)～(5)項に示す。
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a.当該個別業務等要求事項が定められていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 (1) 業務に対する品質目標及び要求事項	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) b. 業務・施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビュー (2) c. 定められた要求事項を満たす能力をもっている。
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.2 業務・施設に対する要求事項のレビューおよび製品に関連する要求事項のレビュー 3) 各職位は、このレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 3 事業部長は管理責任者として、各課長に第 4 章から第 12 章及び第 14 章に定める保安活動の実施計画として文書を作成させ、承認した後、実施させる。 なお、文書の作成にあたっては、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていることを確認する。 また、管理責任者は、文書を変更する場合は、必要に応じ関連する文書を修正し、文書の配付又は配信により関係者へ周知する。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第 26 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 事業部長は管理責任者として、各課長に業務を実施させるにあたり、必要に応じ次の各号に定める事項を実施させる。 (7) 外部とのコミュニケーション 原子力安全に関して規制当局とのコミュニケーションを図るため、規制当局へのヒアリングを実施すること。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
203.			7.3 設計開発	7.3 設計開発			
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第 1 項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要があ	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑱を含む。		る。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。			
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		(業務の計画及び実施) 第22条 5 (1) 設計、開発の管理 第56条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a.設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		(業務の計画及び実施) 第22条 5 (1) 設計、開発の管理 第56条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ① 改造の各段階における要求事項を含めた管理方法を改造計画に定め、実施する。	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b.設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		(業務の計画及び実施) 第22条 5 (1) 設計、開発の管理 第56条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ③ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は設計者以外の者が行う。 ④ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c.設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (2) c. 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d.設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源			6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.1 設計・開発の計画 (3) 各職位は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、各施設の設計・開発に関するグループ間のインターフェースを運営管理する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ⑤ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。	
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) 各職位は、各施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには次の事項を含める。
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) a. 意図した使用方法に応じた機能および性能に関する要求事項
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) c. 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報
217.	三 関係法令		c. 関係法令	c.関係法令			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) b. 適用される法令・規制要求事項
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (1) d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.2 設計・開発へのインプット (2) 各職位は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないものとする。
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	等の仕様又はソフトウェアをいう。	対比して検証することができる形式により管理する。	比して検証することができる形式により管理する。			7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットは次の状態にする。
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) b. 調達、業務の実施および施設の使用ならびに製造・サービス提供に対して適切な情報を提供する。
226.	三 合否判定基準を含むものであること。		c. 合否判定基準を含むものであること。	c.合否判定基準を含むものであること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) c. 関係する検査および試験ならびに製品の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.3 設計・開発からのアウトプット (2) d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な各施設および製品の特性を明確にする。
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。			(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 第 56 条に基づき保安上重要と判断される改造を行う場合は、次の事項を実施すること。 ② 改造に係る要求事項を明確に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						し、適切性をレビューする。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) a. 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (1) b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.4 設計・開発のレビュー (2) 各職位は、レビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。(「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7. 業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.5 設計・開発の検証 (1) 各職位は、各施設の設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録お

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							よび必要な処置があればその記録を維持する。
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 ③ 改造の各段階における結果を検証し、承認した後で次の段階に進める。 なお、検証は設計者以外の者が行う。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない)には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1) 各職位は、結果として得られる各施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 ④ 改造された加工施設について、使用前に妥当性を確認する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (3) 各職位は、妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (1) 各職位は、各施設の設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (1) 設計、開発の管理 ⑤ 計画に変更が生じた場合は、変更のレビューを行い、承認した後で変更する。 なお、変更のレビューには、加工施設に及ぼす影響の評価を含める。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部		(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (3) 各職位は、各施設の設計・

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	の評価を含む。)を行う。			開発の変更のレビューには、その変更が、当該の各施設を構成する要素および関連する各施設に及ぼす影響の評価（施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.3 設計・開発 7.3.7 設計・開発の変更管理 (4) 各職位は、変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。
247.			7.4 調達	7.4 調達			
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(調達管理) 第 23 条 事業部長は管理責任者として、次の各号に定める事項を含めた物品及び役務(以下「調達製品」という。)の調達に関する文書として、「濃縮事業部 調達先管理要領」を作成する。	
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第 2 項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑭ 2 第 2 項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第 2 項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(調達管理) 第 23 条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。	
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品		(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給		(調達管理) 第 23 条 (2) 供給者が調達要求事項に従っ	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	等の供給者を評価し、選定しなければならぬ。		者を評価し、選定する。	者を評価し、選定する。		て供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。		(調達管理) 第 23 条 (2) 供給者が調達要求事項に従って供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定すること。また、選定、評価及び再評価の基準を定めること。	
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(調達管理) 第 23 条 (3) 評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持すること。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。		(調達管理) 第 23 条 (6) 調達後における調達製品の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を、必要に応じ濃縮施設を設置している他の加工事業者及び再転換工程を有する加工事業者と共有すること。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) a. 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) b. 要員の適格性確認に関する要求事項
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				報告を含む。)			(1) d. 不適合の報告および処理に関する要求事項
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑫		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。⑬	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (2) 各職位は、供給者に伝達する前に規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (3) 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		(調達管理) 第 23 条 (4) 調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確認するために必要な検査又はその他の活動を定めること。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		(調達管理) 第 23 条 (5) 供給者先で検証を実施することとした場合、その検証の要領及び調達製品の出荷許可の方法を明確にすること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	なければならない。						
270.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理			
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第 1 号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a. 加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ① 保安活動に必要な情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b. 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ② 業務に必要な文書が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c. 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ③ 適切な設備を利用できる。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d. 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e. 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。	e. 8.2.3 に基づき監視測定を実施していること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施するこ	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						と。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ⑤ 規定された監視及び測定が実施されている。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f. 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (2) 業務の管理 業務を管理された状態で実施すること。 なお、管理された状態には、次のうち該当する事項を含むこと。 ⑥ 次工程への引渡しが規定されたとおりに実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (3) 業務の妥当性の確認 業務の過程で結果として生じるアウトプットが検証できない場合は、適切な方法を検討し、その業務が計画どおりの結果を出せることの妥当性を確認すること。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (2) 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち適用できるものを含んだ手続きを確立する。 d. 記録に関する要求事項
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準 c. 所定の方法および手順の適用
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準			7.業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) a. プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							c. 所定の方法および手順の適用
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法			7. 業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) b. 設備の承認および要員の適格性確認 c. 所定の方法および手順の適用
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c. 妥当性確認の方法	c. 妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7. 業務の計画、実施 7.5 業務の実施 7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (3) c. 所定の方法および手順の適用 e. 妥当性の再確認
287.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (4) 識別及びトレーサビリティ業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (4) 識別及びトレーサビリティ業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を必要に応じ識別すること。 なお、トレーサビリティが要求事項となっている業務については、一意の識別を管理し、記録を維持すること。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (5) 組織外の所有物の管理 規制当局の所有物について、その取扱いに注意を払うとともに、必要に応じ識別し、記録を維持すること。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		(1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 5 (6) 調達製品の保存 第 23 条に基づき調達した取替品、貯蔵品について、受入れから据付けまでの間、必要に応じ識別、取扱	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						い、包装、保管等の措置を行い、適合した状態で保存すること。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理			
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (1) 実施すべき監視及び測定並びにそのために必要な機器を明確にすること。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第 2 3 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ① 定められた間隔又は使用前に必要なに応じて校正若しくは検証、又はその両方を行い、その記録を維持すること。	
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ③ 校正状態を明確にするために識別をすること。	
300.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ② 機器の調整及び必要に応じ再調整すること。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ④ 測定結果が無効となる操作ができないようにすること…	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (2) 測定値の妥当性が担保されなければならない場合には、測定機器に関して次の事項を実施すること。 ⑤ 取扱い、保守、保管において、損傷及び劣化しないように保護すること。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		(業務の計画及び実施) 第 22 条 6 (3) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価するとともに、その機器及び影響を受けた業務すべてに対して適切な処置を行うこと。 また、校正及び検証の結果の記録を維持すること。	
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。			7. 業務の計画、実施 7.6 監視機器および測定機器の管理 (7) 各職位は、規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	8 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。(「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）および当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）し、実施する。
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第 2 項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.1 一般 (1) a. 業務・施設に対する要求事項への適合を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
311.			8.2 監視測定	8.2 監視及び測定			
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第 1 項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.1 原子力安全の達成および顧客満足 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を決める。
315.	(内部監査)	(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に該当していない要員に実施させることができる。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。(「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に該当していない要員に実施させることができる。)		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		その結果を監査室長に報告する。 (内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		(内部監査) 第 25 条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
320.	3 原子力事業者等は、内部監査		(3) 組織は、内部監査の対象となり	(3) 監査室長は、内部監査の対象と		(内部監査)	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	なり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (2) 監査室長は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 b. 監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保すること。
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(内部監査) 第 25 条 2 監査室長は管理責任者として、安全・品質本部及び濃縮事業部から独立した監査を行うため、前項に定める文書に基づき、この規定に定める業務全般について、監査計画の策定及び年 1 回以上監査を実施するとともに、その結果を社長に報告する。 ただし、監査室長が実施する業務の監査については、監査計画に定める監査室に属さない監査員が実施し、その結果を監査室長に報告する。	
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(権限)」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。))	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(内部監査) 第 25 条 監査室長は管理責任者として、品質マネジメントシステムが業務の計画に適合しているか、品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているかを評価するための監査について、次の各号に定める事項を含めた内部監査に関する文書として、「監査室 内部監査要則」を作成する。 (1) 監査員の選定基準 (2) 監査の計画、実施及び結果の報告 (3) 記録の維持に関する責任 (4) 内部監査に関する要求事項	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.2 内部監査 (4) 監査室長は、監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.5

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							項参照)
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		(内部監査) 第 25 条 3 前項の内部監査において検出された改善を要する事項については、その監査対象業務を実施した各職位が計画を策定し、改善を実施する。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第 1 項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。 ¹⁴		(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが 5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (2) 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び 7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。			8.評価および改善 8.2 監視および測定 8.2.3 プロセスの監視および測定 (3) 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、業務・施設に対する要求事項の適合性を確保するために適切に修正および是正処置をとる。
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に		(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(検査及び試験) 第 24 条 事業部長は管理責任者として、各課長に第 51 条に定める	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	施設定期自主検査により加工施設の健全性を確認させるにあたり、次の各号に定める事項を実施させる。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(検査及び試験) 第 24 条 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		(検査及び試験) 第 24 条 (2) 合否判定基準への適合の記録に、次工程への引渡しを正式に許可した者を明記し、その記録を維持させること。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(検査及び試験) 第 24 条 (3) 検査及び試験が完了するまでは、当該機器を使用させないこと。ただし、各課長が承認した場合はこの限りでない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。⑧	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(検査及び試験) 第 24 条 (1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。					
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。		(検査及び試験) 第 24 条 (1) 当該検査において、対象となる設備機器の操作を行った者以外の者に検査を実施させること。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理			
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(不適合管理) 第 26 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。	
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要領」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(不適合管理) 第 26 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施について	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	の承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		の承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(2) 当該の権限をもつ者が特別採用によって、その使用、次工程への引渡し又は合格と判断することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		(不適合管理) 第 26 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務について要求事項に適合しない状態(以下「不適合」という。)が検出された場合に、その不適合を確実に識別し、適切な処置及び記録を行うための責任及び権限を明確にした不適合に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (5) 不適合を修正した場合は、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	
349.				(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(不適合管理) 第 26 条 2 不適合に関する文書には、次の各号に定める事項を含むこと。 (6) 加工施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定め、保安に関する不適合の情報を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)へ登録することにより公開する。	
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価			
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果)	1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8. 評価および改善 8.4 データの分析 (1) 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	タ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)			の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、8.2 項の監視および測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。			8.評価および改善 8.4 データの分析 (2) 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見			8.評価および改善 8.4 データの分析 a. 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		b. 個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性			8.評価および改善 8.4 データの分析 b. 業務・施設に対する要求事項への適合
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。) ㉔	2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向 (是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		8.評価および改善 8.4 データの分析 c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスと各施設の特性および傾向
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力			8.評価および改善 8.4 データの分析 d. 供給者の能力
357.			8.5 改善	8.5 改善			
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(品質マネジメントシステムの継続的な改善) 第 20 条 社長は、マネジメントレビューの結果等により、「全社品質保証計画書」を継続的に改善する。なお、それらを改善するにあたっては、品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれていることを確認する。	
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。㉕		(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各職位に第 1 項に定める文書に基づき、是正処置及び予防処置を	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		行わせる。 (是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ⑥ 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化（「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因の特定	
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ㉔		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化			8. 評価および改善 8.5 改善 8.5.3 予防処置 (3) a. 起こり得る不適合およびその原因の特定
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価 (3) 必要な処置の決定及び実施	
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。㉔		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。（「保安活動の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）		(5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。②		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の <u>手順を確立し、実施すること。</u> (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 (4) 採った処置の結果の記録	
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。	
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第 3 項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。 (「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	8.評価および改善 8.5.2 是正処置 (3) f. とつた是正処置の有効性のレビュー なお、安全・品質本部長は、不適合の原因の特定に当たって必要に応じて実施する根本原因分析についての文書を「根本原因分析実施要則」として定めるとともに、不適合の再発防止のために行う不適合の人的過誤に係る直接原因分析についての文	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書に規定運用要則に定める。
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。②	1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 〔「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 〔「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 予防処置に関する文書には、生じるおそれのある不適合を防止するための予防のために行う根本原因分析の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。 5 前項の予防処置には、加工施設の保安活動の実施によって得られた知見のみならず、必要に応じ他の施設から得られた知見により、不適合の発生を予防するために必要な処置を含めること。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (1) 不適合及びその原因の特定	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (5) 採った予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(是正処置及び予防処置) 第 27 条 3 (4) 採った処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	(是正処置及び予防処置) 第 27 条 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は管理責任者として、各管理責任者が所管する業務に係る不適合に対して、再発防止のための是正処置及び予防処置に関する文書として、「監査室 不適合管理要領」、「安全・品質本部 不適合管理要領」及び「濃縮事業部 不適合等管理要領」を作成する。 2 再発防止のための是正処置に関する文書には、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第 9 条の 16 に定める事故故障等の事象その他の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業変更許可申請書 本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業変更許可申請書本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						発生した不適合の根本的な原因の究明のために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の実施方法並びに実施体制を含む他、次の各号に定める事項を含むこと。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。	—	—	—		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業変更許可届出書 本文第 7 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

廃棄物埋設施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画） 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
1.			廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	（品質マネジメントシステム計画）第 6 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・用いる用語の違いによる差異	第 1 章の 2 品質保証計画	
2.	第一章 総則（目的）	第 1 章総則（目的）	イ. 目的	1 目的	差異なし（見出し記号の差異は記載しない） （以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。）	（目的）	（目的）
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項（以下「品質管理に関する事項」という。）は、廃棄物埋設施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理規則」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の安全を確保するよう、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に基づき、社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 6 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。 なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認」については、記載反映漏れのため修正を行う。	第 3 条の 2 品質保証計画は、埋設施設の安全を達成・維持・向上することを目的として、この規定で定める事項を遵守するために必要な、埋設施設における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を規定するものである。	
4.	（適用範囲）		ロ. 適用範囲	2 適用範囲		（適用範囲）	（適用範囲）
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。		品質管理に関する事項は、廃棄物埋設施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、埋設施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 3 品質保証計画は、埋設施設の保安活動に適用する。ここで「保安活動」とは、この規定で定める事項を遵守するための活動をいう。	
6.	（定義）		ハ. 定義	3 定義		（定義）	（定義）
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 4 品質保証計画における用語の定義は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）に従うものとする。	
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング：事業許可本文 7 号との整合箇所を示す。			—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。					—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。					—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、	2 第 2 項第 4 号に規定する「原				—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	子力事業者等とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。					
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。		—		—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。		—		—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)		—		—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。			—		—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。			—		—	—
17.			(1)廃棄物埋設施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する廃棄物埋設施設をいう。	(1) 埋設施設 法第 51 条の 2 第 2 項に規定する廃棄物埋設施設をいう。		—	—
18.			(2)組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、廃棄物埋設施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載	—	—
19.				(2) ニューシア	・保安規定の審査基準に基づき、保	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリ）のことをいう。	安規定においては、ニューシアの定義を記載		
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第 2 章 品質マネジメントシステム	二. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム		第 2 節 品質マネジメントシステム	第 2 節 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第 4 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(1)品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項		(一般要求事項)	(一般要求事項)
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第 1 項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(i) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	(1) 第 7 条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 第 5 条に定める各職位（以下「各職位」という。）は、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（以下「管理規則」という。）第 26 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 に定める要求事項並びに「特定埋設施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従って、保安のために必要な品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持するとともに、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第 2 項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(ii) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		a. 廃棄物埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		第 3 条の 5 1 の 3 (1) プロセス及び埋設施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第 2 項第 2 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるもの	b. 廃棄物埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b. 埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		を除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。		関連する潜在的影響の大きさとは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。		員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度(5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第 2 項第 3 号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響(「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 3 (3) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度 (4) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度 (5) 操業開始後の埋設施設に対する保守、検査及び取替えの難易度	
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記しなければならない。④		(iii) 組織は、廃棄物埋設施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。	(3) 組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。			4.品質マネジメントシステム 4.2 文書化に関する要求 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。また、これらの文書の構成概念図を図 4.2.1 に示す。なお、記録は適正に作成する。 7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(iv) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。		第 3 条の 5 1 の 2 各職位は次の事項を実施する。	
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。		第 3 条の 5 1 の 2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b.プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b.プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にすること。プロセス関連図を図 1 に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	第 3 条の 5 1 の 2 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用、これらのプロセスの順序及び相互関係を別図 1 の 2 に示す。	
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。④	7 第 4 項第 3 号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号)第 5 条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。(「保安活動指標」には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 1 の 2 (2) これらのプロセスお運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)		第3条の5 1の2 (3) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		第3条の5 1の2 (4) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。(「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5 1の2 (5) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。		第3条の5 1の2 (6) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものとする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h.原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。(「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。また、顧客満足の向上を目指して、顧客要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならぬ。⑮	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならぬ」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑯ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結	(v) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されてい	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(安全文化の醸成) 第3条の4の3 社長は、保安活動を実施するにあたり、安全文化を醸成するための活動を第2節に基づく品質マネジメントシステムにて実施させる。 2 第4条の組織は、安全文化を醸成するための活動を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		る。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。			
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(vi) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。		第 3 条の 5 1 の 5 各職位は、第 3 章から第 7 章に定める業務について原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方法及び程度は、第 3 条の 8 の 4 に定める調達のプロセスの中で定める。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(vii) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。		第 3 条の 5 1 の 3 各職位は品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを別表 1 の 2 に基づき行う。また、これに基づき、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	(2)品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化			
41.			(i) 一般	4.2.1 一般			
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図 2 に示す。	・保安規定においては、具体的な図 2 を記載	(文書化に関する要求事項) 第 3 条の 5 の 2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。	
43.	一 品質方針及び品質目標		a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標		第 3 条の 5 の 2 (1) 保安に関する品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b.品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第 3 条の 5 の 2 (2) 本品質保証計画及び「全社品質保証計画書」	
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表 1 に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 5 の 2 (4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、組織が必要と決定した別表 1 の 3 に定める文書	
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d.品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表 2 に示す文書(手順書)、及び 品質管理基準	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 5 の 2 (3) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である別表 1 の 3	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		に定める規定	
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(ii) 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル			
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載	第 3 条の 5 の 2 2 社長は次の事項を含む「全社品質保証計画書」を作成し、維持する。	
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		第 3 条の 5 の 2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b. 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		第 3 条の 5 の 2 2 (2) 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c. 品質マネジメントシステムの適用範囲	c. 品質マネジメントシステムの適用範囲		第 3 条の 5 の 2 2 (1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		第 3 条の 5 の 2 2 (3) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		e. プロセスの相互の関係	e. プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図 1 を記載	第 3 条の 5 の 2 2 (4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(iii) 文書の管理	4.2.3 文書の管理			
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ⑰ ・文書の組織外への流出等の防止 ⑰ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 ⑱	a. 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。(「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 3 各職位は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を、第 3 項の 2 に定める文書に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、第 4 項、第 4 項の 2 及び第 4 項の 3 に規定する要求事項に従って管理する。	
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第 2 項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。 ⑲	b. 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。(「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載 保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 5 の 2 3 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の活動に必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 (4) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑬		(a)品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		第3条の5の2 3の2 (1)発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑬	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑬をいう。	(b)品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (2)文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑬	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	(c)品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の5の2 3の2 (1)発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 (2)文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。	
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		(d)品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (3)文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		(e)改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		第3条の5の2 3の2 (4)該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態であることを確実にする。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		(f)品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		第3条の5の2 3の2 (5)文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		(g)組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		第3条の5の2 3の2 (6)品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		(h)廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		第3条の5の2 3の2 (7)廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(iv) 記録の管理	4.2.4 記録の管理			
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		a.組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。		第3条の5の2 各職位は、品質マネジメントシステムの文書に以下の文書を含める。 また、記録は適正に作成する。 4 各職位は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、当該記録を管理する。 4の3 各職位は、記録を読みやす	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						く、容易に識別可能かつ検索可能なものとする。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		b.組織は、a.の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2) 安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の5の2 4の2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	ホ 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任			
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(1) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ			
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。		(経営者のコミットメント) 第3条の6 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。	
71.	一 品質方針を定めること。		(i) 品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。		第3条の6 (2) 品質方針を設定する。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(ii) 品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。		第3条の6 (3) 品質目標が設定されることを確実にする。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(iii) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6 (6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(iv) ホ(6)(i)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。		第3条の6 (4) マネジメントレビューを実施する。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(v) 資源が利用できる体制を確保するようにすること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。		第3条の6 (5) 資源が使用できることを確実にする。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(vi) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知するようにすること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		第3条の6 (1) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(vii) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させるようにすること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を満たすことの重要性を組織内に周知する。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(viii) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。			5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント a. 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	(2)原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視		(原子力安全の重視)	(原子力安全の重視)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。④	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		第3条の6の2 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・埋設施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	(3)品質方針	5.3 品質方針		(品質方針)	(品質方針)
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の3 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 (3) 関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(i) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の3 (1) 組織の目的に対して適切である。 (7) 組織運営に関する方針と整合がとれている。	
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(ii) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。		第3条の6の3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(iii) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		第3条の6の3 (4) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(iv) 要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。		第3条の6の3 (5) 組織全体に伝達され、理解される。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(v) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。		第3条の6の3 (2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 (6) 適切性の持続のためにレビューされる。	
88.			(4)計画	5.4 計画		(計画)	(計画)
89.	(品質目標)	(品質目標)	(i) 品質目標	5.4.1 品質目標			
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	a.社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の4 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・埋設施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標が設定されていることを確実にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	b. 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の6の4 1の2 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。	
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(ii) 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		a. 社長は、品質マネジメントシステムが(1)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。		第3条の6の4 2 社長は次の事項を確実にする。 (1) 品質目標に加えて第3条の5に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ¹⁹	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	b. 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 〔品質マネジメントシステムの変更〕には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (3) 各職位は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を必要に応じて考慮する。
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 ¹⁹	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	(a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 (「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ¹⁹		(b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持			5. 経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および4.1項の

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
97.	三 資源の利用可能性 ¹⁹		(c)資源の利用可能性	c.資源の利用可能性			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
98.	四 責任及び権限の割当て ¹⁹		(d)責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て			5.経営者の責任 5.4 計画 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 (1) 品質目標および 4.1 項の要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画が策定される。 (2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。
99.			(5)責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		(責任・権限及びコミュニケーション)	(責任・権限及びコミュニケーション)
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(i) 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限			
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⁷	1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1) 社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。	
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ⁷	(再掲) 1 第 14 条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第 14 条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、		(2) 社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをい	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 5 条 社長は、保安教育等により差廃棄物埋設の保安に関する業務を行う社員等に、この規定に定める責任及び権限を周知する。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、品質保証活動に係る機構とその分掌業務および職位について、組織全体に周知する。具体的な要領は、「職制規程」および「職務

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		う。)			権限規程」による。 さらに炉規制法で規定される保安規定に責任および権限を定め、組織全体に周知する。 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、監査対象組織である保安組織を構成する部署から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。 安全・品質本部長は、5. 経営者の責任に関する社長が行う品質保証に係る業務の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援する。また、補佐するための具体的な事項についての文書を 4.2.3 項の安全・品質本部の全社品質保証計画書運用要則に定める。
103.				(3) 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記	第 3 条の 6 の 5 1 の 2 社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、安全・品質本部、事業部及び技術本部から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(ii) 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステムの管理責任者			
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		a. 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第 8 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文中で管理責任者を明確にしているため、当該条文を引用	第 3 条の 6 の 5 2 社長は、監査室長を第 5 条第 2 項第 2 号に定める業務に関する管理責任者に、安全・品質本部長を同項第 3 号に定める業務に関する管理責任者に、事業部長を同項第 4 号及び第 5 号に定める業務に関する管理責任者に任命する。	
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。 (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 (2) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。	
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		(c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2 (3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		(d) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。		第 3 条の 6 の 5 2 の 2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						(3) 組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	
110.	(管理者)	(管理者)	(iii) 管理者	5.5.3 管理者			
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第 1 項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	a. 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 5 社長は、責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限を第 2 章、第 2 項の 2 及び第 3 項に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。 3 プロセス責任者である監査室長、安全・品質本部長、事業部長、技術本部長、再処理工場長、エンジニアリングセンター長、第 4 条に定める各部長、統括当直長及び各課長は、所管する業務に関して、次に示す責任及び権限をもつ。	
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		第 3 条の 6 の 5 3 (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		(b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		第 3 条の 6 の 5 3 (2) 業務に従事する要員の業務・埋設施設に対する要求事項についての認識を高める。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		(c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		第 3 条の 6 の 5 3 (3) 業務の成果を含む実施状況について評価する。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		(d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		第 3 条の 6 の 5 3 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		(e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。			7. 業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務・施設に対する要求事項の明確化 a. 業務・施設に適用される法令・規則要求事項
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		b. 管理者は、a. の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		(a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							<p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。③		(b)要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		(c)原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c.原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		(d)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に廃棄物埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に埋設施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。			<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>(1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。</p>

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
							(2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 ③		(e)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。			5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。 ⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	c.管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。 (1) プロセスを確立し、実施するとともに、有効性を継続的に改善する。 (2) 業務に従事する要員の、業務・施設に対する要求事項についての認識を高める。 (3) 成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 項 および 8.2.3 項参照)。 (4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(iv) 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達			
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議	・保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の6の5 4 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。	5. 経営者の責任 5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.4 内部コミュニケーション 社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (1) 安全・品質改革委員会

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				c.埋施設安全委員会			品質保証活動の実施状況を確認し、経営として、観察・評価し、取り組みが弱い場合は、要員、組織、予算、購買等の全社の仕組みが機能しているかの観点で審議を行う。※社長は、安全・品質改革委員会の構成、運営等についての具体的な要領は、「安全・品質改革委員会規程」に定める。 ※社長は、安全・品質改革委員会の審議結果を受けて、必要な指示、命令を出すことができる。 (2) 品質・保安会議 品質保証活動方針、品質保証活動状況および品質保証活動に係る重要な事項について、品質・保安会議で審議、報告を行う。安全・品質本部長は、品質・保安会議の構成、運営等についての具体的な要領は、「品質・保安会議規程」に定める。 (3) 安全委員会 保安に関する品質保証に係る事項については、保安規定に定める安全委員会で審議を行う。
126.		2 第 17 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第 18 条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。				—	—
127.			(6)マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー		(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(i) 一般	5.6.1 一般			
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年 1 回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年 1 回以上」と明確化	第 3 条の 6 の 6 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年 1 回以上品質マネジメントシステムをレビューする。 1 の 2 このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(ii) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報			
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。		第 3 条の 6 の 6 2 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。	
132.	一 内部監査の結果		a.内部監査の結果	a.内部監査の結果		第 3 条の 6 の 6 2 (1) 監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第 2 号に規定する「組織の外部	b.組織の外部の者の意見	b.組織の外部の者の意見（外部監	・保安規定においては、品質管理基	第 3 条の 6 の 6	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。		査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	準規則の解釈を反映	2 (2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	
134.	三 プロセスの運用状況	2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c.プロセスの運用状況	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第 4 号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第 48 条において同じ。)	d.自主検査等の結果	d.自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)		第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
136.	五 品質目標の達成状況		e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況		第 3 条の 6 の 6 2 (3) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)並びに検査及び試験の結果	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況	
138.	七 関係法令の遵守状況		g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況		第 3 条の 6 の 6 2 (6) 関係法令及び保安規定の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第 8 号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (4) 予防処置及び是正処置の状況	
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i.従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		第 3 条の 6 の 6 2 (8) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		第 3 条の 6 の 6 2 (8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案		第 3 条の 6 の 6 2 (10) 改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		l.資源の妥当性	l.資源の妥当性		第 3 条の 6 の 6 2 (9) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (10) 改善のための提案	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑭	6 第 13 号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第 52 条第 1 項第 4 号において同じ。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 2 (9) その他重要な事項（安全・品質改革委員会での審議結果等） (10) 改善のための提案	
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(iii) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置			
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		a.組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。		第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	(a)品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 3 (1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		(b)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b.個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		第 3 条の 6 の 6 3 (2) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		(c)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c.品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		第 3 条の 6 の 6 3 (3) 資源の必要性	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑮	2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	(d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d.健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
151.	五 関係法令の遵守に関する改善⑯		(e)関係法令の遵守に関する改善	e.関係法令の遵守に関する改善		第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						化醸成に関するものを含む。)を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		b.組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 6 の 6 1 の 3 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		c.組織は、a.の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	・用いる主語の違いによる差異	第 3 条の 6 の 6 3 社長は、マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべて（関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関するものを含む。）を含める。 ただし、決定に先立ち、社長が必要と認める事項については、第 9 条に定める品質・保安会議に諮ることができる。	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	ハ 資源の管理	6 資源の管理			
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	(1)資源の確保	6.1 資源の確保		(資源の提供)	(資源の提供)
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第 2 1 条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第 2 条 4 に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。 ^㉔ 2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001 の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第 3 号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
157.	一 要員		(i) 要員	a.要員		(人的資源) 第 3 条の 7 の 2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。 2 各職位は、次の事項を実施する。 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						有効性を評価する。 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(ii) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 (JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(インフラストラクチャー) 第3条の7の3 各職位は、原子力安全の達成のために必要な別表1に定める設備等並びに第1章の2第5節に基づく業務の計画及び実施において必要とされる資材等を維持管理する。	
159.	三 作業環境		(iii) 作業環境	c. 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	(作業環境) 第3条の7の4 各職位は、原子力安全の達成のために必要な管理区域及び周辺監視区域を運営管理する。	
160.	四 その他必要な資源		(iv) その他必要な資源	d. その他必要な資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(2)要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練			
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。 ⑥	(i) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 各職位は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量があることを明確にする。	
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(ii) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の7の2 2 各職位は、次の事項を実施する。	
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		第3条の7の2 2 (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 (「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の7の2 2 (2) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。	
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。		第3条の7の2 2 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d.要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		第3条の7の2 2 (4) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		第3条の7の2 2 (5) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	ト 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施			
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(1)個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画		(業務の計画)	(業務の計画)
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定⑨することを含む。	(i) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 各職位は、第3章から第7章に定める業務に必要なプロセスを計画し、構築する。	
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(ii) 組織は、(i)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の2 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。	
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑩	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(iii) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8 1の3 各職位は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				含む。)			
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 ⁽¹⁹⁾		a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果			7. 業務の計画、実施 7.1 業務の計画 各職位は、業務に必要なプロセスを計画して、構築する。 (1) 各職位は、業務の計画について、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合をとる。
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		第 3 条の 8 1 の 3 (1) 業務・埋設施設に対する品質目標及び要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		第 3 条の 8 1 の 3 (2) 業務・埋設施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d.自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)	d.自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準 (以下「合否判定基準」という。)		第 3 条の 8 1 の 3 (3) その業務・埋設施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		第 3 条の 8 1 の 3 (4) 業務・埋設施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(iv) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。		第 3 条の 8 1 の 4 各職位は、この計画のアウトプットを、運営方法に適した形式とする。	
183.			(2)個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス		(業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス)	(業務・埋設施設に対する要求事項に関するプロセス)
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(i) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項			
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。		第 3 条の 8 の 2 各職位は、次の事項を明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		第 3 条の 8 の 2 (2) 明示されてはいないが、業務・埋設施設に不可欠な要求事項	
187.	二 関係法令		b.関係法令	b.関係法令		第 3 条の 8 の 2 (1) 業務・埋設施設に適用される法令・規制要求事項	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a.b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及び b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項		第 3 条の 8 の 2 (3) その他必要と判断する追加要求事項すべて	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(ii) 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査			
190.	第二十五条 原子力事業者等は、		a.組織は、機器等の使用又は個別	(1) 組織は、機器等の使用又は個		第 3 条の 8 の 2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。		2 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項をレビューする。このレビューでは、その要求事項を適用する業務を行う前に実施する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		b.組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。		第 3 条の 8 の 2 2 の 2 各職位は、レビューでは、次の事項を確実にする。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		(a)当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。		第 3 条の 8 の 2 2 の 2 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項が定められている。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		(b)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		第 3 条の 8 の 2 2 の 2 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		(c)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		第 3 条の 8 の 2 2 の 2 (3) 定められた要求事項を満たす能力を有している。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、a.の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 2 2 の 3 各職位は、このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		d.組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。		第 3 条の 8 の 2 2 の 5 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(iii) 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等			
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第 2 6 条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 2 3 各職位は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。	
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意		d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		7.業務の計画、実施 7.2 業務・施設に対する要求事項

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		意思決定において適切に考慮する方法		意思決定において適切に考慮する方法			に関するプロセス 7.2.3 外部とのコミュニケーション
203.			(3)設計開発	7.3 設計開発		(設計・開発)	(設計・開発)
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(i) 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画			
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑱ を含む。	a.組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の8の3 各職位は、第27条に定める埋設施設の改造に係る設計・開発の計画を策定し、管理する。	
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		b.組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。		第3条の8の3 1の2 各職位は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。	
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		(a)設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		第3条の8の3 1の2 (1) 設計・開発の段階	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		(b)設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		第3条の8の3 1の2 (2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		(c)設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		第3条の8の3 1の2 (3) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		(d)設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		第3条の7 社長は、各職位が明確にした原子力安全に必要な資源を提供する。	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		c.組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。		第3条の8の3 1の3 各職位は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		d.組織は、a.により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。		第3条の8の3 1の4 各職位は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。	
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(ii) 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報			
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開		a.組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつ		第3条の8の3 2 各職位は、埋設施設の要求事	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	て、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。		項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。インプットには、次の事項を含める。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		(a)機能及び性能に係る要求事項	a.機能及び性能に係る要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (1) 意図した使用方法に応じた機能及び性能に関する要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		(b)従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		第 3 条の 8 の 3 2 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	
217.	三 関係法令		(c)関係法令	c.関係法令		第 3 条の 8 の 3 2 (2) 適用される法令・規制要求事項	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		(d)その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項		第 3 条の 8 の 3 2 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		b.組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。		第 3 条の 8 の 3 2 の 2 各職位は、埋設施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、かつ、相反することがないものとする。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(iii) 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報			
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	a.組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		b.組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		第 3 条の 8 の 3 3 各職位は、設計・開発からのアウトプットを設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		c.組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 各職位は、設計・開発からのアウトプットは、次の状態にする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		(a)設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a.設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (1) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		(b)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b.調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		第 3 条の 8 の 3 3 の 2 (2) 調達、業務の実施及び埋設施設の使用に対して適切な情報を提供する。	
226.	三 合否判定基準を含むものである		(c)合否判定基準を含むものである	c.合否判定基準を含むものであること		第 3 条の 8 の 3	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	こと。		こと。	と。		3の2 (3) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		(d)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d.機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		第3条の8の3 3の2 (4) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な埋設施設の特性を明確にする。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(iv) 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー			
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		a.組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。		第3条の8の3 4 各職位は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		(a)設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		第3条の8の3 4 (1) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
231.	二 設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		(b)設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		第3条の8の3 4 (2) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		b.組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の8の3 4の2 各職位は、レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家が含まれていることを確認する。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(v) 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証			
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	a.組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「設計開発計画に従って検証を実施する」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を		b.組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成	(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを		第3条の8の3 5 各職位は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプット	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	作成し、これを管理しなければならない。		し、これを管理する。	管理する。		で与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		c.組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。		第 3 条の 8 の 3 5 の 2 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(vi) 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認			
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	a.組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 3 6 各職位は、結果として得られる埋設施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。	
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		b.組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。		第 3 条の 8 の 3 6 の 2 各職位は、実行可能な場合にはいつでも、埋設施設の使用前に、妥当性確認を完了する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 6 の 3 各職位は、妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(vii) 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理			
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		a.組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 7 各職位は、設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		b.組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。		第 3 条の 8 の 3 7 の 2 各職位は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		c.組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が廃棄物埋設施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。		第 3 条の 8 の 3 7 の 3 各職位は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該埋設施設を構成する要素及び関連する埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。	
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管		d.組織は、b.の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 3 7 の 4 各職位は、変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	理しなければならない。						
247.			(4)調達	7.4 調達		(調達)	(調達)
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(i) 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス			
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		a.組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載		第3条の8の4 各職位は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑭ 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	b.組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法と程度を定める。「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		第3条の8の4 1の2 各職位は、供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度を調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		c.組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。			第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		d.組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。			第3条の8の4 1の3 各職位は、供給者が要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、選定、評価及び再評価の基準を定める。
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		e.組織は、c.の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。			第3条の8の4 1の4 各職位は、評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	ない。						
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		f.組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（廃棄物埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（埋設施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。		第 3 条の 8 の 4 1 の 5 各職位は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(ii) 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項			
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		a.組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。		第 3 条の 8 の 4 2 各職位は、調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		(a)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		第 3 条の 8 の 4 2 (1) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		(b)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		第 3 条の 8 の 4 2 (2) 要員の適格性確認に関する要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		(c)調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		第 3 条の 8 の 4 2 (3) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第 1 項第 4 号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	(d)調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 4 2 (4) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		(e)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		第 3 条の 8 の 4 2 (5) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑫		(f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		(g)その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要な事項
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規	2 第 2 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行	b.組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等			7.業務の計画、実施 7.4 調達 7.4.2 調達要求事項 (1) f. その他調達物品等に関し必要

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。④	うことをいう。	への立入りに関することを含める。	への立入りに関することを含める。			な事項
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		c.組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。		第3条の8の4 2の2 各職位は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		d.組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		第3条の8の4 2の3 各職位は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(iii) 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証			
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		a.組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。		第3条の8の4 3 各職位は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		b.組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。		第3条の8の4 3の2 各職位は、供給者先で検証を実施することとした場合には、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	
270.			(5)個別業務の管理	7.5 個別業務の管理		(業務の実施)	(業務の実施)
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(i) 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理			
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。		第3条の8の5 各職位は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a.廃棄物埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「埋設施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の8の5 (1) 原子力安全との関わりを述べた情報が利用できる。	
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		第3条の8の5 (2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。		第3条の8の5 (3) 適切な設備を使用している。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		第3条の8の5 (4) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e.4(2)(iii)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。		第3条の8の5 (5) 監視及び測定が実施されている。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f.品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異	第 3 条の 8 の 5 (6) 業務のリリースが実施されている。	
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(ii) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認			
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		a.組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。		第 3 条の 8 の 5 2 各職位は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		b.組織は、a.のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、a.の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。		第 3 条の 8 の 5 2 の 2 各職位は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。 (4) 記録に関する要求事項	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		d.組織は、a.の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 各職位は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当する者を含んだ手続きを確立する。	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		(a)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (1) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		(b)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (2) 設備の承認及び要員の適格性確認	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第 4 項第 3 号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	(c)妥当性確認の方法	c.妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 5 2 の 3 (3) 所定の方法及び手順の適用 (5) 妥当性の再確認	
287.	(識別管理)	(識別管理)	(iii) 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保			
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第 39 条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	a.組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。		第 3 条の 8 の 5 3 各職位は、必要な場合には、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・埋設施設を識別する。 3 の 2 各職位は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・埋設施設の状態を識別する。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、ト	(トレーサビリティの確保)	b.組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る		第 3 条の 8 の 5 3 の 3 各職位は、トレーサビリティが	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	レーザビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。		履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		要求事項となっている場合には、業務・埋施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(iv) 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品			
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 4 1 条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 5 4 各職位は、規制当局の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。	
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(v) 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理			
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。		第 3 条の 8 の 5 5 各職位は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存には、取替品、予備品にも適用する。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	f. 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理		(監視機器及び測定機器の管理)	(監視機器及び測定機器の管理)
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(a)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。		第 3 条の 8 の 6 各職位は、業務・埋施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(b)組織は、(a)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。		第 3 条の 8 の 6 1 の 2 各職位は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(c)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第 2 3 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。(「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (1) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準の記録を維持する。	
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (3) 校正の状態を明確にするた	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
300.	三 所要の調整がなされていること。		c.所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。		めに識別を行う。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (2) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 (4) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(iv) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1) ~ (5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・埋施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(v) 組織は、(iv) の場合において、当該監視測定のための設備及び (iv) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備及び (4) の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1) ~ (5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・埋施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(vi) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 8 の 6 1 の 3 各職位は、測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を実施する。 (1) ~ (5) さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器、及び影響を受けた業務・埋施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(vi) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		第3条の8の6 1の4 各職位は、規定要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	チ 評価及び改善	8 評価及び改善			
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	(1)監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善		(一般)	(一般)
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(i) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(ii) 組織は、要員が(i)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9 各職位は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。 (1) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合を実証する。 (2) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 (3) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。	
311.			(2)監視測定	8.2 監視及び測定		(監視及び測定)	(監視及び測定)
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(i) 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見			
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	a.組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		b.組織は、a.の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。		第3条の9の2 各職位は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受け止めているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(ii) 内部監査	8.2.2 内部監査			
316.	第四十六条 原子力事業者等は、	1 第1項に規定する「客観的な評	a.組織は、品質マネジメントシステム	(1) 監査室長は、品質マネジメント		第3条の9の2	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に参与していない要員に実施させることができる。	について、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	システムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。（「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に参与していない要員に実施させることができる。）		2 監査室長は、この規定に定める業務全般について、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、年 1 回以上、内部監査を実施する。 なお、内部監査の実施に当たっては、客観的な評価を行うことができる組織を確保して実施する。	
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		(a)品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		第 3 条の 9 の 2 2 (1) 品質マネジメントシステムが、業務の計画に適合しているか、管理規則第 26 条の 3、4、5、6、7、8 及び 9 の要求事項に適合しているか、及び品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		(b)実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持		第 3 条の 9 の 2 2 (2) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		b.組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。		第 3 条の 9 の 2 2 の 2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		c.組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。		第 3 条の 9 の 2 2 の 2 監査室長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、次の事項を含めた監査計画を策定する。 (1) 監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定すること。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		d.組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。		第 3 条の 9 の 2 2 の 2 (2) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。	
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。⑩		e.組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		第 3 条の 9 の 2 2 の 2 (3) 監査員は、自らの業務を監査しないこと。	
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部	f.組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 2 の 3 監査室長は、監査の計画	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。（「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		g.組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。		第3条の9の2 2の3 監査室長は、監査の計画及び実施並びに記録の作成及び結果の報告について、その責任及び権限並びに要求事項を規定するために、“文書化された手順”を確立する。 2の4 監査室長は、監査及びその結果の記録を維持する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		h.組織は、不適合が発見された場合には、g.の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。		第3条の9の2 2の5 各職位は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(iii) プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定			
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	a.組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。（「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。⑭		b.組織は、a.の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。		第3条の9の2 3 各職位は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		c.組織は、a.の方法により、プロセスがホ(4)(ii)a.及びト(1)(i)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。		第3条の9の2 3の2 各職位は、これらの方法を、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		d.組織は、a.の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。		第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を		e.組織は、ホ(4)(ii)a.及びト(1)(i)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該ブ		第3条の9の2 3の3 各職位は、計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。			
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(iv) 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等			
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		a.組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。 (「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。	
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	b.組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (「自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 2 4 各職位は、埋設施設の要求事項が満たされていることを検証するために、埋設施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。	
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		c.組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。		第 3 条の 9 の 2 4 の 3 各職位は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を記録する。	
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		d.組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		第 3 条の 9 の 2 4 の 4 各職位は、業務の計画で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該埋設施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。⑧	2 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第 5 項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に	e.組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映		

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
		照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第 5 項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。					
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧					第 3 条の 9 の 2 4 の 2 各職位は、検査及び試験要員の独立の程度を定める。	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	(3)不適合の管理	8.3 不適合の管理		(不適合管理)	
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第 1 項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	a.組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 3 各職位は、業務・埋設施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第 2 項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	b.組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2) 安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を、「CAP システム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 3 1 の 2 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために、“文書化された手順”を確立する。	
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		c.組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 各職位は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(a)発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (1) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		(b)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (2) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		(c)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (3) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		(d)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		第 3 条の 9 の 3 1 の 3 (4) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		d.組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。		第3条の9の3 1の5 監査室長、安全・品質本部長、品質保証課長及び技術管理部長は、不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		e.組織は、c.(a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。		第3条の9の3 1の4 各職位は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合性を実証するための再検証を行う。	
349.				(6) 組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表1に記載	第3条の9の3 1の6 各職位は、埋設施設の保安の向上を図る観点から、「再処理事業部 不適合等管理要領」に定める公開の基準に基づき、不適合の内容を原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)に登録することにより公開する。	
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	(4)データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価		(データの分析)	(データの分析)
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(i) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の4 各職位は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(ii) 組織は、(i)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。		第3条の9の4 1の2 各職位は、データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。	
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		第3条の9の4 1の2 (1) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方	
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性		第3条の9の4 1の2 (2) 業務・埋設施設に対する要求事項への適合	
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。) [㊠]	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の4 1の2 (3) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び埋設施設の、特性及び傾向	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
				必要性について検討する機会を得ることをいう。)			
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力		第 3 条の 9 の 4 1 の 2 (4) 供給者の能力	
357.			(5)改善	8.5 改善		(改善)	(改善)
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(i) 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善			
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第 5 1 条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(ii) 是正処置等	8.5.2 是正処置等			
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。㉑		a. 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。		第 3 条の 9 の 5 2 各職位は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 2 の 2 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		(a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 (3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 (2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第 1 項第 1 号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ㉒ 2 第 1 項第 1 号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(一) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (1) 不適合のレビュー (2) 不適合の原因の特定 3 の 3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ㉑		(二) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		第 3 条の 9 の 5 3 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第 2 項の 4 に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
						生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第 2 項の 4 各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		(b)必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		(c)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (6) とった是正処置の有効性のレビュー 3 の 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。㉔		(d)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (4) 必要な処置の決定及び実施 3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。㉕		(e)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		第 3 条の 9 の 5 各職位は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	(f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。(「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 1 に記載	第 3 条の 9 の 5 2 の 4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 (1) 体制の主体の中立性が確保されていること。 (2) 分析結果の客観性及び分析方法の論理性が確保されていること。 (3) 処置が分析結果に対応した適切なものであること。 (4) 具体的な処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。	
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(g)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g.講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第 3 条の 9 の 5 2 の 3 (5) とった是正処置の結果の記録 3 の 3 (4) とった処置の結果の記録	
371.	2 原子力事業者等は、前項各号		b.組織は、a.に掲げる事項について	(2) 安全・品質本部長は、(1)に掲	・保安規定においては、具体的な社	第 3 条の 9 の 5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		て、手順書等に定める。	掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	内標準名を表2に記載	2の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 2の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、安全に重大な影響を与える事象について行う根本原因分析の方法及び体制に関して、次の各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。 3の3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	c.組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表2に記載	第3条の9の5 3の4 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、第2項の4に定める事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合の発生を防止する予防処置を講ずるため、必要に応じて行う根本原因分析の方法及び体制に関して、第2項の4各号を満たすように前項の“文書化された手順”において確立する。	
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(iii) 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置			
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。②	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	a.組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映	第3条の9の5 3 各職位は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。 3の2 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。	
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		(a)起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a.起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		第3条の9の5 3の3 (1) 起こり得る不適合及びその原因の特定	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		(b)未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b.未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		第3条の9の5 3の3 (2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
377.	三 必要な未然防止処置を明確に		(c)必要な未然防止処置を明確に	c.必要な未然防止処置を明確に		第3条の9の5	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明	現行保安規定又は社内規定	
						保安規定	全社品質保証計画書
	し、実施すること。		し、実施すること。	し、実施すること。		3 の 3 (3) 必要な処置の決定及び実施	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		(d)講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d.講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (5) とった予防処置の有効性のレビュー	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		(e)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e.講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		第 3 条の 9 の 5 3 の 3 (4) とった処置の結果の記録	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		b.組織は、a.に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 2 に記載	第 3 条の 9 の 5 3 の 3 監査室長、安全・品質本部長及び事業部長は、次の事項に関する要求事項を規定するために“文書化された手順”を確立する。	
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例				—	—
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第 4 1 条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)				—	—
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—		
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—		
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—		
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第 2 項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第 1 0 条 1 を準用する。	—	—	—		

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業変更許可申請届出本文 7 号（事業許可本文 7 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・インプット・マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l.,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティーのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティーと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

加工施設(MOX) 保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 許可整合性説明資料

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文 7 号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文 7 号との差異説明
1.			MOX 燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	第 2 章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第 5 条 保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	・文書の違いによる相違
2.	第一章 総則 (目的)	第 1 章総則 (目的)	イ 目的	1 目的	差異なし (見出し記号の差異は記載しない) (以下、空欄は、差異なしであり、記載しない。)
3.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、 原子力の安全を確保することを目的とする①。	1 第 1 条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。)第 2 条第 7 項に規定する原子力施設をいう。	MOX 燃料加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (以下「品質管理に関する事項」という。)は、MOX 燃料加工施設の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、加工施設の安全を確保するよう、「 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 」及び「 同規則の解釈 」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づき、 社長をトップとした品質マネジメントシステムを確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。	・保安規定第 5 条は、品質管理基準規則の解釈まで含めた品質マネジメントシステムとしている。 なお、「…品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し…」の「評価確認し」については、記載反映漏れのため修正を行う。
4.	(適用範囲)		ロ. 適用範囲	2 適用範囲	
5.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		品質管理に関する事項は、MOX 燃料加工施設の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、 加工施設の保安活動に適用する。	・用いる用語の違いによる差異
6.	(定義)		ハ. 定義	3 定義	
7.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。	品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における 用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。	用いる用語の違いによる差異
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。		黄色ハッチング ：品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目に該当する箇所を示す。 水色ハッチング ：事業許可本文 7 号との整合箇所を示す。		
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。				
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。				
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第 2 項第 4 号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 57 条の 8 に規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—	
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。				
17.			(イ) MOX 燃料加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	
18.			(ロ) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、MOX 燃料加工施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	—	・保安規定においては、4.1 一般要求事項に、組織の定義を記載
19.			—	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニューシアの定義を記載
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	二. 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	(イ) 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であつて、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保	(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を	(1)第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	維持するため、その改善を継続的に行う。	し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。〔「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。〕	
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。〔「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度②		① MOX 燃料加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ②	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	② MOX 燃料加工若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ〔「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響〔「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(3) 組織は、MOX 燃料加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にすること。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	② プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な図5-1を記載
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 ¹⁴	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。		④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。（責任及び権限の明確化を含む。）	
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		⑤ プロセスの運用状況を監視測定し分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		⑦ プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。 ¹⁵	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。（「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。 ⁵	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 ⁶ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		<ul style="list-style-type: none"> 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 原子力の安全には、セキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 		<p>題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h.原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>	
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	(ロ) 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	
41.			(1) 一般	4.2.1 一般	
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。	・保安規定においては、具体的な図5-2を記載
43.	一 品質方針及び品質目標		① 品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		② 品質マニュアル	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		③ 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		④ 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載
47.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	(2) 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を記載
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		① 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		② 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		③ 品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		④ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	
53.	五 プロセスの相互の関係		⑤ プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	・保安規定においては、具体的な図5-1を記載
54.	(文書の管理)	(文書の管理)	(3) 文書の管理	4.2.3 文書の管理	
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント	1 第1項に規定する「品質マネジメント文	① 組織は、品質マネジメント文書を管理	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理	・保安規定においては、品質管理基準規

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ント文書を管理しなければならない。	書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止⑬ ・文書の組織外への流出等の防止⑬ ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持⑬	する。	する。（「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。）	則の解釈を反映
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。⑬	② 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。（「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。⑬		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
58.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。⑬	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認すること⑬をいう。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	b.品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
59.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。⑬	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c.a.及びb.の審査並びにb.の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（「部門」とは、この規定に規定する組織の最小単位をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
60.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d.品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	
61.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e.改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	
62.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	f.品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。	
63.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g.組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	
64.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h.廃止した品質マネジメント文書が誤って使用されないようにすること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
65.	(記録の管理)	(記録の管理)	(4) 記録の管理	4.2.4 記録の管理	
66.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握すること		① 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、	(1)組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
67.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		② 組織は、①の記録の識別、保存、保護、検索、及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2)安全・品質本部長は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載
68.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	ホ. 経営責任者等の責任	5 経営責任者等の責任	
69.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	(イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
70.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。③		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	
71.	一 品質方針を定めること。		(1) 品質方針を定めること。	a. 品質方針を定めること。	
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		(2) 品質目標が定められているようにすること。	b. 品質目標が定められているようにすること。	
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	c. 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。 (「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(4) ホ. (ハ) (1)に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d. 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e. 資源が利用できる体制を確保すること。	
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f. 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	g. 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h. 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	
79.	(原子力の安全の確保の重視)	(原子力の安全の確保の重視)	(ロ) 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。①	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
81.	(品質方針)	(品質方針)	(ハ) 品質方針	5.3 品質方針	
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
				設定していること。)	
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	a. 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b. 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c. 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		(4) 要員に周知され、理解されていること。	d. 要員に周知され、理解されていること。	
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e. 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	
88.			(二) 計画	5.4 計画	
89.	(品質目標)	(品質目標)	(1) 品質目標	5.4.1 品質目標	
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められているには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	① 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。(「品質目標が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	② 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。(「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
92.	(品質マネジメントシステムの計画)	(品質マネジメントシステムの計画)	(2) 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	
93.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		① 社長は、品質マネジメントシステムが二。(イ)の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	
94.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑯	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	② 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合には、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。(「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
95.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑱	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
96.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持 ^⑨		b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	
97.	三 資源の利用可能性 ^⑨		c. 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	
98.	四 責任及び権限の割当て ^⑨		d. 責任及び権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て	
99.			(ホ) 責任、権限及びコミュニケーション	5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
100.	(責任及び権限)	(責任及び権限)	(1) 責任及び権限	5.5.1 責任及び権限	
101.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
102.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。		(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
103.				(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に離隔する等により、監査室の独立性を確保する。	・保安規定においては、監査室の独立性の確保を明記
104.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(2) 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	
105.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		① 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	・保安規定においては、他の条文に管理責任者が定められているため、当該条文を引用
106.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	
107.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	
108.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	
109.	四 関係法令を遵守すること。		d. 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	
110.	(管理者)	(管理者)	(3) 管理者	5.5.3 管理者	
111.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わ	① 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に関して、責任及び権限を与える。(「管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与さ	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		せることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。		れている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確にして設置した場合には、その業務を行わせることができる。）	
112.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実行性が維持されているようにすること。	
113.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	
114.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	
115.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	
116.	五 関係法令を遵守すること。④		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	
117.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。③		② 管理者は、①の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	
118.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。③		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	
119.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。③		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	
120.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。③		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	
121.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。③		d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に MOX 燃料加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	
122.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。③		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	
123.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	③ 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で実施する。(「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
124.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	(4) 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	
125.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	① 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションは以下のとおり。	・保安規定においては、具体的な社内の会議体名称を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
				a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	
126.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。			
127.			ハ、マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	
128.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	(1) 一般	5.6.1 一般	
129.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		①社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価（以下「マネジメントレビュー」という。）する。	・保安規定においては、「あらかじめ定められた期間」について、「年1回以上」と明確化
130.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	(2) マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	
131.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	
132.	一 内部監査の結果		①内部監査の結果	a.内部監査の結果	
133.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	②組織の外部の者の意見	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
134.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	③プロセスの運用状況	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
135.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	④使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	
136.	五 品質目標の達成状況		⑤ 品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	
137.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
138.	七 関係法令の遵守状況		⑦ 関係法令の遵守状況	g. 関係法令の遵守状況	
139.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	h. 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
140.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i. 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
141.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j. 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
142.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		⑪ 部門又は要員からの改善のための提案	k. 部門又は要員からの改善のための提案	
143.	十二 資源の妥当性⑬		⑫ 資源の妥当性	l. 資源の妥当性	
144.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性⑬	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	m. 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
145.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	(3) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	
146.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		① 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	
147.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 (改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
148.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	
149.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	
150.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
151.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	
152.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		② 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
153.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		② 組織は、①の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	
154.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	ハ. 資源の管理	6 資源の管理	
155.	(資源の確保)	(資源の確保)	(イ) 資源の確保	6.1 資源の確保	
156.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。㉔	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。(「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS 9001の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。		源（組織の外部から調達する者を含む。）を明確にし、それを定めていることをいう。）	
157.	一 要員		(1) 要員	a. 要員	
158.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
159.	三 作業環境		(3) 作業環境	c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
160.	四 その他必要な資源		(4) その他必要な資源	d. その他必要な資源	
161.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	
162.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てる。（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
163.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を別表5-1に記載
164.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		① 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	
165.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	② 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。（「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
166.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		③ 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の処置の実効性を評価すること。	
167.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		④ 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	
168.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		a. 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
169.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		b. 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
170.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		c. 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
171.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		⑤ 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	
172.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	
173.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(イ) 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	
174.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定⑨することを含む。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。（「計画を策定する」には、	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ならない。			4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
175.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
176.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。⑱	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
177.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果⑲		① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a.個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	
178.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b.機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
179.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c.機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
180.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		④ 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d.使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	
181.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e.個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
182.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4)組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	
183.			(ロ) 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	
184.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	(1) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
185.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	
186.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		① 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a.組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	
187.	二 関係法令		② 関係法令	b.関係法令	
188.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c.a.及びb.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	
189.	(個別業務等要求事項の審査)	(個別業務等要求事項の審査)	(2) 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	
190.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		① 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	
191.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		② 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2)組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
192.	一 当該個別業務等要求事項が定められ		a. 当該個別業務等要求事項が定められ	a. 当該個別業務等要求事項が定められて	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ていること。		ていること。	いること。	
193.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	
194.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
195.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、①の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
196.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		④ 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書を改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
197.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(組織の外部の者との情報の伝達等)	(3) 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	
198.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。⑦	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
199.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法		a. 組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
200.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
201.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
202.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
203.			(ハ) 設計開発	7.3 設計開発	
204.	(設計開発計画)	(設計開発計画)	(1) 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	
205.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うこと⑱を含む。	① 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載
206.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		② 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
207.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
208.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
209.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	
210.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	
211.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		③ 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	
212.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		④ 組織は、①により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	
213.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	(2) 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	
214.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		① 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
215.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能及び性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項	
216.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	
217.	三 関係法令		c. 関係法令	c. 関係法令	
218.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	
219.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		② 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	
220.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	(3) 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	
221.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	① 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	
222.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		② 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	
223.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		③ 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
224.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。	
225.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	
226.	三 合否判定基準を含むものであること。		c. 合否判定基準を含むものであること。	c. 合否判定基準を含むものであること。	
227.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であ		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であ	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であ	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	ること。		ること。	ること。	
228.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	(4) 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	
229.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		① 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	
230.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a.設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	
231.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b.設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	
232.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		② 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2)組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
233.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
234.	(設計開発の検証)	(設計開発の検証)	(5) 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	
235.	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	① 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。「(設計開発計画に従って検証を実施する)」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
236.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		② 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2)組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
237.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		③ 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3)組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	
238.	(設計開発の妥当性確認)	(設計開発の妥当性確認)	(6) 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	
239.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。))を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	① 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。))を実施する。「(当該設計開発の妥当性確認を実施する)」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
240.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		② 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	
241.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る		③ 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	る記録を作成し、これを管理しなければならない。		成し、これを管理する。	成し、これを管理する。	
242.	(設計開発の変更の管理)	(設計開発の変更の管理)	(7) 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	
243.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		① 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	
244.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		② 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	
245.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		③ 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が MOX 燃料加工施設に及ぼす影響の評価(当該 MOX 燃料加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	
246.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		④組織は、②の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
247.			(二) 調達	7.4 調達	
248.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	(1) 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	
249.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		① 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1)組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載
250.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑩ 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。	② 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。			
251.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		③ 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
252.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		④ 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	
253.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		⑤ 組織は、③の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
254.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		⑥ 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(MOX燃料加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
255.	(調達物品等要求事項)	(調達物品等要求事項)	(2) 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	
256.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		① 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	
257.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	
258.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	
259.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	
260.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項(「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
261.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
262.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項⑩		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
263.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	
264.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。⑪	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	② 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	
265.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品		③ 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		項の妥当性を確認する。	項の妥当性を確認する。	
266.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		④ 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
267.	(調達物品等の検証)	(調達物品等の検証)	(3) 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	
268.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		① 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	
269.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		② 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	
270.			(ホ) 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	
271.	(個別業務の管理)	(個別業務の管理)	(1) 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	
272.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	
273.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	① MOX 燃料加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
274.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。	
275.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
276.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
277.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		⑤ ち.(ロ)(3)に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	
278.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	・用いる用語の違いによる差異
279.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(2) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
280.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		① 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1)組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
281.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		② 組織は、①のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、①の妥当性確認によって実証する。	(2)組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	
282.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
283.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		④ 組織は、①の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4)組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	
284.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	
285.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
286.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c. 妥当性確認の方法	c. 妥当性確認の方法(「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
287.	(識別管理)	(識別管理)	(3) 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	
288.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	① 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	
289.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	② 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	
290.	(組織の外部の者の物品)	(組織の外部の者の物品)	(4) 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	
291.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
292.	(調達物品の管理)	(調達物品の管理)	(5) 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	
293.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		① 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	
294.	(監視測定のための設備の管理)	(監視測定のための設備の管理)	(ハ) 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	
295.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	
296.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定		(2) 組織は、(1)の監視測定について、実	(2)組織は、(1)の監視測定について、実	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	
297.	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3)組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
298.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a.あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。 (「あらかじめ定められた間隔」とは、7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
299.	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b.校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	
300.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c.所要の調整がなされていること。	
301.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	d.監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。	
302.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e.取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	
303.	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4)組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	
304.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	(5)組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。	
305.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6)組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	
306.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7)組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	
307.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	チ.評価及び改善	8 評価及び改善	
308.	(監視測定、分析、評価及び改善)	(監視測定、分析、評価及び改善)	(イ) 監視測定、分析、評価及び改善	8.1 監視測定、分析、評価及び改善	
309.	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。	(1)組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。 (「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に係る組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
310.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2)組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。(「要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」と	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
		し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。		は、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）	
311.			(口) 監視測定	8.2 監視測定	
312.	(組織の外部の者の意見)	(組織の外部の者の意見)	(1) 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	
313.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	①組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	
314.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		② 組織は、①の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	
315.	(内部監査)	(内部監査)	(2) 内部監査	8.2.2 内部監査	
316.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	① 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	
317.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	
318.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	
319.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		② 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
320.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		③ 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
321.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		④ 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	・保安規定においては、組織の具体的な名称を記載
322.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせなければならない。⑩		⑤ 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5)監査室長は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	・保安規定においては、組織の具体的な名称を記載
323.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	⑥ 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	(6)監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。「(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-2に記載
324.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理		⑦ 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監	(7)監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	者に内部監査結果を通知しなければならない。		査結果を通知する。	部監査結果を通知する。	
325.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		⑧ 組織は、不適合が発見された場合には、⑦の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
326.	(プロセスの監視測定)	(プロセスの監視測定)	(3) プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
327.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	① 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
328.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。⑭		② 組織は、①の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	
329.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		③ 組織は、①の方法により、プロセスがホ. (二)(2)①及びト. (イ)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	
330.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		④ 組織は、①の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	
331.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		⑤ 組織は、ホ. (二)(2)①及びト. (イ)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	
332.	(機器等の検査等)	(機器等の検査等)	(4) 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	
333.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。		① 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載 ・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
334.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	② 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。(「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
335.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		③ 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
336.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		④ 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	
337.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする）とその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	⑤ 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 （「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
338.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		⑥ 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。（「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）	
339.	(不適合の管理)	(不適合の管理)	(ハ) 不適合の管理	8.3 不適合の管理	
340.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	① 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 （「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。）	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
341.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	② 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAP システム要則」に定める。 （「不適合の処理に係る管理」には、不適	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
				合を関連する管理者に報告することを含む。)	準名を表5-2に記載
342.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		③ 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	
343.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
344.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	
345.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
346.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
347.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		④ 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	
348.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		⑤ 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	
349.				(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	・保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表5-1に記載
350.	(データの分析及び評価)	(データの分析及び評価)	二. データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	
351.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
352.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	
353.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	
354.	二 個別業務等要求事項への適合性		(1)個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	
355.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器	(1) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	む。) ㉔	等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	む。)	む。) (「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	
356.	四 調達物品等の供給者の供給能力		(1) 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	
357.			(ホ) 改善	8.5 改善	
358.	(継続的な改善)	(継続的な改善)	(1) 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	
359.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。 (「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
360.	(是正処置等)	(是正処置等)	(2) 是正処置等	8.5.2 是正処置等	
361.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。㉕		① 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	
362.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	
363.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ⑥ 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化 (「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
364.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 ㉖		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	
365.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	
366.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	
367.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。㉗		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
368.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。㉘		e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	
369.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」に	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
	究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	は、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 〔「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。〕	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-1 に記載
370.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
371.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
372.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	③ 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3)組織は、「CAP システム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。〔「適切な措置を講じる。」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映 ・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
373.	(未然防止処置)	(未然防止処置)	(3) 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	
374.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。②	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	① 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところについて適切な未然防止処置を講じること。〔「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。〕	・保安規定においては、品質管理基準規則の解釈を反映
375.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	
376.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	
377.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	
378.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	
379.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	
380.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		② 組織は、①に掲げる事項について、手順書等に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAP システム要則」に定める。	・保安規定においては、具体的な社内標準名を表 5-2 に記載
381.	第七章 使用者に関する特例	第七章 使用者に関する特例			
382.	(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)			
383.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。		—	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	事業許可本文7号	新検査制度 保安規定	新検査制度 保安規定と事業許可本文7号との差異説明
384.	一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。		—	—	—
385.	二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		—	—	—
386.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	—	—	—

品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容（案）
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 第 8 条	・事業許可申請書届出本文 7 号の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	第 8 条 第 5 条第 7 項	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	第 7 条 第 11 条第 6 項	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	第 9 条 第 11 条第 5 項(5) 第 12 条第 3 項(5)	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	第 5 条第 5 項 第 7 条第 1 項(3) 第 9 条 第 12 条第 3 項(4)	・健全な安全文化の育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビュー・インプット・マネジメントレビューアウトプット）
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	第 5 条第 5 項 第 9 条 第 14 条第 1 項 第 25 条第 2 項(1)	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	第 1 条 第 11 条第 8 項 第 16 条第 6 項	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	第 22 条第 20 項、第 21 項	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	第 11 条第 7 項	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	第 22 条第 7 項	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	第 18 条第 8 項	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	第 18 条第 2 項 第 18 条第 7 項(6)	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	第 12 条第 6 項(12)、(13)	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	第 5 条第 4 項(3) 第 22 条第 12 項	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化
⑮	安全とセキュリティーのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	第 5 条第 4 項(8)	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティーと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	第 6 条第 4 項(1)、(2)、(3)	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	第 6 条第 3 項	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	第 6 条第 3 項、第 4 項	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	第 10 条第 4 項 第 15 条第 1 項、第 3 項 第 17 条第 1 項	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	第 5 条第 6 項 第 13 条 第 18 条第 2 項	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	第 24 条第 2 項(3) 第 25 条第 2 項 第 25 条第 3 項	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築

各施設保安規定
(品質マネジメントシステム計画)
各施設の差異について

1. はじめに

本資料は、品質管理基準規則および同規則解釈と、本年 6 月 1 日に申請した各施設の保安規定「品質マネジメントシステム計画」とを横並びに記載し、保安規定「品質マネジメントシステム計画」における各施設の記載の差異等を示した資料である。

2. 本資料の記載の考え方

保安規定「品質マネジメントシステム計画」は、品質管理基準規則および同規則解釈が原子力施設共有の要求事項であることから、実用発電用原子炉を参考にしながら、当社各施設の記載を整合し統合した。

その際、品質管理基準規則で要求事項が明確になった事項(21 項目)が反映されていることを説明するとともに、各施設の施設名称や施設に求められる要求事項の違いから記載に差異が生じることから、それを分かるように整理し記載している。

具体的には、以下の事項を明確にしている。

- ①品質管理基準規則において要求事項が明確になった 21 項目に該当する箇所の明確化
- ②各施設の差異個所の明確化
- ③施設の特徴に応じ、要求事項を反映した個所の明確化
- ④参考として、実用発電用原子炉(認可を取得している施設)との差異個所の明確化

(別紙)各施設 保安規定(品質マネジメントシステム計画)比較表

以 上

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画）比較表

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
1.			第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第1章の2 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条の4 保安活動のための品質 保証活動を実施するに 当たり 、以下のと おり品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第6条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第5条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。	第2章 品質保証 (品質マネジメントシステム計画) 第3条 保安活動のための品質保証 活動を実施するに 当たり 、以下のとおり 品質マネジメントシステム計画を定め る。
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 第1条 (目的)	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1 目的	1. 目的
3.	第一条 この規則は、原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準を定めることによ り、 原子力の安全を確保することを目 的とする ①。	1 第1条に規定する「原子力施設」 とは、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律(昭和32 年法律第166号。以下「原子炉等 規制法」という。)第2条第7項に規 定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、 再 処理施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品 質管理基準規則 」という。)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 廃 棄物管理施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品 質管理基準規則 」という。)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品 質管理基準規則 」という。)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 埋 設施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品 質管理基準規則 」という。)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の安全を確保するよう 、「原 子力施設の保安のための業務に係る品 質管理に必要な体制の基準に関する規 則」及び「同規則の解釈」(以下「 品 質管理基準規則 」という。)に基づき、 社 長をトップとした品質マネジメントシ ステムを確立し、実施し、継続的に改善 することを目的とする 。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の安全を達成・維持・向上させる ため、「原子力施設の保安のための業 務に係る品質管理に必要な体制の基 準に関する規則」および「同規則の解 釈」(以下、「品質規則」という。)に 基づく品質マネジメントシステムを確立 し、実施し、評価確認し、継続的に改 善することを目的とする。
4.	(適用範囲)		2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2 適用範囲	2. 適用範囲
5.	第三条 次章から第六章までの規定 は、原子力施設(使用施設等であっ て、核原料物質、核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律施行令(昭 和三十二年政令第三百二十四号。 以下「令」という。)第四十一条各号に 掲げる核燃料物質を使用しないものを 除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令 第四十一条各号に掲げる核燃料物 質を使用しないものに限る。)について 適用する。		本品質マネジメントシステム計画は、 再 処理施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 廃 棄物管理施設の保安活動に適用す る 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 埋 設施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、 加 工施設の保安活動に適用する 。	本品質マネジメントシステム計画は、発 電所の保安活動に適用する。
6.	(定義)	第2条 (定義)	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3 定義	3. 定義
7.	第二条 この規則において使用する用 語は、核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律において 使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、 原子炉等規制法及び原子力施設の 保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の基準に関する規則にお いて使用する用語の例による。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。	本品質マネジメントシステム計画にお ける用語の定義は、以下に定めるもの 他 品質管理基準規則 に従う。
8.	一「保安活動」とは、原子力施設の保 安のための業務として行われる一切の 活動をいう。		—	—	—	—	—	—
9.	二「不適合」とは、要求事項に適合し ていないことをいう。		—	—	—	—	—	—
10.	三「プロセス」とは、意図した結果を生 み出すための相互に関連し、又は作 用する一連の活動及び手順をいう。		—	—	—	—	—	—
11.	四「品質マネジメントシステム」とは、保 安活動の計画、実施、評価及び改善 に関し、原子力事業者等が自らの組 織の管理監督を行うための仕組みをい う。	2 第2項第4号に規定する「原子 力事業者等」とは、原子炉等規制法 第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自ら の組織の管理監督を行うための仕組 み」には、組織が品質マネジメントシ ステムの運用に必要な文書を整備するこ とを含む。	—	—	—	—	—	—

黄色ハッチング：品質管理基準規則において要求事項が明確となった21項目に該当する箇所を示す。(関連する社内規定は別紙を参照)
 水色ハッチング：各施設間の相違箇所を示す。
 緑色ハッチング：発電用原子炉施設の保安規定との差異を示す。
 薄緑セル色付：施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所を示す。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
12.	五「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。	—	—	—	—	—	—
13.	六「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。	—	—	—	—	—	—
14.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第53条第1項において同じ。)	—	—	—	—	—	—
15.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。		—	—	—	—	—	—
16.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。		—	—	—	—	—	—
17.			(1)再処理施設 法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。	(1)廃棄物管理施設 法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)埋設施設 法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設をいう。	(1)加工施設 法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。	(1)原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
18.			(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的とした、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。	(2)ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。				
19.			—	—	—	—	—	(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
								下、本条および第120条において同じ。
20.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム
21.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
22.	第四条 原子力事業者等(使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1)第16条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第4条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第7条に定める組織(以下「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)第6条に定める組織(以下「組織」という。)は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)	(1)原子力部門(第4条 図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう)。
23.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。 ②	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に再処理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に廃棄物管理施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に埋設施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次の事項を適切に考慮する。「(保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた保安活動の管理の重み付けをいう。)	(2)原子力部門は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。
24.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 ②		a.再処理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.廃棄物管理施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.埋設施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a.加工施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子力施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度
25.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ ②	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b.再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.廃棄物管理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.埋設施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や	b.加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ(「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響	b) 原子力施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
			結果の大きさをいう。)	響や結果の大きさをいう。)	結果の大きさをいう。)	結果の大きさをいう。)	や結果の大きさをいう。)	
26.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響②	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c.機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）	c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響
27.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。④		(3)組織は、再処理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、廃棄物管理施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、埋設施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3)組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下、「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
28.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4)組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。	(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
29.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a.プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にすること。	a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。
30.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図1に示す。	b.プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にすること。プロセス関連図を図5-1に示す。	b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。
31.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。④	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c.プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にすること。（「保安活動指標」には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。）	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
32.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d.プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。(責任及び権限の明確化を含む。)	d) プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)
33.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e.プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
34.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f.プロセスについて、意図した結果を得るため、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。（「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。）	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。
35.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g.プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
36.	八 原子力の安全とそれ以外の事項	9 第4項第8号に規定する「原子	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項にお	h.原子力の安全とそれ以外の事項に	h) 原子力の安全とそれ以外の事項に

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。⑮	力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	いて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。」「(原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする)」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。))	いて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。」「(原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする)」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。))	いて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。」「(原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする)」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。))	いて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。」「(原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする)」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。))	おいて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。」「(原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする)」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。))	おいて意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
37.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。⑤	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。⑥ ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a.原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b.風通しの良い組織文化が形成されている。 c.要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d.全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e.要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f.原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g.安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h.原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	(5)組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。 a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。 b) 風通しの良い組織文化が形成されている。 c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する必要があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	
38.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。⑳		(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6)組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
39.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。㉑		(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7)組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
40.	(品質マネジメントシステムの文書化)		4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化				
41.			4.2.1 一般	4. 2. 1 一般				
42.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシ		組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に	組織は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる文書を作成し、当該文書に	原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	テムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図2に示す。	規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図を図5-2に示す。	文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。
43.	一 品質方針及び品質目標		a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a.品質方針及び品質目標	a) 品質方針および品質目標
44.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)		b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b.品質マニュアル「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
45.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表1に示す文書	c.実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と判断した表5-1に示す文書	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準
46.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)		d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	d.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表5-2に示す文書(手順書)、及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)	c) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下「手順書等」という。)
47.	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル					
48.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	社長は、品質マニュアルである「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」に次に掲げる事項を定める。	原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。
49.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a.品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
50.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b.保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項
51.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c.品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲
52.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d.品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
53.	五 プロセスの相互の関係		e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e.プロセスの相互の関係	e) プロセスの相互の関係(図3-1参照)
54.	(文書の管理)	第7条(文書の管理)	4.2.3 文書の管理					
55.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。	(1)組織は、品質マネジメント文書を管理する。「品質マネジメント文書を管理する」には、組織として承認されていない文書の使用、適切ではない変更、文書の組織外への流出等の防止、発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持を含む。	(1) 原子力部門は、次の事項を含む。品質マネジメント文書を管理する。 a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持
56.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2)安全・品質本部長は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、次に掲げる事項を「品質保証に係る文書および記録管理要則」に定める。「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3項に係る社内標準を作成する。
57.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行		a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a.品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	ならない。③							
71.	一 品質方針を定めること。		a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a.品質方針を定めること。	a) 品質方針を定めること。
72.	二 品質目標が定められているようにすること。		b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b.品質目標が定められているようにすること。	b) 品質目標が定められているようにすること。
73.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。⑤	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c.要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。(「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、安全文化に係る取組に参画できる環境を整えていることをいう。)	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう)。
74.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d.5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
75.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e.資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。
76.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f.関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
77.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。③		g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g.保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。
78.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。③		h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h.全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
79.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条(原子力の安全の確保の重視)	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視				
80.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。④	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
81.	(品質方針)	第11条(品質方針)	5.3 品質方針	5.3 品質方針				
82.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む⑤。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。⑥	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。(「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。)	社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。))を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。
83.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a.組織の目的及び状況に対して適切なものであること。(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む)。
84.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b.要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
85.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c.品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標を定め、評価するにあつての枠組みとなるものであること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
86.	四 要員に周知され、理解されていること。		d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d.要員に周知され、理解されていること。	d) 要員に周知され、理解されていること。
87.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e.品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
88.			5.4 計画	5. 4 計画				
89.	(品質目標)	第12条 (品質目標)	5.4.1 品質目標	5. 4. 1 品質目標				
90.	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1)社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」及び「結果の評価方法」を含む。	(1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法
91.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2)社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにさせる。「その達成状況の評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況の評価し得る(品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況の評価できる状態にあること)のものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。
92.								(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。
93.	(品質マネジメントシステムの計画)	第13条 (品質マネジメントシステムの計画)	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画				
94.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1)社長は、品質マネジメントシステムが4.1の要求事項に適合するよう、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。
95.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。⑨	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2)社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更を含む。また累積的な影響が生じ得る両者の軽微な変更を含む。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
96.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果⑩	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a.品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する「当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価」、「当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置」を含む。)	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
97.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持⑩		b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b.品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
98.	三 資源の利用可能性 ^⑨		c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c.資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性
99.	四 責任及び権限の割当て ^⑨		d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d.責任及び権限の割当て	d) 責任および権限の割当て
100.			5.5 責任、権限及びコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション				
101.	(責任及び権限)	第14条 (責任及び権限)	5.5.1 責任及び権限	5. 5. 1 責任および権限				
102.	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	(1)社長は、組織内における部門及び要員の責任及び権限を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。(「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任(担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
103.	(再掲) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。 ^⑦	(再掲) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	(2)社長は、部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って保安活動を遂行できるようにする。(「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)	
104.			(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	(3)社長は、監査室を社長直属の組織とし、特定の取締役による監査室への関与を排除する。また、内部監査の対象となり得る部門から物理的に隔離する等により、監査室の独立性を確保する。	
105.	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステムの管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者
106.								(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。
107.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		社長は、第17条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第5条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第8条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	社長は、第7条第2項(2)、(3)、(5)及び(6)に示す職位の者を、品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下「管理責任者」という。)に任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。
108.	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
109.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b.品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。
110.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の		c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保	c.健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保	c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	確保についての認識が向上するようにすること。		についての認識が向上するようにすること。	についての認識が向上するようにすること。	についての認識が向上するようにすること。	についての認識が向上するようにすること。	についての認識が向上するようにすること。	保についての認識が向上するようにすること。
111.	四 関係法令を遵守すること。		d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d.関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。
112.	(管理者)	第16条(管理者)	5.5.3 管理者	5. 5. 3 管理者				
113.	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に対し、管理監督する業務に 関して、責任及び権限 を与える。「(管理者」とは、品質マニュアルにおいて、責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり個別業務のプロセスを管理する責任者を、責任及び権限を文書で明確に して設置した場合 には、その業務を行わせることができる。)	(1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(品質マニュアルにおいて、管理者として責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。				
114.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a.個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その 実行性 が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
115.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b.要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
116.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c.個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
117.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d.健全な安全文化を育成し、 及び 維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。				
118.	五 関係法令を遵守すること。 ④		e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e.関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
119.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。 ③		(2)管理者は、 与えられた責任及び権限 の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。				
120.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。 ③		a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a.品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
121.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。 ③		b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b.要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
122.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。 ③		c.原子力の安全に係る意思決定の理由 及び その内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。				
123.	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。 ③		d.常に問いかける姿勢 及び 学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 再処理施設 の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢 及び 学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 廃棄物管理施設 の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢 及び 学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 加工施設 の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢 及び 学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 埋設施設 の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d.常に問いかける姿勢 及び 学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に 加工施設 の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
124.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。 ③		e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e.要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
125.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。 ⑨	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で 実施する 。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野 及び 強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持 及び 継続的な改善のために保安活動と	(3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で 実施する 。「(自己評価)には、安全文化についての弱点のある分野 及び 強化すべき分野に係るものを含む。また、「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持 及び 継続的な改善のために保安活	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネ			

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	して取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	して取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	して取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	して取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)	ジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。
126.	(組織の内部の情報の伝達)	第17条(組織の内部の情報の伝達)	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達
127.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。⑦	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.再処理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.貯蔵管理安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.濃縮安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.埋設施設安全委員会	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションは以下のとおり。 a.安全・品質改革委員会 b.品質・保安会議 c.燃料製造安全委員会	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
128.		2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。						(2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要なとなるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。
129.			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー
130.	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般
131.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	(第16条再掲) 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、年1回以上品質マネジメントシステムを評価(以下「マネジメントレビュー」という。)する。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるために、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。
132.	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条(マネジメントレビューに用いる情報)	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
133.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
134.	一 内部監査の結果		a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a.内部監査の結果	a) 内部監査の結果
135.	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b.組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)(「外部監査」とは、外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。)	b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、原子力部門の外部の者の意見

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
136.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。)の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c.プロセスの運用状況(「プロセスの運用状況」とは、「品質マネジメントシステム-要求事項 JIS Q 9001 (ISO 9001)」(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c) プロセスの運用状況 (JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンス並びに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)				
137.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d.自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d.使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果(「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。)	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
138.	五 品質目標の達成状況		e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e.品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況
139.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f.健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
140.	七 関係法令の遵守状況		g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g.関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況
141.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h.不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)、不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(原子力部門の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
142.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i.前回までのマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
143.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j.品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
144.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k.部門又は要員からの改善のための提案	k) 部門または要員からの改善のための提案
145.	十二 資源の妥当性		l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l.資源の妥当性	l) 資源の妥当性
146.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むこと(第52条第1項第4号において同じ。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m.保安活動の改善のために講じた措置の実効性(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
147.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置					
148.	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1)組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
149.	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善	a.品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	(改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
150.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善				
151.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源				
152.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善⑤	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）	d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）				
153.	五 関係法令の遵守に関する改善④		e. 関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善				
154.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 安全・品質本部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。				
155.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長は、マネジメントレビューの結果で決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、マネジメントレビューの結果で決定した事項について、必要な措置を講じる。	(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。
156.	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6 資源の管理	6. 資源の管理
157.	(資源の確保)	第21条 (資源の確保)	6.1 資源の確保	6. 1 資源の確保				
158.	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。②	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）	原子力部門は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。
159.	一 要員		a. 要員	a) 要員				
160.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		b. 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）				
161.	三 作業環境		c. 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）	c) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）				
162.	四 その他必要な資源		d. その他必要な資源	d) その他必要な資源				
163.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条 (要員の力量の確保及び教育訓練)	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練				
164.	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。⑥	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	を適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。		量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	量」という。)が実証された者を要員に充てる。(「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)	力(以下、「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
165.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	(2)原子力部門は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5.4項および6.2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。
166.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a.要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
167.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b.要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。(「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属する、又は雇用することを含む。)	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。
168.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c.教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
169.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d.要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
170.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a)品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
171.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b)品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
172.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c)原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
173.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e.要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
174.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施
175.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画				
176.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定 ⁹⁾ することを含む。	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。(「計画を策定する」には、4.1(2)c.の事項を考慮して計画を策定することを含む。)	(1)原子力部門は、表3-1の4.2.3項および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。
177.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。(「個別業務等要求事項との整合性」には業務計画を変更する場合の整合性を含む。)	(2)原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。
178.	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。 ⁹⁾	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得る	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得る	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得る	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得る	(3)組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。(「個別業務計画の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得る	(3)原子力部門は、個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を行うに当たり、

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
			プロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	プロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	プロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	プロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)	次に掲げる事項を明確にする。
179.	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 ¹⁹	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
180.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項
181.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源
182.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 自主検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)
183.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
184.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。
185.			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
186.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
187.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にする。	原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
188.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項
189.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b. 関係法令	b) 関係法令
190.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a. 及び b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c) a) および b) に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項
191.	(個別業務等要求事項の審査)		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査
192.	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
193.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
194.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
195.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。		b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b.当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されていること。
196.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c.組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
197.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
198.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4)組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
199.	(組織の外部の者との情報の伝達等)	第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等)	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等				
200.	第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。(7)	1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	原子力部門は、原子力部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7. 2. 3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。
201.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a.組織の外部の者と効果的に連絡し適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
202.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b.予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
203.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c.原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法
204.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d.原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
205.			7.3 設計開発	7. 3 設計開発				
206.								原子力部門は、表3-2の7. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
207.	(設計開発計画)	第27条 (設計開発計画)	7.3.1 設計開発計画	7. 3. 1 設計開発計画				
208.	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定す	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策	(1)組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。(「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含み、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。なお、「設計開発の計画を策	(1) 原子力部門は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4. 1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		る」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うこと(49)を含む。	定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）	定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）	定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）	定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）	策定する」には、 不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動 （4.1(2)c.を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）	場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。
209.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2)組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
210.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a.設計開発の性質、期間 及び 複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度				
211.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b.設計開発の各段階における適切な審査、検証 及び 妥当性確認の方法並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制				
212.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c.設計開発に係る部門 及び 要員の責任 及び 権限	c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限				
213.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d.設計開発に必要な組織の内部 及び 外部の資源	d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源				
214.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3)組織は、実効性のある情報の伝達並びに 責任及び 権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。				
215.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4)組織は、(1)により策定した設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
216.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7.3.2 設計開発に用いる情報	7. 3. 2 設計開発に用いる情報				
217.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
218.	一 機能及び性能に係る要求事項		a.機能 及び 性能に係る要求事項	a) 機能および性能に係る要求事項				
219.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b.従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報として適用可能なもの
220.	三 関係法令		c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c.関係法令	c) 関係法令
221.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d.その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
222.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2)組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
223.	(設計開発の結果に係る情報)	第29条 (設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報				
224.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1)組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
225.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに 当たり 、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
		認)						
242.	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。(「当該設計開発の妥当性確認を実施する」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。)	(1)原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下、「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
243.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2)原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
244.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3)原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
245.	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7. 3. 7 設計開発の変更の管理				
246.	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1)原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
247.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2)原子力部門は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。
248.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が再処理施設に及ぼす影響の評価(当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価(当該廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が埋設施設に及ぼす影響の評価(当該埋設施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3)組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。また、組織は、火災区域及び火災区画の変更、設備改造等の設計変更を行う場合においては、内部火災影響評価への影響を確認する。評価結果に影響がある場合は、安全上重要な施設の安全機能を損なうことがないことを確認するため、内部火災影響評価の再評価を実施する。	(3)原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
249.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
250.			7.4 調達	7. 4 調達				
251.								原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。
252.	(調達プロセス)	第34条(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス				
253.	第三十四条 原子力事業者等は、調		(1)組織は、調達する物品又は役務	(1)組織は、調達する物品又は役務	(1)組織は、調達する物品又は役務	(1)組織は、調達する物品又は役務	(1)組織は、調達する物品又は役務	(1)原子力部門は、調達する物品ま

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。		(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	たは役務(以下、「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下、「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。
254.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。⑫	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。⑫ 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法と程度を定める。一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定める。(「調達物品等に適用される管理の方法と程度」には、力量を有するものを組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)	(2)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。
255.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)資材部長(他の職位が実施する事項を除く。)は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3)原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
256.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	(4)原子力部門は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。
257.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5)原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
258.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(再処理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(廃棄物管理施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(埋設施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6)組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
259.	(調達物品等要求事項)	第35条 (調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7. 4. 2 調達物品等要求事項				
260.	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1)原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
261.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a.調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項
262.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b.調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
263.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c.調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
264.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d.調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項（「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。）	d) 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項
265.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e.調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項
266.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f.一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項
267.	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g.その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
268.	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において自主検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	(2)原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
269.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3)原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
270.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4)原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。
271.	(調達物品等の検証)		7.4.3 調達物品等の検証	7. 4. 3 調達物品等の検証				
272.	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1)原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
273.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2)原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
274.			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理
275.	(個別業務の管理)	第37条 (個別業務の管理)	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7. 5. 1 個別業務の管理
276.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。		組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	組織 は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。	原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。
277.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	a.再処理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「再処理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.廃棄物管理施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 (「廃棄物管理施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.埋設施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「埋設施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a.加工施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。(「加工施設の保安のために必要な情報」には、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」及び「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」を含む。)	a) 原子力施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。
278.	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b.手順等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
279.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c.当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
280.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d.監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
281.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e.8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 8. 2. 3項に基づき監視測定を実施していること。
282.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f.本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
283.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条 (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
284.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織 は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
285.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織 は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
286.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織 は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
287.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。		(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 組織 は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	(4) 原子力部門は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
288.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a.当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a.当該プロセスの審査 及び 承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準
289.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b.妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b.妥当性確認に用いる設備の承認 及び 要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
290.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	c.妥当性確認の方法（「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）	c) 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法
291.	(識別管理)	第39条 (識別管理)	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保				
292.	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1)組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。
293.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保)	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2)組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
294.	(組織の外部の者の物品)	第41条 (組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7. 5. 4 組織の外部の者の物品				
295.	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	(1)組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 (「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。
296.	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理	7. 5. 5 調達物品の管理				
297.	第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。		組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	(1) 原子力部門は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。
298.	(監視測定のための設備の管理)	第43条 (監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理	7. 6 監視測定のための設備の管理				
299.	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1)組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を表3-2の7.1項、7.6項、および8.2.4項に係る社内標準において明確に定める。
300.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2)組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1項に係る社内標準において確立し、実施する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	しなければならない。	なければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。
315.			8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視測定	8. 2 監視および測定
316.	(組織の外部の者の意見)	第45条(組織の外部の者の意見)	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8. 2. 1 組織の外部の者の意見
317.	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1)原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する原子力部門の外部の者の意見を把握する。
318.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	(2)原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。
319.	(内部監査)	第46条(内部監査)	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8. 2. 2 内部監査
320.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 〔「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。〕	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 〔「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。〕	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 〔「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。〕	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。 〔「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。〕	(1)監査室長は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1)原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。
321.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a.本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
322.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b.実効性のある実施及び実効性の維持	b) 実効性のある実施および実効性の維持
323.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)監査室長は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2)原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
324.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3)監査室長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
325.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)監査室長は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4)原子力部門は、内部監査を行う要員(以下、「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
326.	5 原子力事業者等は、内部監査員		(5)監査室長は、内部監査員又は管	(5)監査室長は、内部監査員又は管	(5)監査室長は、内部監査員又は管	(5)監査室長は、内部監査員又は管	(5)監査室長は、内部監査員又は管	(5)原子力部門は、内部監査員また

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。 ⁴⁰		理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	は管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
327.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 監査室長は、内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告、記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要則」に定める。(「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。				
328.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 監査室長は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。				
329.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 監査室長は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。				
330.	(プロセスの監視測定)	第47条 (プロセスの監視測定)	8.2.3 プロセスの監視測定					
331.	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	(1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。(「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、「監視測定」の方法には、「監視測定の実施時期」及び「監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期」を含む。)	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法ならびに時期				
332.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。 ⁴⁴		(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。				
333.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。				
334.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。				
335.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じ		(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じ	(5) 原子力部門は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対				

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		る。	る。	る。	る。	る。	して適切な措置を講じる。
336.	(機器等の検査等)	第48条(機器等の検査等)	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等
337.	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	(第19条再掲) 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。)	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。「(自主検査等)とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。」	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、自主検査等を実施する。「(自主検査等)とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。」	(1)組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1)原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。
338.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「(使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録)には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。」	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「(使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録)には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。」	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「(使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録)には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。」	(2)組織は、自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「(自主検査等の結果に係る記録)には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。」	(2)組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。「(使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録)には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。」	(2)原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。
339.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3)原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
340.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4)原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
341.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。⑧	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。「(部門を異にする要員とすること)とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。」(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。「(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。「(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	削除	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。「(部門を異にする要員とすること)とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、この規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。」(「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)	(5)原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)を確保する。

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
		者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。						
342.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。⑧		(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 (「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(5)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。	(6)組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する。 (「保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保する」とは、自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)	(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性 (自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。))その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。)をいう。)を確保する。
343.	(不適合の管理)	第49条 (不適合の管理)	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理
344.	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1)組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。(「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう)。
345.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	(2)安全・品質本部長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を「CAPシステム要則」に定める。(「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。)	(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任および権限を、表3-1の8.3項に係る社内標準に定める。
346.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3)組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
347.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a.発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
348.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)		b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b.不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下、「特別採用」という)。
349.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c.機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
350.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、そ		d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不	d.機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不	d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	の不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
351.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4)原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
352.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5)原子力部門は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
353.			(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)組織は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6)原子力部門は、原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。
354.	(データの分析及び評価)	第50条(データの分析及び評価)	8.4 データの分析及び評価	8. 4 データの分析および評価				
355.	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1)組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。(「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)	(1)原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、表3-2の8. 4項に係る社内標準において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
356.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	(2)原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
357.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a.組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
358.	二 個別業務等要求事項への適合性		b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b.個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性
359.	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c.機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)(「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。))となるものを含む。)
360.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d.調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力
361.			8.5 改善	8. 5 改善				
362.	(継続的な改善)	第51条(継続的な改善)	8.5.1 継続的な改善	8. 5. 1 継続的な改善				
363.	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメント

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
	改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。(「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)	システムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。)を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
364.	(是正処置等)	第52条(是正処置等)	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等				
365.	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1)原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
366.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a.是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。
367.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a)不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(「不適合その他の事象の分析」には、「情報の収集及び整理」及び「技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を含む。また、「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および整理、ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
368.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
369.	二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b.必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
370.	三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c.講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
371.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	(第19条再掲) 6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d.必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。(「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)	d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。
372.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。		e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e.必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。	e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。
373.	六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの	f.原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。 (「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるもの	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日認可版)
			を含む。)	を含む。)	を含む。)	を含む。)	るものを含む。)	する。
374.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理すること。				
375.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る社内標準に定める。
376.	3 原子力事業者等は、手順書に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3)組織は、「CAPシステム要則」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。「適切な措置を講じる」とは、(1)のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 原子力部門は、手順書に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することをいう)。
377.	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8. 5. 3 未然防止処置				
378.	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1)組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じること。 (「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
379.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。				
380.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。				
381.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。				
382.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。				
383.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。	e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理すること。				
384.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2)安全・品質本部長は、(1)に掲げる事項について、「CAPシステム要則」に定める。	(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8. 5. 3項に係る社内標準に定める。
385.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)	—	—	—	—	—	—
386.	第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。	1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とについては、本規程第10条1を準用する。	—	—	—	—	—	—

No.	品質管理基準規則	品質管理基準規則 解釈	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	実用発電用原子炉 保安規定 (2020年5月26日 認可版)
	<p>二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p>							

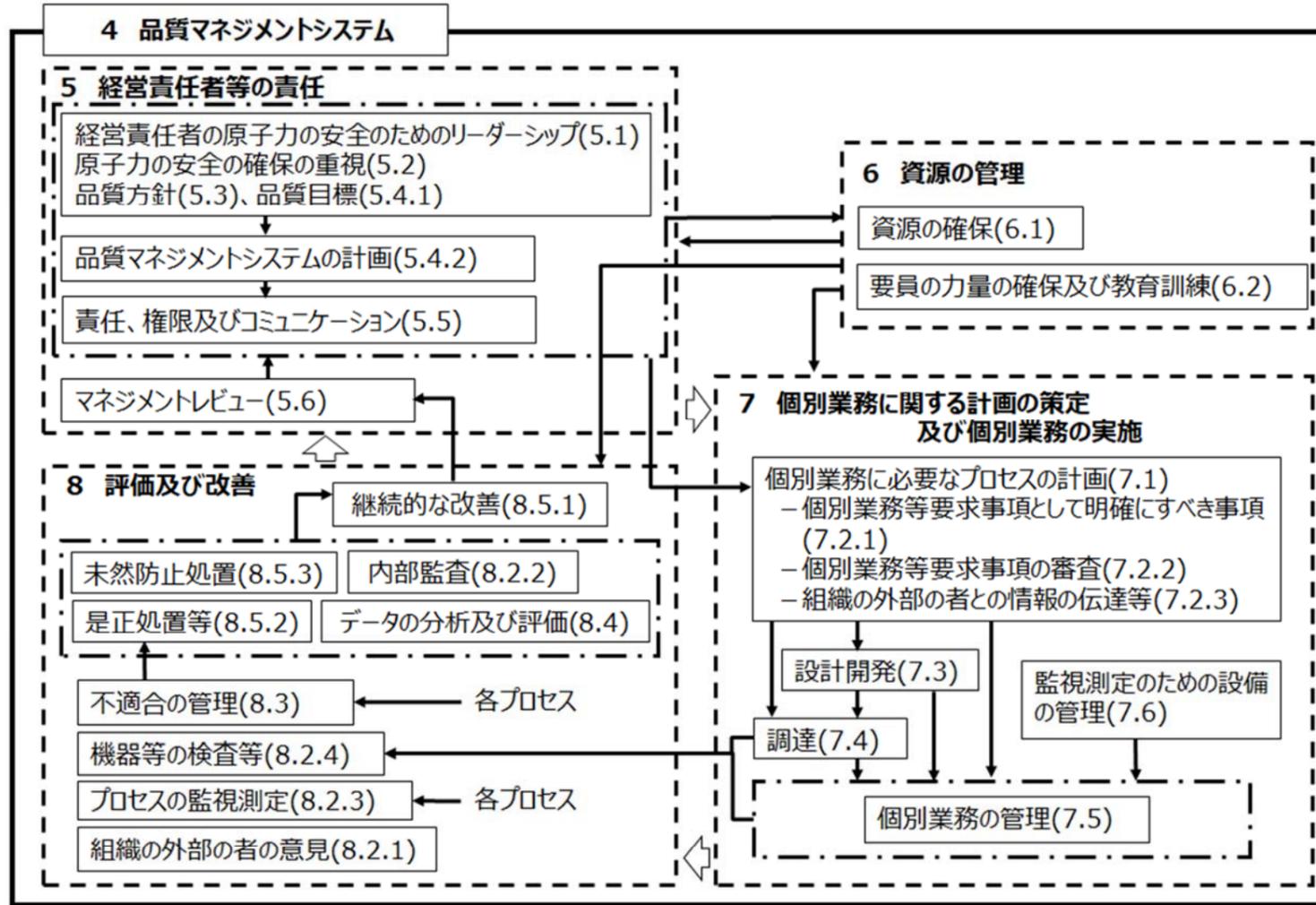


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

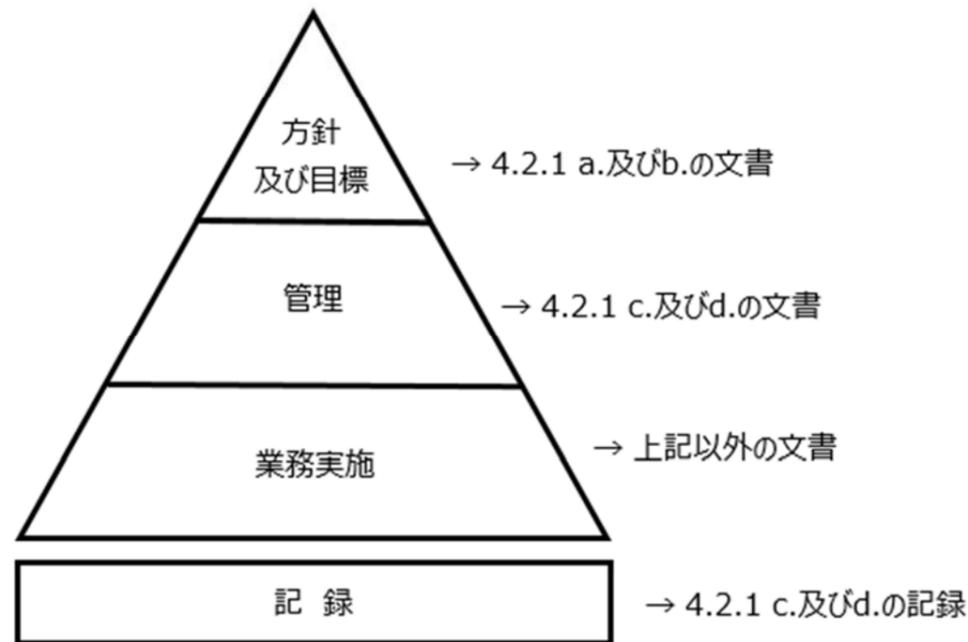


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-	
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-	
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第74条	
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-	
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-	
		安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第21条の2	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第20条	
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 再処理安全委員会運営要領	事業部長	第21条	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-	
7.1	再処理施設の操作、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業部 再処理施設保安規定運用要領	事業部長	第1条~第3条、第24条~第60条、第63条、第73条、第76条、第81条~第106条、第121条、第122条	
		施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第74条~第76条
		非常時の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第109条~第119条、第123条、第126条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第75条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第74条、第76条~第78条、第105条、第106条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-	

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

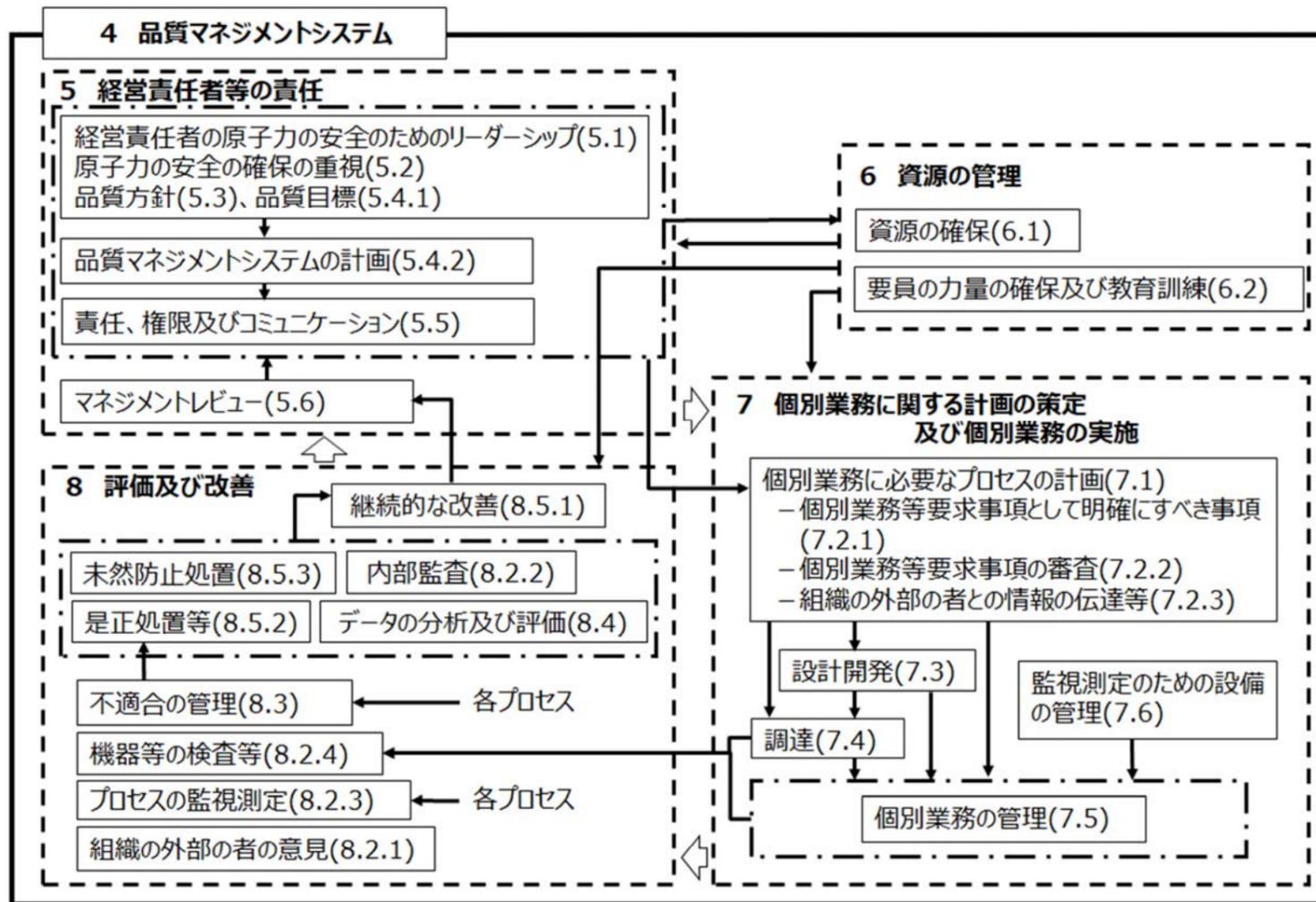


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

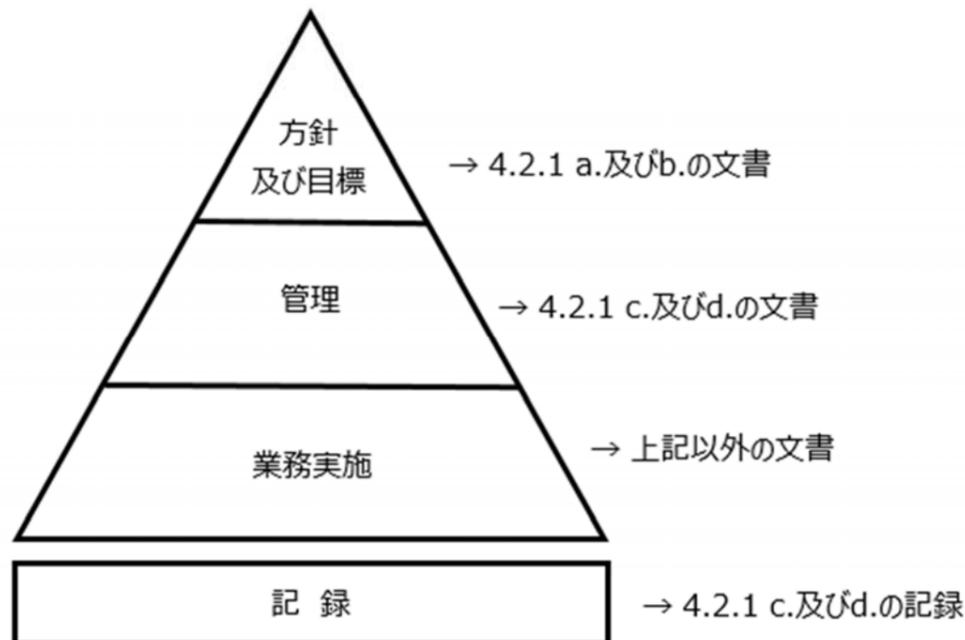


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項	
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	監査室長	-	
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	調達室長	-	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム適用要則	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム適用要則	事業部長	-	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準(要領)	事業部長	第23条	
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-	
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-	
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条の2	
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第9条	
5.6	マネジメントレビュー	再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	事業部長	第10条	
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-	
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-	
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-	
		再処理事業部 教育訓練要領	事業部長	-	
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定適用要領	事業部長	第1条~第3条、第10条の3~第23条、第25条、第28条の2~第45条の2、第57条	
		施設管理	再処理事業部 施設管理要領	事業部長	第23条~第25条、第28条
		非常時等の措置	再処理事業部 異常・非常時対策要領	事業部長	第46条~第56条、第58条、第61条
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	事業部長	第24条	
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第23条、第25条、第26条、第44条、第45条	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-	

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

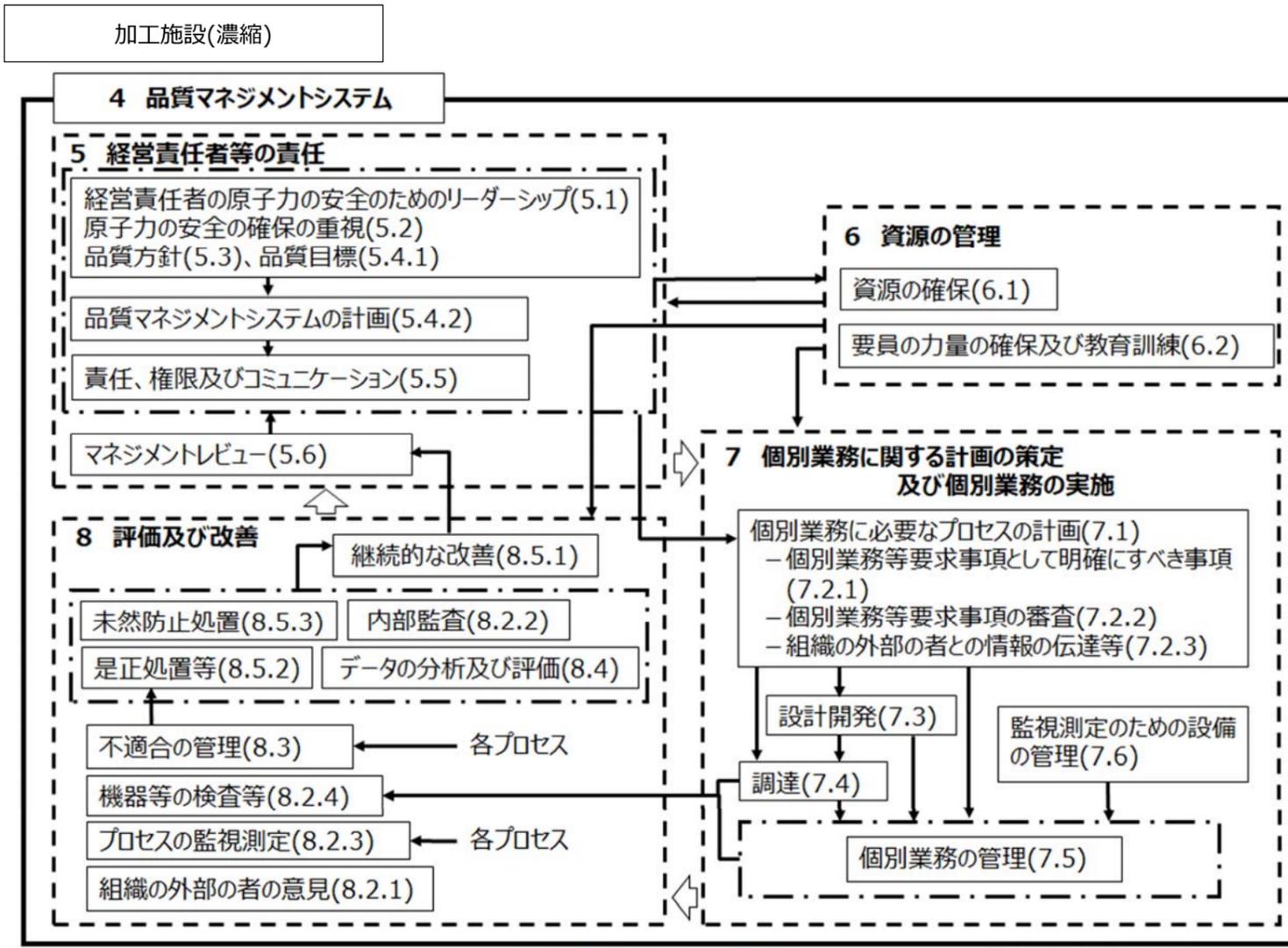


図1 プロセス関連図

基本プロセス 中プロセス 小プロセス

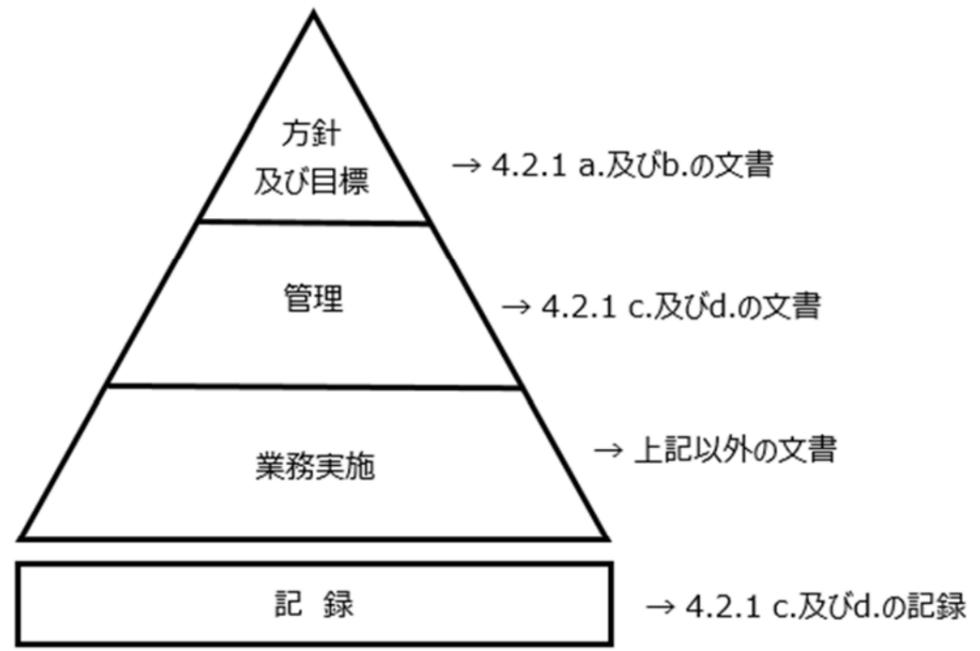


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		濃縮事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第13条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第11条
		加工施設 濃縮安全委員会運営要領	事業部長	第12条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		加工施設 教育・訓練要領	事業部長	第87条、第88条
7.1	加工施設の操作 核燃料物質の管理 施設管理 放射性廃棄物管理 放射線管理 火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、非常時の措置 加工施設の定期的な評価	加工施設 運転総括要領	事業部長	第14条～第30条
		加工施設 核燃料物質等管理要領	事業部長	第31条～第35条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第36条～第41条
		加工施設 放射性廃棄物管理要領	事業部長	第42条～第52条
		加工施設 放射線管理要領	事業部長	第53条～第58条、第61条～第70条
		濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第59条、第60条
7.3	設計開発	加工施設 定期安全レビュー実施要領	事業部長	第89条
		加工施設 施設管理要領	事業部長	第37条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	第39条、第40条
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

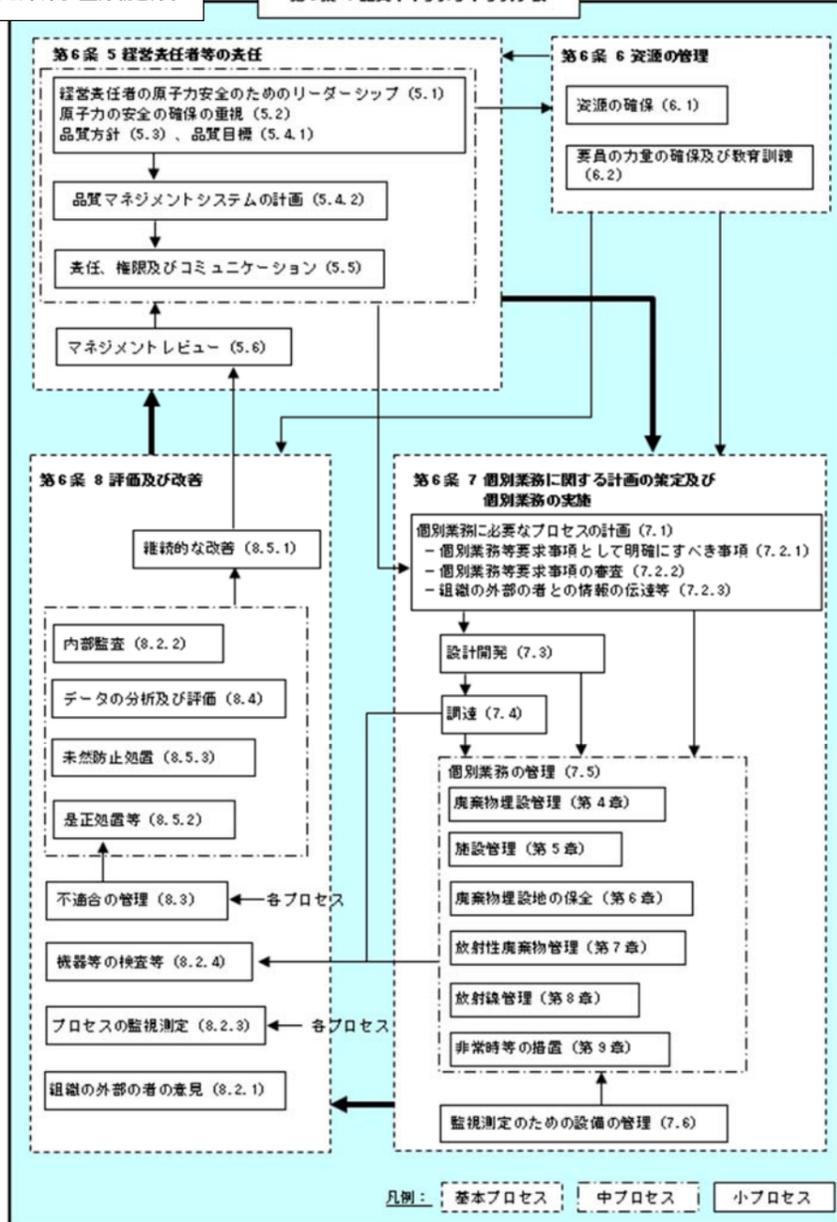


図1 プロセス関連図(第6条 4.1 関係)

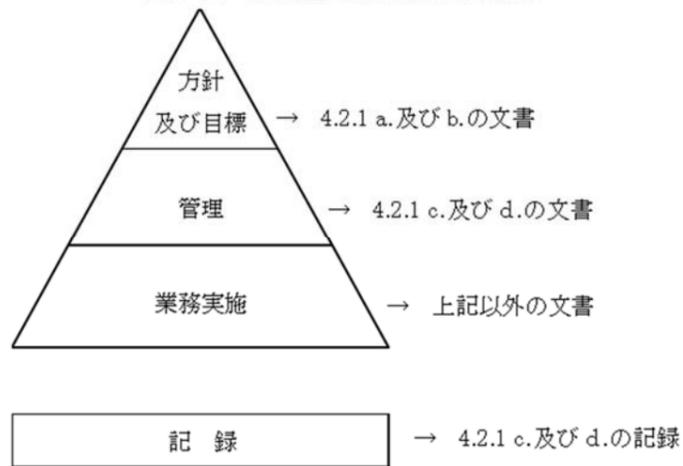


図2 品質マネジメントシステムの文書の構成概念図(第6条 4.2 関係)

表1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と決定した社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	監査室長	—
		調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	調達室長	—
		安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム規程運用要則	安全・品質本部長	—
		埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメント運用要則	事業部長	—
4.1, 8.2.3	プロセスの監視及び測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	—
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	—
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	—
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	—
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	—
5.5.4	組織内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程 品質・保安会議規程 埋設施設安全委員会運営要領	安全・品質本部長 安全・品質本部長 事業部長	第14条 第12条 第13条
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	—
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	—
		調達室 教育訓練要領	調達室長	—
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	—
		廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第68条
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領	事業部長	第10条
		廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第15条~第19条、第30条、第35条、第37条~第40条
		廃棄物埋設設計画作成要領	事業部長	第16条
		廃棄物埋設確認要領	事業部長	第18条
		土木管理要領	事業部長	第19条~第21条、第28条~第30条、第32条、第33条
		埋設事業部安全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第24条
		技術情報管理要領	事業部長	第27条、第70条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第28条、第30条、第52条
		設置および改修工事に係る設計管理要領	事業部長	第28条~第30条
		建物管理要領	事業部長	第28条~第30条
		廃棄物埋設施設放射線管理総括要領	事業部長	第28条、第30条、第37条~第46条、第48条~第54条、第59条、第65条
		設計管理要領	事業部長	第28条、第29条
		廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領	事業部長	第31条~第34条
		濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領	事業部長	第47条
廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領	事業部長	第56条~第66条、第69条、第72条		
廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領	事業部長	第70条		
7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第30条
		土木管理要領	事業部長	第30条
		廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第30条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	—
8.2.4	検査等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	—
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	—
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	—

表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する社内文書との関係 (第6条4.2関係)

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

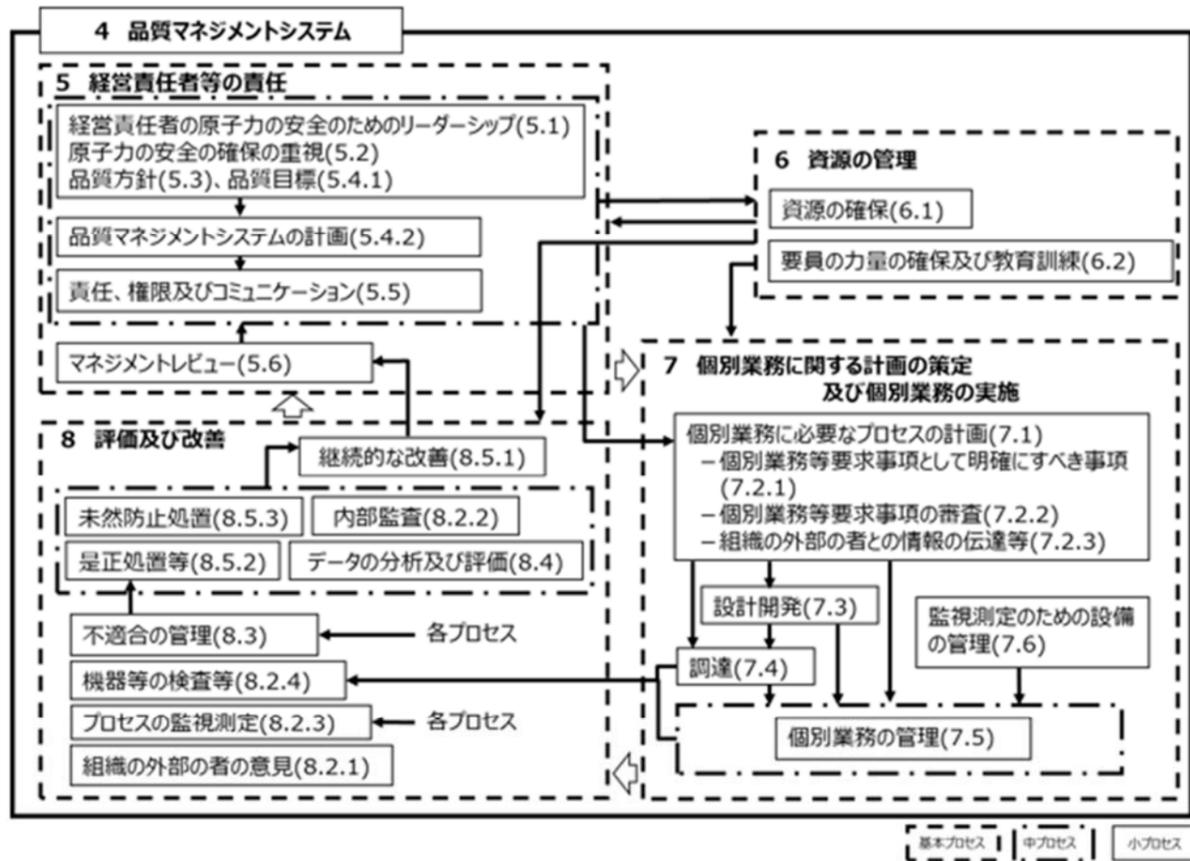


図5-1 プロセス関連図

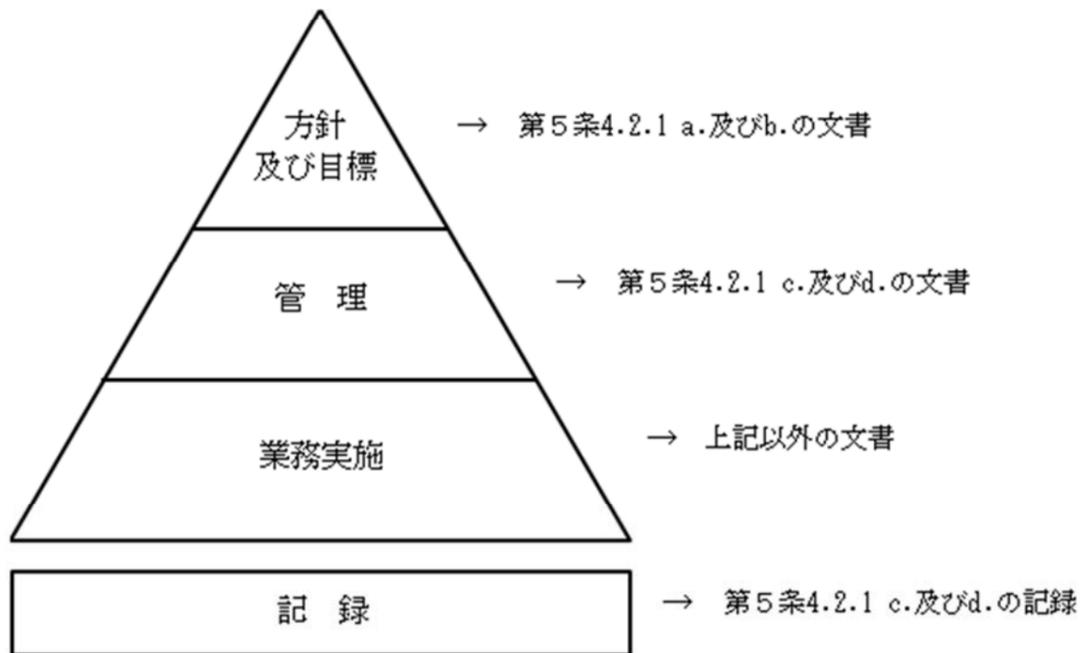


図5-2 品質マネジメント文書の構成概念図

表5-1 品質マネジメントシステム計画関連条項及び組織が必要と判断した文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の保安規定関連条項
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	監査室長	-
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	-
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	事業部長	-
4.1	保安活動の重要度	燃料製造事業部 品質重要度分類(要領)	事業部長	-
4.1, 8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	安全・品質本部長	-
4.1	安全文化	安全文化要則	安全・品質本部長	-
5.4.1	品質目標	品質目標要則	安全・品質本部長	-
5.4.2, 7.1, 7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	安全・品質本部長	-
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	安全・品質本部長	-
5.5.4	組織の内部の情報伝達	安全・品質改革委員会規程	安全・品質本部長	第10条
		品質・保安会議規程	安全・品質本部長	第8条
5.6	マネジメントレビュー	燃料製造事業部 燃料製造安全委員会運営要領	事業部長	第9条
		マネジメントレビュー要則	安全・品質本部長	-
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	監査室長	-
		調達室 教育訓練要領	調達室長	-
		安全・品質本部 教育訓練要領	安全・品質本部長	-
		燃料製造事業部 教育訓練要領	事業部長	-
7.1	施設管理	燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領	事業部長	第11条~第26条
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領	事業部長	
		燃料製造事業部 保守管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	
		燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	
		燃料製造事業部 検査および試験管理要領	事業部長	
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計管理要領	事業部長	-
7.3	設計開発	燃料製造事業部 設計申請・使用前事業者検査運用要領	事業部長	24条
7.4	調達	調達管理要則	調達室長	-
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	安全・品質本部長	26条
7.6	監視測定のための設備の管理	燃料製造事業部 計測器管理要領	事業部長	-
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	安全・品質本部長	-
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	安全・品質本部長	-

表5-2 品質マネジメントシステム計画関連条項及び品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書の関係

品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	安全・品質本部長
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	監査室長
8.3	不適合の管理	CAPシステム要則	安全・品質本部長
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		

再処理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「変更管理要則」、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適用するため記載していない。

廃棄物管理施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「再処理事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」、「再処理事業部 施設管理要領」、「再処理事業部 異常・非常時対策要領」、「再処理事業部 設計管理要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載していない。

加工施設(濃縮) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」 「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「加工施設 教育・訓練要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「加工施設 運転総括要領」、「加工施設 核燃料物質等管理要領」、「加工施設 施設管理要領」、「加工施設 放射性廃棄物管理要領」、「加工施設 放射線管理要領」、「濃縮・埋設事業所 周辺監視区域等出入管理要領」、「火災防護計画」、「加工施設 異常事象対策要領」、「加工施設 定期安全レビュー実施要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「濃縮事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載をしていない。

廃棄物埋設施設 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用することを明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「廃棄物埋設施設保安教育実施要領」、「根本原因分析要則」	1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号、13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	1
⑭	プロセスの監視測定の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「廃棄物埋設施設廃棄物取扱主任者業務実施要領」、「廃棄物埋設施設設計管理要領」、「廃棄物埋設設計画作成要領」、「廃棄物埋設施設設計管理要領」、「土木管理要領」、「埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領」、「技術情報管理要領」、「廃棄物埋設施設保守管理要領」、「設置および改修工事に係る設計管理要領」、「建物管理要領」、「廃棄物埋設施設放射線管理総括要領」、「設計管理要領」、「廃棄物埋設施設排水・地下水監視要領」、「濃縮・埋設事業所周辺監視区域等出入管理要領」、「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」、「廃棄物埋設施設定期的な評価実施要領」、「変更管理要則」	1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	2

注：「監査室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム規程運用要則」、「調達室 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム規程運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および業務に係る品質マネジメントシステム規程運用要則」、「埋設事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載をしていない。

加工施設(MOX) 品質管理基準規則において要求事項が明確となった 21 項目への対応内容の整理

No	主な追加要求事項	主な品質管理基準規則条項	保安規定の項番号	具体的対応内容	社内規定	表番号
①	GSR Part2 基本安全目的の反映	第 1 条 第 10 条	1 5.2	・事業指定申請書届出本文 9 号（事業許可申請書本文 8 号）の目的に、品質管理基準規則の目的となる原子力の安全の確保を明示	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
②	リスクを考慮した等級扱いの明確化	第 4 条第 2 項 第 4 条第 7 項	4.1(2) 4.1(7)	・原子力安全に対するリスクを考慮（原子力安全に影響する自然災害や人為による事象及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさ）したグレード分けを適用すること を明確化	「燃料製造事業部 品質重要度分類（要領）」、「パフォーマンス指標要則」	5-1
③	経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	第 9 条 第 16 条第 2 項	5.1 5.5.3(2)	・社長が、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って QMS を構築及び実施することを明確化し、具体的には経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップに定める各事項の実施を通じて実証する。 ・管理者がリーダーシップを発揮し、具体的には管理者の(2)項に示す各事項について取り組む。	「自己アセスメント要則」	5-1
④	法令遵守及び規制要件の反映の明確化	第 4 条第 3 項 第 16 条第 1 項第 5 号 第 20 条第 1 項第 5 号	4.1(3) 5.5.3(1)e. 5.6.3(1)e.	・施設に適用される法令・規制要求事項を規定文書で明確化 ・マネジメントレビューからのアウトプットに「関係法令の遵守に関する改善」を追加	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	5-1
⑤	経営責任者の健全な安全文化を育成し維持するための活動の明確化	第 4 条第 5 項 第 9 条第 1 項第 3 号 第 11 条 第 20 条第 1 項第 4 号	4.1(5) 5.1c. 5.3 5.6.3(1)d.	・健全な安全文化を育成し、及び維持の取組みを実施することを明確化（経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ、品質方針、マネジメントレビューインプット・マネジメントレビューアウトプット）	「安全文化要則」、「マネジメントレビュー要則」、「自己アセスメント要則」、「安全・品質改革委員会規程」	5-1
⑥	技術的、人的及び組織間の相互作用の重要性が考慮された全体の体系的なアプローチの取り組みの明確化	第 4 条第 5 項 第 11 条第 1 項 第 22 条第 1 項 第 52 条第 1 項第 1 号	4.1(5) 5.3 6.2(1) 8.5.2(1)a.	・人的、技術的及び組織間の相互作用（HTO）を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持することを明確化（品質方針、要員の力量の確保及び教育訓練）	「安全文化要則」、「自己アセスメント要則」、「監査室 教育訓練要領」、「調達室 教育訓練要領」、「安全・品質本部 教育訓練要領」、「燃料製造事業部 教育訓練要領」、「根本原因分析要則」	5-1
⑦	責任と権限のインターフェース	第 14 条 第 17 条 第 26 条	5.5.1 5.5.4 7.2.3	・組織内及び組織外とのコミュニケーションを含めた、部門及び要員の責任（組織の内外に対する保安活動に係る説明する責任を含む。）と権限を明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑧	試験・検査を行う者の独立性の確保の明確化	第 48 条第 5 項、6 項	8.2.4(5),(6)	・原子力安全上の重要度に応じた検査の独立性の確保の明確化	「検査および試験管理要則」	5-1
⑨	プロセスの監視測定への自己アセスの追加	第 16 条第 3 項	5.5.3(3)	・管理者の所掌する業務に関する自己評価として、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野にかかる評価等を実施	「自己アセスメント要則」	5-1
⑩	内部監査を行う者の独立性（自らの管轄下にある業務以外の業務）の明確化	第 46 条第 5 項	8.2.2(5)	・監査に関わる管理者及び監査員に自らの業務又は管理下にある業務に関する監査をさせてはならないことを明確化	「内部監査要則」	5-2
⑪	調達プロセスへの規制機関の立ち入りを可能とする措置の追加	第 35 条第 2 項	7.4.2(2)	・供給者の工場等で当社が行う検査等の保安活動の実施状況を原子力安全規制当局が確認する際に当該工場等への立ち入りを行う場合があることを、調達要求事項に追加	「調達管理要則」	5-1
⑫	調達プロセスへの一般産業用工業品の管理について追加	第 34 条第 2 項 第 35 条第 1 項第 6 号	7.4.1(2) 7.4.2(1)f.	・一般産業用工業品を施設に組み込む場合において、当該一般産業用工業品に係る情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを評価する管理の方法及び程度を明確化	「調達管理要則」	5-1
⑬	マネジメントレビューのインプット項目の追加	第 19 条第 1 項第 12 号,13 号	5.6.2l,m.	・マネジメントレビューのインプット項目に、品質方針に影響を与える内外の課題及び資源の妥当性を追加	「マネジメントレビュー要則」	5-1
⑭	プロセスの監視測定の監視の方法に「安全実績指標（PI）の活用」を明確化	第 4 条第 4 項第 3 号 第 47 条第 2 項	4.1(4)c. 8.2.3(2)	・プロセスの監視測定の方法の 1 つとしてパフォーマンスを示す指標（P I (Performance Indicator)）を判断基準及び方法として活用することを明確化	「パフォーマンス指標要則」	5-1
⑮	安全とセキュリティのそれぞれに対する潜在的な影響を追加	第 4 条第 4 項第 8 号	4.1(4)h.	・原子力安全に影響を及ぼす可能性がある要素のうち、セキュリティと原子力安全に係る対策が相互に与える潜在的な影響を特定し、解決することを明確化	「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」	-
⑯	文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化	第 7 条第 2 項第 1 号、2 号、3 号	4.2.3(2)a.,b.,c.	・文書の作成、更新に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること及び審査対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	5-2
⑰	文書の管理に文書の保護に関する事項を追加	第 7 条第 1 項	4.2.3(1)	・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止、文書の組織外への流出等の防止を図ることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	5-2
⑱	文書改訂手続きと入力情報の管理の追加	第 7 条第 1 項、2 項	4.2.3(1),(2)	・文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できることを明確化	「品質保証に係る文書および記録管理要則」	5-2
⑲	プロセス及び組織変更管理の追加	第 13 条第 2 項 第 23 条第 1,3 項 第 27 条第 1 項	5.4.2(2) 7.1(1),(3) 7.3.1(1)	・プロセスや組織などのマネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更がマネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれているようにすることを明確化	「燃料製造事業部 品質目標・業務目標管理要領」、「燃料製造事業部 設計管理要領」、「燃料製造事業部 設工認申請・使用前事業者検査運用要領」、「燃料製造事業部 製作および据付・施工管理要領」、「燃料製造事業部 検査および試験管理要領」、「燃料製造事業部 使用前事業者検査実施要領」、「燃料製造事業部 保守管理要領」、「変更管理要則」	5-1
⑳	外部からの要員確保	第 4 条第 6 項 第 21 条第 1 項 第 34 条第 2 項	4.1(6) 6.1 7.4.1(2)	・外部から調達により要員を確保することを決めた場合には、その範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすることを明確化	「調達管理要則」	5-1
㉑	不適合及び是正処置の見直し	第 50 条第 2 項 3 号 第 52 条 第 53 条	8.4(2)c. 8.5.2 8.5.3	・是正処置の対象を、不適合には至らなかった事象又は施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象（未然防止処置を含む。）にまで拡大するとともに、広範囲の情報を収集、分析、評価し改善の機会を捉えるための仕組みを構築	「CAP システム要則」	5-2

注：「監査室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「調達室 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「安全・品質本部 原子力安全および役割に係る品質マネジメントシステム運用要則」、「燃料製造事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則」は全項に適合するため記載していない。

CAP システムについて

1. はじめに

本資料は、2020年4月1日の品質管理基準規則の施行に伴い、品質マネジメントシステムの継続的な改善に資することを目的に、実用発電原子炉と同様 CAP システムを導入した。本資料は、当社における CAP システムの概要を示した資料である。

2. CAP システムの概要

- ・ CAP システムでは、品質管理基準規則の要求事項である「不適合の管理」「是正処置等」「未然防止処置」を含め、事業者自ら、幅広い気づき事項を CR (コンディションレポート)として収集、スクリーニングし、安全上の重要度に応じた処置を実施するとともに、パフォーマンス評価、監視及び測定を行う。

項目	概要
①状態報告 (CR)	幅広い気づき事項を CR として収集する。
②スクリーニング (PICo/PIM)	収集した CR を分析するために、情報を収集、整理し、不適合の判断および CAQ (原子力安全に影響を及ぼす状態) / Non-CAQ (原子力安全に影響を及ぼさない状態) などの重要度を判断した上で処置の割り振りを行う。
③処置の実施(1) [是正処置管理]	②で是正処置管理が必要と判断した CR に対して、重要度に応じて是正処置または未然防止処置を実施する。
④処置の実施(2) [通業業務としてのマネジメント管理]	②で通常業務としてのマネジメント管理と判断した CR に対して、通常の業務として、対応を実施する。
⑤パフォーマンス評価、監視及び測定	処置の状況のフォローアップや問題の傾向を把握し、問題や弱点を特定する

- ・ 別紙 1 に当社における CAP システムの概要を、別紙 2 に具体的な社内標準 (CAP システム要則) への展開を示す。当社は、再処理施設、廃棄物管理施設など複数の異なる施設を運営しているが、全社統一の仕組みとしているため、施設毎の運用の差はない。
- ・ なお、参考資料に電力が原子力規制庁殿へ説明した CAP システムの全体像 (第 18 回新検査制度 WG 掲示案)を示すが、当社における CAP システムと同等の仕組みである。

3. 文書体系におけるCAPシステム要則の位置づけ

CAP システムは、社内規定「CAP システム要則」に定めており、保安規定では「表2 品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則に基づき作成する文書」に対応する文書として整理する。(別紙-3 参照)

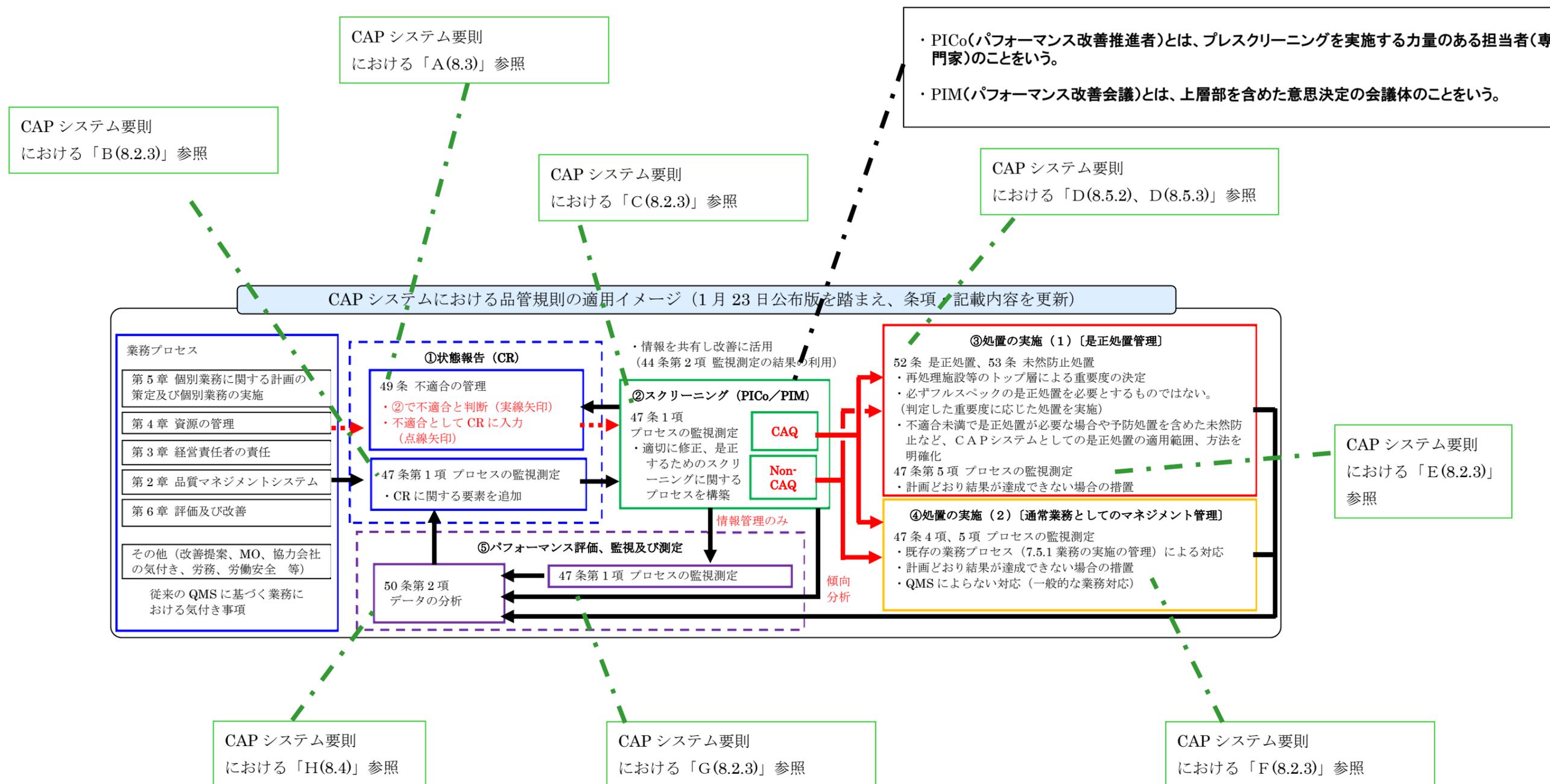
【別 紙】

- ・別紙-1 当社におけるCAPシステムの展開
- ・別紙-2 社内標準類 CAP システム要則
- ・別紙-3 文書体系における「CAP システム要則」の位置づけ
- ・参考資料 品証技術基準(第18回新検査制度WG提示案)に基づくCAPシステム全体像(案)

以 上

【当社におけるCAPシステムの展開】

別紙-1では、各プロセスにおける当社の運用を定めた2次文書（要則）名を図示するとともに、具体的な条文を示す。



※本フロー図は、過去の品質管理基準規則案（参考資料）をベースに作成しているため、2020年1月23日公布版をベースに条項・記載内容を更新している。

社内標準名	条文 (抜粋)	CAP システムプロセスとの関連
CAP システム要則	<p>5. CR の処理</p> <p>(1) CR 登録の考え方 経営層を含む各階層の管理者および各要員は、当社の企業活動におけるパフォーマンスギャップ、気づいた問題および要望・推奨事項等を含む要改善点等、何らかの情報を認識した際は、報告事項として CR を登録する。 また、CR を登録した内容およびこれに対する処理の結果は、当社施設の安全性を向上させるため、原則として社内へ開示・共有するものとする。</p> <p>(4) スクリーニング PICo (パフォーマンス改善推進者) は、受付処理が完了した報告事項について、速やかに、以下 a. ~f. (以下、「スクリーニング」という。) を実施し、CAQ、Non-CAQ の判定を行い、その結果を CR 台帳に入力する。</p> <p>a. 事象のレビューおよび不適合の特定 PICo は、報告事項に対して、情報を収集および整理し、技術的、人的および組織的側面等を考慮した上で、問題点を含む以下の内容を明確化し、CR 台帳に入力する。</p> <p>b. CAQ の特定 PICo は、報告事項に対して CAQ の特定を行い、CR 台帳に入力する。 CAQ 判定は以下の 2 つの評価を勘案し、調査レベルを設定する。 (a) 原因の不確かさ評価 (b) 原子力安全への影響度 (リスク評価) これらの組み合わせで調査レベルを判定し、CAQ を特定し、必要な対処を検討する。</p> <p>d. 処置実施箇所の選定 PICo は、報告事項に対して、状態の是正 (不適合の処理またはその他の事象の処理) および原因の是正 (是正処置または未然防止処置) を実施する処置実施箇所を選定し、CR 台帳に入力する。</p> <p>e. コーディング PICo は、報告事項に対して、以下の分類を実施し、CR 台帳に入力する。</p> <p>f. 情報共有・水平展開要否の判定 PICo は、報告事項に対して、類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の調査および他の組織への知見とするために、情報共有すべき事項、水平展開 (同様事象調査および同様原因調査) の要否およびその範囲を判定し、CR 台帳に入力する。 原因が曖昧または複雑などにより、同様原因調査の要否がスクリーニングの段階で判断できない場合は、原因および対策の方針を決定した段階で、実施する。</p> <p>h. PIM でのスクリーニングの確定 PIM (パフォーマンス改善会議) は、a. ~f. で PICo が実施したスクリーニング結果を審議し、スクリーニングを確定する。</p> <p>(5) 処置計画の策定および実施 処置実施箇所は、処置計画を策定し、実施する。</p> <p>a. CAQ の処置 (a) 状態の是正 (不適合の処理)</p>	<p>A (8. 3) 、 B (8. 2. 3)</p> <p>G (8. 2. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)、 D (8. 5. 2)</p> <p>A (8. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)、 D (8. 5. 2)、 D (8. 5. 3)</p> <p>G (8. 2. 3) 、 H (8. 4)</p> <p>D (8. 5. 2)、 D (8. 5. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)</p> <p>A (8. 3)</p>

社内標準名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>イ. 処置実施箇所は、不適合の処理の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。 処置実施箇所は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合処理を計画し、実施する。</p> <p>①発見された不適合を除去するための措置 ②特別採用 ③識別表示・隔離・廃棄 ④外部への引渡し後等の措置</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、不適合の処理の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(b)原因の是正（是正処置） 是正処置は以下のとおり、実施する。</p> <p>イ. 処置実施箇所は、調査レベルの判定結果をもとに、重要度や原因の複雑性を考慮した上で、是正処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 原因分析にあたっては、系統・設備・機器の状態とその変化、個々の人の行動、人と人の役割関係、コミュニケーション等、必要な情報の収集および整理し、技術的、人的および組織的側面等を考慮した上で問題点を明確にする。 原因の明確化には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。 是正処置を講じることによる、その他の品質マネジメントシステムならびに、組織内外の課題等およびその課題等に対する取組みへの影響を考慮し、必要に応じて、要領等または個別業務計画等を変更する。 <p>エ. 処置実施箇所は、是正処置を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>オ. 処置実施箇所は、是正処置が再発防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>(c)未然防止処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、起こり得る不適合の重要度や原因を考慮した上で、処置の計画を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、未然防止処置の結果を CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>エ. 処置実施箇所は、未然防止処置が未然防止を達成させるための活動として有効であったかについて評価するためのレビューを実施し、CR 台帳に入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、PIM の審議、上覧手続きを行う。</p> <p>c. Non-CAQ</p> <p>(a)不適合の処理、是正処置または未然防止処置</p> <p>a. CAQ の処置と同様</p> <p>(b)その他（不適合の処理、是正処置または未然防止処置以外）の処置</p> <p>イ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処置計画を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。</p> <p>ウ. 処置実施箇所は、CR 台帳に処理結果を入力し、表「処置内容の承認者等」に応じ、上覧手続きを行う。</p> <p>(6)フォローアップ</p> <p>b. 処置実施箇所は、未実施の対策を定期的にレビューし、対策の放置または不適切な延長がなされていないかを確認する。</p> <p>c. PICo は、処置実施箇所における CAQ および Non-CAQ の対処の状況（進捗を含む）を確認し、各事業部における改善活動の適時性および処置範囲等について、組織および施設のパフォーマンス向上の観点から支援・指導する。なお、進捗の大幅な遅れや無理な工程など管理に問題がある場合、必要な処置が行われていない場</p>	<p>D (8. 5. 2)</p> <p>D (8. 5. 3)</p> <p>A (8. 3)、D (8. 5. 2)、D (8. 5. 3)</p> <p>F (8. 2. 3)</p> <p>E (8. 2. 3) 、 G (8. 2. 3)</p>

社内標準名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>合は、CR を登録する。</p> <p>d. PICo は、CAQ の処置の進捗状況を定期的に PIM に報告する。</p> <p>6. 傾向分析および改善 パフォーマンス評価の一環として、CAP システムによって得られたデータを傾向分析し、パフォーマンス改善を実施した場合の効果が高い領域（組織の弱み）を特定し、改善を進めることにより、重要な問題の未然防止など組織のパフォーマンスを継続的に向上させる。</p> <p>7. 社内展開検討データベースの運用 (1) 社内展開検討データベースへの登録 a. 国内外の運転経験情報 国内外で発生した事故・トラブル等の重要な情報を当社設備やプロセスに反映させ、安全性を向上させるために、安全・品質本部は以下の国内外の運転経験情報（以下、OE 情報という）を収集する。</p> <p>b. 当社内の水平展開要と判断した事象 PICo はスクリーニングにて水平展開が必要とした事象については、社内展開検討データベースに登録する。</p> <p>(2) 水平展開の要否判断 各事業部の PICo は社内展開検討データベースに登録された事象に対して、施設や業務プロセスの特徴を踏まえ、類似の不適合その他の事象の有無もしくは当該類似の事象が発生する可能性の調査または起こり得る不適合およびその原因の調査として、水平展開（同様事象調査および同様原因調査）などの事業部の対応が必要か判断する。 PICo は、水平展開の結果、事業部で是正処置または未然防止処置を含む対応が必要と判断した事象については、CR を登録する。 PICo は、水平展開の対応要否の判断結果を定期的に PIM に報告し、PIM は、PICo の判断結果を確認し、必要な指示を行う。</p>	<p>H (8. 4)</p> <p>B (8. 2. 3) 、 D (8. 5. 3)</p> <p>B (8. 2. 3) 、 D (8. 5. 2) 、 D (8. 5. 3)</p> <p>D (8. 5. 2) 、 D (8. 5. 3)</p>

【文書体系における「CAP システム要則」の位置づけ】

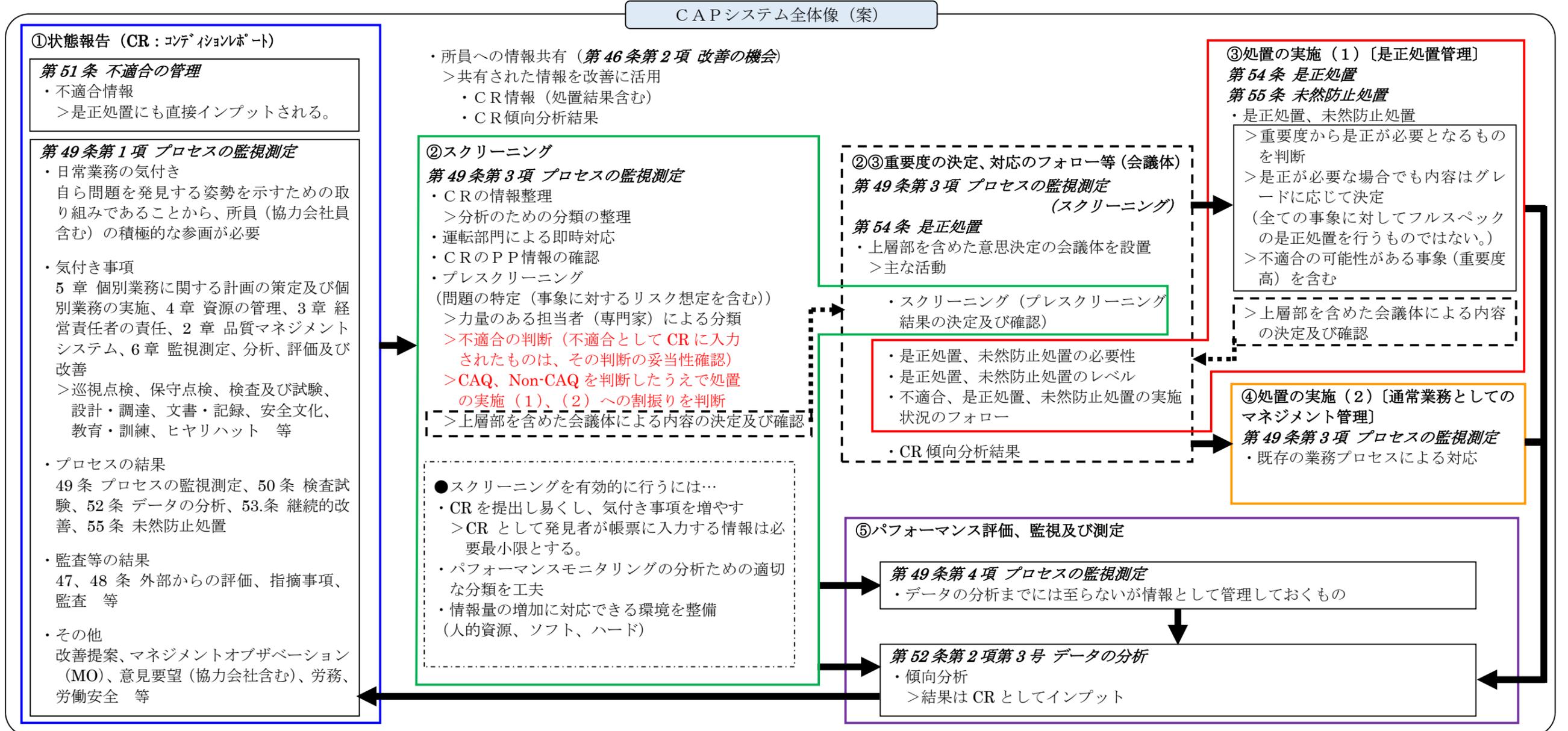
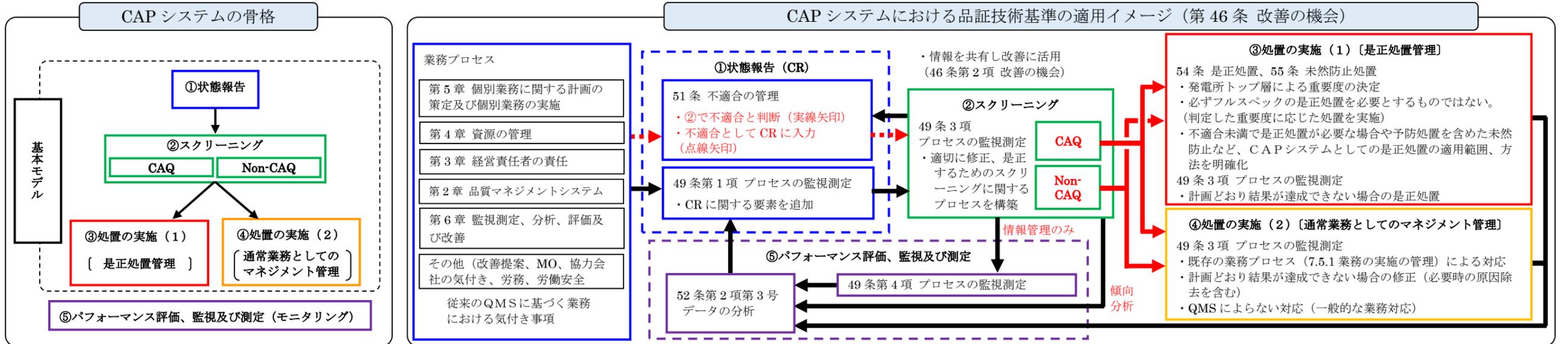
別紙-3では、「再処理施設 保安規定」を例に、保安規定におけるCAP システム要則の位置づけを下記 [\(表2の青枠\)](#) のとおり示す。

表1：品質マネジメントシステム計画関連条項及び保安規定関連条項と組織が必要と判断した文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明
4~8	品質マネジメントシステム計画	監査室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		調達室 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		安全・品質本部 原子力安全および役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	
		再処理事業部 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	
4.1	保安活動の重要度	再処理事業部 品質重要度分類基準（要領）	
4.1、8.2.3	プロセスの監視測定	パフォーマンス指標要則	
4.1	安全文化	安全文化要則	
5.4.1	品質目標	品質目標要則	
5.4.2、7.1、7.3	品質マネジメントシステムの計画、個別業務に必要なプロセスの計画、設計開発	変更管理要則	
5.5.3	管理者	自己アセスメント要則	
5.5.4	組織の内部の情報の伝達	安全・品質改革委員会規程	
		品質・保安会議規程	
		再処理事業部 貯蔵管理安全委員会運営要領	
5.6	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー要則	
6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	監査室 教育訓練要領	
		調達室 教育訓練要領	
		安全・品質本部 教育訓練要領	
		再処理事業部 教育訓練要領	
7.1	廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、放射性廃棄物管理、放射線管理	再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領	
		再処理事業部 施設管理要領	
		再処理事業部 異常・非常時対策要領	
7.3	設計開発	再処理事業部 設計管理要領	
7.4	調達	調達管理要則	
8.2.4	機器等の検査等	検査および試験管理要則	
8.3	不適合の管理	トラブル情報等の社外への共有要則	
8.5.2	是正処置等	根本原因分析要則	

表2：品質マネジメントシステム計画関連条項と品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する文書との関係

品質マネジメントシステム計画 関連条項	項目	文書名	説明
4.2.3	文書の管理	品質保証に係る文書および記録管理要則	
4.2.4	記録の管理		
8.2.2	内部監査	内部監査要則	
8.3	不適合の管理	CAP システム要則	CAPの関連事項（不適合の管理、是正処置等、未然防止処置）について、CAP システム要則に記載したため、8.3、8.5.2、8.5.3に当該二次文書を追記。
8.5.2	是正処置等		
8.5.3	未然防止処置		



各施設保安規定【品質マネジメントシステム計画以外(主な変更)】比較表

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

各施設 保安規定【品質マネジメントシステム計画以外（主な変更）】比較表

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	第2章 保安管理体制 (職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類(環境管理設備は除く。)の管理に関する業務を行う。 (略) (62) 第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)	第2章 保安管理体制 (職務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (38)放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。 (略) (53) 第26条第1項又は第27条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)	第3章 保安管理体制 (職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (22) 第39条に定める使用前事業者検査又は第40条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)	第3章 保安管理体制 (職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (12) 検査課長は、埋設施設確認及び廃棄物確認に係る検査を行う。	第3章 保安管理体制 (職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (略) (23) 第26条第2項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。 (略)	—	—
1	(再処理安全委員会の審議事項、構成等) 第21条 再処理安全委員会は、 事業部長又は技術本部長の諮問を受け 、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) この規定に基づく以下の計画 ① 試験操作計画 ② 再処理施設の使用計画 ③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑤ 保安教育の実施計画 ⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画 (5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 (6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (7)第124条第1項に基づく定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。	(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 (1) 廃棄物管理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定 (5) この規定に基づく以下の計画 ① ガラス固化体の受入れ計画 ② 第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ③ 保安教育の実施計画 ④ 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑤ 第59条に基づく定期的な評価の実施計画 (6) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (7) 第59条に基づく定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。	(濃縮安全委員会の審議事項、構成等) 第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む) (5) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果 (6) 第41条に基づく長期施設管理方針 (7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 (8) この規定に基づく以下の計画等の制定及びその変更 ① 第23条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。) ② 第23条に基づくカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第25条に基づく年間液化回数 ④ 第38条に基づく作業管理に係る実施計画	(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第13条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 事業変更許可申請に関する事項 (2) この規定の変更 (3) 表1に掲げる事業部長が制定する規定 (4) この規定に基づく以下の計画 イ 廃棄物埋設計画 ロ 施設管理実施計画 ハ 調査計画 ニ 修復計画 ホ 保安教育実施計画 ヘ 定期的な評価の計画 (5) 第25条に基づく評価の結果 (6) 第70条に基づく評価の結果 (7) 保安に関する品質保証に係る事項 (8) その他事業部長が必要と認める事項 2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部	(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) 第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) (5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃 (6) この規定に基づく以下の計画等の制定及びその変更 a.保安教育実施計画 (7) その他事業部長が必要と認める事項 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。 (1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した代理者を出席させることができる。 (3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。 (4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。	—	緑色ハッチング：発電用原子炉施設の保安規定との差異を示す。 薄緑ハッチング：施設の特徴に応じ、要求事項を反映した箇所を示す。 (ハッチング個所の詳細は差異説明に示す。)
2	(再処理安全委員会の審議事項、構成等) 第21条 再処理安全委員会は、 事業部長又は技術本部長の諮問を受け 、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) この規定に基づく以下の計画 ① 試験操作計画 ② 再処理施設の使用計画 ③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑤ 保安教育の実施計画 ⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画 (5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定 (6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (7)第124条第1項に基づく定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。	(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。 (1) 廃棄物管理の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定 (5) この規定に基づく以下の計画 ① ガラス固化体の受入れ計画 ② 第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画 ③ 保安教育の実施計画 ④ 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画 ⑤ 第59条に基づく定期的な評価の実施計画 (6) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (7) 第59条に基づく定期的な評価の結果 (8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項 2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。	(濃縮安全委員会の審議事項、構成等) 第12条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を事業部全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む) (5) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果 (6) 第41条に基づく長期施設管理方針 (7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃 (8) この規定に基づく以下の計画等の制定及びその変更 ① 第23条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。) ② 第23条に基づくカスケード設備運転条件設定方法 ③ 第25条に基づく年間液化回数 ④ 第38条に基づく作業管理に係る実施計画	(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第13条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 事業変更許可申請に関する事項 (2) この規定の変更 (3) 表1に掲げる事業部長が制定する規定 (4) この規定に基づく以下の計画 イ 廃棄物埋設計画 ロ 施設管理実施計画 ハ 調査計画 ニ 修復計画 ホ 保安教育実施計画 ヘ 定期的な評価の計画 (5) 第25条に基づく評価の結果 (6) 第70条に基づく評価の結果 (7) 保安に関する品質保証に係る事項 (8) その他事業部長が必要と認める事項 2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部	(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) 第9条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項 (2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項 (3) この規定の変更及び認可申請に関する事項 (4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む) (5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃 (6) この規定に基づく以下の計画等の制定及びその変更 a.保安教育実施計画 (7) その他事業部長が必要と認める事項 2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。 3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。 (1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。 (2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した代理者を出席させることができる。 (3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。 (4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要がある、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。 4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告を尊重する。	—	—

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4、5、6 (略)</p>	<p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>⑤ 第 37 条に基づく設計開発に係る実施計画</p> <p>⑥ 第 87 条に基づく保安教育の実施計画</p> <p>⑦ 第 41 条に基づく加工施設の終年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第 1 項第 2 号の規定を定める。</p>			
	第3章 再処理施設の操作	第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理	第4章 加工施設の操作	—	—	—	—
3	<p>(操作員の確保)</p> <p>第 24 条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第 10 条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第 15 条 各課長は、第 87 条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1 直当たり 4 名以上の当直員をそろえる。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(-)	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■廃棄物管理施設は、操作員の数の確保に対する要求はない。</p> <p>■加工施設(濃縮)の訓練操作を行う場合の遵守事項は、下位文書に規定</p>
4	<p>(巡視・点検)</p> <p>第 25 条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第 74 条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第 11 条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第 23 条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 16 条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日 1 回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第 36 条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	(削除)	(今回の規定範囲外)	<p>(巡視点検)</p> <p>第 14 条 当直課長(1、2号炉担当含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、第112条第1項で定める区域ならびに系統より切離されている施設※1を除く)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 125条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■廃棄物埋設施設は、施設管理の巡視に統合することで記載を削除</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
						<p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電室長は、原子炉格納容器内および第112条第1項で定める区域については、第112条第1項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長(1、2号炉担当含む)は、その定めに従い、巡視点検を実施する。</p> <p>3. 各課(室)長は、系統より切離されている施設について一定期間※2毎に巡視し、点検を行う。</p> <p>※1: 系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</p> <p>※2: 一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数削減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、定期事業者検査毎とする。</p>	
5	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4 5 6 7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章(第2節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第56条第1項第3号に該当する場合は除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報発信時の対応内容に関すること</p> <p>2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(運転管理業務)</p> <p>第13条の2 各課(室)長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、原子炉施設(系統より切離されている施設※1を除く)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 原子炉施設の運転に必要な監視項目※2を定め、中央制御室における監視、第14条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 運転操作(系統管理を含む)に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(d) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、系統より切離されている施設に関する次の業務を実施する。</p> <p>(a) 第14条第3項の巡視点検を実施する。その結果、設備故障があれば関係各課(室)長に通知する。</p> <p>(b) 作業に伴う機器操作に係る事項を定め運用する。</p> <p>(c) 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応内容を定め運用する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、関係各課(室)長の依頼に基づき、第1号(b)による運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係各課(室)長は、発電室長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p> <p>(4) 各課(室)長は、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号</p> <p>■加工施設(濃縮)の誤操作防止は、新規制基準において既に反映済の項目</p> <p>■廃棄物管理施設の第3項は、廃棄物管理規則で追加された管理上の注意事項の掲示の要求に対応するもの。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
						画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第17条に従い実施する。 ※1:系統より切離されている施設とは、可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※2:運転に必要な監視項目とは、第3節(第92条から第95条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するための監視項目等をいう。	
6	(引継) 第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合には、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。	(引継) 第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。 2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。	(引継) 第18条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(一)	【該当する保安規定審査基準項目】再処理規則第17条第1項第6号 廃棄物管理規則第34条第1項第6号 加工規則第8条第1項第6号 ■廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)は、保安の責任を有する職位(貯蔵管理課長、運転管理課長)が、操作員(当直長)の引継ぎ時に実施させる事項を規定
7	(操作上の一般事項) 第26条 (略) 2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。 3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。 4 (略) 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。 6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。 7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。 ただし、保安上必要な場合を除く。 8 (略) 第3章第2節に臨界防止に係る安全上重要な施設(計測制御設備)の管理を規定 第3章第3節以降に各施設別に再処理施設の操作における臨界管理に係る措置を規定 第4章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定 (地震・火災等発生時の措置) 第30条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。 2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に	(該当なし)	(臨界安全管理) 第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ[]によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機(以下「新型遠心機」という。)のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。 2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。 4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。 5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。 7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。 8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物(以下「分析沈殿物」という。)をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。 9 運転管理課長は、製品シリンダ(ANSI	(該当なし)	(今回の規定範囲外)		

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表7の2に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う10名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第25条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表3に示す設備等の巡視・点検体制</p> <p>4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 防災業務課長は、第3項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年1回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>		<p>又はISO規格30B)及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱ウラン量を別表9に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ペーシング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>※火災、自然災害、重大事故、非常時の措置については、第9章～第12章に規定している。</p>				
	第5章 施設管理	第4章 施設管理	第6章 施設管理	第5章 施設管理	第8章 施設管理	—	—
8	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について廃棄物管理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	—	<p>(施設管理に係る計画、実施、評価及び改善)</p> <p>第11条 表7-1に示す加工施設について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第125条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p>
9	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点か</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点か</p>	<p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p>	<p>(施設管理方針)</p> <p>第22条 社長は、埋設施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定める。</p> <p>(施設管理目標)</p> <p>第23条 事業部長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(以下「施設管理目</p>	<p>(施設管理方針及び施設管理目標)</p> <p>第12条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。</p> <p>(1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>(2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>	<p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1)社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2)さらに、第125条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3)原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■(2)の長期施設管理方針の施設管理方針への反映は、経年劣化評価の要求が適用される施設(加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設)において規定</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	ら特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	ら特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	標」という。)を定める。		施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	
10	2 保全プログラムの策定 各職位は、1 の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	2 保全プログラムの策定 保安全管理課長は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	—	(施設管理に係る個別業務計画の策定) 第13条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。	2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からなる保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■加工施設(MOX)の規定との差異は、表現の違い。(各施設ともに施設管理の運用ルールを策定することを規定するもので内容に違いはない。)
11	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 保修担当課長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	—	(施設管理対象範囲の選定) 第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1) (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)	3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各号の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置(変更)許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※1 (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1:多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■実用炉の施設固有の規定は反映しない。
12	4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の	4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管	4 施設管理の重要度の設定 保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設	—	(施設管理の重要度の設定) 第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。	4. 施設管理の重要度の設定 で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下、「保全重要度」という。)と設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■再処理施設、廃棄物管理施設では、施設管理として実施する活動に関与する組織の職務分担を考慮し、使用中施設の維持に係る保全の重要度と、新規設置、改造等に係る工事の重要度の設定を分割して記載。 また、系統については、安全上重要な施設等、重大事故等対処施設等に応じて管

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>4.2 設計及び工事の重要度の設定 (1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>定する。 ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>			<p>する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>理の程度を分けることから、分類との表現としている。</p>
13	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p>	—	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視) 第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。 3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 ① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 ② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障(MPFF)回数 ② 非待機(UA)時間※2 ※2: 非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。 b. 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 ② 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第20条から第91条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■各施設間の記載の違いは、表現の違いであり、規定内容は同じ。</p> <p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p> <p>■実用炉の施設固有の規定は反映しない。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(3) 保全技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(3) 保全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>		<p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p>	
14	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計画に基づき次のア、トを含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間 イ. 再処理施設の設計及び工事の計画 エ. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。) ウ. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。) エ. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 フ. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 ホ. 前イ. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。) ト. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計画に基づき次のア、トを含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間 イ. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画 エ. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。) ウ. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。) エ. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 フ. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 ホ. 前イ. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。) ト. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する「1」から「6」の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間 イ. 加工施設の設計及び工事の計画 エ. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。) ウ. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。) エ. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 フ. 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 ホ. 上記イ. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。) ト. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 保修担当課長及び検査実施責任者は、6.1 から 6.3 の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 保修担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1 から 6.3 の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切</p>	<p>(施設管理実施計画)</p> <p>第 24 条 事業部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。))に関すること。</p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。))に関すること。</p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。))に関すること。</p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第 17 条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画(計画の始期及び期間に関するものを参照することができるものを含む。)を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2)) (2) 点検の計画(本条第2項(3)) (3) 特別な施設管理の実施計画(本条第2項(4))</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(6. 1参照) b. 設計および工事の計画(6. 2参照) c. 特別な保全計画(6. 3参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉に対し、規則への適合を明確にする観点で、施設管理実施計画に含めるべき項目を記載。</p> <p>■実用炉では、保全を施設管理と同義と定義し、計画の名称は従前のものを使用</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
<p>な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第78条に基づき実施する定期事業者</p>	<p>な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第27条に基づき実施する定期事業者</p>	<p>な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第40条に基づき実施する定期事業者検査により確認・</p>			<p>な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※3により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p>	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
<p>検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第44条の4(変更の許可及び届出等)、第45条(設計及び工事の計画の認可)、及び第46条第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第51条の5(変更の許可及び届出等)、第51条の7(設計及び工事の計画の認可)、第51条の8第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第16条(変更の許可及び届出)及び第16条の2(設計及び工事の計画の認可)、及び第16条の3第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>		<p>(1) 設計の計画 a.施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。 (2) 工事の計画 a.各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。 b.施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。 (3) 使用前点検の計画 a.施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後(使用前事業者検査要領書単位)から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (4) 特別な施設管理の実施計画 a.施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。 b.施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p>	<p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査の実施時期 ※3:事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第125条の4による使用前事業者検査および第125条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>6. 2 設計および工事の計画の策定 (1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。 (2) 原子力部門は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験(以下、「試験等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査および試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期 ※4:法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)、第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、ならびに電気事業法 第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう。</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定 (1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、性能の維持のために実施する点検に代わり使用前点検の実施を規定。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
					(c) 点検の実施時期 3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。		
15	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</p> <p>③ 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 26 条、第 27 条に従う。</p> <p>③ 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第 37 条による設計管理及び第 38 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 39 条、第 40 条に従う。</p> <p>③ 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 18 条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	—	<p>(施設管理の実施)</p> <p>第 18 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第 125 条の 2 による設計管理および第 125 条の 3 による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■実用炉では、作業管理として規定している巡視の実施を7. に規定。</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、運転している設備の偶発的な故障等は発生しないことから、当該目的のための巡視を規定していない。</p>
16	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定められた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定められた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	—	<p>(施設管理の結果の確認・評価)</p> <p>第 19 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成</p> <p>(5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>
17	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p>	—	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p> <p>第 20 条 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスの監視及び点検により、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>(1) 施設管理を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>2 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</p> <p>(1) 原子力部門は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 原子力部門は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
18	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブル等運転経験 d. 経年劣化に関する技術的な評価 e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	—	(該当なし)	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6. 11に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、性能の維持のために実施する保全の有効性評価は実施せず、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p>
19	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2)各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に保全管理課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>(期間ごとの評価及び評価結果の反映)</p> <p>第25条 社長は、施設管理方針を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>2 事業部長は、施設管理目標を定期的に評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>3 事業部長は、施設管理実施計画を前条(1)に規定する期間ごとに評価し、その結果を速やかに反映する。</p> <p>4 事業部長は、施設管理実施計画を評価するに当たっては、評価の内容を埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(施設管理の有効性評価)</p> <p>第21条 燃料製造建設所長は、施設管理から得られた情報等から、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、施設管理目標の達成度及び施設管理の有効性を評価し、事業部長に報告する。なお、施設管理の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせる。</p> <p>(1) 施設管理目標の監視結果 (2) 施設管理データの推移 (3) トラブル等運転経験 (4) 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化に係るデータ</p> <p>3 事業部長は、燃料製造建設所長が報告した各施設管理の施設管理目標の達成度及び有効性評価から、定期的に施設管理全体の有効性を評価し、施設管理全体が有効に機能していることを確認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。</p>	<p>11. 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、10. の保全の有効性評価の結果および1. の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号</p> <p>■加工施設(MOX)は、施設管理の有効性評価において施設管理目標の達成状況を含めて評価。</p> <p>■他の施設は、主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。</p>
20	(第74条6.3に規定)	(第23条6.3に規定)	(第36条6.3に規定)	(埋設施設が特別な状態にある場合の特別な措置) 第26条 事業部長は、埋設施設の操作を	(第17条第2項第4号に規定)	(—)	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
				相当期間停止する場合その他埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該埋設施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。			加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■埋設施設以外は、6. 施設管理実施計画において特別な状態にある場合の計画の策定を規定
21	12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b. 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第3条の4 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b. 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c. 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	(構成管理) 第28条 各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第29条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の設備をいう。)	(構成管理) 第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件(第5条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)	12. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第3条 7. 2. 1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第125条の2の設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(第3条 4. 2. 1 に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものか」を示す図書、情報)をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、および機器をいう。)	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■主語、文言、引用条項の違いのみで、規定内容は同じ。
22	13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。	(情報共有) 第27条 各職位は、保守を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。	(情報共有) 第23条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。	13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第18号 廃棄物管理規則第34条第1項第17号 加工規則第8条第1項第17号 第二種埋設規則第20条第1項第19号
23	(設計管理) 第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 保修担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。 3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計については、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 設計の目的 (2) 設計を行う設備等 (3) 工程 (4) 実施体制 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 5 本条における設計管理には、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第29条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第6条 7.3 に従って実施する。 2 前項における設計には、第30条に定める作業管理を考慮する。	(設計管理) 第24条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。	(設計管理) 第125条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更該当するかどうかを判断する。 2. 原子力部門は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条 7. 3 に従って実施する。 (1) 保安の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第125条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■実用炉の2. (1)~(4)は、品質マネジメントシステム計画の7.3設計開発の要求事項に含まれる事項のため省略 ■加工施設(濃縮)の第3項は、従来からの運用を反映したものの。

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
24	<p>(作業管理) 第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。 (1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る) 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。 6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。 7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するととも</p>	<p>(作業管理) 第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第6章に基づく放射線管理 3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業(予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。 (1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置 5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。 6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するととも</p>	<p>(作業管理) 第38条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第8章に基づく放射線管理 3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 工事の目的 (2) 工事を行う設備等 (3) 工程 (4) 実施体制 (5) 工事の内容及び保安上必要な措置 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(作業管理) 第30条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第8章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理) 第25条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。 2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止 (2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取 (3) 作業工程の管理 (4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理 3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理) 第125条の3 原子力部門は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理 3. 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第14条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号 第二種埋設規則第20条第1項第17号 ■加工施設(MOX)については、建設中施設のため、他の施設及び周辺環境からの影響による核燃料物質等の漏えい等は発生しないことから、当該内容を規定していない。 ■当社施設においては、巡視の実施は、施設管理の実施に含めて規定 ■再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)の第3項以降は、従来からの運用を反映したものである。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	に、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括直長に通知する。 8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。 9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。	に、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。 7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。 8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。					
25	<p>(使用前事業者検査の実施) 第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 62(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 設工認に従って行われたものであること。 ② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 62(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 設工認に従って行われたものであること。 ② 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p>	(該当なし)	<p>(使用前事業者検査の実施) 第26条 品質保証部長は使用前事業者検査の総括責任者として、設計及び工事の計画の届出(以下本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。 (1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) 検査の実施体制を構築する。 (3) 検査要領書を定める。(※1)</p> <p>(4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に基づき行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。 (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法 (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第125条の4 所長は、設計および工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。 なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が統括する。 2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 なお、新燃料の製造時に行う検査については、原子燃料部門統括が指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb.の基準に適合することを最終判断する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号</p> <p>■加工施設(MOX)では、事業者検査課長を検査責任者とし、事業者検査課長または検査対象となる工事等を実施した組織とは別の組織を検査実施責任者とする。</p> <p>■加工施設(MOX)では、工事実施箇所から独立した事業者検査課長が要領書を策定する。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>		<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。</p> <p>(2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>	<p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1:検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a.構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b.機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c.その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>
26	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合する</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するもの</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第125条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課(室)とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第17号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第15号</p> <p>加工規則第8条第1項第16号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
	<p>ものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 23 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>であることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に参与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に参与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた 検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>				<p>に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6. 各課(室)長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>	<p>■再処理施設、廃棄物管理施設の検査の計画に基づく実施管理は、事業許可(指定)記載事項の反映</p> <p>加工施設(濃縮)は、他施設に合わせた反映</p>
27	(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手	(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価) 第 28 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実	(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価) 第 41 条 保全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第 125 条の 6 原子力技術部門統括(原子力技術)は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第17号 廃棄物管理規則第34条第1項第15号 加工規則第8条第1項第16号	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
	<p>順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>				<p>造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2(以下、本条において「機器および構造物」という。)について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定※3</p> <p>2. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長申請※4をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、機器および構造物について、各号炉毎、認可※5を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 原子力技術部門統括(原子力技術)は、第12条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、またはその他第1項、第2項もしくは第3項に規定する経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第1項、第2項または第3項において策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1:動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2:「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう。</p> <p>※3:30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※4:原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5:原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>■実用炉では、運転期間延長について規定している。</p>
	第6章 放射性廃棄物管理	第5章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	第7章 放射性廃棄物管理	—	—	—	
28	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第105条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第16号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 加工規則第8条第1項第12号 第二種埋設規則第20条第1項第13号</p>	
29	<p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第83条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体(せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄する場合は除く。)が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第29条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長(以下「各課長等」という。)は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第44条(略)</p> <p>2~8(略)</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表16の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、■事前にこれらの実施状況を確認する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第37条 各課長は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入する。</p> <p>3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第71条に基づく記録と照合できる整</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第105条の2 (中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第16号 廃棄物管理規則第34条第1項第11号 加工規則第8条第1項第12号 第二種埋設規則第20条第1項第13号</p> <p>■実用炉では、廃棄物の運搬前および外廃棄前の措置の実施状況を規定。当社各施設は、廃棄施設への保管廃棄前の</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明	
	<p>固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略)</p> <p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>14、15 (略)</p>	<p>廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表16の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高いBウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>※廃棄前の措置の実施状況確認については、第45条スラッジ、第48条有機溶剤、第50条IF5、第52条IF7においても同様の変更を実施。</p>	<p>理番号を付する。</p> <p>4 運営課長は、前項のドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。</p> <p>5 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。</p> <p>6 運営課長は、放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足する方法により容器に固型化し、固体廃棄物処理室に保管又は廃棄物埋設地に埋設する。</p> <p>7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>参考 (廃棄体の確認)</p> <p>第18条 運営課長は、埋設する廃棄体が記録及び確認により、別表2又は別表2の2に定める廃棄物受入基準(埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。)を満足していることを確認する。</p> <p>2 運営課長は、埋設する廃棄体を確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>		<p>射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であつて、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p>	<p>措置の確認を規定。</p> <p>■廃棄物埋設施設における廃棄前の措置の実施状況確認は従前の仕組み(埋設する廃棄体が入入基準を満足することの確認)にて対応。</p>
30	<p>(海洋への放出)</p> <p>第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第30条 貯蔵管理課長は、管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を廃水貯槽に保管廃棄する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p>	<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。</p>	(今回の規定範囲外)			

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 39 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>(3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 40 に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>2 放射線管理課長は、廃水貯槽内における廃水中の放射性物質の濃度を測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、廃水貯槽内における廃水の保管状況が適切であることを第 11 条に基づく巡視・点検により確認する。</p>	<p>(1) 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成 27 年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 17 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表 18 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>(1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体</p> <p>(2) 排水・監視設備から排水される液体(第 31 条第 3 項に該当する場合)</p> <p>2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>			
31	<p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表 20 に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 40 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>	(今回の規定範囲外)		
	第7章 放射線管理	第6章 放射線管理	第8章 放射線管理	第8章 放射線管理	—	—	—
32	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 31 条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 41 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第110条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】</p> <p>再処理規則第17条第1項第11号</p> <p>廃棄物管理規則第34条第1項第10号</p> <p>加工規則第8条第1項第9号</p> <p>第二種埋設規則第20条第1項第9号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
33	(保全区域) 第 96 条 保全区域は、別図4に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。	(該当なし)	(保全区域) 第 59 条 保全区域は、別図3に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講じる。	(第 6 章 廃棄物埋設地の保全) (埋設保全区域) 第 35 条 埋設保全区域は、別図 3 に示す区域とする。 ただし、第 21 条に基づく覆土が終了するまでの期間においては、別図 3 に示す区域内で設定又は変更することができる。 2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。 3 運営課長は、埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。 (1) 埋設保全区域の設定又は変更を行う場合には、廃棄物取扱主任者の確認を受けるとともに、事業部長の承認を受けること。 (2) 埋設保全区域の設定又は変更を行った場合には、その旨を廃棄物埋設の事業に関する業務を行う者に周知すること。 4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、廃棄物埋設地であることを及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態しておく。 (1) 放射性廃棄物の種類 (2) 埋設を開始した日及び埋設を終了した日 (3) 保安のための注意事項 5 運営課長は、前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。	(今回の規定範囲外)	(一)	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第17条第1項第7号 加工規則第8条第1項第7号 第二種埋設規則第20条第1項第7号
34	(環境監視) 第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48 に定めるところにより測定する。 2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。 3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86 条及び第88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。	(線量当量等の測定) 第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。 ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。 2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。 3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。 4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。	(線量当量等の測定) 第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27 に定めるところにより測定する。 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。 3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。	(線量当量等の測定) 第51条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表17に定めるところにより測定する。 2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。	(今回の規定範囲外)	(平常時の環境放射線モニタリング) 第119条の2 環境モニタリングセンター所長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第 17 条第 1 項第 12 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 加工規則第 8 条第 1 項第 12 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 13 号 ■各施設とも、それぞれの事業許可に則り、平常時の環境モニタリングの具体的な措置が別表等に記載されているため、既存の記述を踏襲した。
35	(事業所において行われる運搬) 第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第 14 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。	(事業所において行われる運搬) 第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第 32 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。	(事業所において行われる運搬) 第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認すること。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。	(事業所において行われる運搬) 第 54 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第 18 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。	(今回の規定範囲外)	(使用済燃料の運搬) 第104条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること。 (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。	【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第 17 条第 1 項第 7 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 7 号 加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 7 号 ■加工施設(濃縮)では、規則の事業所内運搬の要求を踏まえ、具体的措置を追記。再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設は、既存の記述を踏襲した。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
<p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</p> <p>(5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</p> <p>(6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>		<p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>(5) 使用済燃料等の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(6) 使用済燃料ビットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>(7) 補助建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、燃料ビットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立ち入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7. 検査を実施する課(室)長※1は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査</p>	

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
						(9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 8. 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 ※1: 検査を実施する課(室)長は、検査の独立性を確保するため、第4条に定める保安に関する組織のうち、本条第7項(1)から(3)および(5)から(9)の検査は原子燃料課長とは別の組織の者、(4)および(10)の検査は放射線管理課長とは別の組織の者とする。	
36	<p>(事業所外への運搬) 第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。 (2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第 3 号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 容器等の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。 (2) 容器等の表面汚染密度が別表 49 に定める値を超えていないこと。 (3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。 (2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L型輸送物に関しては第3号を除く)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。 (2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超えていないこと。 (3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外の物が収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</p> <p>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	(今回の規定範囲外)	<p>(発電所外への運搬) 第 122 条 各課(室)長(品質保証室長および当直課長を除く。)は、核燃料物質等(第99条、第104条および第105条の2に定める物を除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課(室)長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課(室)長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 再処理規則第 17 条第 1 項第 9 号 再処理規則第 17 条第 1 項第 11 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 9 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 3 加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 9 号 第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 13 号 ■再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)では、規則の事業外運搬の要求を踏まえ、具体的措置を追記。廃棄物埋設施設は、既存の記述を踏襲した。</p>
37	(該当なし)	<p>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬) 第 45 条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 吊上げ検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査</p>	<p>(原料ウランを納めた輸送物の運搬) 第 70 条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査</p>	(該当なし)	(今回の規定範囲外)	<p>(新燃料の運搬) 第 99 条 (略) 2. ～5. (略) 6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第 111 条第 1 項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。 7. 原子燃料課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基</p>	<p>【該当する保安規定審査基準項目】 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 9 号 廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号 加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
		(5) 線量当量率検査 (6) 収納物検査 (7) 温度測定検査 (8) 気密漏えい検査 (9) 圧力測定検査	(5) 収納物検査 (6) 重量検査			準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 8. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 9. (略)	■検査項目の違いは収納物の違いによるもの
			第9章 火災防護活動のための体制の整備				
38			(火災防護活動のための体制の整備) 第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上)配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。				
			第10章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備				
39			(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置				

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
			<p>に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>				
			<p>第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p>				
40			<p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う</p>				

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
			<p>ために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>(略)</p>				
	第8章 非常時の措置	第7章 非常時の措置	第12章 非常時の措置	第9章 非常時等の措置	第9章 緊急時の措置		
40	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が当たる。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	<p>(非常時対策組織)</p> <p>第57条 事業部長は、埋設事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。</p> <p>ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p>	(今回の規定範囲外)		
42	<p>(非常時要員)</p> <p>第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(非常時要員)</p> <p>第48条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(非常時要員)</p> <p>第75条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p>	<p>(非常時要員)</p> <p>第58条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>			
43	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表18の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第76条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表33に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表34に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>	<p>(緊急作業従事者)</p> <p>第59条 事業部長は、次の各号に定める要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表18に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の2に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p>			

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
44	(非常時用器材の整備) 第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。	(非常時用器材の整備) 第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。	(非常時用機材の整備) 第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定める。 2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。	(非常時用器材の整備) 第60条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。			
45			(安全避難通路) 第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からの UF ₆ 漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。				
46	(通報系統) 第112条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。	(通報系統) 第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定める。	(通報系統) 第61条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。			
47	(通報) 第113条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。 2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。	(通報) 第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。 また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。 2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。	(通報) 第80条 第29条第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、前条に定める通報系統に従って直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。 2 前項の通報を受けた連絡責任者は、前条に定める通報系統に従って事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。	(通報) 第62条 第56条第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。			
48	(応急措置) 第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を事業部長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。	(応急措置) 第63条 前条の課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。 2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。			

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
49			(救助活動) 第82条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。				
50	(非常時体制の発令) 第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第83条 事業部長は、第80条第2項の通報を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。	(非常時体制の発令) 第64条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。			
51	(非常時対策活動) 第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	(非常時対策活動) 第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	(非常時対策活動) 第84条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第79条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。 3 第61条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。	(非常時対策活動) 第65条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第61条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。 2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 3 第48条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあっては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。 (1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、埋設施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。 (2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。			
52	(非常時体制の解除) 第117条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第55条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第85条 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなると判断した場合は、非常時体制を解除し、第79条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。	(非常時体制の解除) 第66条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに通報する。			
53	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第118条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第56条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第86条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。	(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第67条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。			
54	(保障措置分析所に係る措置) 第119条 事業部長は、非常時における核管センターとの連携、協力について、あらかじめ定めておく。 2 非常時対策組織の本部長は、前項の定めに基づき必要な措置を講じる。						
	第10章 再処理施設の定期的な評価	第9章 廃棄物管理施設の定期的な評価	第14章 加工施設の定期的な評価	第11章 埋設施設の定期的な評価			
55	(再処理施設の定期的な評価) 第124条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 再処理施設における保安活動の実施	(廃棄物管理施設の定期的な評価) 第59条 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 廃棄物管理施設における保安活動の	(加工施設の定期的な評価) 第89条 運営管理課長は、10年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 加工施設における保安活動の実施	(埋設施設の定期的な評価) 第70条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえ	(今回の規定範囲外)		

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	<p>状況</p> <p>(2)再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>実施状況</p> <p>(2)廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第4項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>状況</p> <p>(2)加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第1項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>て、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1)埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2)国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1)第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2)評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第2項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第5項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第4項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>			
56	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第125条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第125条に基づき保存する。</p> <p>4. 第34条別表14について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第90条に基づき保存する。</p> <p>3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第90条に基づき保存する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。</p> <p>2. この規定第19条ないし第21条で埋設規則第6条を適用する場合については、2019年12月5日以後最初に行われる法第51条の5第1項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019年12月5日施行の埋設規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。</p>		<p>■「この規定の施行日以降の使用前検査の記録は、使用前検査の記録とみなし、第125条(記録)に基づき保存する。」</p> <p>■使用前検査は、施設の工事および性能について原子力規制委員会殿の検査を受けるものであり、その実施は従前より保安規定には規定しない。なお、技術基準適合性確認のために事業者が実施する検査は、使用前事業者検査に準じた体制で実施する。</p>

	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX)	(参考)実用炉保安規定	差異説明
	備と見なすことができる。 ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は 第2非常用ディーゼル発電機を計画的に 動作不能な状態とする場合は、電源車を 確保する。						

【再処理施設関係】

別表 47 放射線測定器類 (第 102 条関係)

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	
・ガンマ線エリアモニタ	130 台
・ベータ線ダストモニタ	44 台
・アルファ線ダストモニタ	46 台
・中性子線エリアモニタ	39 台
・臨界警報装置	9 式
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台
・排水モニタ	3 台
エアスニファ	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンプラ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

* : 警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定 (第 103 条関係)

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ 線 連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量 γ 線 1 回/週
	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ 線 1 回/3 月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全 α 放射能、全 β 放射能 連続
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/3 月
周辺監視区域外	・陸土中の放射性物質の濃度	表土 ^{90}Sr , ^{106}Ru , ^{129}I , ^{137}Cs , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm 1 回/年
	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ 線 連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ 線 1 回/3 月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状 β 放射能濃度 放射性希ガス (主に ^{85}Kr) 連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素 ^{131}I 1 回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中湿分 ^3H 1 回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全 α 放射能、全 β 放射能 1 回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/3 月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水 ^3H , ^{90}Sr , ^{106}Ru , ^{137}Cs , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/3 月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土 ^{90}Sr , ^{106}Ru , ^{129}I , ^{137}Cs , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm 1 回/年
		湖底土 ^{90}Sr , ^{137}Cs , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米 ^{14}C , ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/年
		根菜 ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$
		葉菜 ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳 ^{106}Ru 1 回/3 月
・海中の放射性物質の濃度	海水 ^3H , ^{60}Co , ^{90}Sr , ^{106}Ru , ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{144}Ce , ^{154}Eu , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/3 月	
・海底土中の放射性物質の濃度	海底土 ^{60}Co , ^{90}Sr , ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{144}Ce , ^{154}Eu , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm 1 回/6 月	
・海産物中の放射性物質の濃度	魚類 ^3H , ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$ 1 回/3 月	
	貝類 ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
	海藻類 ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
・漁網の線量率	漁網 γ 線量率 β 線量率 1 回/3 月	

* 1 : 測定地点を別図 6 に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。

* 2 : 線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 53 保安に関する記録 (第 125 条関係)

1. 再処理規則第 8 条に基づく記録 (略)

2. 再処理規則第 4 条の 3 及び第 7 条の 11 に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間

【廃棄物管理施設関係】

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定（第 41 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量	1 回／月
	・外部放射線に係る線量当量*	1 回／週
	・空气中の放射性粒子濃度	1 回／週

*：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 17 放射線測定器類（第 42 条関係）

測定器名	数量	点検責任者
・エアスニファ	21 台	放射線施設課長
・放射線サーベイ機器		
・ガンマ線用サーベイメータ	4 台	
・中性子線用サーベイメータ	2 台	
・アルファ線用サーベイメータ	3 台	
・ベータ線用サーベイメータ	3 台	
・ダストサンブラ	1 台	
・放射能測定器	2 台	
・退出モニタ	2 台	
・ホールボディカウンタ	1 台	
・環境モニタリング設備		
・ダストサンブラ	2 台	
・放射能測定器	1 台	
・積算線量計用測定装置	1 台	

*：警報装置の作動の確認を含む。

別表 20 保安活動に関する記録（第 60 条関係）

1. 管理規則第 26 条に基づく記録
(略)

2. 管理規則第 6 条の 3 及び第 14 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間

【加工施設（ウラン濃縮）関係】

別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定（第 65 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長
	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	
	・空気中の放射性物質の濃度	1回/週	
	・表面密度	1回/週	
管理区域(汚染のおそれのない区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長
	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長
	・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	
	・空間放射線量率	連続*2	
	・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量	連続*2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度	1回/3月	放射線管理課長
	・湖沼水中の放射性物質の濃度		
	・空気中の放射性物質の濃度		

* 1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

* 2：点検等による機器の停止時を除く。

別表 28 放射線測定器類（第 66 条関係）

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ	10 台	
・ダストサンプラ	7 台	
・可搬式 HF 検知警報装置	7 台	
・退出モニタ	1 台	
・放射能測定装置	3 台	
・積算線量計	1 式	
・個人線量計	1 式	
・モニタリングポスト	3 式	
・気象観測機器*1	1 式	
・エアスニッファ	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長*2
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計装保全課長

* 1：風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計

* 2：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

別表35 保安に関する記録（第10、39、40、90条関係）

1. 加工規則第 7 条に基づく記録
(略)

2. 加工規則第 3 条の 4 の 3 及び第 3 条の 11 に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間

【廃棄物埋設施設関係】

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定（第 51 条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空气中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長
管理区域：汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度 (尾駁沼)	1回/3月*2	

*1：線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2：3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を始期とする各3月間

別表 16 放射線測定器類（第 52 条関係）

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	
・ダストサンプラ	2台	
・放射能測定装置	4台	
・積算線量計	1式	
・個人線量計	1式	
・排気用モニタ	1台	運営課長
・エアモニタ	5台	

運転管理業務について

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)

本資料のうち、■内の記載事項は公開制限情報に属するものであり、公開できませんので削除しております。

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請を行った再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設(濃縮)における「運転管理業務」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

2. 審査基準の改正に伴う保安規定変更について

新検査制度に伴う保安規定審査基準の改正において、臨界事故に関する規定要求が追加されるとともに、施設間の審査基準の記載の整合が図られた。

保安規定変更申請書の作成にあたっては、新検査制度に伴い保安規定審査基準が変更された箇所に加え、「施設の操作」に係る要求事項全体に対して、改めて保安規定審査基準への適合性を確認し、基準を満足するように保安規定変更案を検討した。

以下、各項目における保安規定への反映状況について記載する。従前の保安規定条文は黒色、新規制定または条文への追加は赤色の文字にて示す。

番号	「施設の操作」	該当する条文番号 (赤字は審査基準の変更等に伴い追加・変更した条文)		
		再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設 (濃縮)
①	操作員の確保	第24条	第10条の3	第15条
②	規定類の策定	第26条	第12条	第17条
③	臨界管理	第26条	(該当なし)	第23条
④	業務の引継	第27条	第12条の2	第18条
⑤	操作前後の確認事項、 操作に必要な事項	第26条	第12条	第17条
⑥	地震、火災、有毒ガス発生時の措置	第30条* 第109～118条	第46条 第47～56条	第71条、第72条、 第73条、第74～86条
⑦	巡視・点検	第25条	第11条	第16条
⑧	警報発信時の対応	第26条	第12条	第17条

* : 有毒ガスへの対応は、事業変更許可後に保安規定を変更予定

①操作員の確保

廃棄物管理施設については、新検査制度に係る保安規定審査基準の変更において、操作員の確保の要求が明確化されたことから、保安規定に「必要な知識等を有すると認められた者に操作させる」ことを追加する。

なお、具体的な管理については、現状においても社内の品質マネジメントシステム文

書に定めて実施している。

その他施設に関しては、既認可の保安規定に操作員の確保を規定している。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況下においては、操作員への感染拡大および当直組織内における集団感染の可能性低減のために、マスク着用等の一般的な措置に加え以下の措置を実施している。(継続実施中)

- ・制御室への操作員以外の立ち入りを一部制限
- ・操作員用通勤車両の座席指定(ソーシャルディスタンスの確保)、操作員以外の乗車禁止、一部操作員のマイカーまたはタクシー通勤
- ・当直内ミーティングにおけるWeb会議システムの活用、および制御室・休憩室におけるソーシャルディスタンスの確保(密集の防止)、並びにブロック間の移動制限
- ・施設入域時における手指消毒、検温の実施
- ・共用物品(ドアノブ、机、コピー機、パソコン、監視制御盤)の消毒

さらに、当直組織内における集団感染が発生した場合においても施設の操作に必要な最低限の操作員を確保できるよう、再処理施設においては、運転直を3交代制から2交代制へ変更し、待機班を設けることを検討した。(青森県内においては、感染経路不明者は発生しておらず、また、新型コロナウイルス感染者が急激に拡大する傾向にないことから、当直の勤務体制は変更していない。)

また、加工施設(濃縮)においては、当直の5班体制に加え、交代要員として2班分の要員を確保している。

②規定類の策定

各施設の保安規定に、操作に必要な手順書の策定を規定している。

いずれの事業においても手順書を策定するに当たっては、核燃料取扱主任者／廃棄物取扱主任者の確認を受けることとしている。

③臨界管理

再処理施設および加工施設(濃縮)では、事業許可申請書(再処理施設においては事業指定申請書。以下、本資料では、事業許可申請書には事業指定申請書を含む。)の臨界防止に係る安全設計において施設の操作の中で担保するとした事項について、許可申請書の記載に整合するように臨界安全管理に関する施設の操作において講じる措置を既認可の保安規定に規定している。

今回の保安規定審査基準の変更において「核燃料物質の臨界管理について定められていること。」が追加されたが、本件は要求事項の明確化として追加されたものであり、既認可の保安規定での規定内容の変更は不要と判断している。

新規制基準への適合に係る事業変更許可に整合した規定への変更は、許可取得後

に行う予定である。また、加工施設(濃縮)においては、既認可の保安規定に一部規定済みであるが、残りの設工認、工事を要する事項について、新規制基準に係る事業許可に施設を適合させるための工事完了後に反映する予定である。

なお、廃棄物管理施設に関しては、取り扱うガラス固化体による臨界の可能性がないことから保安規定上に臨界管理に関する事項の規定はない。

【再処理施設】

臨界防止に係る措置等について、以下の事項を既認可の保安規定に規定している。

規定箇所	規定事項の概要
第26条	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止に係る確認等に必要な分析の手順書の策定 ・核的制限値の掲示 ・臨界防止に係る確認を複数の者で実施すること、逐次並行分析の実施
第3章第2節	<ul style="list-style-type: none"> ・臨界防止を目的として設置した安全上重要な施設(インターロック、警報装置、漏えい検知装置)の管理
第3章第3節以降	臨界安全設計を講じる各施設別に施設の操作において実施する臨界防止の措置を規定(例:第40条にせん断・溶解を行う使用済燃料集合体の仕様の確認、溶解時の硝酸ガドリニウムの要否判定を行うことを規定)
第4章	核燃料物質(使用済燃料集合体、製品ウラン粉末、製品MOX粉末)の受入・貯蔵に係る臨界防止上の措置を規定(例:第66条に輸送容器からの使用済燃料集合体を燃料取出し装置で取り扱うこと、燃焼度計測前燃料仮置きラックに仮置きすることを規定)

【加工施設(濃縮)】

臨界防止に係る措置等について、以下の事項を既認可の保安規定に規定している。

規定箇所	規程事項の概要
第23条	<ul style="list-style-type: none"> ・カスケード設備の運転条件の設定等の濃縮度管理 ・ウランの供給・充填を行う場合の措置 ・使用済みNaF等のウラン量管理 ・製品シリンダ等の洗缶時の管理
第32条、第33条	核燃料物質の運搬・貯蔵に係る措置(搬送設備での取扱い、シリンダ置台上での貯蔵)

④業務の引継ぎ

再処理施設及び加工施設(濃縮)については、既認可の保安規定に引継ぎ時に実施すべき事項を規定している。

廃棄物管理施設については、既認可の保安規定に引継ぎ時に実施すべき事項の規定がなかったが、保安規定審査基準の改正にあわせて実施した審査基準の要求事項を確認の結果、追加が必要と判断したことから、今回の変更申請において追加する。

なお、現在においても保安規定に基づく施設の操作に係る品質マネジメントシステム文書に引継時に実施すべき事項を定めて実施している。

⑤操作前後の確認事項、操作に必要な事項

各施設の保安規定審査基準の改正において、操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていることが明確化されたことを受け、今回の保安規定変更において、手順書の策定において操作前後および操作に必要な事項を定めることを明確化する。

⑥地震、火災、有毒ガス発生時の措置

再処理施設については、地震、火災発生時に講じるべき措置を既認可の保安規定に規定している。なお、新規制基準に適合するに係る措置内容の保安規定への規定については、新規制基準適合に係る事業変更許可を取得後に反映する予定である。また、有毒ガスについては、これに対応する事業変更許可を今後申請予定であり、保安規定へは、当該事業変更許可に反映する。

廃棄物管理施設については、既認可の保安規定において異常時の措置として包括的に規定しているが、新規制基準適合に係る事業変更許可を取得後に新規制基準へ適合する内容への変更にあわせて記載の明確化を図る予定である。

加工施設(濃縮)については、地震、火災発生時の措置について、新規制基準適合に係る事業変更許可の内容を踏まえた措置を、既認可の保安規定に一部規定済である。残りの設工認、工事を要する事項については、新規制基準に係る事業許可に施設を適合させるための工事完了後に反映する予定である。

いずれの施設も、地震等による自然災害、火災等の内部事象を起因として非常事態に該当する事態となった場合の体制の構築、通報連絡システムの整備等を非常時の措置として既認可の保安規定に規定している。

⑦巡視・点検

各事業規則の改正により、巡視および点検の要求が施設管理の一部に整理されたが、現在実施している運転中の施設の状態を確認する操作のための巡視については、運転管理の一環として継続して実施することとし、当該巡視の実施において施設管理の観点

を含めて実施することを明確にするため保安規定を変更する。

⑧警報発信時の対応

⑤操作前後の確認事項、操作に必要な事項と同じく、手順書の策定において警報発信時の対応を定めることを明確化する。

3. 再処理施設における『設備に求められる状態』の規定について

再処理施設保安規定においては、実用炉における運転上の制限(LCO)を参考に、機能を確保するため運転管理上の措置を適切に講じる必要のある機器(ポンプ、排風機等の動的機器、機能の確保のため管理を要する高性能粒子フィルタ等の静的機器)を含む安全上重要な施設について、以下の事項を既認可の保安規定第3章第3節(変更後の保安規定では第3章第2節)に規定している。

- 1)機能の確保を必要とする場合(運転状態) ⇒保安規定の別表8～19において『適用される状態』として規定
- 2)上記1)において、機能を確実に確保するために運転状態若しくは運転可能な状態とすべき機器等 ⇒保安規定の別表8～19において『設備に求められる状態』として規定(実用炉のLCOに相当するもの)
- 3)上記2)を満足していないと判断した場合の措置 ⇒保安規定の別表8～19において『左記の状態を満足していないと判断した場合の措置』として規定

既認可の保安規定においては、上記2)の『設備に求められる状態』を満足しているかどうかについては、巡視・点検及び施設定期自主検査等において確認するほか、満足しないおそれがある事態が発見された場合に確認し、判断する運用としていたが、新検査制度に係る再処理事業規則の改正において、施設定期自主検査が削除されたことから、従来の施設定期自主検査等での実施項目を整理し、第74条に基づく点検、自主検査等及び第78条の定期事業者検査において確認を行うことに変更する。

再処理施設の『設備に求められる状態』の運用に係る保安規定条文を別添に示す。

以上

別表-1 保安規定条文(案) : 今回申請における変更箇所を赤字で示す。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(濃縮)
<p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。</p> <p>ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直員をそろえる。</p>
<p>(巡視・点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第37条7.に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>
<p>(巡視・点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第11条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第16条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第36条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第28条及び第30条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4、5、6、7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章(第2節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第56条第1項第3号に該当する場合は除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第12条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報発信時の対応内容に関すること</p> <p>2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(削除)</p> <p>3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第17条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。</p>
<p>(引継)</p> <p>第27条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合には、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第12条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第18条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2、3、4 (略)</p> <p>5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等を複数の者に行わせる。また、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要な分析を行う場合は、標準試料と逐次並行分析を行わせるとともに、測定を複数回行わせる。</p> <p>6 統括当直長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に係る溶液の移送手段を施錠し、開錠する場合は、当直長を含む複数の者に臨界防止に係る確認を行わせ、その結果を報告させた上で行う。</p> <p>7 統括当直長は、別表5に定める臨界警報装置が動作可能でないと判断した場合は、監視対象区域における核燃料物質の移動及び人の立入りを禁止する措置を講じる。</p> <p>ただし、保安上必要な場合を除く。</p> <p>8 (省略)</p> <p>第3章第2節に臨界防止に係る安全上重要な施設(計測制御設備)の管理を規定</p> <p>第3章第3節以降に各施設別に再処理施設の操作における臨界管理に係る措置を規定</p> <p>第4章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(臨界安全管理)</p> <p>第23条 運営管理課長は、別表6に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ██████████によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。</p> <p>ただし、新素材を用いた遠心分離機(以下「新型遠心機」という。)のみを運転する場合は、██████████による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>なお、濃縮度測定装置の保守点検等によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンダ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表7に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済み NaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物(以下「分析沈殿物」という。)をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表8に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表8に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、製品シリンダ(ANSI又はISO規格30B)及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、</p>

		<p>使用済 NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表 9 に定める最大取扱ウラン量以下とするともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守点検等を行っているときに臨界を検知した場合には、ベージング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>第 5 章に核燃料物質の取り扱いに係る臨界管理に係る措置を規定</p>
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第 30 条 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努め、管理担当課長は、鎮火後所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 防災業務課長は、初期消火活動のための体制に関し、次の各号に定める事項を記載した計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 別表 7 の 2 に定める設備等及び初期消火活動に必要なその他の資機材の配備</p> <p>(2) 初期消火活動を行う 10 名以上の要員の常駐及び当該要員に対する火災発生時の通報連絡体制</p> <p>(3) 火災の早期発見のための第 25 条に基づく巡視・点検の体制及びあらかじめ定めた測候所等において震度 5 弱以上の地震が観測された場合における火災の早期発見のための別表 3 に示す設備等の巡視・点検体制</p> <p>4 各職位は、前項の計画に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 防災業務課長は、第 3 項の計画について、総合的な訓練及び初期消火活動の結果を年 1 回以上評価し、事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、予防処置又は是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>7 統括当直長及び燃料管理課長は、山火事、台風等が所管する施設に対し重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工場長に報告する。</p> <p>8 工場長は、前項の報告を受けた場合は、事業部長及び核燃料取扱主任者と協議し、必要に応じて使用済燃料の再処理を停止する等の措置を講じる。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第 46 条 廃棄物管理施設において異常を発見した者は、直ちに第 12 条第 1 項第 1 号に基づく手順書等に従い、必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、建屋外の電気設備に係る異常においては統括当直長に、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常においては貯蔵管理課長に通報する。</p> <p>放射線管理に係る異常においては、放射線安全課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長、貯蔵管理課長及び放射線安全課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じる。</p> <p>また、前項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、工場長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。さらに、統括当直長はユーティリティ施設課長に、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、統括当直長（建屋外の電気設備に係る異常に限る。）及び関係課長と協力して異常の原因を調査し、廃棄物管理施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>なお、ガラス固化体の受入れにおいて、ガラス固化体のもつ閉じ込めの機能に異常が発生した場合は、当該ガラス固化体を容器等に収納し保管する。</p>	<p>(火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第 71 条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上（事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上）配置する。</p> <p>(2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第 72 条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 1 「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第 73 条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「加工施設 異常事象対策要領」）に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p>

		<p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を<u>前項の文書</u>に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p><u>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</u></p> <p><u>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第8章 非常時の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第109条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第110条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第110条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表49の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表49の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第111条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第112条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通 報)</p> <p>第113条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに工場長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の報告を受けた場合、又は自ら非常事態若しくは非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、その状況等を直ちに事業部長に報告するとともに、前条に定める通報系統に従って通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第114条 前条の統括当直長及び課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第115条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第116条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第112条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第98条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合については、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、再処理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(非常時体制の解除)</p> <p>第117条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関</p>	<p style="text-align: center;">第7章 非常時等の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第47条 事業部長は、再処理事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定めておく。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長があたる。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第48条 事業部長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第48条の2 事業部長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 別表18の2に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) 別表18の3に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時用器材の整備)</p> <p>第49条 事業部長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用器材、防護具類、放射線測定器等をあらかじめ準備し、常に使用可能な状態に整備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第50条 事業部長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。</p> <p>(通 報)</p> <p>第51条 第46条第1項の通報を受けた統括当直長、設備等の管理担当課長及び貯蔵管理課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに工場長、廃棄物取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p> <p>また、建屋外の電気設備に係る異常については、統括当直長はユーティリティ施設課長に対しても通報し、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒及びこれに接続する建屋外のダクトに係る異常については、貯蔵管理課長は安全ユーティリティ課長に対しても通報する。</p> <p>2 工場長は、前項の通報を受けた場合は、非常事態の状況等を直ちに事業部長に報告する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第52条 前条において非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した統括当直長及び設備等の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線安全課長及び環境管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。また、必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(非常時体制の発令)</p> <p>第53条 事業部長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動)</p> <p>第54条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時要員を招集し、第50条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。</p> <p>3 第38条第5項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合については、非常時対策組織は、次の各号に</p>	<p style="text-align: center;">第12章 非常時の措置</p> <p>(非常時対策組織)</p> <p>第74条 運営管理課長は、火災、爆発、核燃料物質の漏えい等の異常発生により、濃縮事業部の通常組織では異常の拡大防止等のための活動を迅速かつ適切に行うことが困難と判断される事態(以下「非常事態」という。)が発生した場合に、直ちに非常時対策活動を行えるように、非常時対策組織をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 非常時対策組織に本部をおき、本部長には事業部長が<u>当たる</u>。ただし、事業部長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員)</p> <p>第75条 運営管理課長は、非常時対策組織に必要な要員をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(緊急作業従事者)</p> <p>第76条 運営管理課長は、次の各号の要件に該当する放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業従事者をあらかじめ定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>別表33</u>に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</p> <p>(2) <u>別表34</u>に定める緊急作業についての訓練を受けた者</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者</p> <p>(非常時用機材の整備)</p> <p>第77条 運営管理課長は、非常時対策活動に必要な通信連絡用機材、防護具類、放射線測定器等を<u>第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)</u>に定める。</p> <p>2 各課長は、前項に定める非常用機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>(安全避難通路)</p> <p>第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF₆漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第79条 運営管理課長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立し、<u>第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)</u>に定める。</p> <p>(通報)</p> <p>第80条 <u>第29条</u>第1項の通報を受けた管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、<u>前条に定める通報系統に従って</u>直ちに事業部長があらかじめ定めた連絡責任者及びその他の関係箇所に通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた連絡責任者は、<u>前条に定める通報系統に従って</u>事業部長及び核燃料取扱主任者に通報するとともに、直ちに社外関係機関に通報する。</p> <p>(応急措置)</p> <p>第81条 前条の管理担当課長は、直ちに状況を把握し、応急措置を講じる。</p> <p>2 放射線管理課長は、線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長に報告する。</p>

<p>係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 118 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>	<p>定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、廃棄物管理施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(非常時体制の解除) 第 55 条 本部長は、非常事態が終了し、通常組織で対処できると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 56 条 「原子力災害対策特別措置法」に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず、当該措置を優先する。</p>	<p>また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(救助活動) 第 82 条 非常時対策組織は、均質槽において液化を行っているときに核燃料物質の漏えいが発生した場合は、非常時体制の発令に拘らず直ちに放射線業務従事者の救助活動を行う。</p> <p>(非常時体制の発令) 第 83 条 事業部長は、第 80 条第 2 項の通報を受けた場合は、直ちに非常時体制を発令し、非常時対策組織を設置する。</p> <p>(非常時対策活動) 第 84 条 非常時体制が発令された場合、本部長は非常時対策組織の要員を招集し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に通報する。</p> <p>2 非常時対策組織は、本部長の統括のもとに非常事態の拡大防止等に関する活動を行う。 なお、均質槽において液化を行っているときに均質槽から室内に核燃料物質の漏えいが発生した場合は、建屋への閉じ込め等により拡大防止を行う。</p> <p>3 第 61 条第 5 項に基づき緊急作業従事者が緊急作業に従事する場合にあつては、非常時対策組織は、次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、加工施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>(2) 緊急作業従事者に対し、緊急作業への従事期間中及び緊急作業から離れる際に、医師による健康診断を受診させる。</p> <p>(非常時体制の解除) 第 85 条 本部長は、非常事態が終息し、非常時体制をとる必要性がなくなったと判断した場合は、非常時体制を解除し、第 79 条であらかじめ確立した通報系統に従って、その旨を社内及び社外関係機関に直ちに連絡する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) 第 86 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、この規定によらず当該措置を優先する。</p>
--	--	--

別添 再処理施設の『設備に求められる状態』の運用に係る保安規定条文

第2節 保安上特に管理を必要とする設備

(プール水冷却系及び補給水設備)

第31条 統括当直長は、別表8に定める「適用される状態」において、プール水冷却系及び補給水設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

別表8 プール水冷却系及び補給水設備 (第31条関係)

保安上特に管理を必要とする設備	適用される状態	設備に求められる状態	左記の状態を満足していないと判断した場合の措置		
			条件	要求される措置	完了時間
プール水浄化・冷却系	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	プール水冷却系1系列が運転状態*1、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. プール水冷却系1系列が運転状態、同系列の他のポンプ又は他の系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
補給水設備*2	燃料貯蔵プール等において使用済燃料の取扱い又は貯蔵を行う場合	ポンプ2台を含む系列が運転可能であること。	A. 左記の状態を満足していないと判断した場合	A1. ポンプ2台を含む系列が運転可能な状態に復旧する措置を開始する。 及び A2. プール水の補給手段が確保されていることを確認する。	速やかに その後 1直1回

*1：ポンプ等の切替え操作中は運転状態と見なす。

*2：第56条第1項第2号の対象となる設備

(安全上重要なインターロック等)

第32条 燃料管理課長は、別表9に定める「適用される状態」において、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、別表9に定める「適用される状態」において、同表に定める前項以外の安全上重要なインターロック等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表9 省略)

(建屋換気設備等)

第 33 条 統括当直長は、別表 10、別表 11、別表 12 及び別表 13 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、同表に定める建屋換気設備等を「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 10～13 省略)

(非常用所内電源系統)

第 34 条 統括当直長は、別表 14 に定める非常用所内電源系統の設備を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 14 省略)

(安全冷却水系)

第 35 条 統括当直長は、別表 15 に定める「適用される状態」において（「適用される状態」の定めのない場合は常に）、安全冷却水系を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 15 省略)

(安全圧縮空気系)

第 36 条 統括当直長は、安全圧縮空気系を別表 16 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 16 省略)

(漏えい検知装置等)

第 37 条 統括当直長は、別表 17 に定める「適用される状態」において、漏えい検知装置等を同表に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、漏えい液希釈水供給槽液位低警報、漏えい液希釈溶液供給槽液位低警報及び純水中間貯槽水位低警報が作動した場合又は作動しない場合であっても作動すべき事態に至ったと判断される場合（別表 17 に定める「適用される状態」に該当しない場合は除く。）は、速やかに当該槽に純水等を供給し、警報を解除できる水位に回復させる。

(別表 17、18 省略)

(制御建屋中央制御室換気設備及び主排気筒ガスモニタ)

第 38 条 統括当直長は、制御建屋中央制御室換気設備を別表 19 に定める「設備に求められる状態」とし、当該状態を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

2 統括当直長は、主排気筒ガスモニタが別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、同表に定める措置を講じる。

(別表 19 省略)

(設備に求められる状態の確認等に係る措置)

- 第 39 条 統括当直長及び各課長は、第 25 条に基づく巡視・点検、第 74 条に基づく点検、自主検査等及び第 78 条の定期事業者検査による確認の結果、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあつては燃料管理課長に、また、その他の設備にあつては統括当直長に直ちに連絡する。
- 2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。
- 3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。
- 4 統括当直長及び各課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。
- 5 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合は、当該設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。
- 6 統括当直長及び燃料管理課長は、別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないと判断した場合において使用済燃料の再処理を停止する措置等を講じた後に、再度、当該措置を講じる前の状態に復帰する場合は、その原因に対して必要な措置が講じられていることを確認し、復帰について核燃料取扱主任者の確認を受けるとともに工場長の承認を得る。

施設管理について

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)、

廃棄物埋設施設、加工施設(MOX)

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請(加工施設(MOX)については、認可申請をいう。)を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮、MOX)及び廃棄物埋設施設における「施設管理」の基本的な考え方及び各施設の具体的な施設管理の内容について、説明するものである。

2. 「施設管理」の基本的考え方

各施設の保安規定における「施設管理」は、各事業規則^{*1}、保安規定の審査基準及び保安措置等の運用ガイド^{*2}の要求事項に基づき定めており、施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を適切に維持・管理するための各種の保安活動を実施するものである。

具体的な活動としては、社長が策定する施設管理方針のもと、目標を立て、目標達成のための計画を策定し、計画に従い実施するとともに、定期的な評価により、必要に応じて改善していくものである。

*1:「各事業規則」とは、使用済燃料の再処理の事業に関する規則、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則等の各施設に該当する規則をいう。

*2:「保安措置等の運用ガイド」とは、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドをいう。

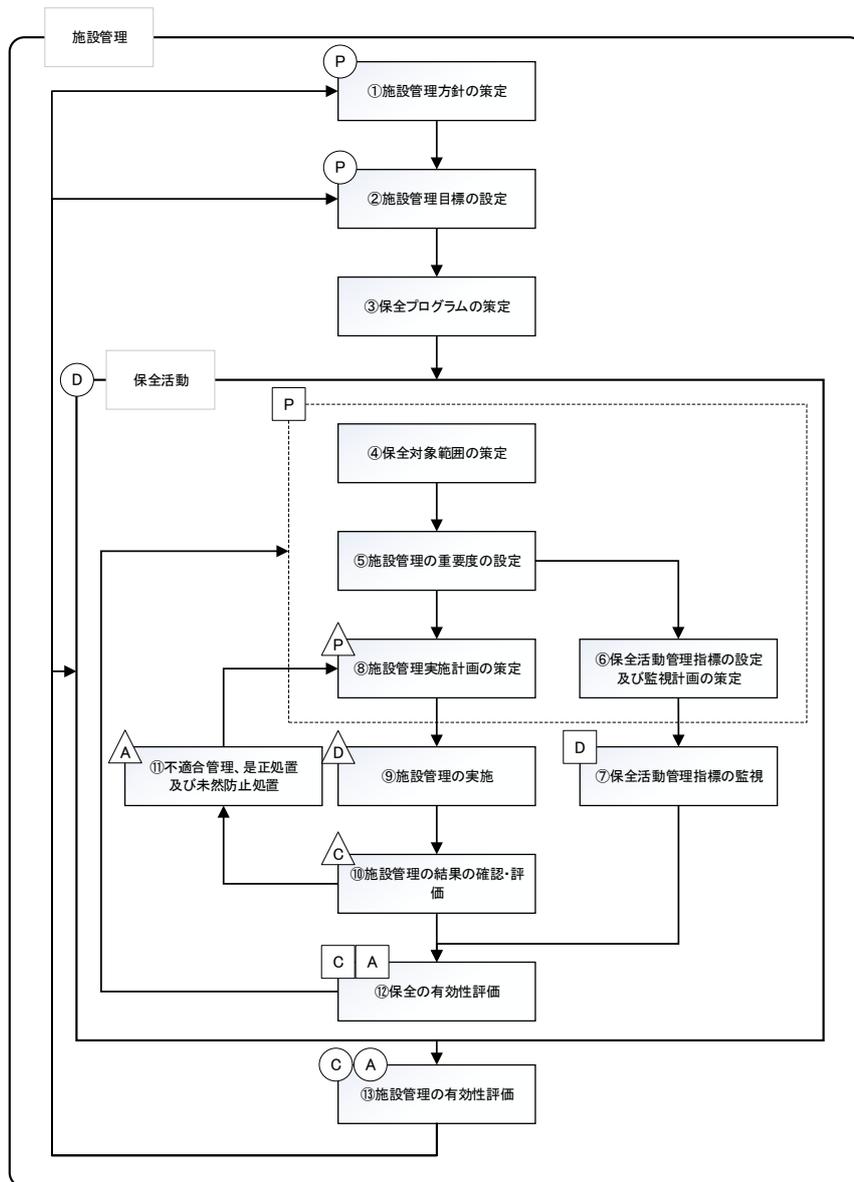
3. 各施設の施設管理

再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)については、事業者対応方針に基づく活動において「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)^{*3}」にしたがった保守管理の仕組みを構築してきた。したがって、これらの施設では、JEAC4209に基づく保守管理の仕組みを含め保安規定に規定(実用発電炉と同等)している。

また、その他施設(加工施設(MOX)、廃棄物埋設施設)も含め、図-1に示す施設管理の基本フローに基づき PDCA サイクルを回しながら継続的に改善を進める。

以下、各施設の施設管理の特徴について記載する。

*3:「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)」とは、原子力発電所において実施すべき保守管理のプロセスを定めた規程をいう。



○□△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

(1) 再処理施設及び廃棄物管理施設

a. 施設管理の具体的な内容及び保安規定への展開

再処理施設及び廃棄物管理施設は、運転プラント(運転炉)と同様の施設管理を展開する。

なお、具体的な内容および保安規定への展開を再処理施設及び廃棄物管理施設を代表に記載することとし、別紙-1に示す。

また、施設管理の概要図を別紙-2に示す。

b. 環境管理設備の設備管理箇所の変更

(変更の目的)

再処理施設および廃棄物管理施設では、放射線管理施設の管理および保守に係る業務を、環境管理設備(放射能観測車、気象観測設備等)については放射線管理部 環境管理課長が、それ以外の設備については同部 放射線施設課長が実施してきた。

今回の検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査、構成管理を含む施設管理を実施していくにあたり、放射線管理施設について、より専門性の高い施設管理が行えるよう、放射線管理施設の管理および点検、工事等に係る業務を、放射線施設課に集約する。

(保安規定の変更内容)

環境管理課長の職務である環境管理設備の管理および保守に係る業務を、環境管理設備以外の放射線管理施設に係る業務を行う放射線施設課長の職務に変更する。 【再処理:第 17 条、廃棄物管理:第 5 条】

なお、周辺監視区域等における線量当量等の測定等の環境監視に係る業務は、これまでどおり環境管理課長が行う。

再処理施設保安規定の変更内容

変更前			保安規定 (変更後)		
第3節 職務 (職務) 第17条 (略) 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (32) 放射線施設課長は、放射線測定器類 (環境管理設備は除く。)の管理に関する業務 を行う。			第3節 職務 (職務) 第17条 (略) 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の 管理に関する業務を行う。		
別表1 管理及び 保守 に関する業務の担当課長 (第17条関係)			別表1 管理及び 点検・工事等 に関する業務の担当課長 (第17条関係)		
施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)	施設	管理担当課長	保守担当課長 ^{※1} (略)
2. 放射線管理施設			2. 放射線管理施設		
(1) 環境管理設備	環境管理課長	環境管理課長		放射線施設課長	放射線施設課長
(2) 上記以外の放射線管理施設	放射線施設課長	放射線施設課長			

(2) 加工施設(濃縮)の施設管理の具体的な運用および保安規定への展開

加工施設(濃縮)は、安全上重要な設備がない等の違いにより、再処理施設との施設の違いはあるものの、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行う。

また、職制上の違いはあるものの保安規定への展開も同様である。

(3) 廃棄物埋設施設の施設管理の具体的な運用および保安規定への展開

a. 廃棄物埋設施設の施設管理

廃棄物埋設施設は、基本的には再処理施設の施設管理と同様の活動を行うが、人と環境へ影響を与えるリスクが低いことから、保安規定には施設管理に関する埋設規則要求を網羅した記載をした上で、それ以外の事項(JEAC4209 に準じた保全プログラムの策定等)については、下位文書に記載することとした。

また、「設工認」、「定期事業者検査」及び「使用前事業者検査」の制度がなく、系統レベルの保全活動管理指標を設定する必要がある施設(系統)はないこと等から、以下の運用とする。

- (a) 廃棄物埋設施設が技術上の基準に適合することの確認については、施設管理として自主検査等を実施する。
- (b) 系統レベルの保全活動管理指標を設定する必要がある施設(系統)はないため、系統レベルの「保全活動管理指標」については設定しない。
- (c) 巡視については、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置に係る運用ガイド」(以下、「保安措置運用ガイド」という。)を参考に、第二種廃棄物埋設施設に係る巡視を「毎週 1 回以上」実施する。

(4) 加工施設(MOX)の施設管理の具体的な運用および保安規定への展開

加工施設(MOX)は、設計及び工事段階であることから、核燃料物質の取扱いは無く、他の施設及び周辺環境からの影響により、施設が損傷等したとしても、核燃料物質等の漏えい等は発生しない。

また、性能維持の観点での保全活動(巡視、点検、定期事業者検査等の試験・検査等)が発生しない。

したがって、設計及び工事段階で実施すべき施設管理活動については、建設炉の施設管理をベースとして、保安措置運用ガイドの施設管理要求の趣旨を踏まえ以下のとおり実施する。

なお、使用開始後においては、設備の性能維持の観点で、点検計画等に基づく保全活動も含めた施設管理を実施する。

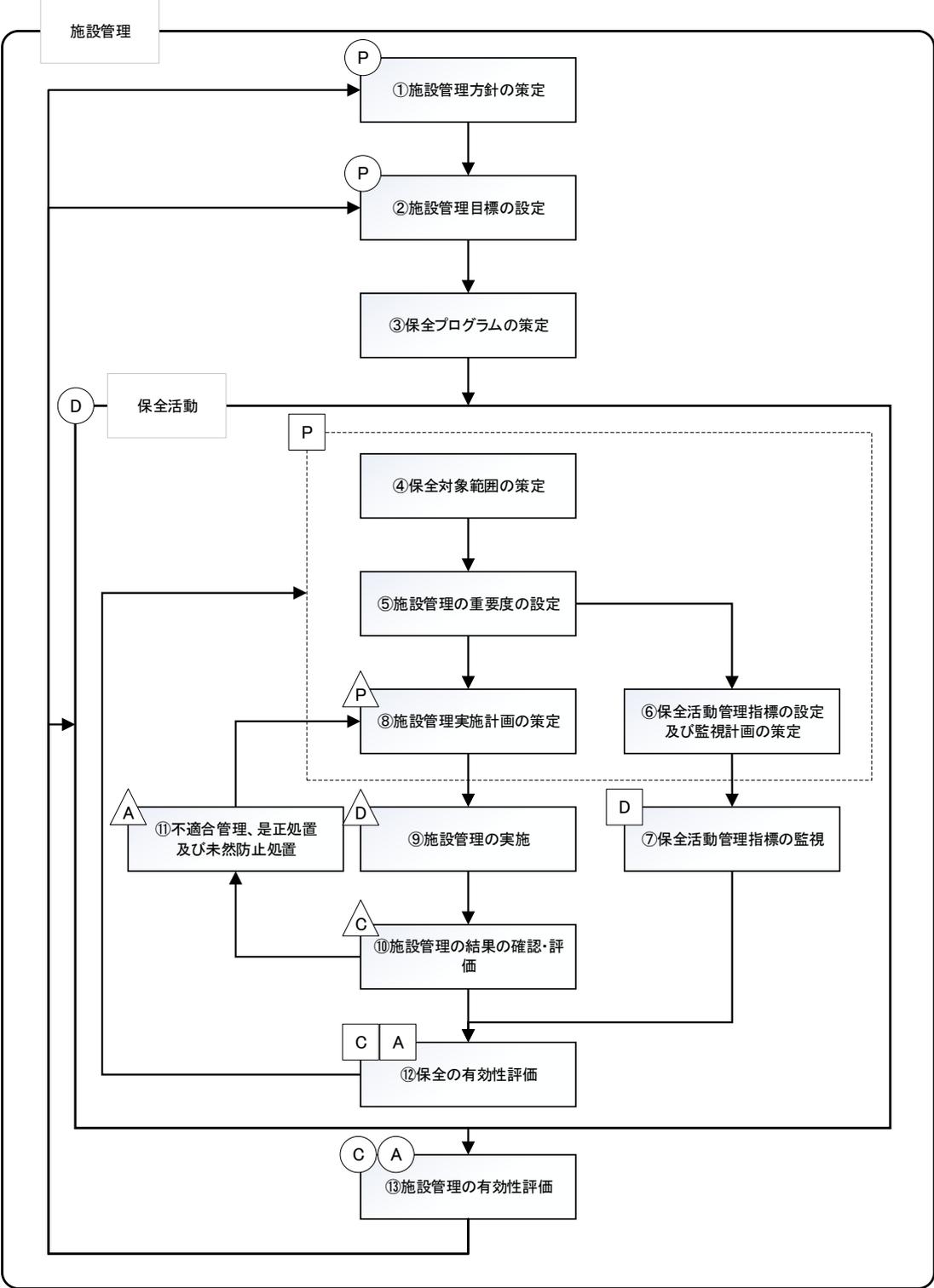
- a. 使用前事業者検査実施後(要領書単位)の設備に対して、性能確認後の状態の維持の観点で点検の可否を判断し、要としたものに対して使用前点検を実施する。
- b. 保全対象範囲としては、加工施設(MOX)への要求事項である「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備とし設計・工事・検査等の施設管理を計画し、実施する。
- c. 設計及び工事(検査等を含む)、点検(使用前点検)、特別な施設管理について、確認・評価を実施し施設管理活動のPDCAを回す。

「再処理施設及び廃棄物管理施設における
施設管理の具体的な内容及び保安規定への展開」

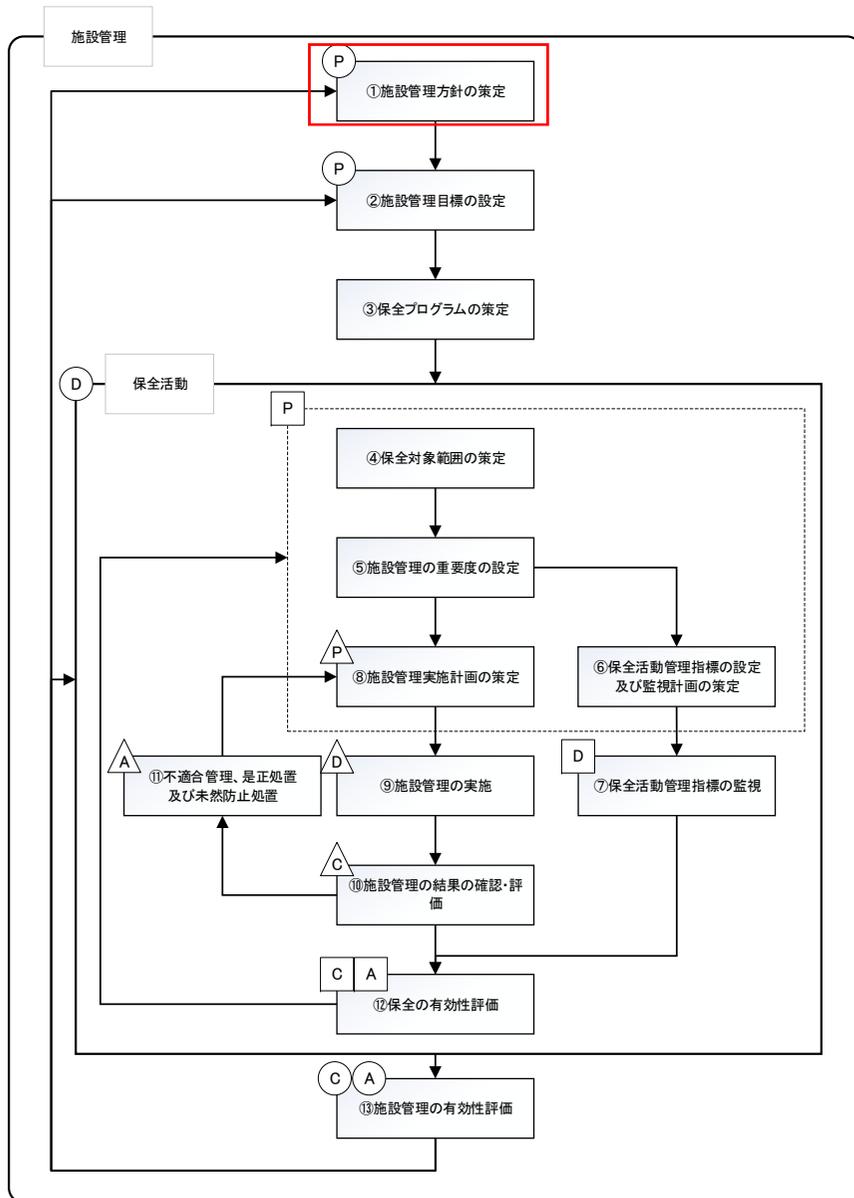
再処理施設及び廃棄物管理施設は、以下の通り運転プラント(運転炉)と同様の施設管理を展開する。また、①～⑬については施設管理の基本フローとして図－1に示す。

再処理施設及び廃棄物管理施設の施設管理は以下の項目で展開する。

- ①施設管理方針の策定
- ②施設管理目標の設定
- ③保全プログラムの策定
- ④保全対象範囲の策定
- ⑤施設管理の重要度の設定
- ⑥保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定
- ⑦保全活動管理指標の監視
- ⑧施設管理実施計画の策定
- ⑨施設管理の実施
- ⑩施設管理の結果の確認・評価
- ⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置
- ⑫保全の有効性評価
- ⑬施設管理の有効性評価
- ⑭構成管理
- ⑮設計管理
- ⑯作業管理
- ⑰情報共有
- ⑱経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針



○□△:JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

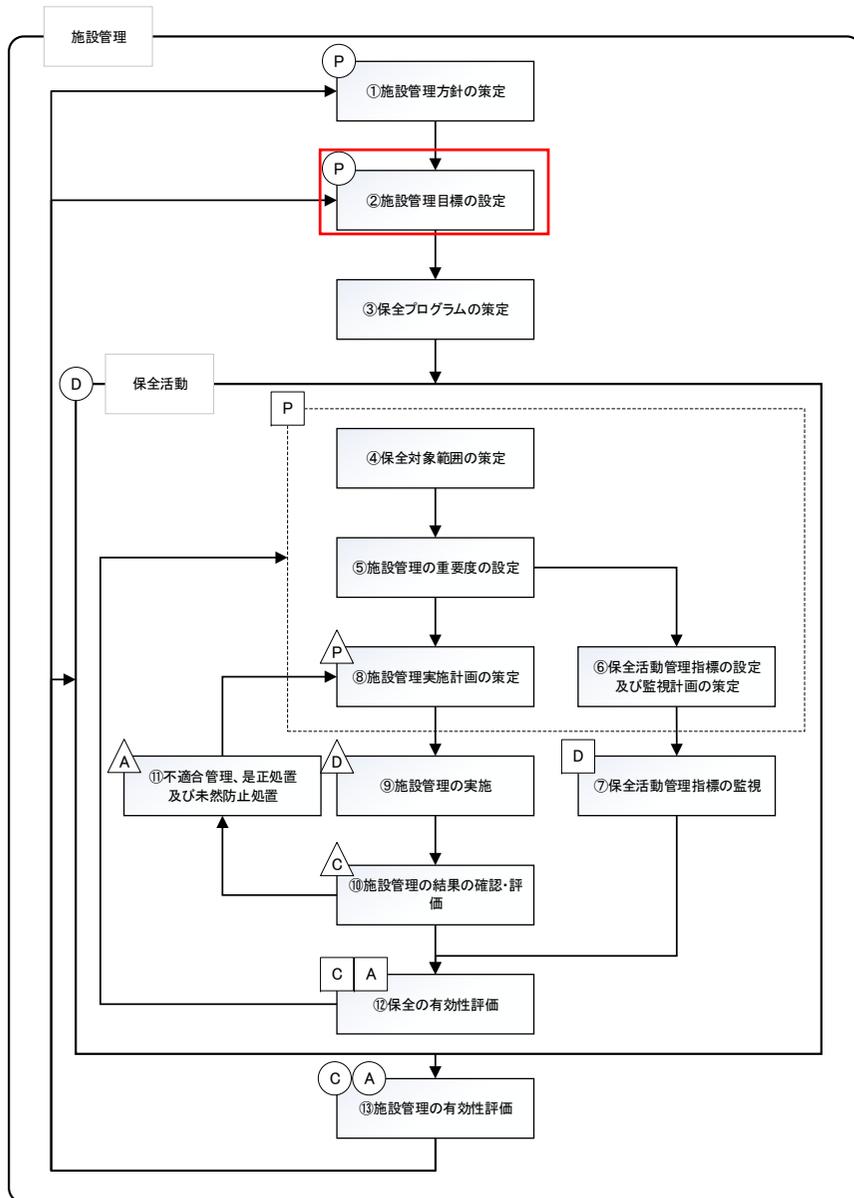


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

①施設管理方針の策定

項目	内容
策定者	社長
方法	<p>施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図ることができるよう、施設管理の現状等を踏まえた方針を、施設管理方針として策定する。</p> <p>また、特別な状態に移行した場合又は長期施設管理方針を策定若しくは変更した場合は、それぞれの状況に応じて保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>さらに、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 1 施設管理方針及び施設管理目標</p>



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

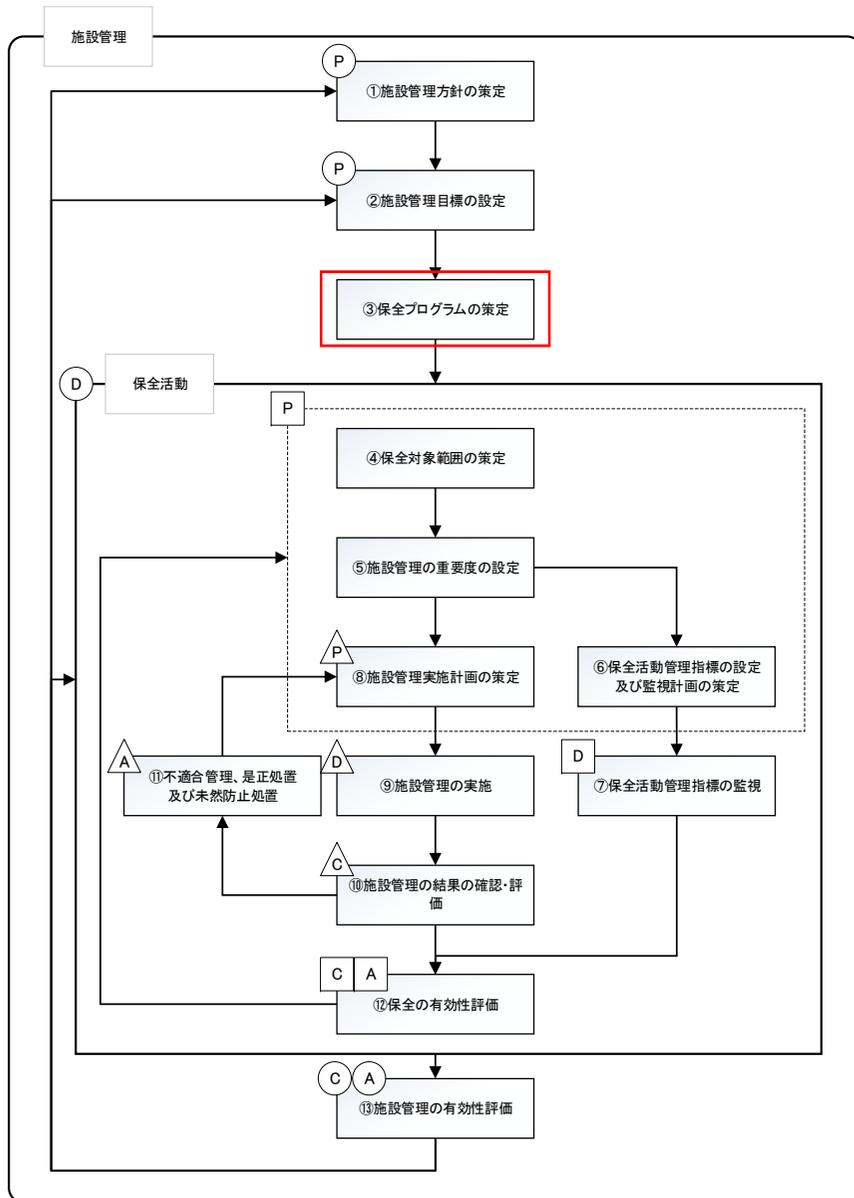
図-1 施設管理の基本フロー

②施設管理目標の設定(施設管理要領)

項目	内容
設定者	再処理事業部長
方法	<p>保全企画部長に以下の観点を踏まえ、施設管理方針を達成するための具体的な目標(指標を含む)を作成させ、施設管理目標として承認する。</p> <p>なお、特別な状態に移行した場合は、その状況に応じて保全を実施することを施設管理目標に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理目標はその達成度が定量的に判定可能で、施設管理方針と整合がとれていること。 施設管理が有効に機能していることを確認できること。 適切な単位で評価が可能なこと。(プラントレベル、系統レベル等) <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 1 施設管理方針及び施設管理目標</p>

③保全プログラムの策定

項目	内容
策定者	再処理事業部長
方法	<p>施設管理方針及び施設管理目標を達成するため、保全企画部長に以下に示す項目について、施設管理要領(再処理事業部長決裁)として制定させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④保全対象範囲の策定 ⑤施設管理の重要度の設定 ⑥保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定 ⑦保全活動管理指標の監視 ⑧施設管理実施計画の策定 ⑨施設管理の実施 ⑩施設管理の結果の確認・評価 ⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ⑫保全の有効性評価 <p>また、施設管理目標が変更された際には、必要に応じ、見直しを検討する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 2 保全プログラムの策定</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 2 保全プログラムの策定</p>

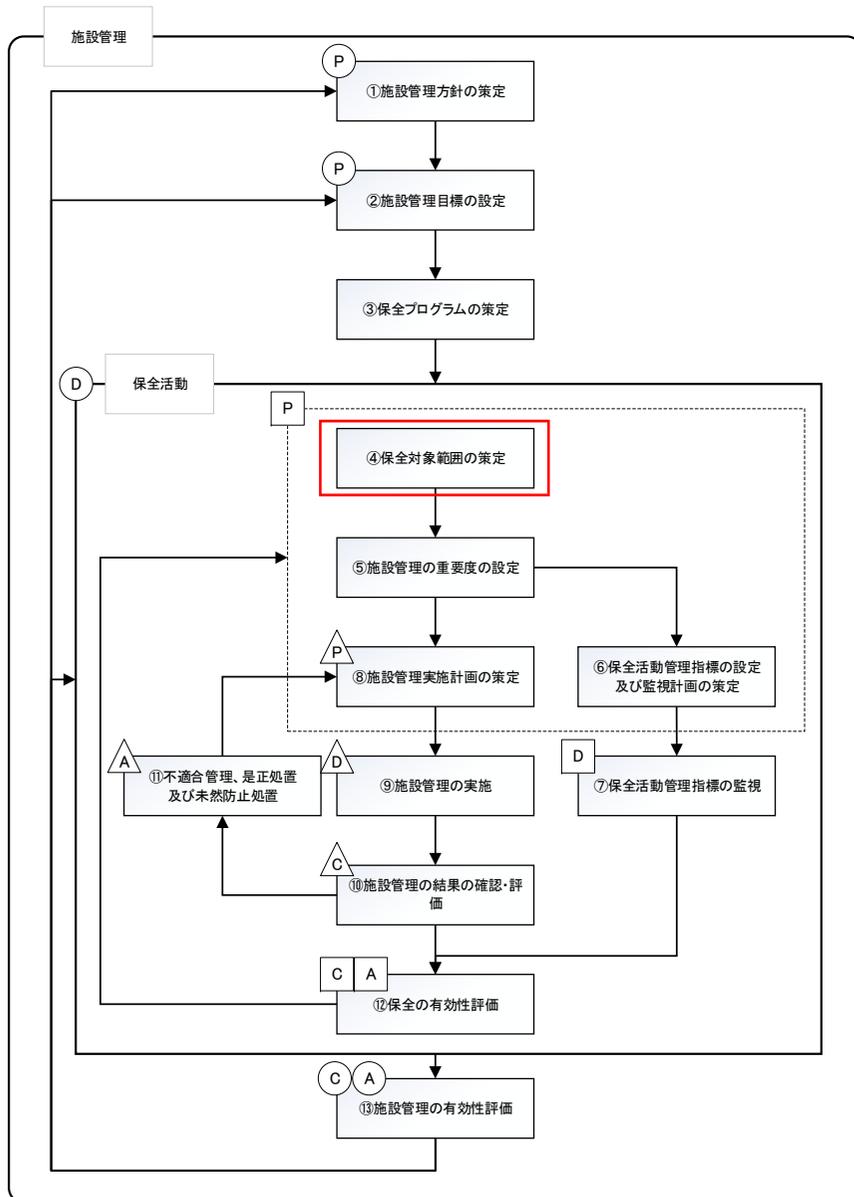


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

④保全対象範囲の策定

項目	内容
策定者	管理担当課長
方法	再処理施設及び廃棄物管理施設の中から再処理施設保安規定及び廃棄物管理施設保安規定の対象設備を必須とし、その他必要と認めた設備を含めて、保全対象範囲を策定する。 また、保全対象範囲として設定すべき設備の追加または撤去時に見直す。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 3 保全対象範囲の策定 【廃棄物管理施設】 第23条 3 保全対象範囲の策定



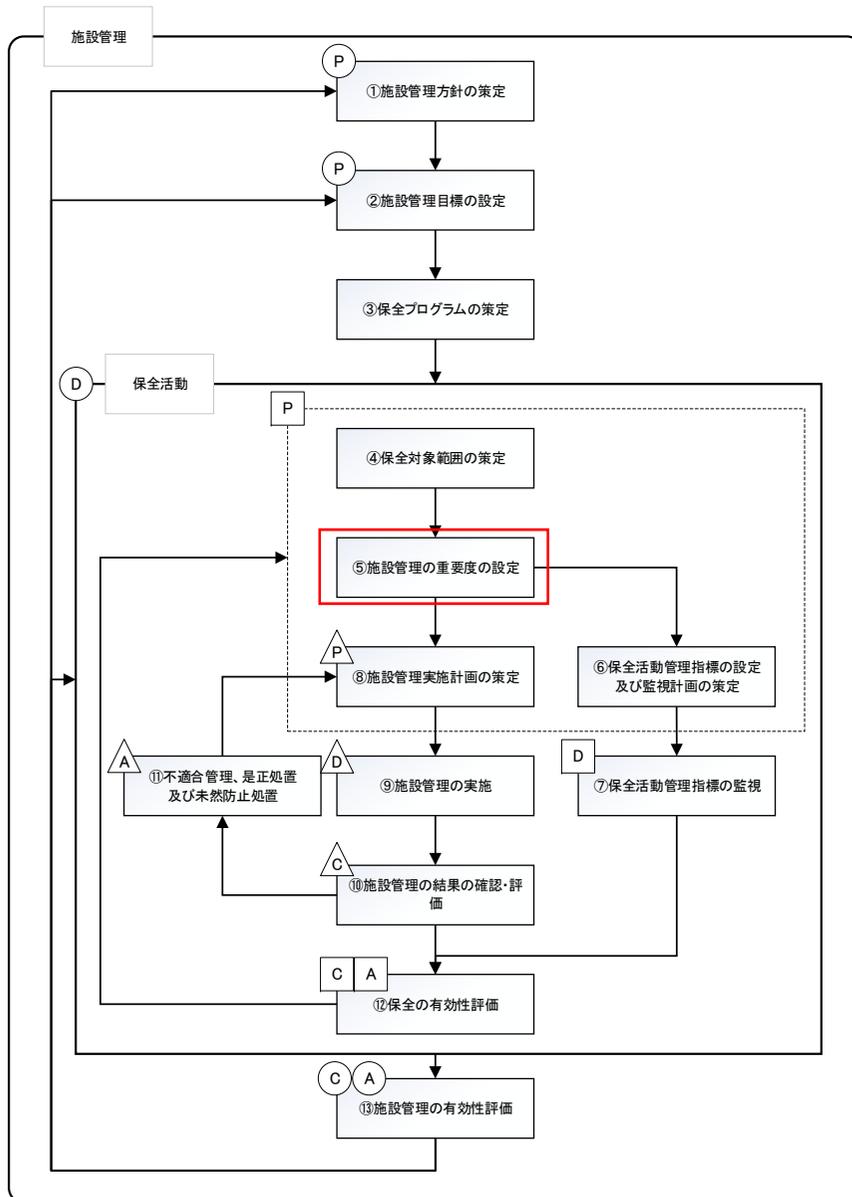
○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

⑤施設管理の重要度の設定

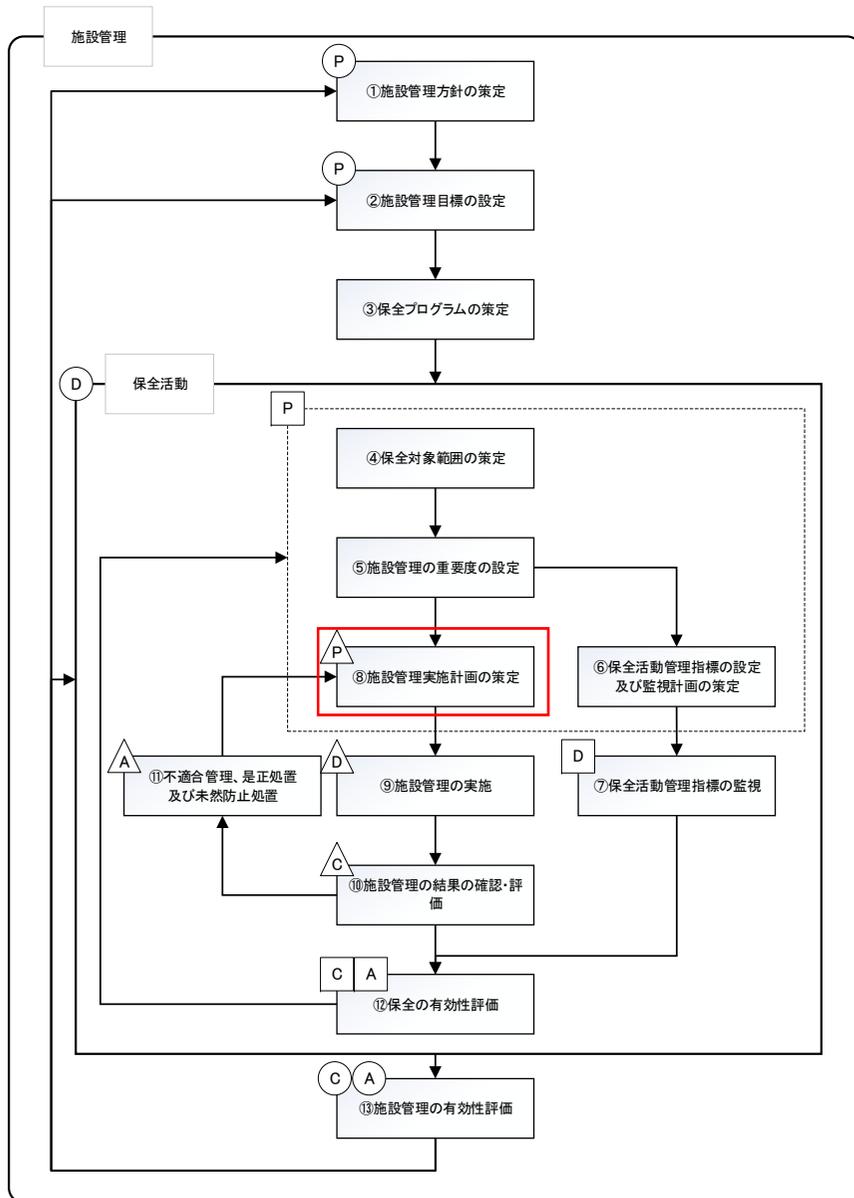
a. 保全重要度

項目	内容
設定者	管理担当課長
方法	保全対象範囲を系統ごとに「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」による安全上重要な施設及び重大事故等対処施設の有無により分類し、系統に含まれる機器単位で系統機能への影響、人身災害へのリスク、生産性への影響等を考慮し保全重要度を設定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 【廃棄物管理施設】 第23条 4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

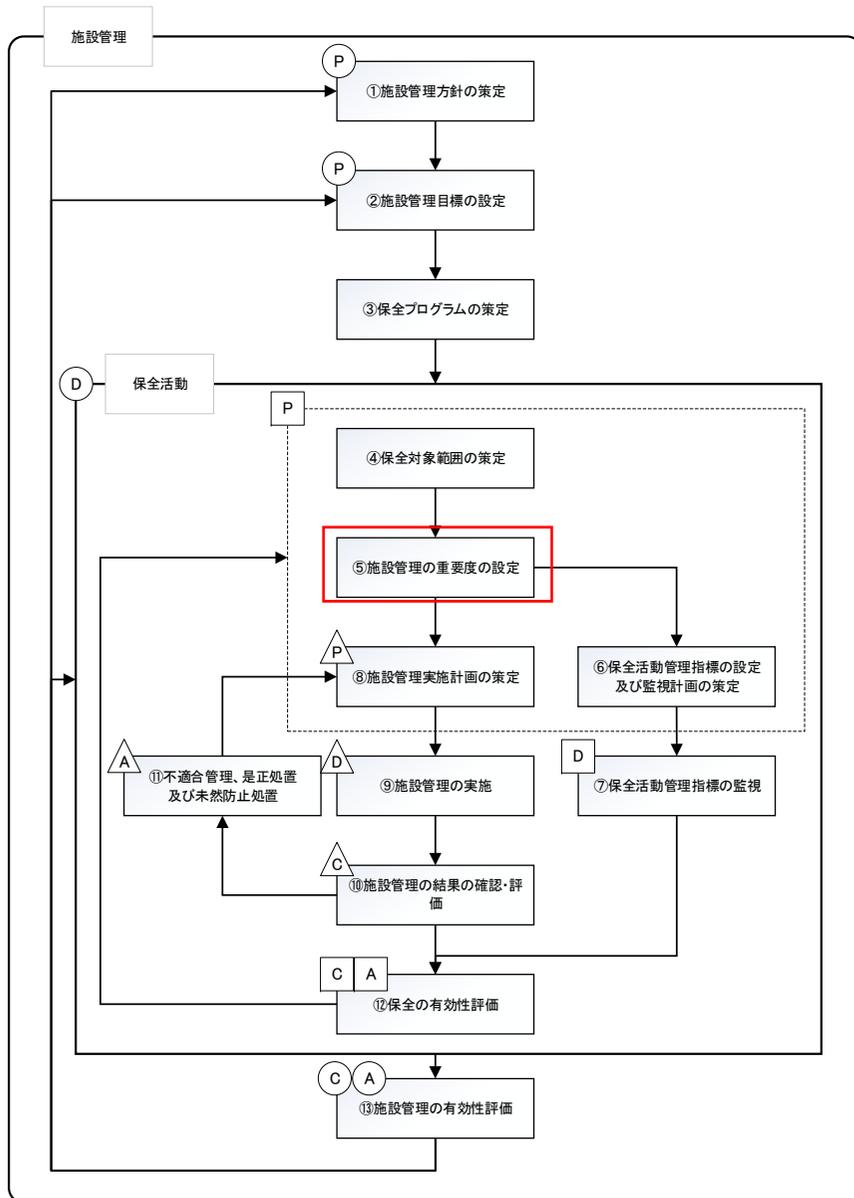


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の重要度(設計管理要)

項目	内容			
設定者	設計主管課長			
方法	設計開発を必要とする設計及び工事に関しては、安全機能分類上の重要度を考慮し、以下のとおりレビュー区分を設定する。 凡例・・・○:必要、×:不要			
		安全委員会	設計審査委員会	設計主管課
	安全上重要な施設の安全機能に係る改造	○	○	○
	新增設	×	○	○
	その他安全機能に係る改造	×	○	○
	その他安全機能に係らない改造	×	×	○
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定 【廃棄物管理施設】 第23条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定			



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

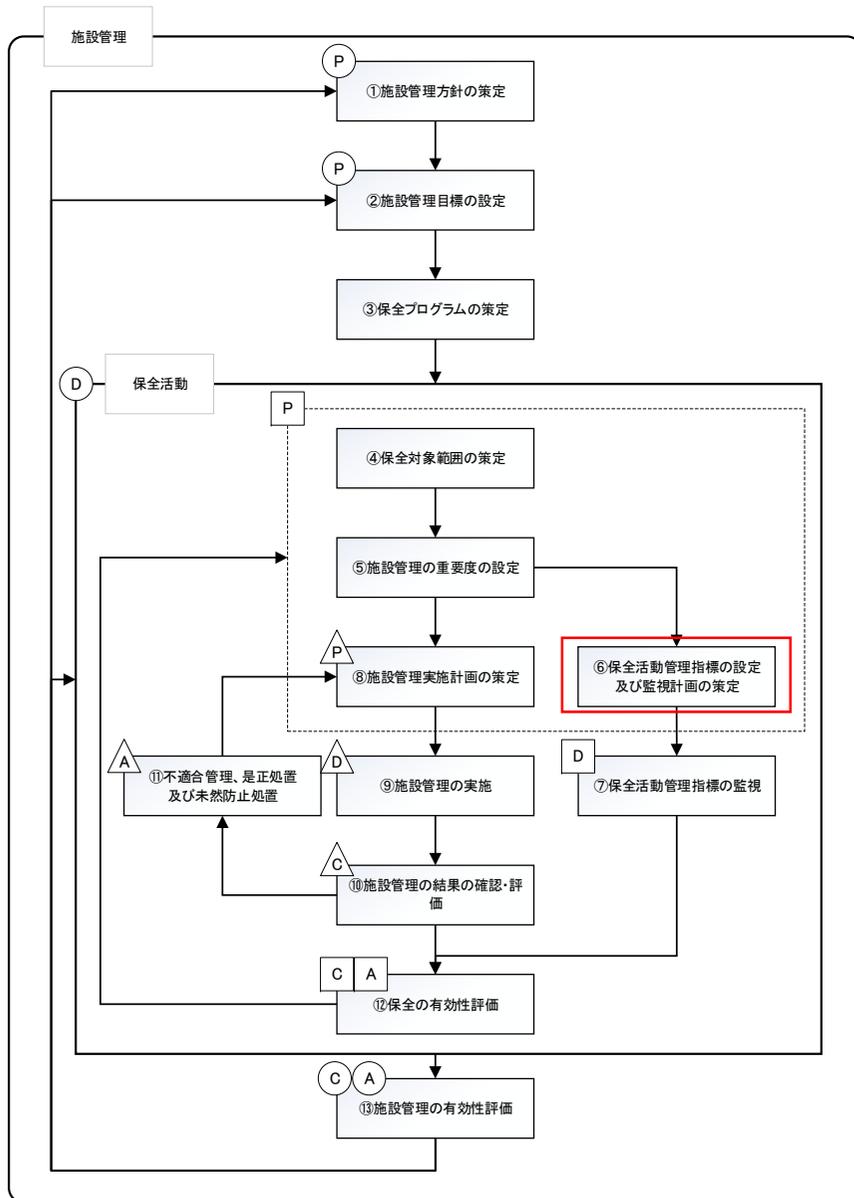
図-1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の重要度(設計管理不要)

項目	内容
設定者	作業実施箇所
方法	保全対象範囲の設備に対し、安全上重要な施設の安全機能への影響の有無により区分した作業票区分を設計及び工事の重要度とする。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定 【廃棄物管理施設】 第23条 4 施設管理の重要度の設定 4.2 設計及び工事の重要度の設定

⑥保全活動管理指標の設定及び監視計画の策定

項目	内容
設定及び策定者	保全技術課長
方法	安全上重要な施設を含むシステムに対して、保全の有効性を評価するため、安全上重要な施設を含むシステム及びプラントに対して施設の状況、運転実績等を考慮し、施設管理目標から設定する。 保全活動管理指標の期間、監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・保全の有効性評価の結果
保安規定該当箇所	【再処理施設】 第74条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 【廃棄物管理施設】 第23条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

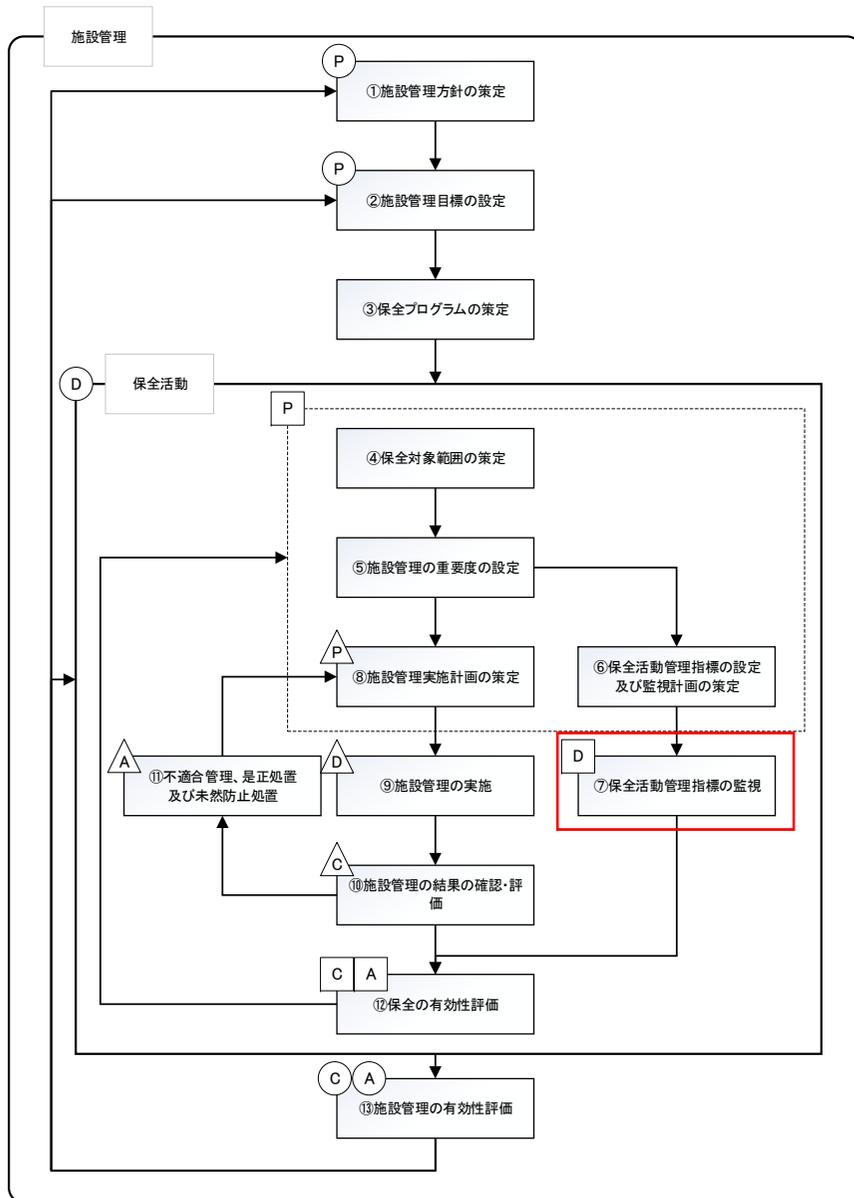


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

⑦保全活動管理指標の監視

項目	内容
監視者	保全技術課長
方法	監視計画に従い、定期的に情報を採取、評価する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 【廃棄物管理施設】 第23条 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視



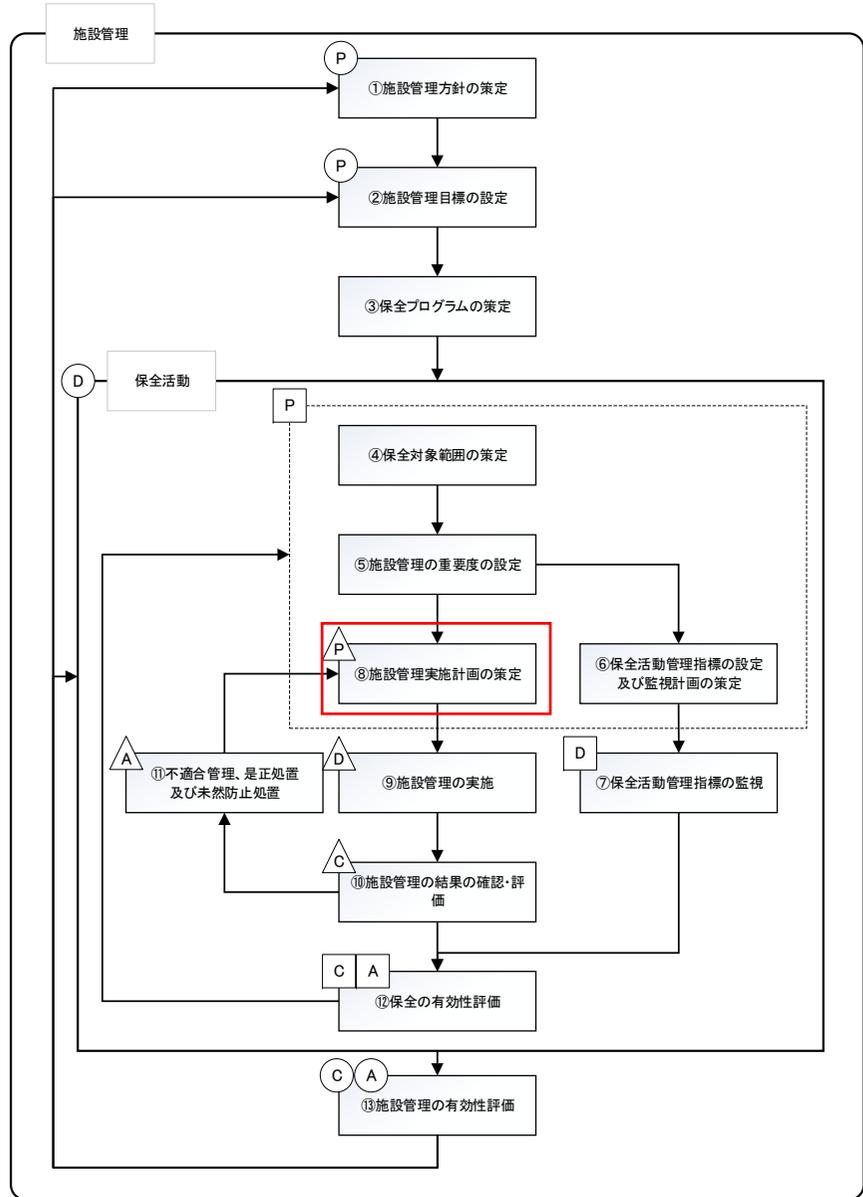
○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

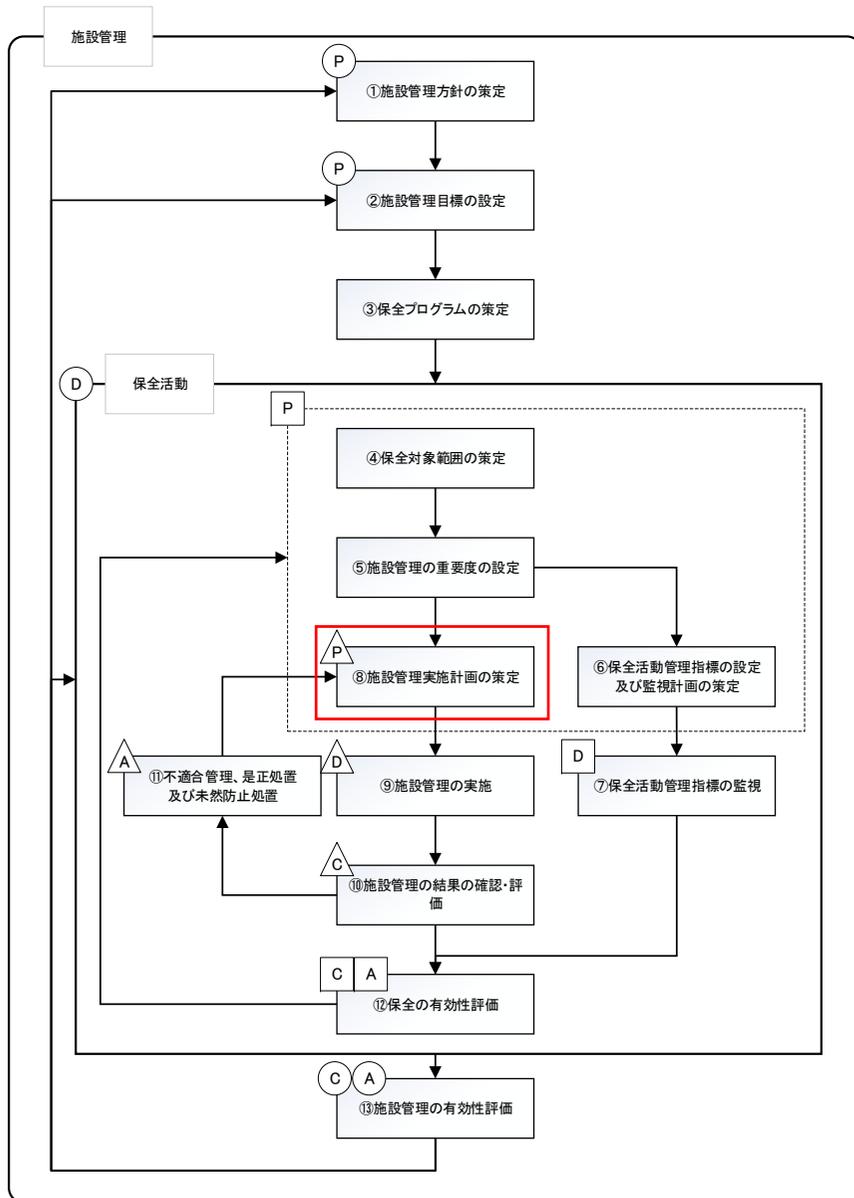
⑧施設管理実施計画の策定

施設管理実施計画

項目	内容
策定者	再処理事業部長
方法	<p>保全対象範囲に対して、技術課長に關係部署より以下に示す情報を収集し、施設管理実施計画としてとりまとめを実施させ、承認することをもって施設管理実施計画を策定する。</p> <p>①施設管理実施計画の始期及び期間 ②設計及び工事の計画 ③巡視(保全のために実施するものに限る。) ④点検等の方法、実施頻度及び実施時期(施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。) ⑤工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 ⑥設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 ⑦⑥の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 ⑧施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定</p>



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

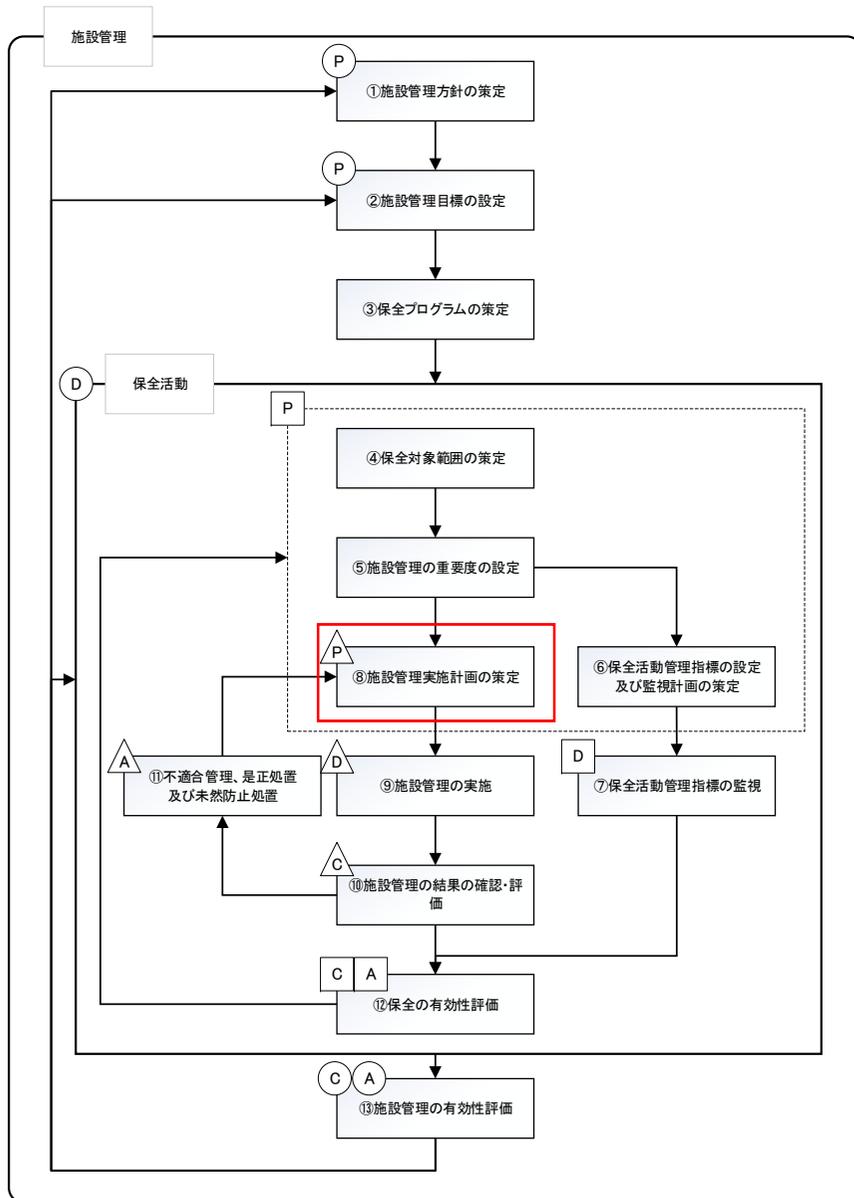


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

a. 点検計画

項目	内容
策定者	保修担当課長
方法	原子力発電所の高経年化対策実施基準付属書 A を参考に、想定される劣化事象を整理し、機器の保全重要度、運転実績及び設置環境等を考慮した点検内容、周期、点検実施時期をまとめた点検計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価の結果
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定

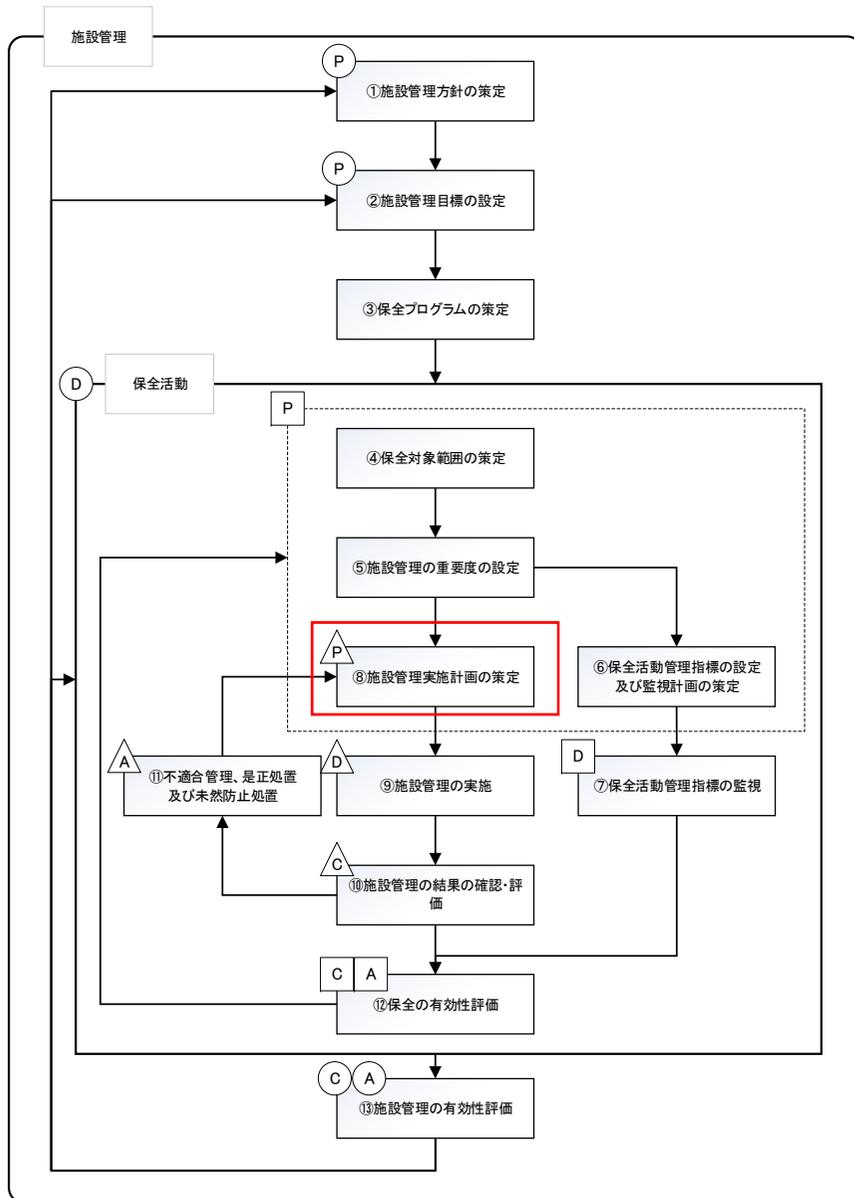


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の計画
(設計管理あり)

項目	内容
策定者	設計主管課長
方法	⑭に示す設計管理の中で、以下の設計の計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・設計レビュー ・設計検証 ・妥当性確認 ・実施体制、責任 ・設計スケジュール等 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定



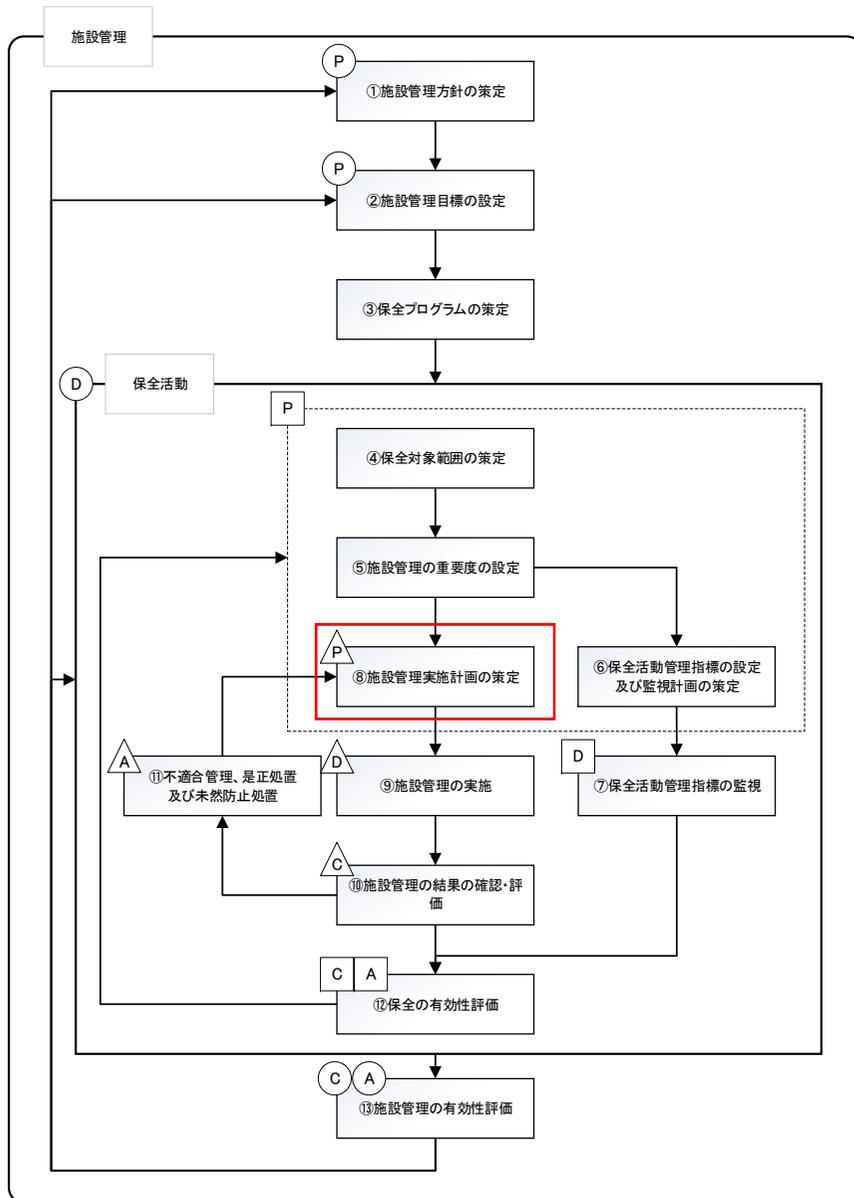
○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

b. 設計及び工事の計画

(設計管理なし)

項目	内容
策定者	工事を実施する組織の課長またはグループリーダー
方法	中長期的に実施する工事の以下の事項について計画を策定する。 ・工事の内容 ・実施時期 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置 ・保全の有効性評価
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定

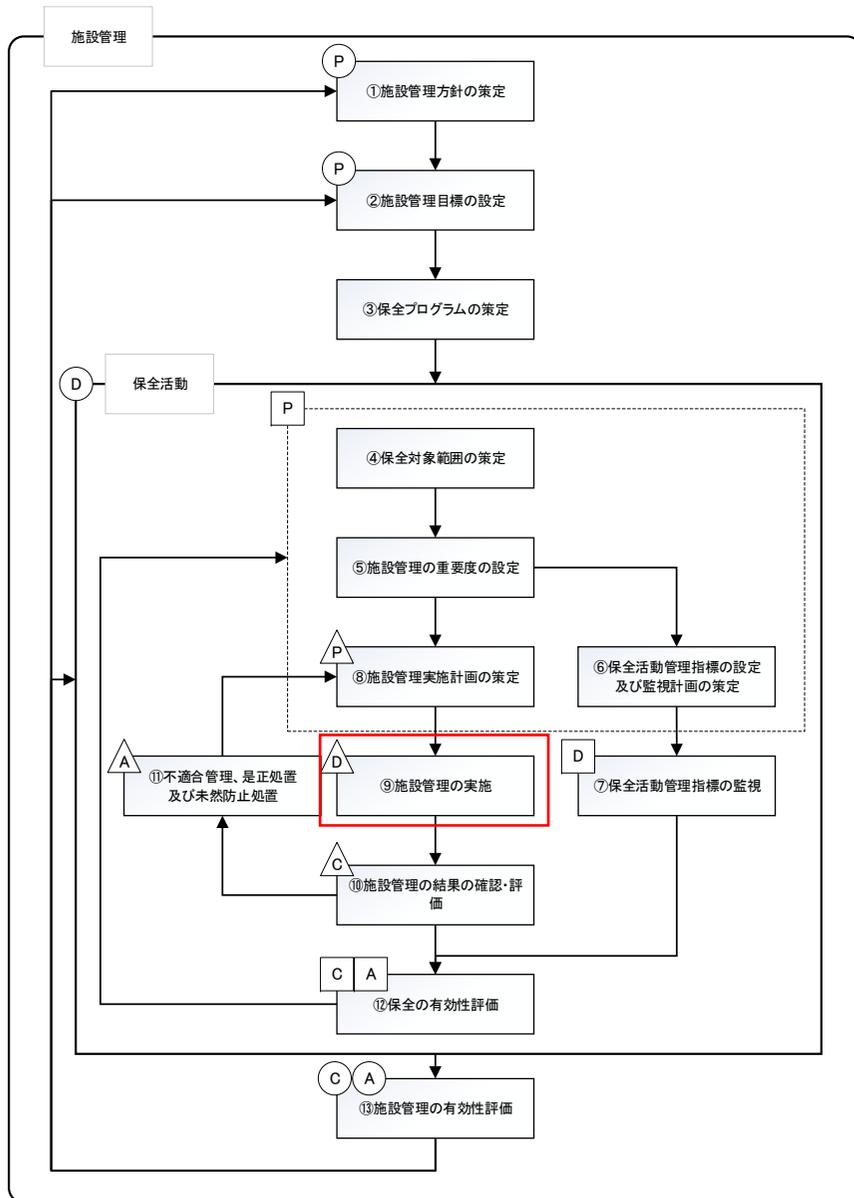


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

c. 特別な保全計画

項目	内容
策定者	保修担当課長
方法	保全対象範囲の設備が地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合等に当たっては、再処理事業部長が移行を宣言し、設備の状態に応じた特別な保全計画を策定する。 また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。 ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 6 施設管理実施計画の策定 【廃棄物管理施設】 第23条 6 施設管理実施計画の策定

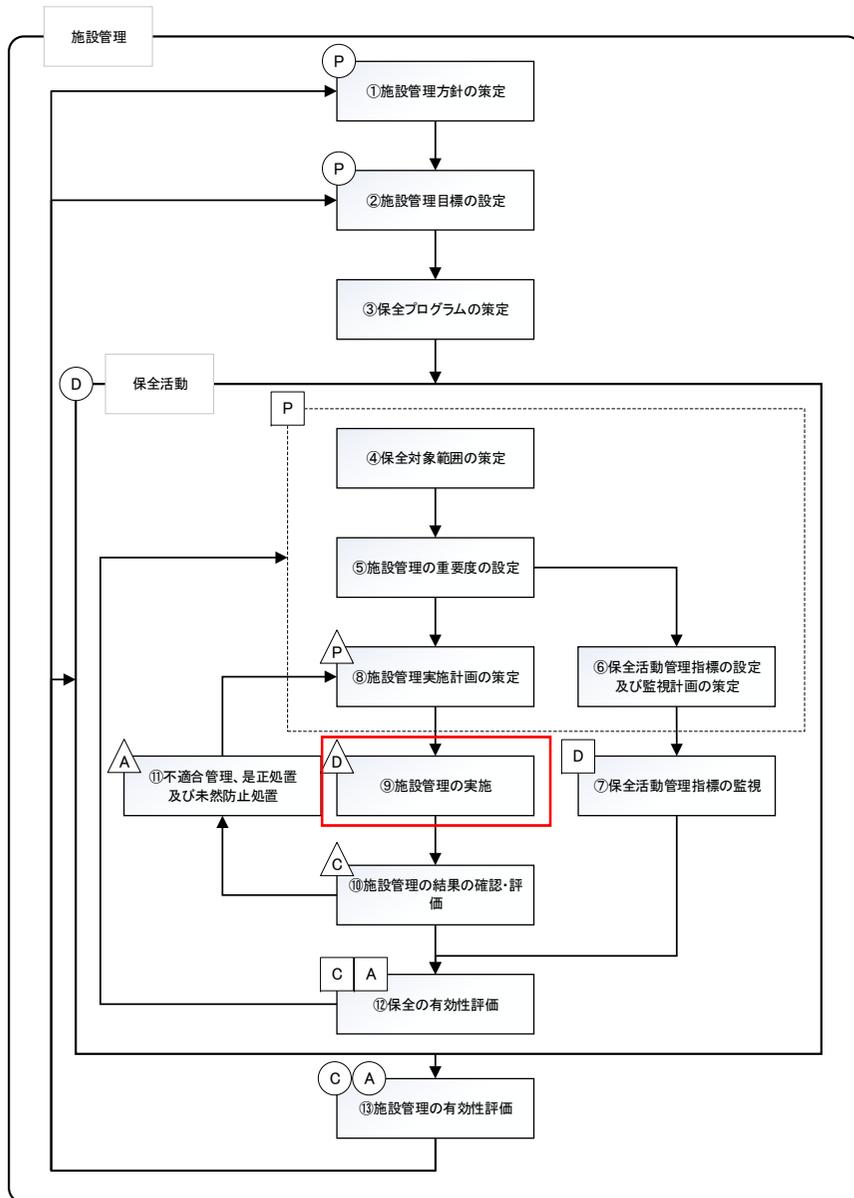


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

(設計及び工事)

項目	内容
実施者	設計及び工事の計画に従い作業を実施する者
方法	施設管理実施計画に従い、設計及び工事を以下のとおり実施する。 設計が必要な際には、設計管理に従い設計を実施した後、工事を実施する。 工事実施にあたっては作業要領書を定め、作業のステップ毎にチェックシートにチェックをしながら実施する。 また、作業の結果について作業報告書としてまとめる。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 7 施設管理の実施 【廃棄物管理施設】 第23条 7 施設管理の実施

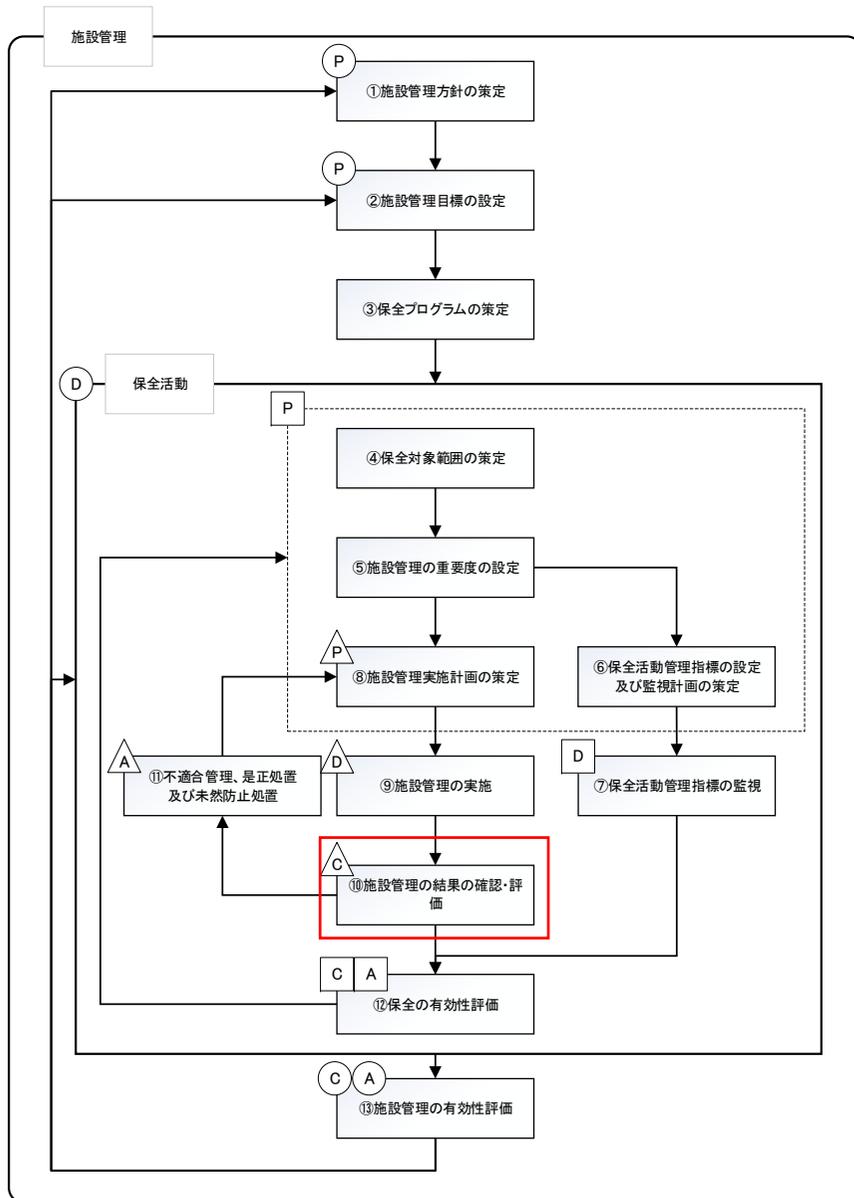


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

(巡視)

項目	内容
実施者	統括当直長、貯蔵管理課長、保修担当課長
方法	社内標準類に基づき、保全対象範囲に対して定期的に巡視を実施する。 なお、統括当直長及び貯蔵管理課長による巡視は1日1回以上、保全員による巡視は設備の要求、機能等に応じ定期的実施する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 7 施設管理の実施 【廃棄物管理施設】 第23条 7 施設管理の実施

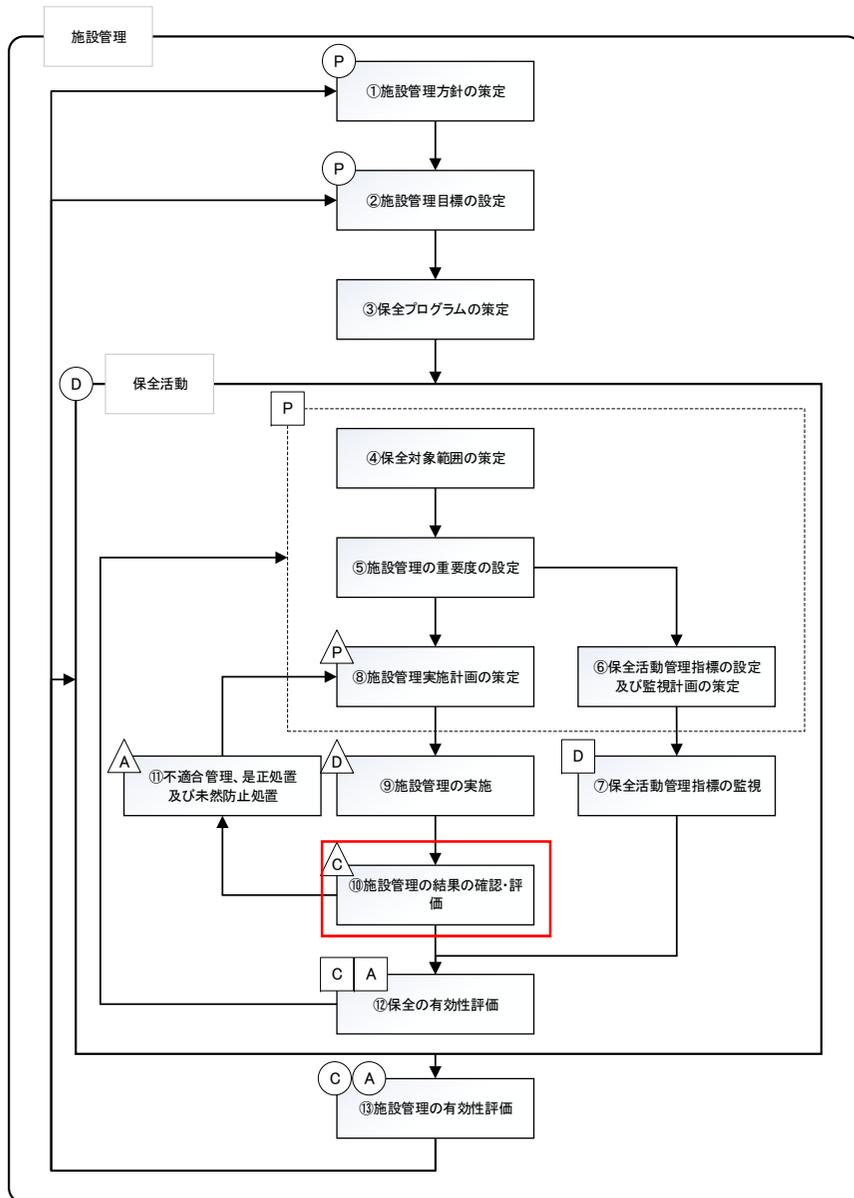


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

⑩施設管理の結果の確認・評価
(自主検査等)

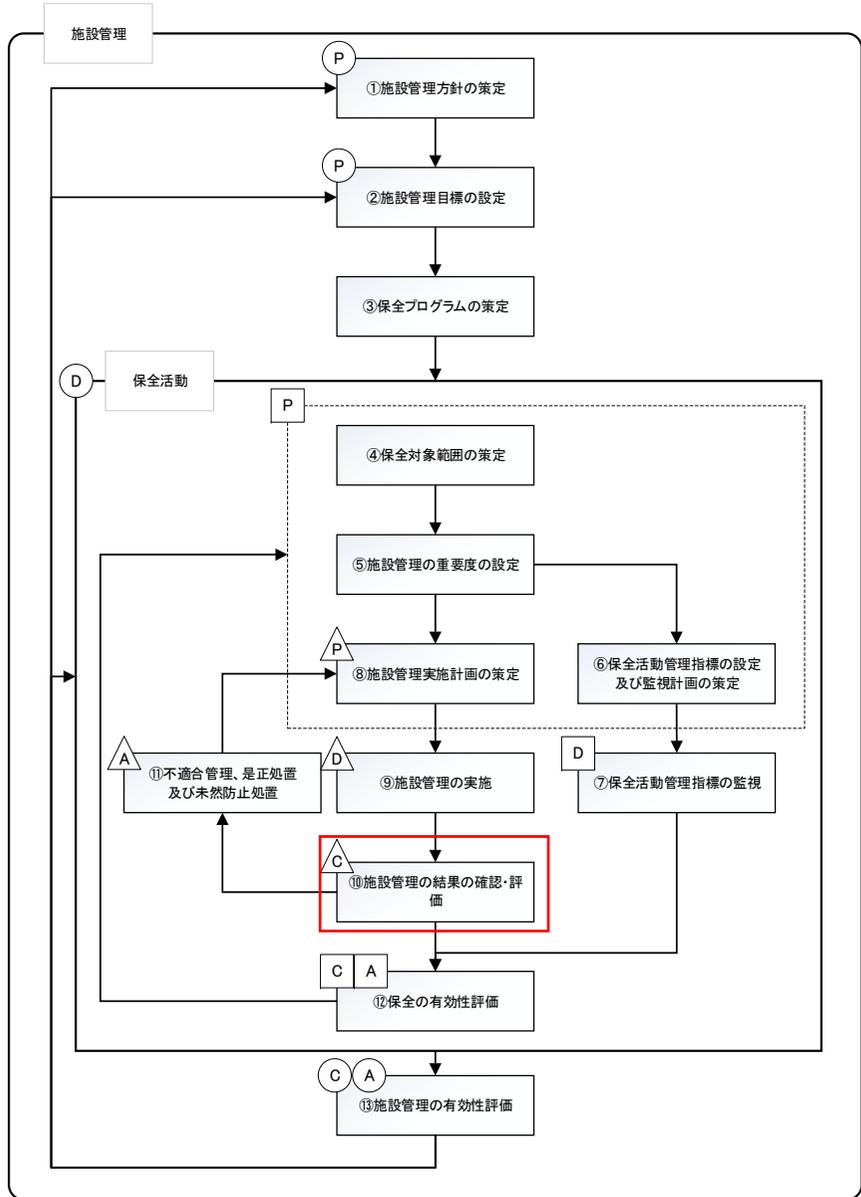
項目	内容
実施者	点検計画に従い作業を実施する者
方法	施設管理実施計画に基づく作業の実施後、対象設備が要求事項を満足していることを自主検査等にて確認する。 実施にあたっては、確認方法や手順等を要領書に定め実施する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 8 施設管理の結果の確認・評価 【廃棄物管理施設】 第23条 8 施設管理の結果の確認・評価



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
 図-1 施設管理の基本フロー

(使用前事業者検査)

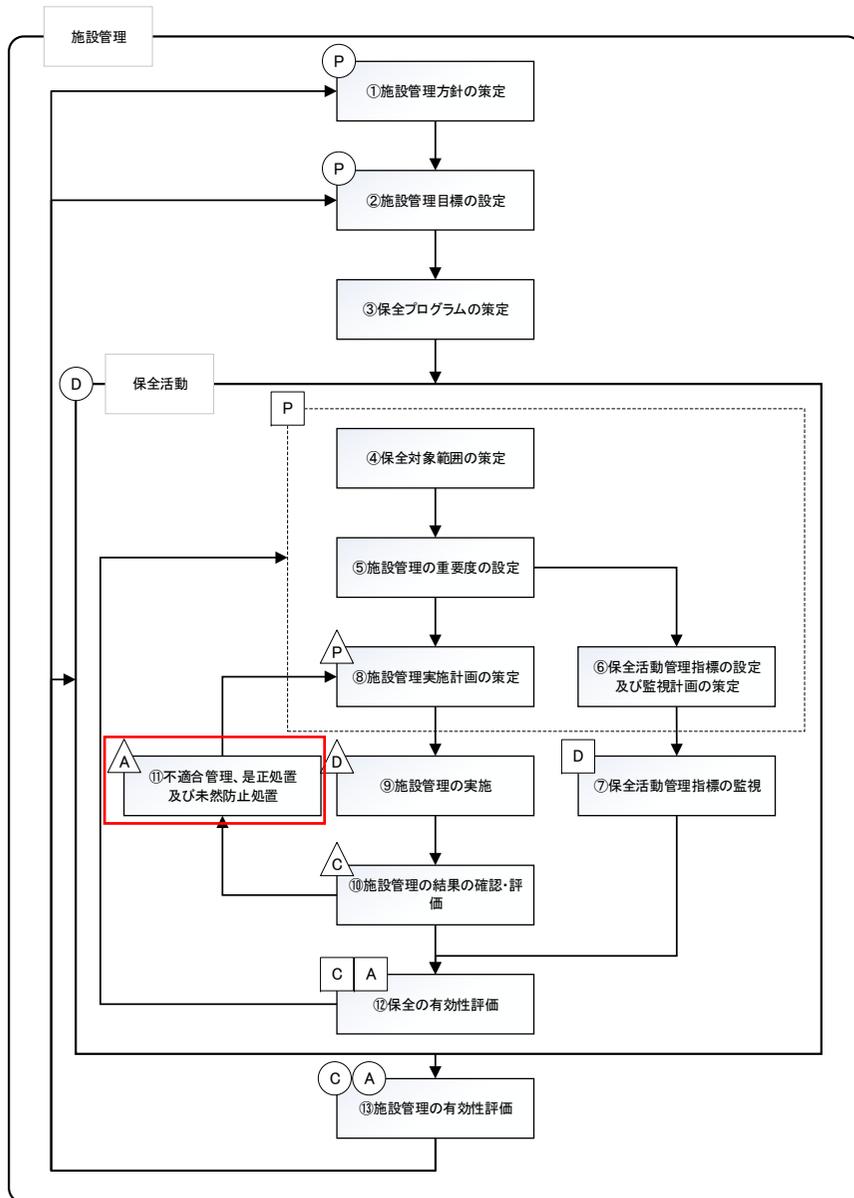
項目	内容
実施者	検査実施責任者、検査員
方法	<p>施設管理実施計画に基づき、設備の設置または変更の工事において、対象設備が技術基準規則(設工認に記載された要求事項)を満足していることを検査にて確認するための要領を作成し結果を検査成績書として残す。</p> <p>(使用前事業者検査の主な流れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施責任者の指名 ・検査要領書の制定 ・検査員等の指名 ・検査体制の確立 ・検査スケジュールの作成 ・検査の事前準備 ・検査の実施 ・検査の判定 ・検査成績書の作成 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 8 施設管理の結果の確認・評価 第77条 使用前事業者検査の実施</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 8 施設管理の結果の確認・評価 第26条 使用前事業者検査の実施</p>



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。
図-1 施設管理の基本フロー

(定期事業者検査)

項目	内容
実施者	検査実施責任者、検査員
方法	<p>施設管理実施計画に基づき、保全対象範囲の施設が技術基準規則に適合していることを定期的に検査にて確認するための要領を作成し結果を検査成績書として残す。</p> <p>(定期事業者検査の主な流れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施責任者の指名 ・検査要領書の制定 ・検査員等の指名 ・検査体制の確立 ・検査スケジュールの作成 ・検査の事前準備 ・検査の実施 ・検査の判定 ・検査成績書の作成 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】</p> <p>第74条 8 施設管理の結果の確認・評価 第78条 定期事業者検査の実施</p> <p>【廃棄物管理施設】</p> <p>第23条 8 施設管理の結果の確認・評価 第27条 定期事業者検査の実施</p>

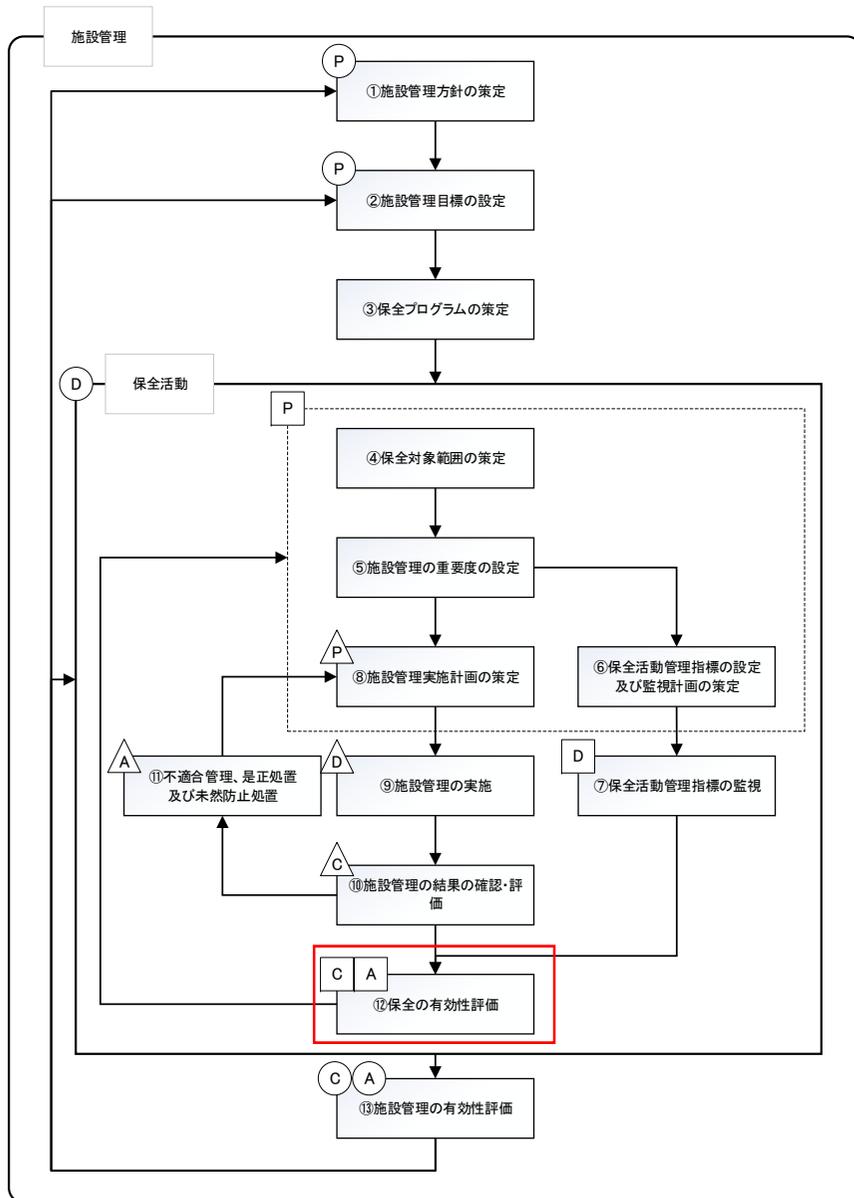


○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

⑪不適合管理、是正処置及び未然防止処置

項目	内容
実施者	パフォーマンス改善推進者 (PICo) から指名された部署の長
方法	コンディションレポート (CR) として登録された不適合管理、是正処置、未然防止処置 (以下「不適合等」という) に係る情報を、PICo が仕分けし、適切な部署へ処置を指示する。 指示された部署は、指示内容に従い、帳票にて、管理レベルに応じた処理計画を立案し、管理レベルに応じた承認者による承認を得た上で、不適合等を処理する。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 【廃棄物管理施設】 第23条 9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

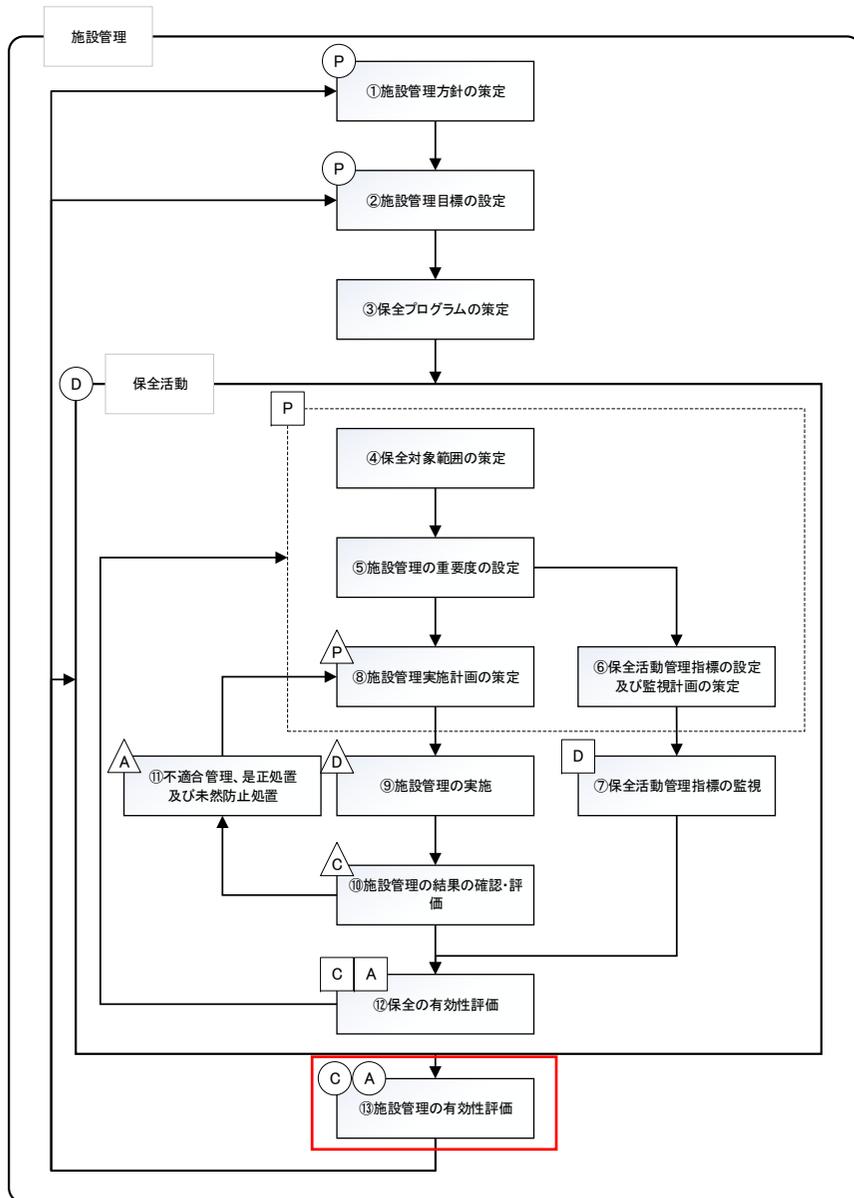
図-1 施設管理の基本フロー

⑫保全の有効性評価

項目	内容
実施者	保全技術課長及び保修担当課長
方法	以下に示す入力情報から、保全が有効に働いているかを評価し、保全が有効に機能していることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保全活動管理指標監視結果 ・点検結果 ・経年劣化に関する技術的な評価結果 ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ ・リスク情報、科学的知見 保全が有効でない場合は、計画に反映し継続的な改善につなげる。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 10 保全の有効性評価 【廃棄物管理施設】 第23条 10 保全の有効性評価

⑬施設管理の有効性評価

項目	内容
実施者	再処理事業部長
方法	施設管理を実施した者に保全の有効性結果や施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、保全企画部長及び品質保証部長に報告させた情報から施設管理が有効に働いているかを評価させ必要に応じて是正処置を検討させる。評価した結果については、マネジメントレビューに諮る。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 11 施設管理の有効性評価 【廃棄物管理施設】 第23条 11 施設管理の有効性評価



○□△: JEAC4209-2016 MC-4「保守管理」の【解説4】に示す3つのPDCAサイクルに相当する。

図-1 施設管理の基本フロー

⑭構成管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する者
方法	<p>構成管理については、①から⑤により、設計要件、施設構成情報及び物理的構成（以下、「各要素」という。）の均衡を保つ。</p> <p>①設計管理において、設計要件と施設構成情報との検証を設計の検証にて行う。</p> <p>②工事において、施設構成情報に基づき、施工がなされていることを試験（性能試験、据付外観確認等）によって確認する。</p> <p>③使用前事業者検査等により設計要件を満足していることを確認する。</p> <p>④日々の施設管理において、設計管理または工事にて設定した余裕が維持されていることを確認する。</p> <p>⑤各要素の均衡が崩れていることまたは設定した余裕が維持されていないことを確認した場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第74条 12 構成管理</p> <p>【廃棄物管理施設】 第23条 12 構成管理</p>

⑮設計管理

項目	内容
実施者	設計主管課
方法	<p>再処理施設及び廃棄物管理施設に必要な要求事項を整理したうえで社内標準類に従い設計のインプットから妥当性確認までのプロセスの全体像、責任と権限及びインターフェイスを含めて、「設計の計画」を策定する。</p> <p>※設計の計画とは設計の計画時に、設計へのインプット・アウトプット、設計レビュー、設計の検証、設計の妥当性確認、実施体制、責任、設計スケジュール等について明確にする計画書である。</p> <p>また、設計からのアウトプットが、設計へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、設計の計画で計画されたとおり、発注仕様書、設計図書及び技術検討書等の社内設計の結果として信頼性の高い図書について、チェックシートを用いて設計の検証を実施する。</p> <p>結果として得られる施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするため、設計の計画で計画した方法に従って、設計の妥当性確認を実施する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第5条 7.3 設計開発 第75条 設計管理</p> <p>【廃棄物管理施設】 第3条の4 7.3 設計開発 第24条 設計管理</p>

⑩作業管理

項目	内容
実施者	施設管理を実施する部署
方法	<p>施設管理実施計画に基づき実施する作業について以下に示す作業全般の管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 ・供用中の施設に対する悪影響の防止 ・使用開始後の管理上重要な初期データの採取 ・作業工程の管理 ・使用開始までの作業対象設備の管理 ・作業における放射性廃棄物管理 ・作業における放射線管理 <p>また、以下の状況等を踏まえて必要に応じ見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理、是正処置及び未然防止処置
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第76条 作業管理</p> <p>【廃棄物管理施設】 第25条 作業管理</p>

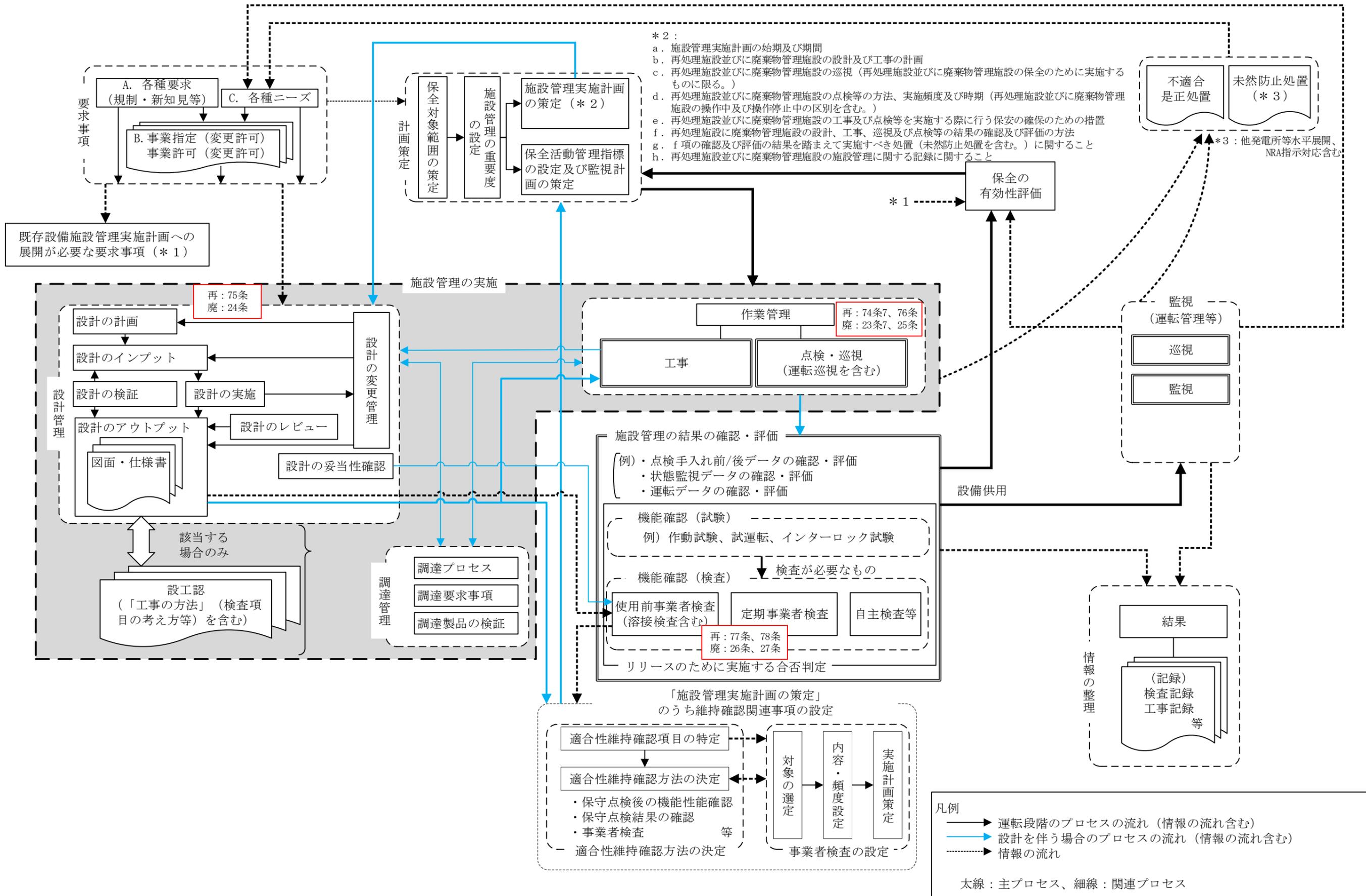
⑰情報共有

項目	内容
実施者	施設管理を実施した者
方法	点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報や調達において取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報について、他の再処理事業者(日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)及び廃棄物管理事業者(日本原子力研究開発機構 大洗研究所)と、会議を開催する等により技術情報を共有し品質マネジメントシステム計画に基づき、未然防止処置等の必要な措置を講じる。
保安規定 該当箇所	【再処理施設】 第74条 13 情報共有 【廃棄物管理施設】 第23条 13 情報共有

⑱経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針

項目	内容
実施者	保全技術課長及び各職位
方法	<p>保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成する。その後、10 年を超えない期間ごとに再評価の実施計画を作成する。</p> <p>各職位は、実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>各職位は、評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>保全技術課長は、評価の結果(技術評価書)を作成するとともに、有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定する。</p>
保安規定 該当箇所	<p>【再処理施設】 第79条 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p> <p>【廃棄物管理施設】 第28条 廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</p>

施設管理の概要図(再処理施設/廃棄物管理施設)



放射線管理等について

再処理施設、廃棄物管理施設、
加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮)及び廃棄物埋設施設における「放射線管理等」の基本的な考え方及び保安規定審査基準への適合について、説明するものである。

2. 保安規定記載について

2.1 ALARA の考え方

(再処理規則第17条第1項第9号、第12号、廃棄物管理規則第34条第1項第9号、第11号、加工規則第8条第1項第9号、第12号、第二種埋設規則第20条第1項第9号、第13号)

当社各事業に係る事業許可申請書(再処理施設においては事業指定申請書。以下、本資料では、事業許可申請書には事業指定申請書を含む。)におけるALARAに関連する記載を別表-1に示す。

ALARAは個別の保安活動に紐づくものではなく、各保安活動が総合的に相まって実現されるものであることから、現状は、一部の事業における保安規定では(基本方針)として、若しくはそれぞれの保安規定の(作業に伴う放射線管理)に作業に伴う被ばく低減の管理方法を具体的に記載しているが、事業許可申請書での記載との関連性および審査基準への適合性を考慮し、各事業の保安規定の「放射性廃棄物管理」及び「放射線管理」の章にALARAに関する基本方針を記載することとする。

なお、ALARAは「放射性廃棄物管理」及び「放射線管理」の各条文の保安活動が総合的に相まって実現されるものと考えているため、両章の冒頭に基本方針を記載し、(作業に伴う放射線管理)の条項にALARAに係る保安活動(作業者の受ける線量を低くするよう放射線防護措置を含む作業方法(計画)を策定すること)を記載する。

また、各施設における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理については、放出する放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる限り低くするように施設した設備を適切に使用し、処理した放射性気体/液体廃棄物中の放射性物質が放出管理目標値を満足することを確認している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。赤字は今回の変更申請における変更箇所を示す。)

第6章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る基本方針)

第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出

による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(海洋への放出)

第 86 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。
- (2) 放射性物質の放出量が別表 39 に定める放出管理目標値を超えないようにする。
- (3) (省略)

(大気への放出)

第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

- (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。
- (2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。

(第2項以下省略)

第7章 放射線管理

(放射線管理に係る基本方針)

第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(作業に伴う放射線管理)

第99条 統括当直長及び各課長は、第91 条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第93 条第1 項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93 条第1 項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。

2.2. 排気監視設備及び海洋放出監視設備、排水監視設備

(再処理規則第17条第1項第8号、廃棄物管理規則第34条第1項第8号、加工規則第8条第1項第8号、第二種埋設規則第20条第1項第8号)

放出管理に係る設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、保安規定の「放射性廃棄物管理」の章に測定項目、計測器種類、測定頻度等を記載し、設備の管理については、保安規定の「放射線管理」の章に記載している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

(海洋への放出)

第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(3) (省略)

2 放射線管理課長は、別表40に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

(大気への放出)

第88条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表41に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。

(1)～(2) (省略)

2 放射線管理課長は、別表41に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。

3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。

第7章 放射線管理

(放射線測定器類の管理)

第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。

2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。

2.3 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法

(再処理規則第17条第1項第10号、廃棄物管理規則第34条第1項第10号、加工規則第8条第1項第10号、第二種埋設規則第20条第1項第11号)

放射線測定器(放出管理用計測器、放射線計測器類)の管理は、各事業の保安規定の「放射線管理」の章に明記している。

使用方法については、保安規定の「放射線管理」の章に場所、測定項目、測定頻度等を記載することで測定の方法を明示している。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

<p>第7章 放射線管理 (放射線測定器類の管理) 第 102 条(前記に同じ)</p>
<p>第6章 放射性廃棄物管理 (海洋への放出) 第 86 条(前記に同じ)</p> <p>(大気への放出) 第 88 条(前記に同じ)</p> <p>第7章 放射線管理 (管理区域への出入管理) 第 95 条(省略) 2～5(省略)</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。 (1)～(3) (省略) (4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、<u>身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。</u></p> <p>7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表 49 に定める値を超えないような措置を講じる。</p>

(線量当量等の測定)

第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。

ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。

2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。

(環境監視)

第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。

2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。

3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第 1 項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。

2.4. 放射性廃棄物の廃棄(環境放射線モニタリング)

(再処理規則第 17 条第 1 項第 12 号、第 13 号、廃棄物管理規則第 34 条第 1 項第 11 号、加工規則第 8 条第 1 項第 12 号、第二種埋設規則第 20 条第 1 項第 13 号)

周辺環境への放射性物質の影響を確認するための環境放射線モニタリングについては、保安規定の「放射線管理」の章に記載している。

なお、廃棄物管理施設は、事業許可申請書に記載する周辺監視区域境界付近における放射線監視を保安規定に記載しており、事業許可申請書に周辺監視区域境界外における放射線監視の記載はないことから廃棄物管理施設の保安規定に環境放射線モニタリングは規定しない。

(以下に再処理施設保安規定の記載例を例示し、別表-2にそれぞれの施設の保安規定の記載を示す。)

(環境監視)

第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。

2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第

86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。

- 3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。

別表-1 ALARA に関する従来に記載

許認可図書	ALARA に関する記載箇所			
	再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
事業許可申請書	<p>本文 四、A. ロ. (6) その他主要な構造</p> <p>添付書類六 7. 放射性廃棄物の廃棄施設 7.1 概要 他</p> <p>添付書類七 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 2. 再処理施設の放射線管理 2.2.7 作業管理 3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 4. 放射性廃棄物処理 4.1放射性廃棄物の廃棄に関する基本的考え方</p>	<p>本文 四、A. ロ. 廃棄物管理施設の一般構造</p> <p>添付書類五 8. 運転保守 8.5 放射性廃棄物管理 8.6 放射線管理</p> <p>添付書類六 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 2. 施設の放射線管理 2.2.7 作業管理 3. 周辺監視区域境界の放射線監視</p>	<p>本文 一、イ(イ)放射線防護に関する基本方針</p> <p>添付書類六 イ 放射線防護に関する基本方針 ハ 施設放射線管理 (ニ) 作業管理 ニ 周辺監視区域の管理 (イ)周辺監視区域の設定及び管理 (2) 周辺監視区域の管理 ト 放射性廃棄物管理 (イ)放射性気体廃棄物 (ロ)放射性液体廃棄物</p>	<p>本文 四 ロ. (2) その他の主要な構造</p> <p>添付書類五 イ 安全設計の方針 (1) 基本方針 (3) 放射線防護等 (i) 放射線防護 (ii) 管理区域内の管理 (iii) 液体廃棄物の放出管理 (iv) 放射線監視</p> <p>添付書類六 イ 放射線管理 (1) 放射線管理の基本方針 ニ 線量当量評価 (2) 基本的考え方</p>

別表-2 保安規定条文(案) ;今回申請における変更箇所を赤字で示す。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
(記載なし)	<p>第1章 総則</p> <p>(基本方針) 第2条の2 廃棄物管理施設の保安に係る運用は、安全文化を基礎とし、ALARAの精神(一般公衆及び従事者の線量を合理的に達成できる限り低い水準に保つ)にのっとり、核燃料物質等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p>	(記載なし)	(削除)
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第81条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第36条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
<p>(海洋への放出) 第86条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性液体廃棄物を放出する場合は、海洋放出管の海洋放出口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表39に定める放出管理目標値を超えないようにする。 (3) 第1放出前貯槽及び第2放出前貯槽から同時に放出しない。</p>	(該当なし)	<p>(放射性液体廃棄物) 第47条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、平成27年原子力規制委員会告示第8号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)(以下「線量告示」という。)第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度が別表17に</p>	<p>(放射性液体廃棄物) 第39条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、放射性液体廃棄物として管理する。 (1) 埋設施設の汚染のおそれのない区域以外の管理区域から発生する液体 (2) 排水・監視設備から排水される液体(第31条第3項に該当する場合) 2 運営課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における水中の濃度</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
<p>2 放射線管理課長は、別表 40 に基づき放出する放射性液体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>		<p>定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物の年間廃水量が別表 18 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(5) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。</p>	<p>限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理課長は、廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>
<p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表8に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表9に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。</p> <p>(2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第8条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。</p> <p>(4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。</p> <p>ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 40 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。</p> <p>2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設
		<p>は、加工施設外で測定することができる。</p> <p>(5) 廃棄物管理課長は、別表 20 に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p>	<p>4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。</p>
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 31 条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第8章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>第 8 章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 41 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 95 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 36 条 管理区域へ立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 :放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各職位は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線安全課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各職位は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線安全課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線安全課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行うとともに、放射線管理課長に通知する。</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 58 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業ごとに管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を得る。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し一時立入者の指定を行う。</p> <p>4 放射線管理課長は、第 2 項及び第 3 項による指定及び立入承認を得た者以外の者</p>	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第 46 条 管理区域に立ち入る者の区分は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により一時的に管理区域に立ち入る者</p> <p>2 放射線業務従事者については、次の各号に従って指定及び立入承認を行う。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の指定を行う。</p> <p>(2) 各課長は、作業毎に管理区域への立入承認を行い、放射線管理課長に通知し確認を受ける。</p> <p>3 一時立入者については、次の各号に従って、立入承認及び指定を行う。</p> <p>(1) 各課長は、一時的に管理区域に立ち入る者について立入承認を行い、放射線管理課長に通知する。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、立入承認を確認し、一時立入者の指定を行う。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物理設施設
<p>4 放射線安全課長は、第2項及び前項による指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由する。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用する。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用する。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 管理区域内で汚染のおそれのない区域以外の区域から汚染のおそれのない区域に移動する場合及び汚染のおそれのない区域以外の管理区域から管理区域外に退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認する。</p> <p>7 放射線安全課長は、前項の退出又は移動に当たって、退出又は移動する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表49に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>4 放射線安全課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線安全課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線安全課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線安全課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線安全課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線安全課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような措置を講じる。</p>	<p>を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 所定の管理区域出入口を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号の一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度の検査をすること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出に<u>当たって</u>、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表22に定める値を超えないような措置を講じる。 なお、被服に汚染があった場合は、第43条第2項に基づき、廃棄物前処理室へ搬出し、廃棄物管理課長へ引渡す。</p>	<p>4 放射線管理課長は、前二項に定める指定及び立入承認を受けた者以外の者を管理区域に立ち入らせない。</p> <p>5 放射線管理課長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じる。</p> <p>6 放射線管理課長は、管理区域に立ち入る者に対して、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 管理区域出入管理室を経由すること。 ただし、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。 ただし、第1項第2号に定める一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、放射線管理課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理区域用被服又は放射線管理課長が認めた被服を着用すること。 ただし、汚染のおそれのない区域のみに立ち入る場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 汚染のおそれのない区域以外の管理区域から退出する場合は、身体及び身体に着用している物について表面密度を確認すること。</p> <p>7 放射線管理課長は、汚染のおそれのない区域以外の管理区域からの退出にあたって、退出する者の身体及び身体に着用している物の表面密度が別表12に定める値を超えないような措置を講じる。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物理施設
<p>(作業に伴う放射線管理) 第99条 統括当直長及び各課長は、第91条に定める通常人の立入りを禁止する区域若しくは第93条第1項各号に定める区域において作業を行う場合又は作業によって第93条第1項各号に定める場所が生じるおそれがある場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第39条 各課長等は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線安全課長の承認を得る。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第62条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 なお、各課長は放射線管理課長の承認後、作業を行うに当たり、作業訓練を行う。 (以下略)</p>	<p>(作業に伴う放射線管理) 第49条 各課長は、管理区域内で作業を行う場合は、作業者の受ける線量を低くするため、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線防護上の措置について放射線管理課長の承認を得る。 (以下略)</p>
<p>(放射線測定器類の管理) 第102条 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線施設課長は、別表47に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第42条 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線施設課長は、別表17に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第66条 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長、機械保全課長及び電気計装保全課長は、別表28に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理) 第52条 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類を年1回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び運営課長は、別表16に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物物理施設
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>(環境監視)</p> <p>第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第 1 項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 65 条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表 27 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 51 条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表 17 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p>

【再処理施設保安規定】

別表 40 放射性液体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度(第 86 条関係)

測定項目	測定頻度	海洋放出監視設備
H-3 I-129 I-131* その他核種 アルファ線を放出する核種* アルファ線を放出しない核種	放出の都度	放射能測定器
Pu(α), Pu-241, Am(α)及びCm(α)*	原則として1回/月	
Co-60, Ru-106/Rh-106, Cs-134, Cs-137/Ba-137m, Ce-144/Pr-144m,Pr-144 及びEu-154*	放出の都度	
Sr-90/Y-90*	原則として1回/3月	

* :使用済燃料の受入れ及び貯蔵に伴い発生する放射性液体廃棄物のみを放出する場合は除く。

別表 41 放射性気体廃棄物に係る測定項目及び測定頻度(第 88 条関係)

排気筒等	測定項目	測定頻度	排気監視設備
主排気筒	Kr-85	連 続	主排気筒ガス モニタ
	H-3, C-14, I-129, I-131 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
	Pu(α)	原則として1回/月	放射能測定器
	Ru-106/Rh-106 及びCs-137/ Ba-137m	原則として1回/週	
	Sr-90/Y-90	原則として1回/3月	
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒	Kr-85	連 続	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ
	H-3, I-129 その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
使用済燃料輸送容器管理建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
低レベル廃棄物処理建屋換気筒	H-3 その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
ハル・エンドピース及び第1ガラス固化体貯蔵建屋換気筒	その他核種 アルファ線を放出する核種 アルファ線を放出しない核種	原則として1回/週	放射能測定器
冷却空気出口シャフトの排気口	放射性アルゴン	原則として1回/週	冷却空気出口シャフトモニタ

別表 46 管理区域における線量当量等の測定(第 101 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1, *2	毎日操作中1回
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*3	1回/週
	・表面密度*3	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2:エリアモニタにおいて測定する項目

*3:汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 47 放射線測定器類(第 102 条関係)

放射線測定器類	数量
放射線管理用固定式モニタ*	
・ガンマ線エリアモニタ	130 台
・ベータ線ダストモニタ	44 台
・アルファ線ダストモニタ	46 台
・中性子線エリアモニタ	39 台
・臨界警報装置	9 式
・主排気筒ガスモニタ	2 系列
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2 系列
・冷却空気出口シャフトモニタ	2 台
・排水モニタ	3 台
エアスニファ	631 台
放射線サーベイ機器	
・ガンマ線用サーベイメータ	20 台
・中性子線用サーベイメータ	11 台
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16 台
・ダストサンプラ	16 台
・ガスモニタ	1 台
・ダストモニタ	1 台
放射能測定器	6 台
退出モニタ	6 台
ホールボディカウンタ	1 台
環境モニタリング設備	
・モニタリングポスト*	9 式
・ダストモニタ	9 台

*:警報装置の作動の確認を含む。

別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 103 条関係)

測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*1		
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量当量*2	積算線量当量	γ線	1回/週
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	連続
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率	γ線	連続
	・外部放射線に係る線量	積算線量	γ線	1回/3月
	・空気中の放射性物質の濃度	気体状 β放射能濃度	放射性希ガス (主に ⁸⁵ Kr)	連続
	・空気中の放射性物質の濃度	ヨウ素	¹³¹ I	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度	大気中湿分	³ H	1回/月
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	全α放射能、 全β放射能	1回/週
	・空気中の放射性粒子濃度	浮遊じん	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/3月
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水	³ H, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁷ Cs, Pu(α)	1回/3月
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹²⁹ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	1回/年
		湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm	
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	1回/年
		根菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
		葉菜	¹⁰⁶ Ru, Pu(α)	
	・畜産物中の放射性物質の濃度	牛乳	¹⁰⁶ Ru	1回/3月
	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹⁰⁶ Ru, ¹³⁴ Cs, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁴ Ce, ¹⁵⁴ Eu, Pu(α)	1回/3月

・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	^{60}Co , ^{90}Sr , ^{134}Cs , ^{137}Cs , ^{144}Ce , ^{154}Eu , $\text{Pu}(\alpha)$, ^{241}Am , ^{244}Cm	1回/6月
・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	^3H , ^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	1回/3月
	貝類	^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
	海藻類	^{106}Ru , $\text{Pu}(\alpha)$	
・漁網の線量率	漁網	γ 線量率 β 線量率	1回/3月

*1:測定地点を別図6に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第 89 条の規定に定め、実施するものとする。

*2:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

【廃棄物管理施設保安規定】

別表9 放射性気体廃棄物の測定項目及び測定頻度(第31条関係)

測定項目	測定頻度
ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性セシウム、放射性ルテニウム)	原則として1回/週 確認測定1回/3月
冷却空気出口シャフトの排気口における排気中の放射性物質の濃度 (放射性アルゴン)	原則として1回/週

別表10 放出管理用計測器の種類等(第31条関係)

区分	種類	設置場所
放射性気体 廃棄物管理用	ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ	北換気筒管理建屋
	冷却空気出口シャフトモニタ	ガラス固化体貯蔵建屋 ガラス固化体貯蔵建屋B棟
	放射能測定器	ガラス固化体受入れ建屋

別表15 管理区域における線量当量等の測定(第41条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1	毎日操作中1回
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週
	・空気中の放射性物質の濃度*2	1回/週
	・表面密度*2	1回/週
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週

*1:線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。

*2:汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。

別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定(第 41 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量	1 回／月
	・外部放射線に係る線量当量*	1 回／週
	・空気中の放射性粒子濃度	1 回／週

*:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

別表 17 放射線測定器類(第 42 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・放射線管理用固定式モニタ		放射線施設課長
・ガンマ線エリアモニタ*	9台	
・ベータ線ダストモニタ	1台	
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*		
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台 2台	
・エアスニファ	21台	
・放射線サーベイ機器		
・ガンマ線用サーベイメータ	4台	
・中性子線用サーベイメータ	2台	
・アルファ線用サーベイメータ	3台	
・ベータ線用サーベイメータ	3台	
・ダストサンプラ	1台	
・放射能測定器	2台	
・退出モニタ	2台	
・ホールボディカウンタ	1台	
・環境モニタリング設備		
・ダストサンプラ	2台	
・放射能測定器	1台	
・積算線量計用測定装置	1台	

*:警報装置の作動の確認を含む。

【加工施設保安規定(ウラン濃縮)】

別表 20 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 47、51 条関係)

測定項目	測定頻度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度(全 α)	放出の都度
処理水ピットにおける廃水中の放射性物質濃度(U)	精密測定 1 回/3 月
排気口における排気中の放射性物質濃度(全 α)	原則として 1 回/週
排気口における排気中の放射性物質濃度(U)	精密測定 1 回/3 月

別表 21 放出管理用計測器の種類等(第 47、51 条関係)

区 分	種 類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ	ウラン濃縮建屋
	放射能測定装置*	

* :放射性液体廃棄物放出管理用と共用

別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定(第 65 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長
	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	
	・空気中の放射性物質の濃度	1回/週	
	・表面密度	1回/週	
管理区域(汚染のおそれのない区域)	・外部放射線に係る線量当量*1 ・外部放射線に係る線量当量率	1回/週 1回/週	放射線管理課長
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・空間放射線量率 ・風向、風速、降雨量、大気温度、日射量、放射収支量	1回/週 1回/3月 連続*2 連続*2	
周辺監視区域外	・土壌中の放射性物質の濃度 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 ・空気中の放射性物質の濃度	1回/3月	

*1:線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。

*2:点検等による機器の停止時を除く。

別表 28 放射線測定器類(第 66 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・ダストサンプラ ・可搬式 HF 検知警報装置 ・退出モニタ ・放射能測定装置 ・積算線量計 ・個人線量計 ・モニタリングポスト ・気象観測機器*1	6台 10台 7台 7台 1台 3台 1式 1式 3式 1式	放射線管理課長
・エアスニッフア	採取口 65	機械保全課長及び電気計装保全課長*2
・排気用 HF モニタ	2台	電気計装保全課長

*1:風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計

*2:機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

【廃棄物埋施設保安規定】

別表 10 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度(第 39 条、第 40 条関係)

測定項目	測定核種	測定頻度
サンプルタンクにおける廃水中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	トリチウム コバルト 60 セシウム 137	1 回／週

別表 11 放出管理用計測器の種類等(第 39 条、第 40 条関係)

区分	種類	設置場所
放射性液体廃棄物放出管理用	放射能測定装置	低レベル廃棄物管理建屋
放射性気体廃棄物放出管理用	排気用モニタ 放射能測定装置*	低レベル廃棄物管理建屋

* :放射性液体廃棄物放出管理用と共用。

別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第 51 条関係)

測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長
管理区域:汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹ ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1 回/週	放射線管理課長
管理区域:汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回/週	
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量* ¹	1 回/週	
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1 回/3 月* ²	

*1:線量の算定については、線量告示第 10 条によるものとする。

*2:3月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日を始期とする各 3 月間

別表 16 放射線測定器類(第 52 条関係)

測定器名	数量	点検責任者
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6 台	放射線管理課長
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4 台	
・ダストサンプラ	2 台	
・放射能測定装置	4 台	
・積算線量計	1 式	
・個人線量計	1 式	
・排気用モニタ	1 台	運営課長
・エリアモニタ	5 台	

核燃料物質等の運搬について

再処理施設、廃棄物管理施設、

加工施設(濃縮)、廃棄物埋設施設

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の変更認可申請(加工施設(MOX)については、認可申請をいう。)を行った再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設(濃縮、MOX)及び廃棄物埋設施設における「核燃料物質等の運搬」の基本的な考え方及び各施設の具体的な施設管理の内容について、説明するものである。

2. 核燃料物質等の運搬に係る検査について

核燃料物質等の運搬においては、要求事項への適合性を検証するために、ホールドポイントを適切に設けて、「自主検査等」※1を実施する。

※1: 要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。(品質管理基準規則の解釈第19条第3項)

(1) 基本的な考え方

核燃料物質等の運搬の主要プロセス・工程を添付-1～添付-3に示す。新検査制度導入後においては、核燃料物質等の運搬に係る業務プロセスを従来どおりQMSにより適切に管理するとともに、原子力安全上の重要度を踏まえ、運搬物に係る要求事項(運搬物に対する技術基準)への適合確認をホールドポイントと位置づけ、自主検査等と整理するとともに、その実施にあたっては、品質管理基準規則第48条第6項に基づき、重要度に応じて信頼性を確保する。

なお、再処理規則第14条第1項、廃棄物管理規則第32条第1項、加工規則第7条の6第1項、もしくは第二種廃棄物埋設規則第18条第1項に基づく措置の実施状況の運搬前の確認は、運搬に係る業務プロセスにおいて保安のために必要な措置が講じられていることを確認する行為であり、自主検査等としない。

(2) 自主検査等の範囲

前項の考え方を踏まえ、自主検査等を具体的に整理した結果を以下に示す。

- ・返還ガラス固化体の事業所外運搬における、炉規法第59条第1項に基づく発送前検査
- ・六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬における、炉規法第59条第1項に基づく発送前検査
- ・事業所外運搬における、外運搬規則適合検査

3. 自主検査等の信頼性確保の考え方

収納物の性状やIAEA規則に定められている収納限度・重要度等を踏まえ、放射線障

害等の公衆へのリスクに応じて、以下のとおり、自主検査等の信頼性を確保する。(添付－4参照)

(1) 独立性確保の考え方

核燃料物質を含む放射線障害等の公衆へのリスクが高い返還ガラス固化体並びに六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬における発送前検査は、組織的独立を確保する。

また、事業所外運搬における、外運搬規則適合検査については、公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保する。

(2) 記録の信頼性確保の考え方

事業所外運搬における発送前検査及び事業所外運搬における外運搬規則適合検査において、立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。

(3) 独立性及び記録の信頼性以外の管理方法の考え方

事業所外運搬における発送前検査においては、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を2次文書等に定める方法で作成する。

また、事業所外運搬における外運搬規則適合検査においては、個別案件ごとに検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により2次文書等に定める方法で実施する。

以上

添付－1 返還ガラス固化体の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

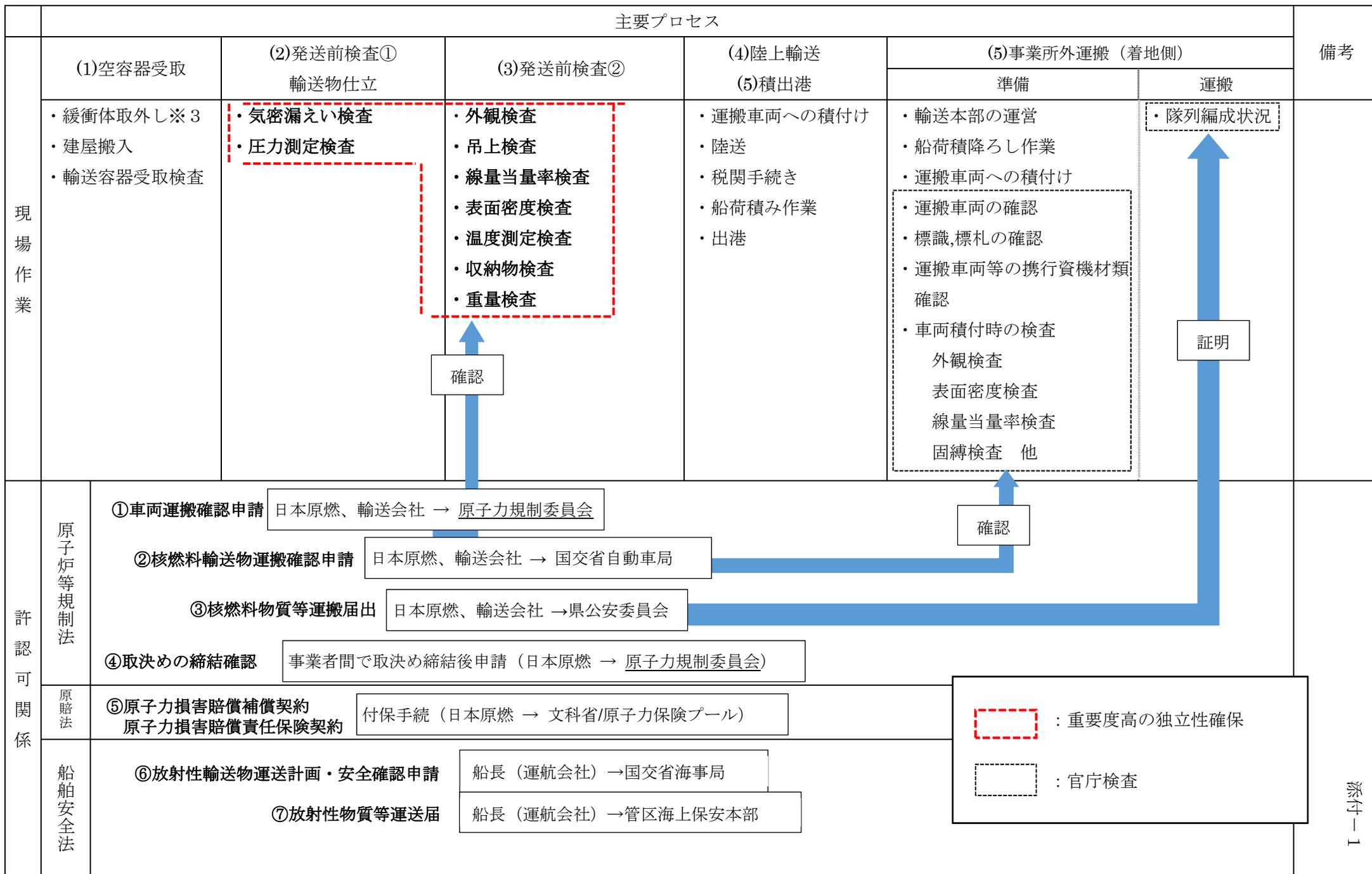
添付－2 六フッ化ウラン(原料ウラン)の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

添付－3 A型、L型、IP型の運搬物の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

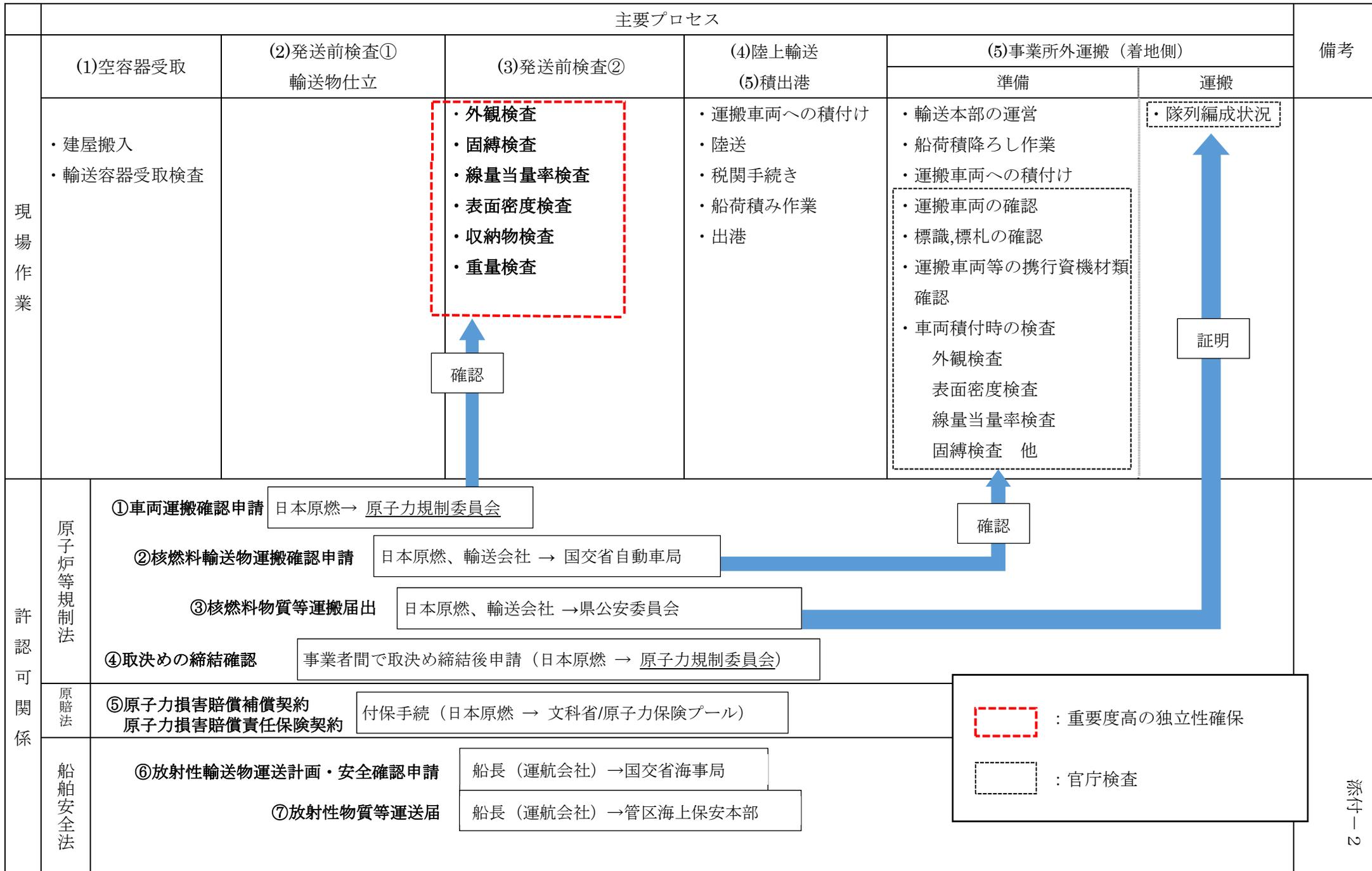
(核燃料物質を封入しているものを除く)

添付－4 核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方

返還ガラス固化体の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例



六フッ化ウラン（原料ウラン）の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例



A型、L型、IP型の運搬物の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているもの除く）

		主要プロセス					備考
現場作業	(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)外運搬規則適合検査	(4)事業所外運搬（発地側）		(5)輸送物の船積※2	備考
				準備	運搬		
	・ 建屋搬入	・ 蓋開 ・ 装荷 ・ 蓋閉め	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> ・ 放射エネルギー確認 ・ 法令に適合した容器への収納 ・ 線量当量率測定 ・ 表面密度測定等 </div>		・ 事業部長承認 ・ 携行資機材類確認 ・ 標識、灯火、固縛状況 ・ 車両積付時の - 外観検査 - 表面密度検査 - 線量当量率検査 他	・ 輸送 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【船積前】 輸送物 - 線量当量率検査 - 表面密度検査 ・ 船積作業 【船積後】 船内 - 線量当量率検査 </div>	※1：必要に応じて実施 ※2：船舶輸送を実施する場合
許可関係	原子炉等規制法 原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約 船舶安全法	外運搬規則 3条～5条 8条～10条	【運搬前確認】 再処理規則 14条第4項 廃棄物管理規則 32条第4項	付保手続（電力→文科省/原子力保険プール）	船長（運航会社）→国交省海事局 船長（運航会社）→管区海上保安本部 危険物積付検査申請 船長（運航会社）→国交省海事局	確認	

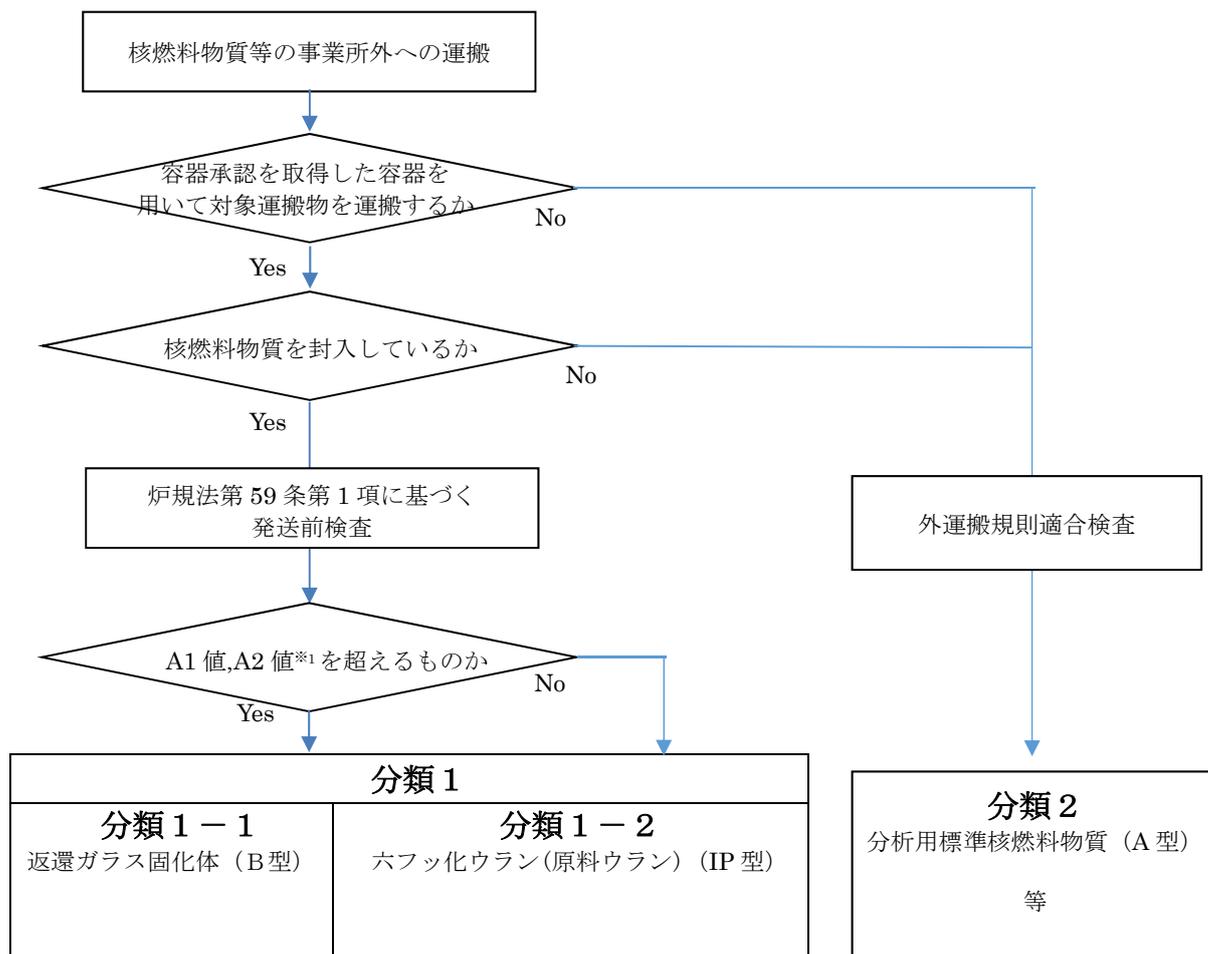
核燃料物質等の事業所内運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているもの除く）

		主要プロセス		備考
現場作業	(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)構内輸送	備考
		・ 建屋搬入	・ 蓋開 ・ 装荷 ・ 蓋閉め	

: 自主検査等
 : 官庁検査

核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方

○事業所外運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類

**分類1：発送前検査**

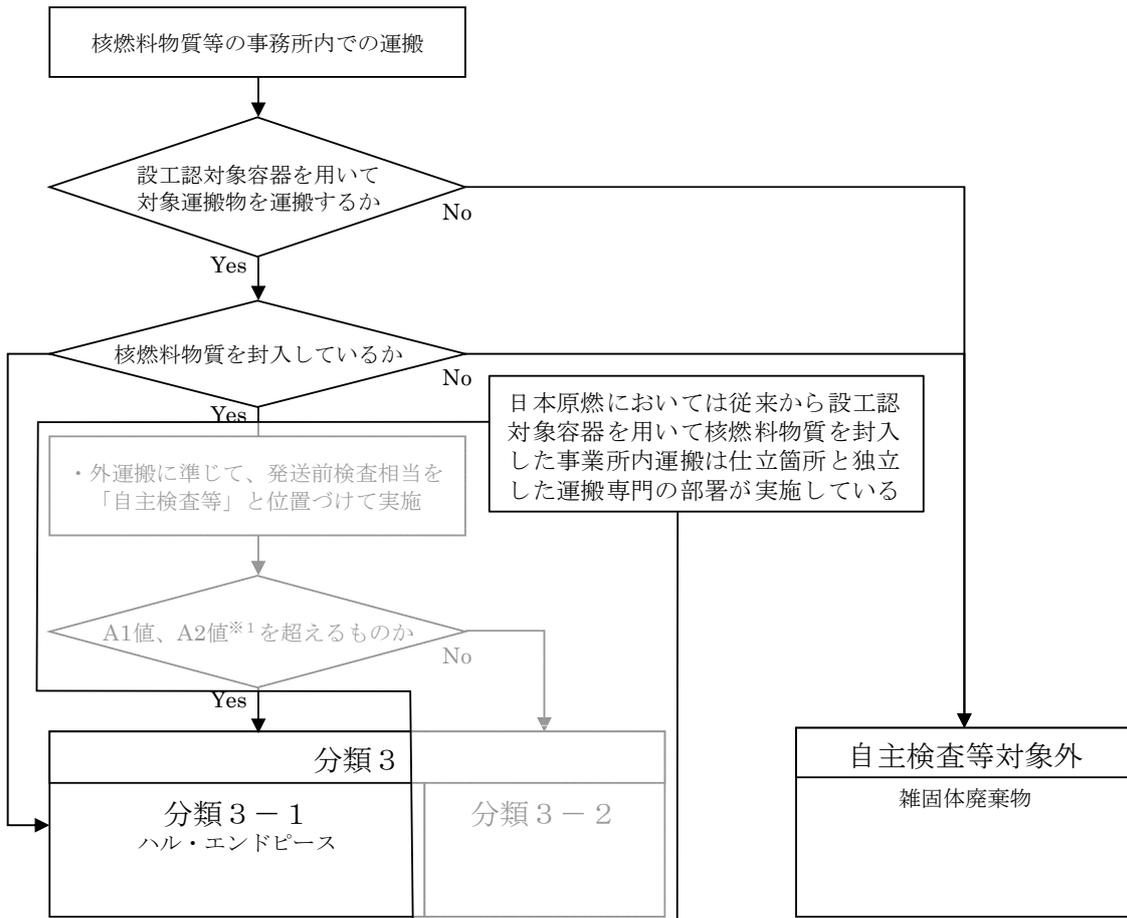
- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、組織的独立を確保。**分類1-1**
放射線障害等の公衆へのリスクが比較的低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保。**分類1-2**
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

分類2：外運搬規則適合検査

- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者からの独立、又は発注者と受注者の関係による独立を確保。
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務(データ採取)の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により2次文書等に定める方法で実施。

※1 A1,A2値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA規則にて定められた収納限度

○事業所内運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類



分類3：発送前検査相当

- ・独立性：公衆への放射線障害リスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、組織的独立を確保。分類3-1
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちにて確認している。
- ・上記以外：外運搬規則に準じて、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

※1 A1,A2 値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA 規則にて定められた収納限度

各施設の保安規定条文（案）

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設（濃縮）	廃棄物埋設施設
<p>第7章 放射線管理 第6節 物品移動の管理</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第105条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第14条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表49に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p><u>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p>	<p>第6節 物品移動の管理</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第44条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第32条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長等は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表18に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p><u>3 各課長等は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第1項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</u></p>	<p>第8章 放射線管理 第5節 物品移動の管理</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p><u>第68条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入して運搬すること。</u> <u>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(3) <u>法令に定める危険物と混載しないこと。</u></p> <p>(4) <u>運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。</u></p> <p>(5) <u>車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。</u></p> <p>(6) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(7) <u>容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、<u>運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</u></p> <p><u>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（以下「外運搬規則」という。）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（以下「車両運搬規則」という。）に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第1項から第2項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</u></p>	<p>第6章 放射線管理 第4節 物品移動の管理</p> <p>(事業所において行われる運搬)</p> <p>第54条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第18条に定める運搬に関する措置を<u>講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。</u></p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>
<p>(事業所外への運搬)</p> <p><u>第106条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p> <p>(2) <u>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見</u></p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第45条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課長等は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。</u></p> <p>(2) <u>外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p>(4) <u>A型輸送物については、みだりに開封されな</u></p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p><u>第69条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</u></p> <p><u>2 各課長は、運搬にあたっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p>(2) <u>核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品（核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p>	<p>(事業所外への運搬)</p> <p>第55条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。</p> <p>2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表17に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>

各施設の保安規定条文（案）

<p><u>やすい位置に法令に定める表示を有していること。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 容器等の表面汚染密度が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表49に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p><u>いように、かつ、開封された場合に開封されないことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 各課長は、前項の運搬において、次の事項（L型輸送物に関しては第3号を除く。）について放射線安全課長の確認を受ける。</u></p> <p><u>(1) 容器等の表面における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(2) 容器等の表面密度が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p> <p><u>(3) 容器等の表面から1m離れた位置における線量当量率が別表18に定める値を超えていないこと。</u></p>	<p><u>(4) A型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。</u></p> <p><u>4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表29に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</u></p> <p><u>ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</u></p>	
	<p><u>(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬)</u></p> <p><u>第45条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 吊上げ検査</u></p> <p><u>(3) 重量検査</u></p> <p><u>(4) 表面密度検査</u></p> <p><u>(5) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 温度測定検査</u></p> <p><u>(8) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(9) 圧力測定検査</u></p>	<p><u>原料ウランを納めた輸送物の運搬)</u></p> <p><u>第70条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2 保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 固縛検査</u></p> <p><u>(3) 表面密度検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 収納物検査</u></p> <p><u>(6) 重量検査</u></p>	

段階的に定めるMOX燃料加工施設
保安規定の制定時期の考え方について

1. はじめに

本資料は、規則類の改正に伴い、2020年6月1日に保安規定の認可申請を行った加工施設(MOX)における「段階的に定めるMOX燃料加工施設保安規定の制定時期」の基本的な考え方について、説明するものである。

2. 制定時期の基本的な考え方

加工保安規定審査基準において、「加工規則第8条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、これらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場又は事業所に搬入するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、これらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにこれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。」とされていることから、今回申請では、加工規則第8条第1項の要求事項のうち、設計及び工事段階で実施する保安活動の行為者と行為内容を定めることに加え、かつ、定めていなくても災害の防止上支障がない事項については、これらの事項を定める時期を定めることとする。

3. 試験計画について

MOX燃料加工施設では、燃料製造に先立ち核燃料物質(劣化ウラン及びMOX)を用いた試験を計画している。この試験で使用する劣化ウランは海外から輸入し、MOX燃料加工施設の供用開始前に先行して部分的に管理区域を設定するウラン貯蔵エリアに貯蔵することとしている。また粉碎装置で用いる劣化ウランを母材としたウラン合金ボールも同様に海外から輸入し貯蔵する。これら劣化ウランは密封容器に封入された状態で2t・HM程度貯蔵することを予定しており、核燃料物質の取扱い開始までの期間である数ヶ月程度貯蔵することを想定している。なお、試験で使用するMOXは再処理施設から搬入する。

工事着手から燃料製造までの流れを図1に示す。

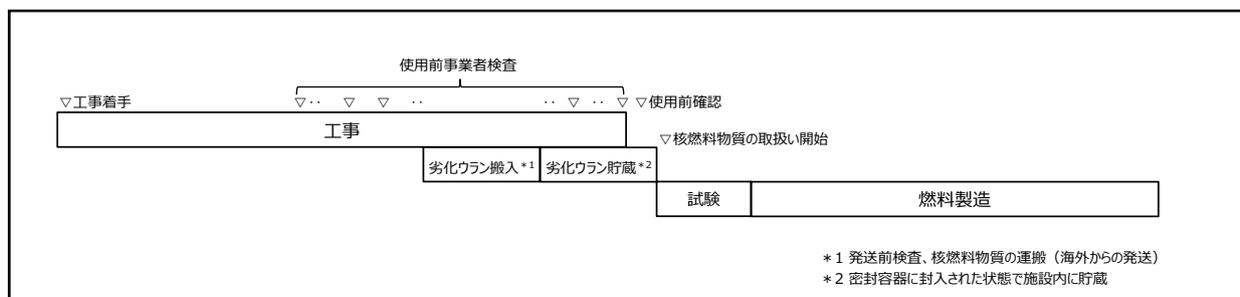


図1 工事着手から燃料製造までの流れ

4. 制定時期について

試験計画を踏まえ、保安業務の内容が変化するMOX燃料加工施設における保安規定は3段階で制定する。

工事着手から燃料製造までの保安規定の制定段階を図2に示す。

① 設計及び工事段階の保安規定

設計及び工事段階で定める保安規定であり、保安措置運用ガイドの建設工事中の施設管理要求の趣旨を踏まえ、工事中に実施すべき施設管理活動に必要な事項を定める。

② 核燃料物質搬入及び貯蔵段階の保安規定

①に加えて、試験及びMOX燃料の製造に用いるための劣化ウラン粉末及び劣化ウランを母材としたウラン合金ボールを搬入・貯蔵する段階で定める保安規定である。取扱う核燃料物質が劣化ウランであることから臨界等の異常事象は発生せず、密封容器に封入した状態で管理区域に貯蔵することを踏まえ、保安のために必要な事項を定める。

③ 運転段階の保安規定

試験開始以降、保安活動に必要な全ての事項を定める。

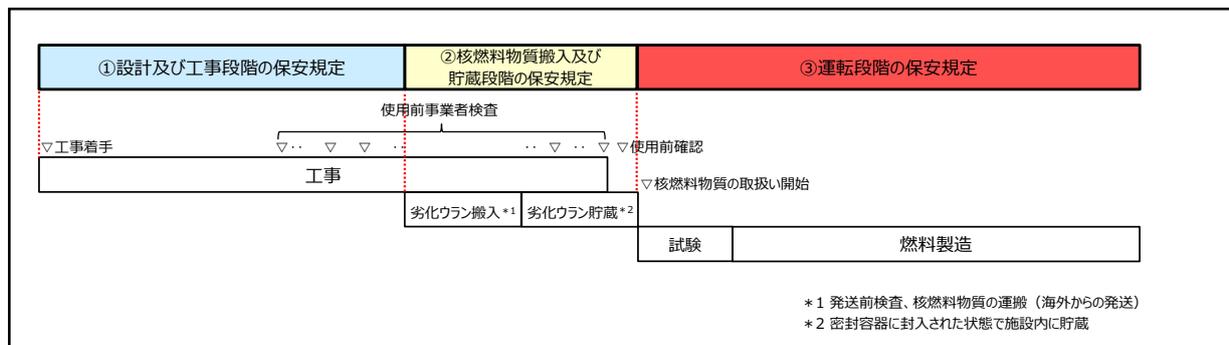


図2 工事着手から燃料製造までの保安規定の制定段階

段階に応じた保安規定の構成の変遷について

(○：適用、△：一部適用、－：適用外)

保安規定	設計及び工事段階の保安規定	核燃料物質搬入及び貯蔵段階の保安規定	運転段階の保安規定	各段階で規定する内容
第1章 総則	○	○	○	
第2章 品質保証	○	○	○	
第3章 保安管理体制	△※1	△	○※2	※1 核燃料取扱主任者の選任については、核燃料物質搬入及び貯蔵段階の保安規定にて規定する。設計及び工事段階において本章を規定しなくても、以下の理由から災害の防止上支障はない。 ・加工施設（MOX）の運転に関し、保安の監督を行う必要がないこと。 ・加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質等による災害の可能性がないこと。 ※2 核燃料物質による災害の防止のため、規定済みの条項を運転段階向けに見直す。
第4章 運転管理	－※1	△※2	○※3	※1 加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質による災害の可能性がないことから、設計及び工事段階において本章を規定しなくても、災害の防止上支障はない。 ※2 加工施設（MOX）に希釈用劣化ウラン等を搬入・貯蔵するため、核燃料物質による災害の防止のために必要な一部の条項（操作員の確保、巡視点検等）を追加する。 ※3 核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。また規定済みの条項を運転段階向けに見直す。
第5章 核燃料物質の管理	－※1	△※2	○※3	※1 加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質による災害の可能性がないことから、設計及び工事段階において本章を規定しなくても、災害の防止上支障はない。 ※2 加工施設（MOX）の一部に管理区域を設定し希釈用劣化ウラン等を搬入・貯蔵するため、核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。 ※3 核燃料物質による災害の防止のため、規定済みの条項を運転段階向けに見直す。
第6章 放射性廃棄物管理	－※1	－※2	○※3	※1 加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質による災害の可能性がないことから、設計及び工事段階において本章を規定しなくても、災害の防止上支障はない。 ※2 核燃料物質搬入及び貯蔵段階では、加工施設（MOX）の一部に管理区域を設定し希釈用劣化ウラン等を搬入・貯蔵するが、これらは密封容器に封入した状態で輸送・貯蔵するため、災害の防止上支障はない。 ※3 核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。
第7章 放射線管理	－※1	△※2	○※3	※1 加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質による災害の可能性がないことから、設計及び工事段階において本章を規定しなくても、災害の防止上支障はない。 ※2 加工施設（MOX）に希釈用劣化ウラン等を搬入・貯蔵するため、核燃料物質による災害の防止のために必要な一部の条項（管理区域の設定及び解除等）を追加する。 ※3 核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。また規定済みの条項を運転段階向けに見直す。
第8章 施設管理	△※1	△	○※2	※1 設計及び工事段階で必要となる施設管理を規定する。定期事業者検査の実施等については、運転段階において使用前事業者検査の後に実施することになるため、ここでは規定しない。 ※2 核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。また規定済みの条項を運転段階向けに見直す。
第9章 緊急時の措置	－※1	－※2	○※3	※1 加工施設（MOX）に核燃料物質がなく、核燃料物質による災害の可能性がないことから、設計及び工事段階において本章を規定しなくても、災害の防止上支障はない。 ※2 核燃料物質搬入及び貯蔵段階においては、劣化ウラン（粉末及び合金ボール）を取扱うが、これらは密封容器に封入した状態で搬入及び貯蔵し、かつ、核燃料物質の取出しを行わないため、漏えい等の核燃料物質等による災害の可能性はないことから、本章を規定しなくても災害の防止上支障はない。 ※3 核燃料物質による災害の防止のために必要なすべての条項を規定する。
第10章 保安教育	△※1	△※2	○※3	※1 設計及び工事段階において必要となる保安教育（関係法令及び保安規定の遵守に関すること）を社員等へ行う。 ※2 核燃料物質搬入及び貯蔵段階においては、※1に加えた保安教育（加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること）を社員等及び請負事業者等へ行う。 ※3 運転段階においては、※2に加えた保安教育（非常の場合に講ずべき処置に関すること）を社員等及び請負事業者等へ行う。
第11章 記録及び報告	△※1	△※2	○※3	※1 設計及び工事段階において発生する保安記録（保安管理体制、施設管理及び保安教育に係ること）の作成及び保管を規定する。 ※2 核燃料物質搬入及び貯蔵段階においては、※1に加えた保安記録（運転管理、核燃料物質の管理、放射線管理に係ること）の作成及び保管を規定する。 ※3 運転段階においては、※2に加えた保安記録（放射性廃棄物管理及び緊急時の措置に係ること）の作成、報告及び保管を規定する。
第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項	○	○	－※1	※1 すべての章、条項がそろう運転段階の変更で本章は削除。